

平成 22 年度

外務省政策評価書

(平成 21 年度に実施した施策に係る評価書)

事務事業評価版

平成 22 年 8 月

外 務 省

目 次 [事務事業評価版]

基本目標Ⅰ 地域別外交

I—1	アジア大洋州地域外交	1
I—2	北米地域外交	51
I—3	中南米地域外交	63
I—4	欧州地域外交	75
I—5	中東地域外交	99
I—6	アフリカ地域外交	107

基本目標Ⅱ 分野別外交

Ⅱ—1	国際の平和と安定に対する取組	117
Ⅱ—2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	143
Ⅱ—3	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	163
Ⅱ—4	国際経済に関する取組	177
Ⅱ—5	国際法の形成・発展に向けた取組	199
Ⅱ—6	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	211

基本目標Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策

Ⅲ—1	海外広報、文化交流	217
Ⅲ—2	報道対策、国内広報、IT 広報	235

基本目標Ⅳ 領事政策

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

基本目標Ⅵ 経済協力

Ⅵ—1	経済協力	285
Ⅵ—2	地球規模の諸問題への取組	291

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

基本目標 I 地域別外交

施策 I — 1 アジア大洋州地域外交

具体的施策

I-1-1	東アジアにおける地域協力の強化	3
I-1-2	朝鮮半島の安定に向けた努力	9
I-1-3	未来志向の日韓関係の推進	11
I-1-4	未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	15
I-1-5	タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	20
I-1-6	インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	33
I-1-7	南西アジア諸国との友好関係の強化	41
I-1-8	大洋州地域諸国との友好関係の強化	48

I-1-1 東アジアにおける地域協力の強化

(施策レベル評価版：36頁)

事務事業名 ①日・ASEAN協力

事務事業の概要

我が国は、ASEANとの関係強化をアジア外交の重要な柱として位置づけている。ASEANは、地政学的にも我が国にとって重要であり、また、ASEAN+3やEAS、ASEAN地域フォーラム(ARF)などの枠組みの中心であるほか、2015年までのASEAN共同体形成を目指し、統合を進めるとともに、ASEANを中心とした自由貿易協定(FTA)網が形成されるなど存在感を高めている。また、約6億人の人口を擁し、過去10年間高い経済成長率を達成するなど経済的な潜在性も高い。米、中、韓、豪、露等各国とも首脳会議開催、常駐代表部設置への動き、協力措置の拡充等、積極的なASEANとの関係強化に努めている。このようなASEANが統合を進め発展し、地域協力の中心的存在として引き続き積極的な役割を果たすことは、我が国の利益である。このような考えの下、我が国はASEANの統合を積極的に支援し、政治、経済、社会、文化といった分野でASEANとの関係の強化、深化に努めている。

有効性(具体的成果)

- (1) 平成21年度は、日ASEAN首脳会議(10月24日、於タイ)、日ASEAN外相会議(7月22日、於タイ)、日ASEANフォーラム(次官級の定期協議、12月16日、於日本)をはじめ、多数の対話を行った。こうした対話を通じて協力関係を深めるとともに、各分野における我が国の政策やASEANへの支援についてASEAN側の理解を深めることができた。
- (2) 特に上記首脳会議において鳩山総理は、ASEANが東アジアにおいて重要な位置を占めているとの認識を示し、ASEAN諸国との友好・協力関係をさらに強化し、地域の繁栄と安定のために貢献していきたいと表明した。具体的には、日メコン首脳会議開催等を通じたASEAN域内の格差是正に向けた支援、日ASEAN包括的経済連携協定や日本アセアンセンターなどを通じた経済成長の支援、新型インフルエンザ対策協力、テロ対策、青少年交流など日本が対ASEAN支援として実施した協力を紹介し、更なる日ASEAN関係の強化を表明した。これに対してASEAN側からは感謝の意が表され、日ASEAN関係の一層の発展に対する期待も寄せられた。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。日ASEANフォーラム開催に際しては、ロジ支援を行う業務の選定に企画入札を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日ASEAN協力は、日本とASEANの関係のみならず、東アジアの地域協力全体にとって引き続き重要な枠組みである。ASEAN共同体構築を視野に各国がASEANとの協力強化、ASEANへの支援強化を図る中、今後、我が国が東アジア共同体構築に向けて地域協力を主導していくためにも、様々な地域協力のハブとなっているASEANとの協力の強化、深化は重要である。

事務事業名 ②ASEAN+3協力

事務事業の概要

金融、経済・貿易、文化及び非伝統的安全保障等、東アジア地域協力の中で最も広範な分野を対象とするASEAN+3の枠組みにおいて、各分野における実務的協力を推進することで、東アジア地域、ひいては我

が国の安定と発展の確保を図る。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年7月には、タイでASEAN+3外相会議が開催され、北朝鮮問題やミャンマー情勢等の地域国際情勢の他、食料安全保障、チェンマイ・イニシアティブ等の金融協力、新型インフルエンザ対策及び東アジア自由貿易圏（EFTA）構想の促進等に関するASEAN+3協力について議論が行われた。
- (2) 平成21年10月には、タイでASEAN+3首脳会議が開催され、北朝鮮問題等の国際情勢の他、経済貿易（EFTAについては、民間研究の最終報告が経済貿易大臣会合を通じて首脳に提出された）、金融、気候変動、食料安全保障、ミャンマー情勢、教育、防災等に関するASEAN+3協力について議論が行われた。我が国からは、ASEAN+3協力における、単位の互換を含む質の高い大学間交流を促進するための取組、災害に強い社会作りのための取組に関する我が国のイニシアティブを表明するとともに、東アジア共同体構想について説明を行った。また、ASEAN+3における知的交流として実施されている東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）、東アジア研究ネットワーク（NEAS）、東アジアフォーラム（EAF）の諸活動に関し、各枠組みで実施された研究等の成果が提言として首脳に提出された。特に食料安全保障については、前年の食料・エネルギー価格の乱高下による地域への深刻な影響を踏まえ、地域協力を深化させることで一致し、食料安全保障及びバイオ・エネルギー開発に関する声明を発出した。
- (3) 平成21年11月には、我が国において、第2回女性と貧困削減に関するシンポジウム（専門家会合及び公開フォーラム）を開催した。ASEAN+3各国から、女性及び貧困分野担当の政府職員及びNGOの代表約50名が参加した。シンポジウムは、世界的な経済情勢の悪化等の状況を踏まえ、貧困に直面する女性への「社会的なセーフティネット」及び「暴力のないコミュニティ」をテーマとし、専門家会合では、各国代表が上記テーマに関する報告を行い、その後全体討論を行った。また、公開フォーラムでは、学生、一般市民等の聴衆に対して、各国代表がアジア女性の直面する様々な問題について報告を行った。
- (4) 平成22年3月には、シンガポールにてASEAN+3防災協力に関する高級実務者会合が開催され、前回の会合で我が国の支援として実施が決定した「ASEAN内の災害時情報通信システムの構築」及び「ASEAN大規模災害緊急対応能力を向上させる支援」に関する具体的な進め方についてASEAN側と協議を行った。

予算の効果的・効率的活用

1. 東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT）における我が国主催作業部会の事業の一部について、企画競争を導入した。
2. 平成21年7月のASEAN+3局長級会合にて、協力の優先付けを行い、最優先分野を食料・エネルギー安全保障、貧困削減、金融、防災とすることで合意し、ASEAN+3協力基金の事業実施に当たっては、当該分野の優先を承認基準の一つとすることを決定した。また、リードシェパード（協力を主導する国）制度を創設することで決定し、効果的且つ効率的に事業を実施していくことで合意した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

- (1) ASEAN+3協力は、東アジアで最も広範な分野を対象とし、地域統合の「主要な手段」と位置づけられており、我が国としても引き続き積極的に協力を推進する必要がある。
- (2) 今後は、ASEAN+3協力基金も有効活用しつつ、「東アジア協力に関する第二共同声明」を具体的に実現するための措置を着実に実施していく。特に、平成21年10月のASEAN+3首脳会議で表明した防災協力に関する我が国の取組を着実に実施していく。

事務事業名 ③東アジア首脳会議 (EAS)**事務事業の概要**

東アジアにおける平和、安定及び経済的繁栄を促進することを目的として、参加16か国（ASEAN10か国、日本、中国、韓国、インド、豪州及びニュージーランド (NZ) の計16か国）の首脳が一堂に会し、関心と懸念を共有する広範な戦略的、政治的及び経済的諸問題について対話を行うとともに、地域共通の課題に一致して対処するための具体的協力を促進し、地域の協力及び統合を深化させる。

有効性（具体的成果）

平成 21 年度は、10 月の首脳会議（タイ）、東アジア首脳会議参加国外相非公式協議（7 月 22 日、タイ）が開催され、経済・金融危機、環境・気候変動、EAS のレビューと将来の方向性、北朝鮮問題といった地域・国際問題について意見交換が行われた。また、エネルギー大臣会合（7 月、ミャンマー）、経済大臣会合（8 月、タイ）等が開催された。

世界経済・金融に対して、EAS 諸国が共同で取り組む姿勢を示した首脳の共同声明が発出された他、我が国も世界経済・危機の影響に対応し、アジアの成長力強化と内需拡大を図る観点から ODA 等をパッケージにした具体的な取組を発表し、各国の評価を得た。経済連携については、東アジア包括的経済連携（CEPEA）構想の民間研究報告が経済大臣会合に提出され、政府間で提言について議論・検討することが首脳会議に報告された。また、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）は、アジア開発銀行、ASEAN 事務局とともに、広域開発のマスタープランとなる「アジア総合開発計画」作成に取り組んでいる。ERIA については、日本だけでなく、豪州、NZ、インドも拠出を開始した。首脳会議では、他に防災に関する共同声明等が発出された。我が国は、世界・経済金融危機への対応策の他、第 2 回、第 3 回首脳会議で表明したエネルギー、環境分野の協力イニシアティブや年間 6000 名程度の青少年を日本に招聘する「21 世紀東アジア青少年大交流計画」を着実に実施した。このように、平成 17 (2005) 年の発足以降、EAS において具体的な協力が着実に進展している。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

東アジアの地域協力を推進するにあたり、我が国は東アジア共同体構想を長期的なビジョンとして、開放的で透明性の高い協力を推進することとしている。この観点から、EAS は、ASEAN10 か国、日中韓に加え、インド、豪州、NZ といった地域協力に貢献する意思と能力を有する国も参加していること、設立時の「クアラルンプール宣言」において、開放性、透明性等の原則が確認されていることに見られるように、我が国にとって重要な地域協力の枠組みである。平成 17 (2005) 年以降、国際経済・金融、環境・気候変動、エネルギー、防災、感染症といった分野で具体的な協力が進展しており、今後とも首脳主導の下での協力を一層進展させ、EAS の枠組みを発展させていく必要がある。今後、域内の経済的な一体性を更に高めるため、ASEAN が作成する「連結性」の取組を地域全体でいかに支援していくかが重要である。

事務事業名 ④日中韓協力**事務事業の概要**

日中韓三か国は、その GDP の合計が世界の約 16% を占め、ともに世界の主要国であるとともに、互いに直接的な影響を及ぼし得る隣国であり、東アジアの安定及び繁栄に大きな責任を有する。三か国が幅広い分野で未来志向の協力を推進し、相互理解に基づく信頼関係を強化することを通じ、我

が国のみならず地域全体の平和及び発展の確保を図る。

有効性（具体的成果）

（1）4月11日に（ASEAN関連首脳会議の機会を捉えて）タイ・パタヤで開催された日中韓首脳会議では、北朝鮮のミサイル問題を中心に議論が行われ、東アジア地域の平和と安全を守るために国際連合安全保障理事会として北朝鮮に対して一致して強いメッセージを迅速に発出すべきとの点で三か国の間で相当程度考え方が収斂してきたことが確認された。

（2）9月28日に中国・上海で開催された日中韓外相会議では、第2回日中韓サミットの準備のための実質的協議を行った他、北朝鮮情勢、東アジア地域協力、気候変動、軍縮・不拡散、国連改革等、共に関心を有する国際・地域情勢について率直な意見交換を行った。

（3）10月10日に中国・北京で開催された第2回日中韓サミットでは、三首脳が10周年を迎えた日中韓協力のこれまでの進捗状況を確認し、将来の展望を示すとともに、北朝鮮情勢や気候変動等、共に関心を有する国際・地域情勢について率直な意見交換を行った。また、会議の成果として、「日中韓協力10周年を記念する共同声明」及び「持続可能な開発に関する共同声明」を採択・発表した。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

独立した日中韓サミットの開催など、日中韓三国間協力は一層発展しており、日中韓行動計画に基づき具体的な協力が進展している。そのフォローアップも含め、こうした協力の機運を引き続き継続していく必要がある。特に、三か国が関係する主要な政治・外交課題や地域・国際問題に関して三国間で引き続き緊密な連絡及び調整を行うとともに、経済・金融危機や、環境保護・気候変動、感染症、防災といった国民生活にも重大な影響を及ぼし得る分野において、三国間の協力をより一層発展させていく必要がある。

事務事業名 ⑤地域の安定と繁栄を目指したその他の協力

事務事業の概要

アジア協力対話 (Asia Cooperation Dialogue: ACD)

アジア31か国の外務大臣が、国際社会におけるアジアの強みと競争力を強化することを目的に、定期的に意見交換を行う対話の枠組みであり、既存の地域枠組みを強化・補完し、アジアにおける地域共通の課題についての協力を推進している。

有効性（具体的成果）

（1）平成21年度は、10月15日に第8回ACD外相会合がスリランカ・コロンボにて開催された。会合内では、ACDの将来を中心に議論が行われ、また、経済や環境についても議論が及び、経済については、アジア経済は世界で最も早く経済の回復基調にあるとの指摘がある一方、世界経済・金融危機の影響はアジアでもまだ継続しており、引き続き各国が協調していくことが重要との指摘があった。また、環境については、気候変動による災害の影響とその対策に取り組むべき、再生可能エネルギーの研究を進めることが重要といった指摘があった。会合においては、コロンボ宣言が採択された。

（2）また、6月10日及び11日には、長野県長野市にて、14か国の政府関係者、国際機関及びNGO等約50名が参加し、第6回ACD環境教育推進対話が開催された。「生物多様性に関する教育～農山村地域での生態系保存への取組を中心に～」がテーマとなった同対話では、次のような成果が得られた。（イ）国際生物多様性年及び生物多様性に関する「2010年目標」の達成年でもある平成22(2010)年に、国内外において生

物多様性への関心が高まっている中、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を我が国がホストし、生物多様性に関する教育のあり方につき意見交換を行うことは、時宜にかなっており、内容的にも生物多様性に関するアジア地域における努力の一環として位置づけられるもので有意義であった、（ロ）フォローアップとして、生物多様性に関する教育についての情報交換のためのACD参加国間での緩やかなネットワークを構築した、（ハ）生物多様性問題を実効的に進めていくためには、幅広く関係者が参加する教育が必要であること、また、各地域のニーズに合致した形で進められることが重要であることにつき参加者間で共通した認識が持たれた。

（3）また、平成22年2月15日には、東京において、17か国の政府関係者、国際機関、有識者等約30名が参加し、ACD第2回法制度整備ワークショップが開催された。「アジア諸国への民法・民事訴訟法分野における支援の現状と展望」がテーマとなった同ワークショップは、（イ）グッド・ガバナンスや民法及び民事訴訟法の分野における法制度整備の重要性に関するアジア諸国の共通認識を増進するとともに、我が国を含む各国の経験、知見を共有する対話の場を提供し、（ロ）参加国間で法制度整備に対する認識を高め、自由・民主主義等普遍的価値観の共有による途上国への法の支配の確立といった観点からも有意義であった。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

ACDIは、重要な域外国と率直に意見交換が出来る貴重な対話の場である。この枠組みにおいて、協力プロジェクトを推進することにより、我が国が重視する環境への取組を発信すること、また、法制度整備について参加国間で議論を行うことは、アジアにおける我が国の存在感を示すとともに、法制度整備の重要性に対するアジア諸国の共通認識を高める有効な手段となるため、今後ともこれらの事業に対する現在の体制を引き続き維持する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 第12回日ASEAN首脳会議（概要）（平成21年10月24日）
- ・ 第12回日ASEAN首脳会議 議長声明
- ・ 日ASEAN外相会議（概要）（平成21年7月22日）
- ・ 第12回ASEAN+3首脳会議（概要）（平成21年10月24日）
- ・ 第12回ASEAN+3首脳会議 議長声明
- ・ 食料安全保障とバイオ・エネルギー開発に関する ASEAN+3協力に関するチャム・ホアヒン声明
- ・ ASEAN+3 防災協力の推進（日本の貢献）
- ・ ASEAN+3外相会議（概要）（平成21年7月22日）
- ・ ASEAN+3外相会議議長声明
- ・ 第4回東アジア首脳会議（概要）（平成21年10月25日）
- ・ 第4回東アジア首脳会議 議長声明
- ・ 東アジア首脳会議(EAS)防災に関する声明（平成21年10月25日）
- ・ 第4回東アジア首脳会議(EAS)におけるナーランダ大学再興構想に関する共同プレス・ステートメント
- ・ 東アジア首脳会議(EAS)参加国外相非公式協議（概要）（平成21年7月22日）
- ・ EAS参加国外相非公式協議議長声明

- ・ 第2回日中韓サミット（概要）（平成21年10月10日）
- ・ 日中韓協力10周年を記念する共同声明
- ・ 持続可能な開発に関する共同声明
- ・ 日中韓外相会議（概要）（平成21年9月28日）
- ・ 西村政務官の第8回アジア協力対話（ACD）外相会合出席（概要）
- ・ アジア協力対話（ACD）第6回環境教育推進対話
「生物多様性に関する教育～農山村地域での生態系保存への取組を中心に～」（概要と評価）
- ・ アジア協力対話（ACD）第2回法制度整備ワークショップ
「アジア諸国への民法・民事訴訟法分野における支援の現状と展望」（概要と評価）
- ・ 第16回ARF（ASEAN地域フォーラム）閣僚会合（概要）（平成21年7月24日）
- ・ 第16回ARF閣僚会合議長声明
- ・ ARFビジョン・ステートメント

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

(施策レベル評価版：40 頁)

事務事業名 ①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組

事務事業の概要

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、六者会合や日朝協議等を通じた平和的解決を図る。

有効性（具体的成果）

(1) 北朝鮮の核実験を受けての国連安保理における決議第1874号採択（平成21年5月）

北朝鮮は、平成21年4月、我が国を含む関係各国が自制を求めたにもかかわらずミサイル発射を強行し、更に5月には核実験を強行した。この核実験を受け、国連安保理では武器禁輸、貨物検査、金融面での措置などを含む決議第1874号が全会一致で採択された。我が国が、関係国と連携し、毅然とした対応をとったことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会に対して北朝鮮問題の重要性を示す上でも役立った。

(2) 対北朝鮮措置

平成18(2006)年10月に発表され、継続されている対北朝鮮措置に加え、平成21年4月のミサイル発射、5月の核実験実施発表を受け、追加の対北朝鮮措置を決定した。

(3) 北朝鮮は、核・ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

予算の効果的・効率的活用

出張時に、人数の見直し、経済的・効率的な経路の選択等を行った。また出張の回数を可能な限り限定して行えるよう、事前の打ち合わせ、準備等先方との調整を十分に行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

北朝鮮の核問題及びミサイル問題は、我が国の平和と安全に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。北朝鮮の核問題及びミサイル問題の平和的解決を図る上で、六者会合は、現時点において最も現実的な枠組みである。今後とも、六者会合共同声明の完全な実施に向けて、関係国との連携・協力を強化し、これまで以上の外交努力を傾注する必要がある。

事務事業名 ②拉致問題の解決や日朝関係の改善に向けた取組

事務事業の概要

(1) 北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題である。引き続き、北朝鮮側に対し、拉致問題の解決に向けた具体的な行動を求めていく。同時に、国際連合、六者会合、G8首脳会合等、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題解決に向けた国際的な連携の強化のために努力する。

(2) 拉致問題を含む諸懸案を包括的に解決した上で日朝国交正常化を実現する。

有効性（具体的成果）

（１）北朝鮮人権状況決議採択（平成21年12月）

平成21年12月の国連総会では、我が国の積極的な外交努力により、拉致問題を国際的懸念事項とする北朝鮮人権状況決議が採択された。

（２）拉致問題解決に向けた国際協力の強化

7月のG8ラクイラ・サミットでは、北朝鮮問題に関する日本の主張が参加国に支持され、首脳宣言において拉致問題が明示的に言及された。また、米国・中国といった関係国との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携の強化を図った。我が国の立場に対する国際社会の支持と協力を得ることができ、一定の成果があった。

（３）平成20年8月の日朝実務者協議で合意された拉致問題に関する全面的な調査を開始するよう北朝鮮に繰り返し要求しているものの、いまだ具体的な行動を開始しておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

予算の効果的・効率的活用

出張時に、人数の見直し、経済的・効率的な経路の選択等を行った。また出張の回数を可能な限り限定して行えるよう、事前の打ち合わせ、準備等先方との調整を十分に行った。

また、業者委託の際に、随意契約から競争入札に変更した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

拉致問題は、我が国の主権にかかわる重大な問題であるとともに、国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。また、鳩山政権の最重要課題の一つであり、対応を強化する必要がある。平成20年9月に北朝鮮側から、拉致被害者についての調査開始を見合わせるとの連絡があつて以降、北朝鮮側から具体的な対応が示されていないため、具体的進展は得られていないが、国際社会は、これまで以上に明確に北朝鮮に拉致問題の早期解決に向けた具体的行動を求めており、我が国としても、北朝鮮に対する働きかけを強化すると同時に、関係国との連携を一層強化する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版外交青書

HP掲載の下記資料

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html（基礎データ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/abd/index.html（日朝関係）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kai go/index.html（六者会合（北朝鮮の核問題等））

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/kakumondai/index.html（北朝鮮の核問題）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 1 - 3 未来志向の日韓関係の推進

(施策レベル評価版：44 頁)

事務事業名 ①政治分野の対話の促進

事務事業の概要

首脳・外相レベルの会談を始めとした政府間の対話を緊密に実施し、日韓間の諸問題に対応するとともに、北朝鮮をめぐる問題等日韓共通の課題に対する協力・連携の強化等を図る。

有効性（具体的成果）

平成21年6月に李明博大統領が訪日し、また、平成21年10月には鳩山総理が訪韓し、未来志向の日韓関係を構築・強化していくことを確認した。また、平成21年度には、4月を含め、5回の首脳会談（4月（於：ロンドン）、4月（於：パタヤ）、6月（於：東京）、9月（於：ニューヨーク）及び10月（於：ソウル））、6回の外相会談（4月（於：東京）、5月（於：ハノイ）、7月（於：プーケット）、9月（於：東京）、平成22年1月（於：東京）及び平成22年2月（於：ソウル））を実施するなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日韓関係を未来志向のものとして発展させていくためには、政治分野での緊密な対話は不可欠である。多くの二国間の諸懸案を適切に解決し、日韓関係全体を大局的に進展させていくとの観点から、また、北朝鮮問題等、日韓共通の課題に連携・協力していくために、今後も、より一層緊密な対話及び連携・協力の強化を進めていく必要がある。

事務事業名 ②人的交流の拡大

事務事業の概要

「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下での青少年交流事業や「日韓交流おまつり2009」を始めとする各種文化交流事業、知的交流事業を積極的に実施する。

有効性（具体的成果）

- (1) 人的交流を拡大するための環境整備として、平成17年度に金浦－羽田直行便の倍増、韓国人に対する無期限査証免除を実施したことを受け、平成21年の日韓間の往来者数が年間約464万人に達した。
- (2) また、平成17年の「日韓友情年2005」事業の一つとして成功を収めた「日韓交流おまつり」はその後にも継続してソウルで開催され、5回目となった平成21年は、東京とソウルで初の同時開催となった。東京では約14万人、ソウルでは約6万人が参加し、大成功を収めた。
- (3) 平成19年1月に開催された第2回東アジア首脳会議（EAS）で安倍総理（当時）が発表した「21世紀東アジア青少年大交流計画」の下、平成21年度は、1400人を超える韓国の中高校生、大学生、教員等が訪日した。また、平成20年4月の日韓首脳会談での決定に基づき、平成21年度から、日韓の大学生交流協定に基づく留学を支援する「日韓大学生交流事業」が開始され、日韓合わせて3年間で1500人を目途とする留学生交流を行っている。
- (4) さらに、平成21年10月の日韓首脳会談では、平成11年に設置された日韓文化交流会議の第3期を早

期に立ち上げることで一致しており、日韓両国の文化・芸術交流促進について幅広く協議し、日韓両国間の文化交流増進に積極的な役割を果たす場として両国間の国民・文化交流、ひいては全般的な日韓関係の発展に寄与することが期待されている。

予算の効果的・効率的活用

経費を要する本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り合い見積もりを取得する等して予算の効率的執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

人的交流の拡大は、日韓の相互理解を促進し、信頼関係を構築して行く上で、不可欠である。「日韓交流おまつり」等の文化交流事業が円滑に実施されるよう支援するとともに、「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づく青少年交流事業を着実にかつ効果的に実施し、平成20年4月の首脳会談で合意された日韓ワーキング・ホリデー制度における参加者上限の拡大等、引き続き両国の交流拡大とそのための環境整備に努めていく。

事務事業名 ③日韓間の過去に起因する諸問題への取組

事務事業の概要

過去に起因する諸懸案について、人道的観点から真摯に対応する。具体的には、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還に向けた作業の推進、在サハリン「韓国人」に対する支援など、多岐にわたる分野で真摯に取り組む。日韓歴史共同研究など、正確な歴史事実と歴史認識に関する相互理解促進に努める。

有効性（具体的成果）

- (1) 朝鮮半島出身者の遺骨問題については、祐天寺に保管されている旧軍人・軍属の遺骨を、平成20年1月に101体、同年11月に59体返還したのに続き、平成21年7月には44体返還するなど、着実に進展させてきている。
- (2) 在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。
- (3) 第二期日韓歴史共同研究については、平成19年6月より本格的に開始し、計5回の全体会議を経て、平成22年3月、共同研究の成果が取りまとめられた。

予算の効果的・効率的活用

経費を要する本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り合い見積もりを取得する等して予算の効率的執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

未来志向の日韓関係を更に発展させていく上で、韓国国民の過去をめぐる心情を重く受け止めつつ、日韓の過去に起因する諸問題に人道的観点から真摯に対応していくことは不可欠である。今後も、諸問題の解決へ向けた進展を得られるよう、地道な外交努力の継続が必要である。

事務事業名 ④日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ境界画定等）

事務事業の概要

竹島問題や海洋の問題等の日韓間の懸案を平和的に解決するため、粘り強く外交努力を行う。こ

の際、我が国として主張すべきは主張しつつも、こうした日韓間の一部の問題をめぐる立場の相違が日韓の友好協力関係全般を後退させることのないよう、大局的な見地からの解決を図る。

有効性（具体的成果）

平成18年に再開された排他的経済水域（EEZ）境界画定交渉は、平成21年3月に第10回交渉を実施し、現在も交渉が継続中である。また、EEZ境界画定には一定の時間がかかることから、喫緊の課題として、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉も併せて行なっている。

竹島についての日本政府の立場は一貫しており、パンフレットの作成などにより対外的に周知するとともに、韓国側に対しても累次にわたり申し入れている。いずれにせよ、日本政府としては、この問題の平和的解決のため、粘り強い外交努力を行っていくという方針である。

予算の効果的・効率的活用

経費を要する本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り合い見積もりを取得する等して予算の効率的執行に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日韓間の諸懸案は、我が国の国益上重要な問題であると同時に、その帰趨如何によっては、日韓双方の国民感情にも影響を及ぼす。我が国としては、主張すべきは主張しつつ、これらの問題の解決のため粘り強く努力すると同時に、日韓両国の未来志向的な関係の発展のために大局的な判断に立って対応する必要もあり、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

事務事業名 ⑤経済緊密化のための各種協議等の推進（日韓EPAに関する協議を含む）

事務事業の概要

日韓EPA交渉の早期再開・妥結を通じ、東アジアの先進資本主義国たる日韓両国の経済関係を更に深め、両国のみならず地域の経済発展に寄与することを目指す。

有効性（具体的成果）

日韓経済連携協定（EPA）交渉については、平成21年から、交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務者協議を開催してきたが、平成21年2月の日韓外相会談において、実務者協議のレベルを格上げすることで一致した。この合意を受けて、7月及び12月、審議官級を代表とした実務者協議が開催され、日韓EPAの重要性についての認識が共有された。

また、4月に日韓経済局長協議が立ち上げられた（12月に第2回開催）。更に、10月には、第8回日韓ハイレベル経済協議が開催されるなど、政府レベルでの対話・協議が活発に行われた。

予算の効果的・効率的活用

出張時に、人数の見直し、経済的・効率的な経路の選択等を行った。また出張の回数を可能な限り限定して行えるよう、事前の打ち合わせ、準備等先方との調整を十分に行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日韓両国の経済関係の強化、特に日韓EPAは、両国のみならず地域の経済発展や安定にとっても重要である。日韓EPA交渉の早期再開・妥結に向け、更なる外交努力を傾けていくことが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

○平成22年版外交青書

○外務省 HP 掲載の下記資料

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html> (基礎データ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/josei.pdf> (最近の韓国情勢)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/kankei.pdf> (最近の日韓関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/pdfs/keizai.pdf> (韓国経済の現状と日韓経済関係)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/visit/index.html> (要人往来)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/cv/index.html> (要人略歴)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/kaidan/index.html> (首脳・外相会談等)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/koryu/index.html> (日本と韓国間の交流)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/rekishi/index.html> (日韓歴史共同研究)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_korea/index.html (日韓経済連携協定)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html> (竹島問題)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html (日本海呼称問題)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

(施策レベル評価版：49頁)

事務事業名	①要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルにおける頻繁かつタイムリーな対話の実施
事務事業の概要	(1) 政府ハイレベルを含む様々なレベルでの胸襟を開いた対話の実施。 (2) 「戦略的互惠関係」の構築に向け、幅広い分野について、様々なレベルで対話を強化。
有効性（具体的成果）	平成21年度においては、7回の首脳会談が行われるなど、首脳及び外相会談を含むハイレベルの意思疎通が活発に展開された。その他、日中ハイレベル経済対話（大臣級）、日中戦略対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、日中人権対話（局長級）、日中外報官協議（局長級）等を実施し、「戦略的互惠関係」の構築に向けて対話が積み重ねられた。
予算の効果的・効率的活用	本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り予算の効率的執行に努めた。本件事業に係る出張に関しても、出張者の等級に応じ、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なビジネス・エコノミーのディスカウント航空券を購入して予算の節約に努めた。
事業の総合的評価	<input type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) 平成21年度は、4月に麻生総理大臣（当時）、10月に鳩山総理大臣がそれぞれ訪中した他、国際会議の場での会談を合わせ計7回の首脳会談が行われ、「戦略的互惠関係」の具体化、充実に向けて首脳間での緊密な対話が重ねられた。また、頻繁な首脳間の対話の他にも、外相会談をはじめとする大臣レベルでの対話、安全保障、経済、文化等各分野の関係当局間の協議を積極的かつ頻繁に実施した。今後もアジア及び世界に貢献しながら日中両国が共通利益を拡大していく「戦略的互惠関係」の更なる充実及び個別の懸案の解決に向けて、様々な分野においてより一層対話を強化していく必要がある。
事務事業名	②新日中友好21世紀委員会、日中歴史共同研究の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進
事務事業の概要	日中両国の有識者による新日中友好21世紀委員会の開催をはじめとする日中間の民間有識者を含む重層的な交流を促進し、相互理解・信頼醸成に努める。
有効性（具体的成果）	平成21年度は、日中歴史共同研究について、12月の第4回全体会合（最終会合）において、それぞれの共同研究の総括を行い、平成22年1月に研究成果である報告書（自国語論文のみ）を発表した。また、新日中友好21世紀委員会については、11月の外相会談において日中双方の委員リストの交換を行い、新しいメンバーによる委員会が発足した。平成22年2月には北京及び揚州において第1回会合を開催した。以上のような、民間有識者を含む重層的な交流の着実な進展は、日中間の相互理解・信頼醸成に大きく寄与している。
予算の効果的・効率的活用	本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り予算の効率的執行に努め

た。本件事業に係る出張に関しても、出張者（有識者等を含む）の等級に応じ、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なビジネス・エコノミーのディスカウント航空券を購入して予算の節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日中歴史共同研究は、二千年余の日中交流に関する歴史、近代の不幸な歴史及び戦後 60 年の日中関係の発展に関する歴史について、日中首脳間の合意に基づき、日中双方の委員が忌憚のない議論を重ねる場であり、かかる有識者間の交流・対話は、相互理解と信頼に基づく未来志向の日中関係の発展にとって極めて有意義である。同研究については、平成 20 年 5 月の胡錦濤国家主席訪日時に、首脳間で歴史共同研究の果たす役割を高く評価し、同研究を今後も継続していくことで一致している。

新日中友好 21 世紀委員会は、21 世紀における日中関係を一層発展させていくため、日中双方の有識者が、政治、文化、科学技術等の幅広い分野に関して議論し、両国政府首脳に提言・報告を行う委員会であり、昭和 59（1984）年以来、約 5 年ごとに委員を入れ替えて行われてきた。平成 21 年度に新メンバーを迎えたことを受け、今後は活動を更に活発化させ、日中両国の委員の間での自由な意見交換を行っていく予定である。

事務事業名 ③日中ハイレベル経済対話をはじめとする各種経済協議

事務事業の概要

日中経済の現状と今後のあり方に関し、マクロ経済や貿易・投資等にかかる問題解決や協力促進につき総合的な見地から議論を行い、両国経済の相互補完関係を一層強化するとともに、両国経済関係の進展をはかる。

有効性（具体的成果）

平成 21 年度には、6 月に、東京において、第 2 回日中ハイレベル経済対話を開催し、世界金融情勢、貿易・投資、環境・エネルギー、地域・国際経済問題についてハイレベルで率直な意見交換を行い、相互理解が促進された。また、協議では、日中ハイレベル経済対話が、日中経済関係を進展させ日中間の「戦略的互惠関係」を推進するための最も重要な枠組みであること、また、多くの課題に直面し、不透明感の増しつつある現下の国際社会において、日中両国の果たすべき使命は極めて重大であることを確認した。

日中経済の相互依存関係がますます高まり、地域及び国際社会においてますます重要な責任を担いつつある現状を踏まえ、世界経済金融危機への対応、貿易・投資、気候変動を含む環境・省エネルギー及び地域及び国際経済に関して、双方の経済担当閣僚による率直な意見交換が行われ、相互理解が促進された。

予算の効果的・効率的活用

本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、事前に論点整理を十分に行い、実際の短期間の会合で結論が得られるよう、可能な限り予算の効率的執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

貿易や投資等の経済指標を見ても明らかなように、我が国にとって、日中経済関係はますます重要性を増しており、また、世界経済における日中両国の重要性も増大している。多くの課題に直面し、不透明感の増しつつある現下の国際社会において、日中両国の果たすべき使命は極めて重大である。日中経済関係が健全に発展し、世界経済の持続的発展に貢献していくためには、アジアの成長力強化及び世界経済における問題への取組等において、日中両国が緊密に意思疎通を図り、協力して主導的役割を果たしていく必要がある。なお、第 3 回の日中ハイレベル経済対話を平成 22（2010）年末までに中国において開催する

ことで一致している。

事務事業名 ④各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化

事務事業の概要

中国の中央及び地方政府の指導者、各界において一定の影響力を有する者、次世代の指導者等の各種招聘を通じて、中央から地方まで、幅広い分野での関係構築・強化に努める。また、日中双方の国民レベルでの相互理解の不足が指摘される中、特に若い世代の間の相互理解の促進のため、高校生交流を含む青少年交流を積極的に実施することによって、両国の国民間の幅広い交流を図り、両国国民の相互理解を促進する。研究者やメディア招聘においては、日中関係をめぐる諸課題等に関する両国の人材間での意見交換を支援し、両国国民の言論をリードする人材を通じて情報を発信することにより、両国国民間の相互理解を促進する。

有効性（具体的成果）

平成21年度は、汪洋広東省党委書記や強衛青海省党委書記といった指導者や香港政府職員等の招聘を実施し、日本の各界との率直な意見交換や視察を通じて、良好な関係の構築と日本理解を促進した。また、平成21年は、前年に引き続き4,000人規模の日中の青少年の相互訪問を実施するため、高校生交流に加え、大学生、教員、行政、経済、農業、学術、文化芸術、メディア、科学技術、医療・衛生、環境・省エネ等の分野における青年代表の招聘・派遣を行った。結果としては、新型インフルエンザの影響もあり、高校生を中心に一部の交流事業が延期となったことから、相互訪問者数の総計は3,000人余りとなったが、多くの青少年が相手国での生活や交流を通じて相互理解を深めた。

予算の効果的・効率的活用

本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、招聘事業における宿舍の選定等で滞在費用を極力抑えるような工夫をするなど、予算の効率的な執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日中両国の国民間での相互理解の必要性が一層増している中、各種招聘・派遣や日中知的交流事業の実施を通じて国民レベルの直接の交流を一層拡大していくことは極めて重要である。ハイレベルの招聘や各分野における招聘を通じて、中国の指導者層や各界リーダー層の正しい対日理解を促進することは必要不可欠である。また、両国民、特に、日中の高校生を中心とする青少年が相手国で生活し、交流を通じて相互理解を深めることは、良好な対日感情の形成を促進することにもつながるものであり、平成22年度も引き続き本事業を積極的に推進していく。なお、12月に習近平国家副主席が来日した際、鳩山総理大臣から、これまでの毎年4,000人規模の交流に加え、今後、毎年700名規模で中国の次世代を担うメディア、研究者等の青年を招聘することを提案し、青少年交流を一層充実させることで一致している。

ただし、招聘対象者の選定や事業実施の手法等については、より効果的かつ効率的となるよう今後とも協議していく。

事務事業名 ⑤日本・モンゴルパートナーシップ推進事業による閣僚レベルの招聘及び有識者の派遣等を通じた「総合的パートナーシップ」の確立に向けた取組

事務事業の概要

本件事業は文化人等派遣、閣僚級招聘、研究委託の3本柱からなる。派遣においては、時宜に応じたテーマやその年々の文化・スポーツ関連事業等を踏まえて我が国の著名人を派遣し、テーマに関する最先端の知見を提供し、またモンゴル側の有力な関係者との交流・人脈形成を支援する。招聘においては、外務

省の既存の招聘スキームでは対応できなかった現職閣僚クラスの招聘を機動的に実施し、各年において直面する両国の政策課題や重点課題に応じた日本側カウンターパートとの関係強化及び相互理解を図る。研究委託は、世界的に見ても高いレベルを誇る我が国のモンゴル研究（Mongology）の伝統を踏まえ、我が国の対モンゴル外交の基盤となるモンゴル国及びモンゴル系諸民族の社会に関する知見のより一層の深化を図るために、民間の有識者・学識経験者に対して一定のテーマでの調査研究を委嘱する。

有効性（具体的成果）

平成21年度は、大統領府長官の招聘、我が国の医療関係者の派遣、経済・通商関係のモンゴル国内法に関する調査委託の3件を実施し、モンゴル大統領府ハイレベルと日本側との信頼関係構築及び対日理解の促進、モンゴルにおける外科医療の向上にかかる技術移転促進、今後の日・モンゴル経済連携協定（EPA）締結を見据えたモンゴルの経済関係法制度の着実な把握において、それぞれ多大な成果を挙げた。

予算の効果的・効率的活用

本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、委託事業では、入札を実施して経費を極力抑えるなど、可能な限り予算の効率的な執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

本件事業は、中国・モンゴル課のモンゴル担当官及び在モンゴル大使館員自らが、モンゴル側のその年々の多様なニーズや我が方の問題意識を踏まえつつ、全ての受入機関・団体と緻密な連絡を直接取り合いながら丁寧に実施するいわば手作りの事業であり、派遣・招聘・研究委託のいずれにおいても、モンゴルとの間の外交目標である「総合的パートナーシップ」の構築において極めて効果的な事業と評価されている。

モンゴルの豊富な鉱物資源の埋蔵を背景とする互恵的な経済・通商関係の強化という新たな局面に進みつつある両国関係の強化に際し、ますますその必要性を増していることもあり、今後も本件事業を対モンゴル外交の重要なツールのひとつとして継続的に実施することは、我が国にとって独自の戦略的重要性を有するモンゴルとの外交政策の展開において極めて重要である。

ただし、招聘対象者の選定や事業実施の手法等については、より効果的かつ効率的となるよう今後とも協議していく。

事務事業名 ⑥日台間の非政府間の実務関係の推進

事務事業の概要

昭和47年の日中共同声明発出以降、非政府間の実務関係となっている日台関係を、財団法人交流協会と亜東関係協会の枠組みを通じて推進する。

有効性（具体的成果）

台湾は日本にとって中・米・韓に次いで第4位の貿易相手先であり、日台間の人的往来は年間約202万人に達する等、日本にとって緊密な関係を有する重要な地域となっている。人的往来の面では、6月から日台双方でワーキングホリデー制度が開始された。また、平成22年10月以降の羽田—松山（台湾）路線開設も合意された。上記のように、日台関係は、非政府間の実務関係として着実に発展してきている。

予算の効果的・効率的活用

本件事業の実施に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、本件事業に係る出張に関しても、より安価な航空券を購入して予算の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

上記のとおり、台湾は我が国と経済、人的交流等緊密な関係を有する重要な地域であることから、今後も非政府間の実務関係を維持していく。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版外交青書、

外務省ホームページ—各国・地域情勢—アジア—中華人民共和国、モンゴル国、台湾

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの 友好関係の強化

(施策レベル評価版：54頁)

事務事業名 ①要人往来を通じた二国間関係の強化

事務事業の概要

(1) タイ

(イ) 平成21年4月、麻生総理(当時)、中曽根外務大臣(当時)がASEAN関連首脳会議に出席するためにタイ東部のパタヤを訪問したが、反政府デモ隊(タクシン元首相支持派、赤シャツ・グループ)が会議会場に乱入したため、会議自体は延期となった。アピシット首相は麻生総理(当時)と短時間の会談を行い、会議延期について深いお詫びを表明した。

(ロ) 平成21年4月、御法川外務大臣政務官(当時)がアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)総会に出席するためタイのバンコクを訪問し、カシット外相やアナン元首相等と会談を行うとともに、タイ北部のチェンマイを訪問し、日系企業関係者や在留邦人との意見交換を行った。

(ハ) 平成21年5月、コープサック副首相が日本経済新聞社主催国際交流会議「アジアの未来」出席のため訪日し、東京で御法川外務大臣政務官(当時)と会談を行った。

(ニ) 平成21年7月、中曽根外務大臣(当時)がASEAN関連外相会議のためにタイ南部のプーケットを訪問し、カシット外相との間で外相会談を行うとともに、日・タイ受刑者移送条約に署名を行った。

(ホ) 平成21年10月、岡田外務大臣は第2回日メコン外相会議に出席するためカンボジアのシアムリアップを訪問し、カシット外相との間で外相会談を行った。

(ヘ) 平成21年10月、鳩山総理がASEAN関連首脳会議に出席するためにタイ西部のホアヒンを訪問し、アピシット首相との間で首脳会談を行った。

(ト) 平成21年10月、プラソップスック上院議長一行が参議院の招待で訪日し、天皇・皇后両陛下に拝謁するとともに、江田参議院議長、横路衆議院議長、鳩山総理、岡田外相等との意見交換を行った。

(チ) 平成21年11月、第1回日本・メコン地域諸国首脳会議(以下、日メコン首脳会議)に出席するため、アピシット首相がカシット外相、ポンティワー商務相等と共に訪日し、鳩山総理と日タイ首脳会談を行った。

(リ) 平成22年1月、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)第4回外相会合に出席するために訪日したカシット外相は、岡田外務大臣との間で外相会談を行った。

(ヌ) 平成22年3月、バンコクで開催されたIPU(列国議会同盟)の第122回会議に出席するため日本議員団(団長：藤谷光信参議院議員)が派遣され、タイ日友好議員連盟(会長：ソンサック上院議員)等との間で意見交換を実施した。

(2) ベトナム

(イ) 平成21年4月、ベトナムにおける事実上の最高指導者であるマイン共産党書記長が公賓として訪日し、麻生総理(当時)との会談後、「アジアにおける平和と繁栄のための戦略的パートナーシップに関する日本・ベトナム共同声明」を発出した。

(ロ) 平成21年5月、ズン首相が日本経済新聞社主催国際交流会議「アジアの未来」出席のため訪日し、麻生総理(当時)と会談した。

(ハ) 平成21年5月、ベトナムにおける第9回アジア欧州会合(ASEM)外相会合開催に合わせ中曽根外務大臣(当時)が訪越し、チエット国家主席への表敬、キエム副首相兼外相との会談を行った。

(二) 平成21年10月、ホアン商工大臣が訪日し、岡田外務大臣との間で日越経済連携協定発効に伴う第1回合同委員会を開催した。

(ホ) 平成21年11月、日メコン首脳会議に出席するためズン首相が訪日し、鳩山総理との間で二国間首脳会談を行った。

(ヘ) 平成22年1月、FEALAC第4回外相会合開催にあわせキエム副首相兼外相が外務省賓客として訪日し、岡田外務大臣との間で日越協力委員会第3回会合を実施した。また右会合の機会をとらえ、ベトナムの市場経済地位・経済構造に関する協議フォーラムを開催した。

(ト) 平成22年3月、クアン共産党対外委員長が当省オピニオンリーダー招待により訪日し、福山外務副大臣等との会談を行った。

(3) カンボジア

(イ) 平成21年10月、岡田外務大臣が第2回日メコン外相会議出席のためカンボジアを訪問し、フン・セン首相への6か国外相合同表敬、ハオ・ナムホン副首相兼外相との会談等を行った。

(ロ) 平成21年11月、フン・セン首相が訪日し、日メコン首脳会議に出席した他、鳩山総理大臣と首脳会談を行った。

(ハ) 平成21年12月、ソック・アン副首相兼閣僚評議会担当大臣が岡田財団主催アンコールワット展開会式出席のため訪日し、岡田外務大臣と会談を行った。

(4) ラオス

(イ) 平成21年5月、ブアソーン首相が日本経済新聞社主催国際交流会議「アジアの未来」出席のため訪日し、麻生総理(当時)との会談を行い、貿易・投資促進、世界経済・金融危機に対する取組及び日・メコン地域間の協力等につき意見交換を行った。また、皇太子殿下への御接見、友好議連との懇談、経済団体や個別企業との懇談等を積極的に行った。

(ロ) 平成21年9月、シンラヴォン計画投資大臣が訪日し、日本アセアンセンター主催「ラオス投資セミナー」においてラオスの投資環境改善につきプレゼンテーションを行った他、関係省庁・機関及び経済界との懇談や、名古屋・京都の友好団体との交流等を行った。

(ハ) 平成21年10月、カンボジアで行われた第2回日メコン外相会議において、岡田外務大臣とトンルン副首相兼外相との間で会談を行い、チュンマリー国家主席の訪日及び日メコン女性議員会議を始めとするハイレベルの往来やクラスター弾に関する条約の締約国拡大に向けた取組等につき意見交換を行うとともに、岡田大臣より在ラオス日本商工会議所の早期設立に向けた協力を要請した。

(ニ) 平成21年10月、原口総務大臣が日ASEAN情報通信大臣会合(於: ビエンチャン)出席のためにラオスを訪問してブアソーン首相及びカムルアット郵電庁長官と会談を行い、日・ラオス間における情報通信分野の協力の促進につき意見交換を行った。

(ホ) 平成21年11月、日メコン首脳会議出席のためブアソーン首相が訪日し、鳩山総理と会談を行い、ラオスにおける森林保全、メコン地域のインフラ整備、ラオスのWTO加盟に向けた取組及び投資環境の整備等につき意見交換を行った。会談終了後、両国外相間で財政強化支援のための円借款(15億円)の署名式を実施した。

(ヘ) 平成21年12月、日メコン女性議員会議出席のため、西村外務大臣政務官及び日本議員団5名(団長: 小宮山泰子衆議院議員)がラオス(ルアンパバーン)を訪問し、メコン地域諸国の議員団との間で女性の権利保護や社会的地位の向上につき積極的な意見交換を行った。西村政務官は、ブアソーン首相、トンルン副首相兼外相及びシタヘン農林大臣を始めとするラオス要人との間で、日ラオス外交関係樹立55周年(平成22(2010)年)に向けた関係強化や環境・気候変動問題につき意見交換を行った。

(ト) 平成22年3月、チュンマリー国家主席兼党書記長が公式実務訪問賓客として訪日し、鳩山総理との間で会談を行った（主要な議題は環境・気候変動、経済協力、貿易・投資促進等）。両国首脳は会談後に共同声明「恒久的な友好関係及び地域の繁栄に向けた包括的パートナーシップの強化」を発表し、両国外相による気候変動に関する無償資金協力4件（鳩山イニシアティブの一環として実施）の署名式を実施した。また、天皇皇后両陛下との御会見及び宮中午餐、衆・参両院議長との会談、経済団体や民間団体との懇談、京都視察等が行われた。

(チ) 平成22年3月、秋篠宮殿下及び眞子内親王殿下がラオスを非公式に御訪問になり、ビエンチャンにおいてチュンマリー国家主席への表敬を行われた他、ブンニャン国家副主席主催歓迎晩餐会及び東大総研博物館「農の技」開会式に御出席になり、北部ルアンナムター県では家禽類の御研究を行われた。

(5) ミャンマー

(イ) 平成21年5月、アウン・サン・スー・チー女史の訴追を含めたミャンマーの民主化問題に関し、中曽根外務大臣（当時）はニャン・ウイン外相と電話会談を行った他、ベトナムで行われた第9回ASEM外相会合の機会に同外相と会談を行った。その際、中曽根外務大臣（当時）は、邦人死亡事件の真相究明等につき働きかけを行った。

(ロ) 平成21年7月、中曽根外務大臣（当時）は、タイにおけるASEAN関連外相会合の機会にニャン・ウイン外務大臣と会談を行い、ミャンマーの民主化問題につき働きかけを行った。

(ハ) 平成21年10月、岡田外務大臣は、カンボジアにおける第2回日メコン外相会議の機会にニャン・ウイン外相と会談を行い、ミャンマーの民主化及び邦人死亡事件の真相究明等についての働きかけを行った。

(ニ) 平成21年11月、鳩山総理は、日メコン首脳会議の機会にテイン・セイン首相と会談を行い、ミャンマーの民主化問題につき働きかけを行った。岡田外務大臣からも同首相に対し働きかけを行った。

(ホ) 平成22年1月、岡田外務大臣は、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）に出席するため訪日したニャン・ウイン外相と会談を行い、ミャンマーの民主化問題につき働きかけを行った。

有効性（具体的成果）

(1) タイ

(イ) タイは平成20年7月から平成21年12月までASEAN議長国であり、ASEAN関連会議を主催する際に、総理、外相など我が国要人がタイを訪問する機会が多く、その機会をとらえて日タイ間で頻繁な会談が実施された。反政府デモ隊（赤シャツ・グループ）による妨害行為により、平成21年4月のASEAN関連首脳会議が急遽延期に追い込まれる事態にも陥ったが、その後、同年7月には無事にASEAN関連外相会議を開催し、その際に行われた日タイ外相会談で日本にとって初めての二国間での受刑者移送条約となる日・タイ受刑者移送条約への署名を行った。

(ロ) また、鳩山政権が成立した直後である10月に鳩山総理がタイを訪問し、日タイ首脳会談を行い、新政権においても日タイ関係を強化、発展させることで一致した。日メコン首脳会議に出席するために訪日したアピシット首相と鳩山総理との会談でも、二国間関係にとどまらず、気候変動やメコン地域情勢などについて意見交換が行われた。その際に、タクシン元首相の処遇をめぐる問題で陰悪であったタイとカンボジア関係に鑑み、鳩山総理から両国首脳に対して関係改善のための努力を求めた。

(ハ) 議員交流として、プラソップスック上院議長一行が参議院の招待で日本を訪問し、要人との間で交流を深めた他、複数のタイ国会の常任委員会一行が訪日し、日本側の国会議員と意見交換を行った。また、バンコクで開催されたIPU会議に日本議員団が出席し、タイをはじめとする各国議員団との間でさまざまな意見交換を行い、交流を深めた。

参考1：日本からタイへの渡航者数（出典；日本政府観光局（JNTO））

平成21年 統計情報なし

平成20年 114万6千人

平成19年 127万7千人

参考2：タイから日本への渡航者数（出典；日本政府観光局（JNTO））

平成21年 17万7千人

平成20年 19万1千人

平成19年 16万1千人

（2）ベトナム

（イ）平成21年度は4月のマイン書記長訪日に始まり、ズン首相が2度にわたり訪日する等首脳レベルを含むベトナム要人の訪日が増加して行われた。特に4月のマイン書記長訪日は、ベトナムの事実上の最高指導者である共産党書記長の約7年ぶりの訪日という重要性のみならず、両国間で「戦略的パートナーシップ」が確立したことを確認し、それを一層発展させるためあらゆる分野における協力を強化していくことで一致する等大きな成果をもたらした。さらに9月の国連総会の際の鳩山総理とチエット国家主席との首脳会談及び11月の日メコン首脳会議の際の鳩山総理とズン首相との首脳会談において、鳩山総理から、新政権として日越関係を従来以上に重視していく方針を明確に打ち出した。

（ロ）平成21年10月のホアン商工大臣の訪日では、日越経済連携協定の発効に伴う第1回合同委員会を開催し、同協定の円滑かつ着実な実施に向けて両国が協力していくことを確認した。

（ハ）平成22年1月のキエム副首相兼外相訪日（外務省賓客）においては、日越協力委員会第3回会合を開催し、関係各省庁からの出席も得て、両首脳間で合意した戦略的パートナーシップを具体化するため、両国間のあらゆる分野における具体的協力のあり方について率直な意見交換を行った。また右会合の機会をとらえ、日本として初の試みであるベトナムの市場経済地位・経済構造に関する協議フォーラムを開催し、越の市場経済化の進展状況や他国との協議の現状につき協議したことは有意義であった。

（ニ）平成22年3月のクアン共産党対外委員長訪日（オピニオンリーダー招待）は、ベトナム共産党内で対外関係を総括する立場の同委員長に、日本に関する理解や日越関係の重要性を認識してもらい、また我が国要路との関係を構築してもらうことができた。

参考：日本からベトナムへの渡航者数（ベトナム観光総局）

平成21年 35万人（-10.2%）

平成20年 39万人（-6.1%）

平成19年 42万人（+9.0%）

（3）カンボジア

（イ）平成21年10月、岡田外務大臣が第2回日メコン外相会議出席のためカンボジアを訪問した。ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣との会談では、日本が、カンボジアを最重点国の一つとして、インフラ整備、人材育成等あらゆる面で支援するとの基本的な考え方は鳩山政権でも変わらない旨述べ、クメール・ルージュ裁判の早期完遂や投資促進、経済協力や日本のNGOの活動に対する配慮等における協力関係を確認することができた。

（ロ）平成21年11月、フン・セン首相が日メコン首脳会議出席のため訪日した。鳩山総理大臣はフン・セ

ン首相との首脳会談において、シハモニ国王の訪日招待を表明し、日本貿易振興機構（JETRO）プノンペン事務所の開設決定を通知し、またカンボジア・タイ両国間の事態への心配を伝達するなど、要人往来や経済・経済協力関係の推進、地域の安定の促進に資する会談となった。

（ハ）平成21年12月、ソック・アン副首相兼閣僚評議会担当大臣が岡田財団主催アンコールワット展出席のため訪日した。岡田外務大臣との会談において、日本・メコン地域諸国首脳会議で発表された「日メコン行動計画63」の具体化、淡水イルカの保護、クメール・ルージュ裁判の早期完遂への協力を確認するとともに、カンボジアがウイグル族の難民申請者を本国に送還したことについて、岡田外務大臣から難民条約の精神に照らして今回の措置が適切であったとは言い難く、遺憾である旨述べた。

参考：日本からカンボジアへの渡航者（観光省）

平成21年 14.6万人

平成20年 16.4万人

平成19年 16.1万人

（４）ラオス

（イ）平成21年の日メコン交流年及び平成22年の日ラオス外交関係樹立55周年の機会に、日ラオス両国間でハイレベルの要人往来が一層活性化し、様々なレベル・分野における交流・協力の推進に向けた土台が築かれた。平成21年5月にはブアソン首相が訪日し、麻生総理（当時）と会談した他、皇太子殿下への御接見、友好議連との懇談等を行った。同10月、カンボジアで行われた第2回日メコン外相会議の際、岡田外務大臣とトンルン副首相兼外相との間で会談を行った。同11月、日メコン首脳会議出席のためブアソン首相が訪日し、鳩山総理と会談した。同12月、日メコン女性議員会議出席のためラオスを訪問した西村外務大臣政務官は、ブアソン首相、トンルン副首相兼外相及びシタヘン農林大臣を始めとするラオス要人との間で意見交換を行った。平成22年3月、チュンマリ国家主席兼党書記長が公式実務訪問賓客として訪日し、鳩山総理との間で会談し、共同声明「恒久的な友好関係及び地域の繁栄に向けた包括的パートナーシップの強化」を発表した他、天皇皇后両陛下との御会見、衆・参両院議長との会談等が行われた。

（ロ）ラオス要人訪日の機会に経済団体や企業との懇談の場が設けられたことにより、チュンマリ国家主席やブアソン首相を始めとするラオス首脳部は日本企業の活動への理解を深め、日本企業の投資を支援していく旨表明した。また、平成21年12月の日ラオス官民合同対話第3回会合において、投資環境改善に向けたラオス側行動計画の進捗状況につき報告が行われ、日本企業が円滑に投資活動を行う上で必要な制度づくりに向けたラオス政府の姿勢を示す良いシグナルとなった。また、ラオス初の日本人商工会議所設立に向けた動きを政府ハイレベルでも後押しし、平成21年11月にビエンチャン日本人商工会議所が設立された。

（ハ）平成21年12月の日メコン女性議員会議は、日メコン交流年の最後を飾る大型行事となり、国民の代表である議員同士の交流を通じて、日本とメコン地域諸国間の相互理解と友好親善の増進が図られた。

（ニ）平成22年3月のチュンマリ国家主席兼党書記長の訪日はラオス国家主席として初めての訪日であり、これまでの両国の友好協力関係を総括するとともに将来の発展の方向を示す共同声明が発出され、二国間のみならず、地域の繁栄に向けた包括的なパートナーシップを構築していくことで一致した。訪日の様子はラオス国営テレビ及び現地各紙において連日報道され、日本側においても、天皇皇后両陛下との御会見や鳩山総理との会談を始め、衆・参両院議長、経済団体（経団連、日本商工会議所、経済同友会）及び全国各地の友好団体等、幅広い交流が行われ、両国間の関係は大いに増進した。

参考：ラオスにおける在留邦人数

平成21年 490名（企業関係者119名）

平成20年 461名（企業関係者114名）

平成19年 453名（企業関係者114名）

（５）ミャンマー

日本は、ミャンマーの民主化・人権状況を憂慮しており、ハイレベルの要人往来は限られているが、伝統的に友好的な二国間関係を基礎に種々の機会を捕らえてミャンマー政府に対し対話を通じた働きかけを行い、同国政府による前向きな動きには前向きに反応し、更なる前向きな動きを促している。平成21年には、民主化運動の指導者アウン・サン・スー・チー女史の訴追及び裁判、一部の政治犯の釈放等の際に、速やかにミャンマー政府に対する申し入れや評価等を行うことができた。

予算の効果的・効率的活用

出張者の人数を限定することにより旅費を節減し、また事業を行う際の経費につき複数の見積もりをとる等、予算の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも積極的に継続していくこととする。平成21年11月の日メコン首脳会議で各国首脳が訪日し、鳩山総理との二国間会談も実現したが、今後も首脳レベルを含めた要人往来・二国間会談を実施していく。

事務事業名 ②経済協議の実施と貿易投資環境の整備

事務事業の概要

経済成長の達成には民間企業の積極的な活動が不可欠であり、我が国の企業は、80年代以降、先進ASEAN諸国に直接投資を行い、現地における雇用拡大、技術移転を行ってきており、投資先の国が経済発展を達成する上で揺るぎない実績を上げている。

メコン地域5か国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）は天然資源や優秀な労働力に恵まれた高い開発の潜在能力を有する地域であり、民間投資・貿易先として有望である。事実、近年メコン地域は（特にタイ、ベトナム）は貿易投資活動を通じた我が国との経済関係が緊密化していることから、経済連携協定や投資協定を締結することで貿易投資の大きな法的枠組みを整備していく。同時に日越共同イニシアティブや日ラオス官民合同対話などを通じて貿易投資を行う際に発生する具体的問題（輸出入手続、投資許可手続、税金、滞在資格取得手続等）の解決に取り組むことで、これら国々の貿易投資先としての潜在能力を更に引き出していくことが重要である。

有効性（具体的成果）

（１）タイ

日タイ経済連携協定に関し、平成20年11月に第2回合同委員会をバンコクで開催した。その後、平成21年の動きとしては、小委員会については、観光に関する小委員会（バンコク：2月27日）、農業、林業及び漁業にかかる小委員会、食品の安全に関する特別小委員会・地域連携に関する特別小委員会（東京：4月27及び28日）、自然人の移動に関する小委員会（第3回（バンコク：5月13日）、第4回（バンコク：7月9日）及び第5回（東京：12月21日））、ビジネス環境の向上に関する小委員会（バンコク：9月17日）を開催した。自然人の移動に関しては、介護士・タイスパセラピストにつき協定発効後2年以内（平成21

(2009)年10月末までに受入れ如何につき結論を得るべく継続交渉を行ってきたところ、平成24(2012)年11月以降に再度交渉を行うことで決着した。その他の小委員会においては、協定運用における諸問題や、関連する協力等につき協議を実施した。

参考1：日本の対タイ輸出額 (財務省貿易統計)

平成21年 2兆697億円

平成20年 3兆514億円

平成19年 3兆93億円

参考2：日本の対タイ輸入額 (財務省貿易総計)

平成21年 1兆4951億円

平成20年 2兆1522億円

平成19年 2兆1536億円

参考3：日本からタイへの直接投資額 (タイ投資促進委員会)

平成21年 774億バーツ

平成20年 1030億バーツ

平成19年 1491億バーツ

(2) ベトナム

(イ) 日越両政府・政府関係機関、経団連及び在ベトナム日本商工会による協議を通じてベトナムの投資環境を改善する「日越共同イニシアティブ」については、平成20年11月の合同委員会において37項目からなる行動計画が採択され、フェーズ3が開始された。行動計画については2年間にわたり進捗を双方でモニタリングし、平成22年1月には、中間モニタリング委員会が開催された。今後は、平成22年11月に最終評価を行う予定である。近年の日本企業による対越投資の急増は、政府のこのような取組も踏まえて、日本企業がベトナムを安定した投資先と評価していることの証左であると考えられる。

(ロ) ベトナムとの間の貿易投資促進のための大きな法的枠組みの整備を目指して立ち上げられた日ベトナム経済連携協定は、平成21年10月に発効した。今後は、協定の着実な実施を行うため、双方で更なる協力を進めていく。

参考1：日本の対ベトナム輸出額 (財務省貿易統計)

平成21年 6078億円

平成20年 8102億円

平成19年 6659億円

参考2：日本の対ベトナム輸入額 (財務省貿易統計)

平成21年 6490億円

平成20年 9416億円

平成19年 7198億円

参考3：日本からベトナムへの投資額 (ベトナム計画投資省)

平成21年 3.7億ドル

平成20年 75.8億ドル

平成19年 13.9億ドル

(3) カンボジア

平成21年8月、前年発効した日カンボジア投資協定に基づく日カンボジア合同委員会をプノンペンで実施し、双方は両国関係を増進していく上で民間投資が重要な役割を果たすという認識の下、同協定の諸条項の実施・運用状況につき協議し、日本からカンボジア及びカンボジアから日本への投資を促進するために、同協定のより円滑な実施・運用に向けて引き続き緊密に取り組んでいくことで一致した。また、合同委員会に先立ち、日本からカンボジアへの投資促進を話し合う場として、日本の民間企業代表者の参加を得て、日・カンボジア官民合同会議の第1回会合を開催し、投資環境の整備を中心として忌憚のない意見交換を行い、我が国からの投資に関する問題解決のために、両国間の会合が随時開催できることになった。平成21年12月、第2回官民合同会議をプノンペンで実施し、前回のフォローアップを行った。

参考1：日本の対カンボジア輸出額（財務省貿易統計）

平成21年 105億円

平成20年 191億円

平成19年 130億円

参考2：日本の対カンボジア輸入額（財務省貿易統計）

平成21年 133億円

平成20年 125億円

平成19年 163億円

(4) ラオス

年間を通じて100名を超える日本企業関係者がラオスを視察し、ラオスに投資する企業は58社となった（5年前の倍以上）。平成21年9月には東京で行われた「ラオス投資セミナー」にシンラヴオン計画投資大臣が出席し、定員200名を大きく上回る企業関係者に対してラオスへの投資を呼びかけた。11月にはビエンチャン日本人商工会議所が設立され、日本企業進出のための基盤の整備が一層進んだ。また、12月にはビエンチャンにおいて日ラオス官民合同対話第3回会合が開催され、日ラオス両国政府及びラオスや周辺国に投資している日系企業の間でラオスの投資環境改善に向けた協議が行われるとともに、平成20年にラオス政府が発表した「行動計画」の進捗状況に関する報告が行われた。

参考1：日本の対ラオス輸出（財務省貿易統計）

平成21年 71億円

平成20年 64億円

平成19年 44億円

参考2：日本の対ラオス輸入（財務省貿易統計）

平成21年 25億円

平成20年 19億円

平成19年 14億円

(5) ミャンマー

(イ) 平成21年9月にネーピードーにおいて第2回日本・ミャンマー貿易・投資ワークショップが開催され、官民合わせ、日本側から約50名、ミャンマー側から約30名が出席し、平成19年7月に開催された第1回ワークショップのレビューを行った他、ミャンマーの投資ポテンシャルを含めた貿易投資関連事項につき意見交換を行った。

(ロ) 平成21年11月にヤンゴンにおいて第7回日本・ミャンマー商工会議所ビジネス協議会合同会議を開催した。日本側から約50名、ミャンマー側から約60名の双方の商工会議所関係者及び企業関係者が参加し、活発な意見交換が行われた。本合同会議は6年振りに行われたものであり、平成22(2010)年の総選挙・民政移管を控え、新たなビジネス関係の構築に向け、双方の企業関係者の期待が高まっていることを示した。ミャンマー側からは、貿易・投資環境面での問題点の解消に向け関係省庁等に働きかけを行っており、引き続き日本企業の声を踏まえてビジネス環境の改善のために努力したい旨の説明があり、両国商工会議所間の連携強化、本合同会議の定期開催を内容とする共同宣言を採択した。また、日本側代表団のソー・タ国家計画・経済開発大臣、ソー・テイン第二工業大臣、アウン・トゥン商業副大臣等への表敬も行われた。

参考1：日本の対ミャンマー輸出（財務省貿易統計）

平成21年 188億円
平成20年 181億円
平成19年 206億円

参考2：日本の対ミャンマー輸入（財務省貿易統計）

平成21年 318億円
平成20年 260億円
平成19年 346億円

予算の効果的・効率的活用

外国出張の日程をコンパクトにすることで旅費の節減に努めた。また、限られた時間を最大限活用して交渉・運用上の成果を挙げることで、予算の効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

両国間の物品、人、サービス、資本の自由な移動を促進することは、双方の経済関係の強化に大きな効果がある。潜在的に有望な貿易投資先であるメコン地域各国の投資・ビジネス環境の整備は、日本の経済的利益の確保にとって重要であり、政府として我が国民間企業の活動を支援することにつながることから、今後とも本事業を継続していく。

具体的には、日タイ経済連携協定及び日越経済連携協定の着実な運用を行うとともに、日カンボジア投資協定及び日ラオス投資協定の着実な運用並びに官民合同対話を通じた連携推進を行う。また、経済連携協定及び投資協定のないミャンマーについても、貿易・投資ワークショップ等の機会を利用して経済関係の強化・改善を目指す。

事務事業名 ③メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

事務事業の概要

メコン地域は第二次世界大戦から90年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験にかんがみれば、本地域を含むASEANの安定と均衡のとれた発展

は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発によるASEAN新規加盟国に対する支援を通じて、ASEAN域内格差を是正し、ASEANの統合を促進してきた。また、我が国は、メコン河流域の5か国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）が自由・民主主義といった普遍的価値を基礎とした豊かで安定した地域として経済的な統合と連携を深め、地域が一体として発展することができるよう、インフラ整備、制度整備、人材育成等を通じた包括的な支援を行うなど、メコン地域開発の重要性は増している。

平成20年1月に東京で開催された日メコン外相会議における合意を踏まえ、平成21（2009）年は日メコン交流年として、幅広い分野において日本とメコン地域諸国間の交流行事を実施した。また、平成21年10月にはカンボジアのシアムリアップで第2回日メコン外相会議が開催され、平成21年11月、我が国は日本とメコン地域諸国の首脳レベルが一同に会する史上初の会議として日本・メコン地域諸国首脳会議を開催した。さらに、日本は、メコン地域諸国と貿易投資促進とODAを有機的に結びつけた開発への取組、観光促進など政府と民間の活動の連携を行っている。

有効性（具体的成果）

（1）第2回日メコン外相会議

平成21年10月、カンボジアのシアムリアップにおいて第2回日メコン外相会議が開催され、我が国からは岡田外務大臣が出席した他、ベトナムを除く各国から外相が出席した。同会議では、環境・気候変動や北朝鮮・ミャンマーなどの地域・国際情勢及び日メコン協力のこれまでの進展と今後の方向性につき意見交換が行われた他、我が国より、翌月に予定されていた日本・メコン地域諸国首脳会議の準備状況につき説明を行った。

（2）日メコン首脳会議

近年重要性を増しているメコン地域との関係を強化するため、平成21年11月、初の日メコン首脳会議が東京で開催され、鳩山総理及びメコン地域5か国の首相が出席した。会議においては、「総合的なメコン地域の発展」、「環境・気候変動及び脆弱性克服」及び「協力・交流の拡大」の3つの柱の下、首脳間で今後の日メコン関係を見据えた議論が行われた。首脳会議の成果文書として、「第1回日本・メコン地域諸国首脳会議東京宣言」及び「日メコン行動計画63」が発出された。

（3）日メコン交流年

平成20年1月の第1回日メコン外相会議における外相間の合意を踏まえ、平成21（2009）年を「日メコン交流年」とし、政治、経済、文化、青少年、観光等幅広い分野における交流行事を実施した。具体的には、官民合わせて計371の記念事業を日本又はメコン地域諸国において実施した。我が国の政府主催事業としては、大臣主催のオープニング・レセプション及びクロージング・レセプションを開催した他、「21世紀東アジア青少年大交流計画（JENESYS）」の下で平成21（2009）年中に計6回、のべ約550名のメコン地域5か国の青少年を混成で招へいし、日本とメコン地域諸国のみならずメコン地域諸国間の交流・信頼醸成にも取り組んだ。

（4）メコン地域開発

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」（平成19（2007）年から3年間実施）のもとで表明された日ASEAN統合基金（JAIF）を通じた「CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）開発の三角地帯」支援（約2000万ドル）及び、「東西・南部経済物流効率化」支援（2000万ドル）については、各国と調整を行いながら、ハード、ソフト（セミナーや研修を含む関連分野の人材育成）両面に及ぶ事業を実施した。

予算の効果的・効率的活用

会議への出張者の人数を限定することにより旅費を節減し、また事業を行う際の経費につき複数の見積もりをとる等、予算の効果的・効率的活用に努めた。また、JENESYSによる招へいと我が国で実施する日メコン関係の行事（日メコン首脳会議、日メコン交流年クロージング・レセプション等）をうまくタイア

ップさせることで、効果的な招へいを実施し、かつ国内での行事をより充実したものとすることに努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成21年11月の日本・メコン地域諸国首脳会議で発出した「第1回日本・メコン地域諸国首脳会議東京宣言」及び「日メコン行動計画63」の内容を着実にフォローアップしていく。

評価をするにあたり使用した資料

【メコン】

日メコン交流年2009

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/koryu.html

第2回日メコン外相会議

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/index2.html

日本・メコン地域諸国首脳会議 (11月6-7日, 東京)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi/index.html

岡田外務大臣による日本・メコン地域諸国首脳会議出席首脳 (ラオス, ミャンマー, タイ) 表敬 (概要)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi/j_mekong09_okada.html

【タイ】

麻生総理大臣のタイ訪問 (平成21年4月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/thailand_09/index.html

御法川外務大臣政務官とコープサック・タイ副首相との会談 (平成21年5月)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/visit/0905.html>

日タイ外相会談 (概要) (平成21年7月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/asean_09/jtld_gk.html

日タイ外相会談 (概要) (平成21年10月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/visit/0910_gk.html

日タイ首脳会談 (平成21年10月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/visit/0910_sk.html

日タイ外相会談 (平成22年1月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0115_09.html

【ベトナム】

北朝鮮による飛翔体発射を受けた日ベトナム外相電話会談 (平成21年4月) (概要)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/4/1190164_1096.html

ノン・ドゥック・マイン・ベトナム共産党書記長の来日 (平成21年4月) (概要)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/0904.html>

日ベトナム首脳会談 (平成21年5月) (概要)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/0905_sk.html

中曽根外務大臣のベトナム訪問

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/vietnam_09/index.html

日ベトナム首脳会談（平成21年9月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/0909_sk.html

日ベトナム外相会談（平成21年9月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/0909_gk.html

日越協力委員会第3回会合第1セッション及び日越外相間ワーキング・ディナー（平成22年1月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit/1001_jv3.html

福山外務副大臣とクアン・ベトナム共産党対外委員長との会談（平成22年3月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/3/0317_12.html

【カンボジア】

日メコン外相のフン・セン・カンボジア首相表敬（平成21年10月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/visit/0910_sh.html

日カンボジア外相会談（平成21年10月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/visit/0910_gk.html

カンボジア王国若手・中堅官僚による鳩山総理表敬（平成21年12月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/visit/0912_sh.html

岡田外務大臣とソック・アン・カンボジア副首相兼閣僚評議会担当大臣との会談（平成21年12月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/12/1224_06.html

【ラオス】

日ラオス首脳会談（平成21年5月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/0905_sk.html

日ラオス外相会談（平成21年10月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/0910_gk.html

西村外務大臣政務官のラオス訪問（成果と概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/seimu/c_nishimura/laos_09/gaiyo.html

チュンマリー・ラオス国家主席の来日

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/visit/1003.html>

【ミャンマー】

日ミャンマー外相会談（平成21年5月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/vietnam_09/0905_jm_gk.html

日ミャンマー外相会談（平成21年7月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_nakasone/asean_09/jmn_gk.html

中曽根大臣とテー・ウー・ミャンマー農業・灌漑大臣の会談（平成21年8月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/8/1195111_1104.html

日ミャンマー外相会談（平成21年10月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/visit/0910_gk.html

日ミャンマー外相会談（平成22年1月）（概要）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0117_02.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

(施策レベル評価版：58頁)

事務事業名 ① 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進

事務事業の概要

- (1) 東南アジア島嶼部各国（インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）は、我が国と自由や民主主義といった普遍的価値を共有し、経済面や安全保障面でも密接なつながりを有する我が国にとり外交上の重要地域である。
- (2) 首脳レベル、外相レベルを始めとする要人往来や周年事業、招へい事業等を通じ、様々なレベルでの対話・交流を行い、東南アジア島嶼部各国と友好関係を強化する。

有効性（具体的成果）

①シンガポール大統領及び首相、フィリピン大統領（「戦略的パートナーシップを育むための日比共同声明」を発表）、東ティモール大統領、マレーシア副首相、ブルネイ外務貿易大臣、インドネシア外務大臣及びフィリピン外務大臣（アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合出席）を含む多数の閣僚級要人の訪日、②鳩山総理大臣のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席）、鳩山総理大臣及び岡田外務大臣のシンガポール訪問（アジア太平洋経済協力（APEC）関連会議出席）、岡田外務大臣のインドネシア訪問（含む西スマトラ州パダン沖地震被災地視察）を含む閣僚級要人の東南アジア島嶼部諸国訪問、③国連総会、G20、ASEAN関連首脳会議、APEC首脳会議、FEALAC外相会合等の機会を利用した二国間首脳会談・外相会談の実施、④インドネシア、シンガポール及びマレーシアとの次官級協議や日・BIMP-EAGA（ビンプ・東ASEAN成長地域）高級実務者会合の開催、⑤日・ブルネイ外交関係開設25周年事業の実施、⑤種々の招へい案件の実施等により、様々なレベルでの対話・交流が促進され、質・量共に優れた具体的成果を挙げることができた。

1. 主な要人往来等

(1) インドネシアとの要人往来及び首脳・外相会談

平成21年

4月 日・インドネシア首脳会談（於：ロンドン、G20出席時）

9月 日・インドネシア首脳会談（於：米ピッツバーグ、G20出席時）

10月 岡田外務大臣のインドネシア訪問（ユドヨノ大統領表敬、日・インドネシア外相会談、パダン沖地震被災地視察）

10月 日・インドネシア首脳会談（於：タイ・ホアヒン、ASEAN関連首脳会議出席時）

12月 鳩山総理大臣のインドネシア訪問（バリ民主主義フォーラム出席（共同議長）、日・インドネシア首脳会談）

平成22年

1月 日・インドネシア外相会談（於：東京、FEALAC外相会合出席時）

3月 ヒダヤット工業大臣訪日

(2) シンガポールとの要人往来及び首脳・外相会談

平成21年

4月 ターマン財務大臣訪日

4月 西村外務大臣政務官（当時）のシンガポール訪問

- 5月 ナザン大統領訪日（国賓）
- 5月 日・シンガポール外相会談（於：東京）
- 5月 リー・クアンユー内閣顧問訪日（新聞社主催セミナー出席）
- 7月 橋本外務副大臣（当時）のシンガポール訪問（APEC貿易担当大臣会合出席）
- 9月 日・シンガポール外相会談（於：ニューヨーク，国連総会出席時）
- 10月 リー・シェンロン首相訪日（実務訪問賓客，日・シンガポール首脳会談）
- 11月 岡田外務大臣のシンガポール訪問（APEC閣僚会議出席）
- 11月 鳩山総理のシンガポール訪問（APEC首脳会議出席，日・シンガポール首脳会談）
- 12月 テオ・チーヒン副首相兼国防大臣訪日

（3）東ティモールとの要人往来及び首脳・外相会談

平成21年

- 12月 ライ・ダ・シルヴァ・インフラ整備大臣訪日

平成22年

- 1月 ルイ・ハンジャム財務副大臣訪日
- 3月 ラモス＝ホルタ大統領訪日（実務訪問賓客，日・東ティモール首脳会談）

（4）フィリピンとの要人往来及び首脳・外相会談

平成21年

- 6月 アロヨ大統領訪日（公式実務訪問賓客，日・フィリピン首脳会談，「親密な隣国間に将来に向けた戦略的パートナーシップを育むための日・フィリピン共同声明」発表）
- 10月 日・フィリピン首脳立ち話（於：タイ・ホアヒン，ASEAN関連首脳会議出席時）

平成22年

- 1月 日・フィリピン外相会談（FEALAC外相会合出席時）

（5）ブルネイとの要人往来及び首脳・外相会談

平成21年

- 11月 モハメッド・ボルキア外務貿易大臣訪日（旭日大綬章受章，日・ブルネイ外相会談）
- 11月 日・ブルネイ首脳会談（於：シンガポール，APEC首脳会議出席時）

平成22年

- 1月 モハメッド・ボルキア外務貿易大臣訪日（FEALAC外相会合出席）

（6）マレーシアとの要人往来及び首脳・外相会談

平成21年

- 4月 西村外務大臣政務官（当時）のマレーシア訪問
- 10月 日・マレーシア首脳会談（於：タイ・ホアヒン，ASEAN関連首脳会議出席時）
- 12月 ムヒディン・ヤシン副首相訪日

2. 事務レベルでの主な協議

平成21年

- 8月 日・シンガポール次官級協議（於：シンガポール）
- 8月 日・インドネシア次官級協議（於：ジャカルタ）
- 8月 「日+BIMP-EAGA」高級実務者会合（SOM）（於：バンドルスリプガワン）
- 10月 「日+IMT-GT」SOM会合（於：マラッカ）

平成22年

- 2月 日・マレーシア次官級協議（於：プトラジャヤ）

3. 招へい事業

(1) 政府関係者, オピニオンリーダー等

平成21年

- 6月 ダ・コスタ東ティモール財務省援助効果向上局臨時局長
- 10月 ナシャルディン・マレーシア下院議員 (汎マレーシア・イスラーム党副総裁) 他3名 (「イスラームとの対話」)
- 10月 モンテサ比和平プロセス担当大統領顧問室次官補他5名 (「ミンダナオ青年招へい」)
- 10月 バグン・インドネシア・コンパス紙編集長
- 11月 カエタノ比上院議員
- 11月 ズルカルナイン・ブルネイ大学副学長
- 11月 コク・フックセン・シンガポール外務省ASEAN局長
- 12月 東ティモール・日本友好議連議員4名

平成22年

- 1月 ビナ・インドネシア・アル・ラウダトゥール・ハサナ寄宿塾塾長他11名 (「イスラーム寄宿塾教師招へい」)
- 1月 BIMP-EAGA若手起業家25名 (21世紀東アジア青少年第交流計画 (JENESYS) 中小企業人材育成プログラム)
- 2月 アフマド・マスラン・マレーシア首相府副大臣他2名
- 2月 アニス・バスウェダン・パラメディナ大学学長
- 2月 BIMP-EAGA観光関係者23名 (JENESYS)
- 3月 バンバン・インドネシア運輸副大臣

(2) 中学生・高校生・大学生 (JENESYS)

平成21年

- 4月 ASEAN10か国 (所管5か国から各20名) 及び東ティモール (11名) 集団招へい
- 5月 フィリピン大学生96名
- 6月 インドネシア高校生94名+100名
- 7月 インドネシア高校生100名
- 9月 シンガポール高専生25名+21名
- 10月 マレーシア高校生64名
- 10月 ブルネイ高校生24名
- 11月 シンガポール養護高校生14名
- 11月 シンガポール中学生17名+25名+25名+20名+25名
- 11月 シンガポール高校生20名
- 11月 日アセアン学生会議12名
- 12月 シンガポール職業高校生25名
- 12月 シンガポール高校生22名
- 12月 シンガポール高専生25名

予算の効果的・効率的活用

日・シンガポール次官級協議, 日・インドネシア次官級協議及び「日+BIMP-EAGA」SOM会合については, 関係者が続けて出張できるよう日程を調整し, 出張回数削減及び旅費の節約に努めた。

ASEAN関連首脳会議やバリ民主主義フォーラムへの出張者の数をぎりぎりまで削減し、旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成21年度も所管各国との要人往来は質・量共に優れた具体的成果を挙げることができた。平成22年度についても、引き続きハイレベルの要人往来(特に平成21年度に実現しなかった我が国首脳の相手国二国間訪問を目指す)、事務レベル協議、招へい事業等を積極的に実施し、東南アジア島嶼部諸国との関係緊密化に努める。また、草の根レベルでの人的交流や活動についても積極的に支援し、重層的な関係構築を目指す。

事務事業名 ② 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化

事務事業の概要

1. 東南アジア島嶼部各国は、経済面で成長著しく、東アジア地域統合プロセスの中心である。地理的な近接性、優れた生産性等を背景に、我が国は東南アジア島嶼部各国と貿易及び投資面において密接な関係を有しており、最も重要な生産拠点の一つとなっている。かかる地域におけるビジネス環境整備は我が国企業の競争力強化の観点から死活的な重要性を有する。また、東南アジア島嶼部地域は我が国の輸入する原油の9割以上が通過するシーレーンであるとともに、エネルギー資源の主要な供給国でもあり、我が国のエネルギー安全保障上、この地域は極めて重要である。
2. 我が国は、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ及びフィリピンとのEPAを発効させている。現下の経済・金融危機の下、各国の保護主義的な動きを排しつつEPAが着実に運用されるように努める。また、EPAに運用メカニズムとして合同委員会及び分野別の小委員会が設置されていることから、こうした協議メカニズムも活用しつつ、経済に関連する幅広い分野で更なる関係の緊密化、ビジネス環境の整備を行う。

有効性(具体的成果)

1. インドネシア、フィリピン及びマレーシアとEPAの下の分野別の小委員会及び関連の作業部会を以下のとおり着実に実施し、自然人の移動、協力、ビジネス環境の整備等に関する議論を通じてこれら各国との経済関係を強化できた。また、日・インドネシアEPA及び日・フィリピンEPAに基づき受け入れた看護師候補者のうち、3名が国家試験に合格した(平成20年度は合格者なし)。

(1) 日・マレーシアEPA

平成21年

- 4月 サービスの貿易に関する小委員会
- 7月 協力に関する小委員会
- 8月 金融サービスに関する作業部会
- 11月 ビジネス環境の整備に関する小委員会

(2) 日・インドネシアEPA

平成21年

- 6月 物品の貿易に関する小委員会
- 6月 原産地規則に関する小委員会
- 6月 自然人の移動に関する小委員会
- 6月 協力に関する小委員会
- 10月 自然人の移動に関する小委員会

12月 投資に関する小委員会

12月 自然人の移動に関する小委員会

平成22年

3月 サービスの貿易に関する小委員会

(3) 日・フィリピン EPA

平成21年

4月 サービスの貿易に関する小委員会

6月 自然人の移動に関する小委員会

6月 ビジネス環境の整備に関する小委員会

7月 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

10月 看護師及び介護福祉士に関する特別小委員会

11月 ビジネス環境の整備に関する協議グループ

11月 協力に関する小委員会

11月 情報通信技術に関する作業部会

11月 エネルギー及び環境に関する作業部会

11月 観光に関する作業部会

11月 中小企業に関する作業部会

11月 人材育成に関する作業部会

11月 科学技術に関する作業部会

11月 道路整備に関する作業部会

11月 金融サービスに関する作業部会

11月 運輸に関する作業部会

12月 物品の貿易に関する小委員会

12月 合同委員会

(4) 日・ブルネイ EPA

平成21年

4月 サービスの貿易に関する小委員会

2. その他、以下の法的枠組みの整備を通じ、二国間関係を強化した。

平成21年

8月 日比社会保障協定作業部会

12月 日・ブルネイ租税協定発効

平成22年

2月 日・シンガポール租税協定改正議定書署名

2月 日・マレーシア租税協定改正議定書署名

予算の効果的・効率的活用

日・インドネシアEPAの下での4つの小委員会を連続して開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

日比EPAの下での協力に関する小委員会及びその下の作業部会について、現地出張に代えて、テレビ会議を活用し（計10回分）、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 南東アジア第2課では、計5か国（シンガポール、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、フィリピン）との発効済みEPAについて、運用を行っている。EPAについては、多数の国会承認条約を一つに纏めたとも言える膨大な内容を含む条約である。今後、これらのEPAに規定される80以上もの膨大な数の合同委員会・小委員会の実施を含め、高度に専門的知見を持ちつつ適正に運用していく必要がある。また、インドネシアとフィリピンとのEPAにおいて、特例的に規定されている看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、我が国として初めての試みであったため、外務省が財源を負担した分の日本語研修の実施、相手国との調整等受入れのための事務等において、種々の困難が生じた。また、受け入れた候補者の国家試験受験問題については、大きな社会的関心を集めた。今後もこの受入れを適切に実施していくためには、適正な予算措置及び人的体制の拡充を行っていくことが課題である。また、世界経済・金融危機の下、各国で保護主義的な動きが一部見られることや、東南アジア諸国がEPAのような経済協定の運用に必ずしも熟達していないこともEPAを円滑に実施していく上で課題であり、これまでも適時適切に対応してきているが、この点については引き続き特別に留意して対応する必要がある。
2. 我が国企業が在外で活動する上で重要な二重課税を防止するための租税協定についても、日・ブルネイ租税協定発効、日・シンガポール租税協定改正議定書及び日・マレーシア租税協定改正議定書の署名という具体的成果を得た。今後も、経済関係を強化するために有用な法的枠組みの構築（社会保障協定等）に積極的に取り組んでいく必要がある。
3. 我が国のエネルギー安全保障の観点から、シーレーンの確保やエネルギー資源供給の確保のために、協力・連携体制を更に強化すべく、支援や対話を引き続き実施していくことが必要である。
4. 政府の策定した「新成長戦略」に照らし、EPA等の枠組みを活用しつつ、関係省庁、関係諸機関、民間部門等との連携を強化していくことが必要である。

事務事業名 ③ 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

事務事業の概要

東南アジア島嶼部には未だに情勢が不安定な東ティモールや、フィリピン・ミンダナオ地域が存在している。その一方で、東南アジア島嶼部諸国はPKO活動等国际的な平和構築活動への関与も活発化している。かかる状況を踏まえ、地域における平和構築への支援と各国の活動への協力を積極的に推進する。また、民主主義の普及・定着、地域統合への貢献、自然災害への対応、経済・金融危機への対応等、我が国とも関係の深い様々な地域及び国際的な課題について主体的な貢献を行うとともに、関係国の取組を積極的に支援する。

有効性（具体的成果）

1. 平和構築分野での活動

(1) 東ティモールにおける平和構築支援のために実施した取組

開発による利益（平和の配当）を国民が享受することで住民間の社会不安も緩和又は除去されていくところ（広義の平和構築）、①行政基幹部門の人材育成・制度づくり、②インフラ整備・維持管理、③農業・農村開発、④平和の定着を重点分野として実施した。平成21年度の無償資金協力は約25.34億円。特に④については、コミュニティー一斉選挙（平成21年10月）に際しての有権者教育支援及び現地大使館員による選挙監視、水際対策（ディリ港及びパトゥガデ（インドネシアとの国境）へのX線検査機導入）、ガバナンス支援のための人材育成（地域警察研修、法案策定能力向上研修、警察幹部セミナー、税関能力向上研修等）を実施した。

(2) ミンダナオ和平促進のために実施した取組

国際コンタクト・グループ（ICG）への参加、国際監視団（IMT）への開発専門家派遣、元紛争地域に対する集中的支援実施（J-BIRDと総称される）を中心とした取組を行っている。

(イ) 和平促進に向けた働きかけ・取組

平成21年

6月 日比首脳会談におけるアロヨ大統領への働きかけ

10月 モンテサ比和平プロセス担当大統領顧問室次官補他5名招へい（「ミンダナオ青年招へい」）

10月 日比首脳立ち話におけるアロヨ大統領への働きかけ

12月 ICG参加を決定

12月 ICG会合参加

12月 和平交渉オブザーバー参加

平成22年

1月 和平交渉オブザーバー参加

2月 IMTに要員を再派遣

3月 和平交渉オブザーバー参加

(ロ) 復興開発のための支援

ミンダナオ和平を促進するためのJ-BIRD案件として、平成21年には、草の根・人間の安全保障無償（8件、0.75億円）、日本NGO連携無償（0.13億円）を新規に供与した他、ミンダナオ平和と開発のための地形図作成プロジェクト（円借款附帯プロジェクト、事業費見込み約13億円）の実施を決定した。また、ノンプロ無償の見返り資金事業として、ムスリム・ミンダナオ自治地域（ARMM）道路網改善のための機材供与、公立高校のためのパソコン給付事業などを実施した。

2. 民主主義の普及・定着への貢献

地域における民主主義の定着のためインドネシアが開催するバリ民主主義フォーラムに関し、平成21年12月の第2回閣僚会合で鳩山総理大臣がユドヨノ大統領と共に共同議長を務めた。

3. 自然災害対応への貢献

(1) インドネシア・西スマトラ州パダン沖地震被害への対応

平成21年9月30日、パダン沖で発生した地震災害について、10月1日、インドネシア政府から日本大使館に対し国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資供与の要請があったことを踏まえ、同日、救助チーム及び医療チームから成る国際緊急援助隊を派遣するとともに、2500万円相当の緊急援助物資（テント、スリーピングマット、毛布、発電機等）を供与した。また、インドネシア政府からの更なる要請を受け、国際緊急援助隊自衛隊医療部隊を派遣。耐震性を備えた学校の再建（無償約5.5億円）等の支援を実施した。

(2) フィリピン・台風被害への対応

台風16号（オンドイ、平成21年9月）及び台風17号（ペペン、同10月）による被害への対応として、緊急援助物資（2000万円相当）の供与、国連世界食糧計画（WFP）を通じた緊急無償資金協力（450万ドル）実施、ジャパン・プラットフォームが行う被災者支援事業（1億円）に対する資金協力、約960万円相当の草の根支援の供与を実施した。また、同様の台風洪水被害に備えるための支援として、気象レーダーシステム整備計画（防災・災害復興支援無償、総額約33.5億円）の供与を実施した。

4. 地域統合への貢献

地域統合の最重要課題となっている格差是正に向け、東南アジア島嶼部で取り組んでいるBIMP-EAGA（B（ブルネイ）I（インドネシア）M（マレーシア）P（フィリピン）－東ASEAN成長地域）の取組と連携を継続した。平成21年8月に「日+BIMP-EAGA」SOM会合を開催し、我が方から人材育成及び観光についての招待プログラムを発表した。水産分野での協力の推進も確認した。また、インドネシア・マレーシア・タイ成長の三角地帯（IMT-GT）との対話を開始し、平成21年10月に高級実務者会合を実施した。

予算の効果的・効率的活用

BIMP-EAGAやIMT-GTとの連携においては、現地大使館や総領事館を積極的に活用し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国の平和と安定のためには、我が国を取り巻くアジア太平洋地域の平和と安定は極めて重要である。その観点からは、状況が好転しつつあるも引き続き国連PKOが駐留している東ティモールにおける平和構築や、平成21年に停戦が成立し和平交渉が再開されたミンダナオ和平プロセスに、関係国・機関とも十分に連携しつつより積極的に関与していく必要がある。

また、平和維持要員の不足等平和構築分野における国際的な課題に関係国とも協力しながら対応していくことが重要であり、その観点からはPKOセンターへの支援を含め各国と安全保障分野での協力関係を進めていく必要性は高い。

更に、民主主義の普及・定着、自然災害への対応、経済・金融危機への対応、感染症への対応、海賊対策等の海上安全保障分野での連携強化等、アジア地域の平和と安定や発展を脅かしかねない地域・国際的課題が山積しており、関係国・機関とも連携・協力しつつ、より積極的に対応していく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

・ 外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-7 南西アジア諸国との友好関係の強化

(施策レベル評価版：63頁)

事務事業名 ①インドとの戦略的グローバル・パートナーシップの強化

事務事業の概要

インドは10億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観を有している一方で、我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置しており、安全保障面及び地政学的観点からも極めて重要な国である。南西アジア地域や国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、多分野に亘り二国間関係を進展させていくことが必要である。また、インドは世界的不況の影響を脱し、依然高い経済成長を維持しており、国際社会での発言力を強めてきているところ、我が国の経済発展のためにインドの経済的活力を取り込むとともに、国際的な諸課題に協働するための友好協力関係を構築していく必要がある。

有効性（具体的成果）

平成21年度の日印関係は、鳩山総理のインド訪問やクリシュナ外相の訪日等、引き続き活発な要人往来が行われるとともに、政治・安全保障、経済、経済協力、人の交流、知的交流等の多分野において事業が着実に実施され、日印関係は更に深化した。

1. 政治・安全保障

平成21年12月、鳩山総理がインド（ムンバイ及びデリー）を訪問した。鳩山総理は、シン首相との首脳会談を行い、政治・安全保障、経済、文化・学術交流等の幅広い分野で協力を強化する「戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階」と題する共同声明を発出するとともに、平成20年に発出された日印間の「安全保障協力に関する共同宣言」に基づいて、次官級2+2の設置を含む、安全保障分野での協力の具体的策を盛り込んだ「行動計画」を作成した。

平成21年7月には、クリシュナ・インド外務大臣が来日し、日印外相間戦略対話が行われ、政治・安全保障や経済・経済協力といった二国間関係や、地域や地球規模での協力に関する協議が行われた。

その他、アントニー・インド国防大臣の訪日（平成21年11月）、ナラヤナン・インド国家安全保障顧問の来日（平成21年10月）、外務次官対話（平成21年4月及び12月）、外務次官級政務協議（平成21年12月）の各種協議において政治・安全保障、地域情勢等に関する協議が行われ、日印の政治・安全保障分野における協力関係が更に強化された。

2. 経済・経済協力

日印の貿易総額は平成14年以降増加傾向にあり、平成21年の貿易総額は約36億ドル（前年比約-34%）。両国の経済規模（アジア第1位、第3位）にかんがみれば両国間の経済交流は依然として限定的である。

鳩山総理訪印の際には、日印EPA交渉の加速化、及び貨物専用鉄道建設計画（DFC）の西回廊全体の早期実現へのコミットメントを確認するとともに、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）計画に関するプロジェクト開発基金の共同設置を歓迎した。また、インド工科大学ハイデラバード校（IITH）が学術分野での日印協力のショーケースとなることや、日印エネルギー対話等を通じて、省エネ等の分野での二国間協力を推進していくこと、査証手続きの簡素化に取り組んでいくことが確認された。

また、ムンバイにおいては、インドを代表する2大企業であるタタ・グループ及びリライアンス・グループの両会長が総理を表敬し、日印経済関係の現状と今後の展望、日本企業による対印投資等に関する意

見交換を行った他、インド産業連盟主催のインド財界人との懇談に鳩山総理が出席し、科学技術、インフラ、人材開発や観光の分野における協力や、DMICの前進、EPA交渉の加速化、大学間連携の推進等に関する協議が行われた。デリーにおいても、日系企業関係者を含む財界人との懇談が実施され、EPA、対印投資、日系企業進出等について意見交換が行われた。

一方、日印外相間戦略対話においては、経済・経済協力分野に関し、EPA、DMIC、DFCを含むODAやハイテク貿易について協議が行われた。EPAについては、EPAを通じた貿易・投資の更なる自由化を日印経済関係強化の起爆剤にすることを主眼として平成19年1月末よりEPA交渉が開始され、平成21年10月にも第12回交渉が実施されたが、最終的な合意には至っておらず、鳩山総理訪印の際には、EPA交渉の加速化が確認された。

また、平成21年11月には、経済、経済協力分野での協力関係の進捗状況を全体として把握し、必要に応じて調整を行うための経済戦略会議第3回会合がデリーにて行われ、EPA、ODA、DMIC、インド工科大学ハイデラバード校への協力等に関する協議が行われた。日印間のハイテク貿易を促進すべく、日印ハイテク貿易協議が実施されてきているが、平成21年4月には、第4回日印ハイテク貿易協議が開催された。

インドは日本の円借款の最大の受け取り国（平成21年度の供与限度額は約2,156億円）であり、日本はインフラ整備等のインドの取組を継続的に支援してきている。平成21年10月には第3回ハイレベル経済協力政策会議が開催され、対インド経済協力政策、中期的政策目標、重要プロジェクトのフォローアップ等について意見交換が行われた。

【人の交流】

未だ限定的な日印間の人の交流を拡大するため、首脳間のコミットメントを含め、様々なレベルで各種取組が行われている。日本語教育支援については、インドにおける日本語教育支援のため、全インド日本語教育連絡会を毎年開催しており、平成19(2007)年より5年間、毎年150人のインド人若手日本語学習者、日本語教師を招聘している。地方交流については、両国の地方自治体の間で各種の交流事業が実施されている。青少年交流については、平成19(2007)年8月の安倍総理（当時）訪印に際して、その後5年間に年間500人程度のインド人青少年を日本に招聘することが合意された。平成21(2009)年度には青少年招聘事業が実施され、上記日本語学習者・教師を含む約320人の青少年が来日した。

【知的交流】

平成20(2008)年10月のシン首相訪日の際に、設立に向けた日印間の協力につき合意されたインド工科大学(IIT)は、平成21(2009)年8月には、産官学により同大学ハイデラバード校(IITH)支援の方向性につき議論するため「IITH支援コンソーシアム」が立ち上げられた他、9月にはデサイ新学長が外務省の招きにて訪日し、日本側関係者との協議を行った。

また我が国は、インド情報技術大学ジャバルプル校(IITDM・J)に対するカリキュラム策定と知的支援を実施しており、平成21(2009)年度は、これまで実施してきた日本人教官の短期派遣、インド人教官及び学生の本邦研修に加え、インターン研修を実施した。

予算の効果的・効率的活用

要人往来の際に会談、表敬や協議等を数多く実施するよう努める等、予算が効果的・効率的に活用されるように留意した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳同士の往来を含む要人往来を土台として、日印関係は発展してきているが、今後の幅広い分野にお

ける日印関係の拡大のためには引き続き、要人往来の活発化、各種協議における具体的政策の策定、招へい事業を通じた人の交流を拡大していくことが必要である。また、国際社会におけるインドの重要性は、今後益々増大すると考えられるところ、幅広い分野における一層の日印関係強化を図るために、我が国として積極的にイニシアティブを発揮しながら各種取組を継続して実施していく必要がある。

事務事業名 ②要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の継続・促進

事務事業の概要

南アジア各国との首脳レベルを含む要人往来は、二国間関係や協力の実績を総括するとともに、新たな協力を進める機会を提供するものであり、南西アジア諸国との二国間関係を強化する上で必要不可欠である。また、首脳や閣僚等の信頼関係は、二国間関係の土台ともなるため、要人往来を通じた信頼醸成も不可欠である。事務レベルの各種協議は、所掌分野における課題や協力を率直に協議する機会をもたらすものであり、政府間の幅広い分野での協力を具体化するとともに、進展状況をフォローアップするという意味で、南西アジアとの二国間関係を強化する手段として重要である。

有効性（具体的成果）

（１）主な要人の往来は以下のとおり。

（イ）インド

（日本→インド）

平成 21 年 10 月 小沢環境相

12 月 鳩山総理

平成 22 年 1 月 原口総務相

1 月 鈴木海上保安庁長官

（インド→日本）

平成 21 年 7 月 クリシュナ外相

7 月 マラン繊維相

10 月 ナラヤナン国家安全保障顧問

11 月 アントニー国防相

平成 22 年 1 月 ナート道路交通・高速道路相

（ロ）パキスタン

（日本→パキスタン）

平成 21 年 10 月 岡田外務大臣

（パキスタン→日本）

平成 21 年 4 月 ザルダリ大統領（実務訪問賓客、パキスタン・フレンズ／支援国会合出席）

クレシ外相、カイラ情報放送大臣、マリク内務担当首相顧問、タリーン財務担当首相顧問

5 月 シャハブッディーン・パキスタン計画・開発大臣

10 月 スワーティ科学技術大臣

（ハ）スリランカ

（日本→スリランカ）

平成 21 年 5 月 明石政府代表

7 月 福田康夫総理特使

(二) バングラデシュ

(バングラデシュ→日本)

平成 21 年 6 月 マームド首相特使 (外務担当国務大臣)

(ホ) ネパール

(日本→ネパール)

平成 21 年 5 月 岸防衛大臣政務官

(ネパール→日本)

平成 21 年 10 月 アラム労働大臣

平成 22 年 3 月 バンダリ観光民間大臣

3 月 プラダナング総務相

(ヘ) ブータン

(ブータン→日本)

平成 21 年 6 月 デンダップ警察副長官

8 月 ティンレイ首相 (非公式)

(ト) モルディブ

(モルディブ→日本)

平成 22 年 2 月 ザキ・モルディブ特使

(2) 主要な各種協議は以下のとおり。

【政治レベル】

平成 21 年 4 月 中曽根外務大臣 (当時) のザルダリ・パキスタン大統領表敬

日パキスタン首脳会談

5 月 日スリランカ首脳電話会談

6 月 日印首脳電話会談

6 月 マームド・バングラデシュ首相特使 (外務担当国務大臣) の麻生総理 (当時) 表敬

7 月 日印首脳会談 (G8 ラクイラ・サミットの機会に)

7 月 第3回日印外相間戦略対話

7 月 クリシュナ・インド外相の麻生総理表敬

9 月 日ブータン首脳会談

9 月 日パキスタン外相会談 (国連総会の機会に)

9 月 日印首脳会談 (G20 サミットの機会に)

10 月 岡田外務大臣のザルダリ大統領表敬, ギラーニ首相表敬, 日パキスタン外相会談

10 月 ナラヤナン・インド国家安全保障顧問の総理及び外相表敬

10 月 日印首脳会談 (ASEAN 関連首脳会議の機会に)

12 月 日印首脳会談

【事務レベル】

平成 21 年 4 月 第3回日印外務次官対話 (次官級)

4 月 日印ハイテク貿易協議 (局長級)

- 6月 日パキスタン・テロ協議（大使級）
- 6月 日印都市開発に関する会議（課長級）
- 10月 日印海上安全保障対話（課長級）
- 10月 日印EPA交渉第12回会合（局長級）
- 10月 日バングラデシュ経済合同委員会（課長級）
- 10月 日バングラデシュ官民経済協議（課長級）
- 10月 日印ハイレベル経済協力政策会議（局長級）
- 11月 日スリランカ経済合同委員会
- 11月 日印官民政策協議（局長級）
- 11月 日印経済戦略会議（次官級）
- 12月 第4回日印外務次官対話（次官級）
- 12月 日印外務次官級政務協議（次官級）
- 12月 日パキスタン政務協議（次官級）

平成22年1月 日印海上保安庁長官級会合（次官級）

3月 日印軍縮・不拡散協議（局長級）

予算の効果的・効率的活用

要人往来の際に会談、表敬や協議等を数多く実施するよう努める等、予算が効果的・効率的に活用されるように留意した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
 （理由と今後の方針）

南西アジア諸国との二国間関係は強化されつつあるが、関係強化の余地は多分に残されており、活発な要人往来、事務レベルの各種協議を通じて更に所管国との関係を促進・強化していく必要がある。南西アジア諸国との関係を一層強化し、協力分野の拡大、協力の深化を図っていくためには、信頼醸成や協力の実績を総括する上で要人往来は不可欠であり、また政策を具体化していくために事務レベルの各種協議を引き続き実施していく必要がある。

事務事業名 ③南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援の実施

事務事業の概要

南西アジア地域の各国は、伝統的に親日的であり、国際場裏において我が国と協働してきている。また、同地域は、我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置するとともに安全保障面及び地政学的観点や、国際テロリストや過激派勢力が潜伏しているアフガニスタン・パキスタンの国境地域を含むことなどから極めて重要な地域であり、同地域は我が国の平和と繁栄に影響を及ぼしてきている。そのため、同地域の平和と繁栄を維持・強化するために、民主化の定着を支援するとともに、南アジア地域協力連合（SAARC）を通じた域内協力支援等を継続していく必要がある。

有効性（具体的成果）

【平和構築・民主化支援】

平成21年度も引き続き、選挙監視団の派遣等を通じて各国の民主化に向けた取組を支援することで、南西アジア地域全体の安定と繁栄に貢献した。実績は以下のとおり。

- ・平成21年5月 モルディブ人民議会選挙監視団派遣
- ・ネパール国連政治ミッション（UNMIN）に自衛官6名を派遣中（期限は平成22(2010)年7月まで）。

【スリランカ和平支援および復興支援】

スリランカでは26年に及ぶ内戦が平成21年5月に終結したが、内戦の最終局面において、我が国は東京会議4共同議長の一つとして、またスリランカの最大援助国の一つとして、内戦の終結に向けた働きかけを国際社会との協調を重視しつつ行った。その過程において、明石康政府代表（スリランカの平和構築及び復旧・復興担当）は累次にわたり関係国と電話会談を行った。また、内戦終結後は、同代表をスリランカに派遣し、ラージャパクサ大統領等に国民和解に向けた政治プロセスの早期進展や大量に発生した国内避難民に対する支援を働きかけ、その後も機会あるごとに種々の働きかけを行ってきている。

【SAARCの域内協力支援】

SAARCは社会経済発展に資する域内協力の枠組みとして、南アジアの安定と繁栄にとり重要な役割を果たしてきているが、我が国は域外国による唯一の基金である日本・SAARC特別基金を活用し、平成22年1月には日SAARCエネルギー・シンポジウム（於：デリー）「南アジアにおけるエネルギー協力の促進」や日・SAARC防災シンポジウム（於：神戸）を開催した。

【青少年交流（JENESYSプログラム）】

東アジア青少年大交流計画（JENESYSプログラム）の一環で、日本・SAARC特別基金を利用して、平成21年度は理工系人材育成招へい事業及び日本語学習者・教師招へい事業を実施し、SAARC加盟各国から合計107名の青少年を招へいた。

予算の効果的・効率的活用

電話会談を実施するなど、予算の効果的・効率的活用に留意した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

南西アジアはインドを中心に高い経済成長を遂げる一方、様々な課題に直面している。我が国としては、テロ掃討作戦を継続しているパキスタンに対する支援や、内戦終結後に国民和解や国内避難民再定住が課題として残っているスリランカに対する更なる協力を行う必要がある。また、民主化・民主主義の定着に向け課題が依然として残っているネパール、バングラデシュ、更に、平成20年11月のムンバイでの連続テロ事件以降関係が冷却化している印パ関係等、域内には数多くの不安定要因がある。南西アジアの平和と安定は、国際社会の安定に直結しており、また、我が国の平和と繁栄にも影響を及ぼすことから、同地域の平和と安定に向けて引き続き積極的に貢献していくことが求められる。

評価をするにあたり使用した資料

- 最近のインド情勢と日印関係
- 最近のパキスタン情勢と日・パキスタン関係
- 最近のスリランカ情勢
- 最近のネパール情勢と日・ネパール関係
- 最近のバングラデシュ情勢と日・バングラデシュ関係
- 最近のブータン情勢と日・ブータン関係
- 最近のモルディブ情勢

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-1-8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

(施策レベル評価版：68頁)

事務事業名 ① 様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施

事務事業の概要

- (1) 我が国と豪州は、米国の同盟国であるとともに、共通の価値観及び戦略的関心を共有することから、これまで政治・経済等幅広い分野において包括的な戦略的関係を構築してきたが、アジア太平洋地域の平和と安定に資するよう日豪関係を更に発展させるためには、引き続き様々なレベルでの対話の実施が不可欠である。
- (2) ニュージーランドについても、アジア太平洋地域の平和と繁栄のため、同地域において民主主義等共通の価値観を共有する国として、様々なレベルでの対話を実施し、日・ニュージーランド関係の強化を図る必要がある。

有効性（具体的成果）

(1) 日豪間の対話

ラッド首相が平成21年12月に訪日し、日豪首脳会談が行われた他、中曽根外務大臣（当時）が訪豪（5月）、岡田外務大臣が訪豪（2月）、スミス外相が訪日（4月）し外相会談を行うなどハイレベルでの交流が行われた。安全保障の分野では、自衛隊と豪州軍の相互支援に関する国際約束の締結に向けた政府間協議を開始することで一致した。併せて核軍縮・核不拡散体制のための国際議論を喚起し、日豪間で一層の協力を行うことを合意した。経済分野では、平成21年度中に2回の日豪EPA交渉が行われた。また、日米豪の協力については、高級事務レベル協議に加え、第4回日米豪閣僚級戦略対話が開催され、会合後、人道支援・災害救援分野における日米豪3か国で進行中のイニシアティブを再確認する共同ステートメントが発出された。このように、日豪間では幅広い対話が行われ、緊密な協力関係を進展させることができた。

(2) 日ニュージーランド間の対話

平成21年10月のキーNZ首相訪日の際の首脳会談や中曽根外務大臣（当時）のNZ訪問の実施など、幅広い対話を実施した。経済分野では、平成21年3月に開始された、日NZ事務レベルグループ会合を2回開催した他、日NZ高級事務レベル経済協議をほぼ年1回開催している。また、日NZ科学技術協力協定の署名を行い、科学技術の分野における協力のための枠組みを一層強化していくことで合意した。

予算の効果的・効率的活用

旅費削減の観点から、可能な限りテレビ会議を活用し、現地出張にかかるコストと時間の削減に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

豪州及びニュージーランドとのこれまでの対話の結果を着実に実施し、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と持続可能な発展のため、首脳・閣僚級協議を含む二国間のハイレベル・実務レベルの対話、及び日米豪戦略対話を含む多国間の対話の促進等、今後更に両国との対話を拡充強化していく必要がある。

事務事業名 ② 第5回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議の開催及びフォローアップ

事務事業の概要

太平洋島嶼国は、伝統的に親日的な国々であり、国連改革をはじめとする国際場裡において我が国の立場を積極的に支持している。これらの太平洋島嶼国との外交関係を強化し、幅広い分野での友好・協力関係を推進し、絆を深めることは我が国にとって非常に重要であり、様々な対話や支援を継続していく必要

がある。

有効性（具体的成果）

平成21年5月に開催した第5回日・PIF首脳会議（太平洋・島サミット）では、前回サミットで採択された総額450億円規模の支援を確実に実施したことを報告するとともに、向こう3年間で総額500億円規模の支援を目指す「北海道アイランダーズ宣言」を採択した。また、12か国2地域の内8か国と二国間の首脳会談を行うなど、充実したプログラムとなった。一方、平成21年8月にはPIF域外国対話に参加し、ハイレベルでの意見交換を実施した。さらに、平成21年4月のトリビオン・パラオ大統領の訪日、平成21年10月のトメイン・マーシャル大統領（当時）の訪日、平成22年3月の実務訪問賓客としてのソマレ・PNG首相の訪日のように、島嶼国首脳の来日や首脳会談の実施を通じ島嶼国との友好協力関係の深化が図られるなど緊密な協力関係を進展させた。

「北海道アイランダーズ宣言」の「キズナ・プラン」では、今後3年間で1000人を超える人材育成を含む青少年交流を発表し、人的交流の強化を打ち出すことができた。

予算の効果的・効率的活用

第5回太平洋・島サミットの全体会合の場を活用し、二国間の首脳会談を積極的に行うことにより、効率的な日程とした。結果として出張回数の削減に繋がった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「北海道アイランダーズ宣言」に基づく支援を着実に実施していくとともに、島嶼国地域に対する我が国の協力の効果的実施のため、PIF域外国対話への参加や第5回太平洋・島サミットのフォローアップ会合など、様々なレベルでの意見交換を継続する必要がある。

また、日・島嶼国地域の関係強化を図るため、太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、今まで以上に成果を得られる会合となるよう、様々な取組を展開させる。

日・PIF未来創造高校生交流事業のもと、毎年合計5～10名程度の高校生を選定された島嶼国・地域から招聘してきており、今後も同数程度の規模で本高校生交流事業を着実に実施していく。また、「キズナ・プラン」のフォローアップとして、太平洋島嶼国12か国2地域の青少年50名程度を招聘するプログラムを実施する。

評価をするにあたり使用した資料

・平成22年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—2 北米地域外交

具体的施策

I-2-1	北米諸国との政治分野での協力推進	53
I-2-2	北米諸国との経済分野での協力推進	57
I-2-3	米国との安全保障分野での協力推進	61

I - 2 - 1 北米諸国との政治分野での協力推進

(施策レベル評価版：80 頁)

事務事業名 ①政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施

事務事業の概要

首脳・外相レベルを含む政府間の協議の実施

有効性（具体的成果）

1. 米国について

首脳・外相レベルでは、平成 21 年 11 月のオバマ大統領の訪日をはじめ、日米首脳会談、外相会談を累次の機会に実施した他、電話会談も実施し、アジア太平洋地域情勢や、気候変動や核軍縮・不拡散といったグローバルな課題について協力を進めている。

平成 21 年 11 月には、オバマ大統領が初めてのアジア歴訪の最初の訪問地として日本を訪れ、鳩山総理大臣との間で日米首脳会談を行った。同会談において、両首脳は、二国間関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における日米協力を強化するとともに、平成 22 年の現行日米安全保障条約締結 50 周年に向けて、同盟深化のための協議プロセスの開始で一致した。また、APEC を含むアジア太平洋地域における連携強化を確認し、首脳会談終了後には、気候変動交渉に関する日米共同メッセージ、「核兵器のない世界」に向けた日米共同ステートメント及び日米クリーン・エネルギー技術協力に関するファクトシートを発出した。

平成 22 年 1 月にハワイにおいて行われた日米外相会談において、両大臣は、普天間飛行場の移設については真剣に取り組むことが重要であるが、日米間には協力して対応すべき重要な課題が他にも数多くあり、それらについてもきちんと対応していく必要があるとの認識で一致し、普天間問題についてお互いの立場を確認した上で、日米安保条約改定 50 周年に当たる平成 22（2010）年、これから 30 年、50 年、日米同盟が持続可能となるよう、同盟強化のための協議プロセスを開始した。また、両大臣は、対アフガニスタン支援、イラン核問題、北朝鮮問題、ミャンマー情勢、気候変動、核軍縮・不拡散等について積極的かつ建設的な議論を行った。

平成 22 年 1 月には、鳩山総理とオバマ大統領がそれぞれ談話を発表するとともに、「2 + 2」の閣僚による共同発表を発出し、二国間関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における日米協力を強化し、日米同盟を 21 世紀にふさわしい形で深化させていくことを確認した。

2. カナダについて

平成 21 年には、5 月のカナダ外務大臣訪日の際に実施した日加外相会談において、人道支援・災害救援活動を行うカナダ軍用機の我が国への立ち寄りを迅速に受け入れる旨の覚書を確認し、両国政府間での協力の幅を広げるとともに、G 8 等種々の国際会議の機会を捉えて首脳・外相間でも協議を行い（具体的には、平成 21 年 7 月の日加首脳会談、同 9 月及び 11 月の日加首脳立ち話、平成 22 年 3 月の日加外相会談）、緊密な連携を確認し、良好な日加関係の一層の深化を図った。

また、平成 22 年にあり得べき G 8 及びアジア太平洋経済協力の機会の両国の首脳・外相の相互往来を踏まえ、中・長期的な観点から、平成 21 年 5 月の日加外相会談の成果のフォローアップ及び共通の諸課題に関する協議・政策調整を行った。

予算の効果的・効率的活用

出張者の旅費につき、より安価なビジネス・エコノミーのディスカウント航空券を購入して予算の節約

に努める等、効率的に活用した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

政治分野での日米・日加両国間の協力を日本政府として推進し、日米・日加両国が直面する諸課題への取組における日米・日加両国間の連携を強化する上で、両国政府間の対話を現状の頻度で継続することは不可欠である。

事務事業名 ②民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施及び米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

事務事業の概要

在米日系人、議会スタッフ、若手指導者等の招聘等

有効性（具体的成果）

- (1) 在米日系人リーダー13名の招聘（国際交流基金との共同事業）及び在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施した。在米日系人同士及び在米日系人と日本とのネットワークの拡充に寄与するにとどまらず、両事業の参加者の関与を得てビジネス分野での日系人・日本人会合が行われている例、高速鉄道プロジェクトに関し日本人と日系人との協力の方途が模索されつつある例等、両事業を通じた日本人と日系人との関係強化の取組は具体的な協力に発展しつつある。また、米国での伝統的な日系人人口が減少傾向にある中、日系人と非日系人双方の祖先を持つ子女、日本人米国永住者（いわゆる新1世）を親に持つ子女といったいわゆる「新たな種類の日系人」の若い世代（学生）を対象とし、平成21年度より、新たに招聘を実施した。参加者の日系人としてのアイデンティティ意識向上効果が顕著であり、将来の親日家としての活躍が期待される。
- (2) 米国連邦議会との関係強化事業として、議会関係者8名（有力議員スタッフ他）を招聘した。招聘した際には、外務省関係者による日米関係・日本外交・日本／世界経済に関するブリーフを通じて日本外交についての理解を深めるとともに、若手省員との意見交換会、国会議員・衆議院事務局との意見交換会、企業関係者との意見交換、工場視察、地方視察（京都、名古屋）、都内視察を行い、多面的な対日理解促進に努めた。招聘を通じ、被招聘者が日本に対する関心・理解を深めるとともに、その後の我が方大使館との間での良好な関係の維持・構築にも大きな効果が得られた。
- (3) 米国行政官が日本の官公庁・民間で1年間勤務するマンسفールド研修計画（平成21年度は第14期生が5名来日）を実施した。同計画の参加者の多くが米国政府内の意思決定過程で重要なポストに就くようになってきており、米国政府の実務レベルにおける知日派・親日派の育成に効果を上げてきている。
- (4) 米国の外交政策及び世論形成過程に影響力をもって関与しうる、若手米国有識者5名（大学教授、シンクタンク関係者、米国議会メディア紙関係者）を招聘した。これまで本件事業実施により、我が国の各界要人・有識者との意見交換及び人的ネットワーク形成の機会を提供してきており、また、被招聘者は米国帰国後は種々の機会に日米協力関係の重要性を発信するなど、日米関係の深化を知的交流面から支えている。

予算の効果的・効率的活用

各招聘事業における業者選定は、一般競争入札によって行い、予算の効率性・透明性を確保した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日米関係は政府間の関係のみならず、様々なチャンネルを通じた幅広くかつ深みのある交流の積み重ねにより醸成された相互理解によって支えられている。

米国若手指導者ネットワーク・プログラム、行政官交流、日系人招聘及び米国議会関係者の招聘等を含む重層的な交流事業を実施することで、相互理解の促進をはかり、次世代の米国における日本専門家や知日派・親日派を育成することは、日本外交の要である日米関係を深めていくために、不可欠な役割を果たしている。

事務事業名 ③平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘

事務事業の概要

「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響力を有する各界の人物の招聘の実施。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年4月及び平成22年2月、カナダ議会の加日友好議員連盟共同議長が我が国を訪問し、日本側の日加友好議員連盟のメンバーとの間で様々な分野における意見交換を行うと共に交流を深めた。
- (2) 平成20年度から開始した在加日系人招聘プログラムによって、平成22年2月、カナダ各地の日系人指導者が訪日し、当省関係者の他に政府関係者、有識者、経済界等様々な関係者との意見交換を通じ、対日理解の促進が図られた。
- (3) JETプログラム、留学生交換プログラム等長きにわたり続けられている交流に加え、平成21年から続く日加修好80周年を記念し、日加間で人的交流、文化交流等が行われ、カナダにおける対日理解、対日関心が増進された。
- (4) 平成22年3月、我が国外務省、防衛省、カナダ外務貿易省、国防省関係者及び両国の有識者が出席し、「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」を開催、アフガニスタン・パキスタン、アジア太平洋地域情勢、中南米における日加協力、核不拡散・核軍縮について意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、両国の協力の可能性を探った。

予算の効果的・効率的活用

会議場手配等の業務に係る業者選定は一般競争入札によって行い、予算の効率性・透明性を確保した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

加世論形成に大きな影響力を有する有識者等を我が国に招聘し、我が国政府関係者・有識者との懇談や各地の視察を通じて我が国について正しい理解を深め、帰国後我が国に関する情報の発信者となってもらうことは有意義である。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページに掲載されている日米首脳会談、日米・日加外相会談などの概要等。

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-2-2 北米諸国との経済分野での協力推進

(施策レベル評価版：86 頁)

事務事業名 ①日米経済関係強化に向けた取組

事務事業の概要

日米両国は幅広い分野において緊密な相互依存関係にあり、経済分野での二国間の取組・協力は多岐にわたっている。また、経済大国として、二国間のみならず地域的・国際的な課題についても議論し、協力関係を構築する必要がある。こうした幅広い協力関係を推進する上で、首脳・外相レベルでの対話は、極めて重要な機会である。日米首脳・外相会談の機会を活用し、日米経済関係強化に向けて、二国間経済関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における日米協力を議論し、建設的で未来志向の日米同盟を深めていく。具体的には、金融危機以降の世界経済の回復に向けた日米の連携を強化しつつ、エネルギー、環境関連、APEC等の日米協力案件を推進する。

有効性（具体的成果）

- (1) 日米二国間の経済分野での協力については、例えば、平成21年2月の首脳会談において、クリーン・エネルギーや省エネルギー分野で、日米協力を具体化させるための協議を開始することで一致したことを踏まえ、11月の首脳会談においては、日米国立研究所間の共同活動、島嶼（沖縄・ハワイ）地域の経験共有を支援するためのタスクフォースの設置、スマートグリッド分野での情報共有・標準開発などの当面の共同取組分野を特定する「日米クリーン・エネルギー技術協力に関するファクトシート」を発出した。また、オバマ大統領が推進する米国の高速鉄道計画に関連して、平成21年2月の首脳会談において、この分野での日米協力を探求することとなり、11月の首脳会談後の総理大臣主催夕食会では、鳩山総理大臣からオバマ大統領に対し、日本の新幹線等について紹介した。平成22年1月には、ワシントンDCで国交省・外務省・経産省の主催により高速鉄道セミナーを開催した。
- (2) アジア太平洋地域経済については、特に、平成22（2010）年及び平成23（2011）年のAPEC議長を日米が順に務めることを踏まえ、11月の外相会談において、APECの将来の方向性について日米間で協議していくことで一致したほか、同月の首脳会談においても、APECの成功とアジア太平洋における新たなビジョン作りに向けて日米間で連携していくことで一致するなど、日米間の協力を進めることを確認した。
- (3) 世界経済の諸課題については、9月の首脳会談で、世界経済の回復を確実なものとし、その持続可能な成長を実現するため、緊密に連携していくことで一致したほか、11月の首脳会談において、G8/G20を通じた世界経済の回復を含め、日米間で協力が進んでおり、これを更に進めていくことが望ましいとの点で一致した。
- (4) 地球規模の課題については、特に、気候変動問題について、9月の外相会談において先進国中でも日米両国が指導力を発揮していく必要があることで一致し、同月の首脳会談においても、COP15に向けた国際交渉を進めるために、緊密に協力していくことで一致した。11月の首脳会談では、「気候変動交渉に関する日米共同メッセージ」を発出し、鳩山総理よりCOP15の成功に向けて、日米両国があらゆるレベルで関与していく決意を表明するとともに、COP15の場においても、日米両国は緊密に連携した。その後の平成22（2010）年1月の日米外相会談においては、多くの国からCOP15においてまとめられた「コペンハーゲン合意」への支持を得ることが重要であるとして、日米間の協力を進めていくことで認識が一致した。

予算の効果的・効率的活用

他の国際会議と連続して開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

首脳・外相会談を始めとした日米間のハイレベルの対話は、具体的案件を着実に進展させ、日米経済関係を強化する上で重要な機会となっている。日米間で一層密接な経済関係を構築し、また経済大国として、国際社会における経済面の諸課題に対処していく上でも、日米間の対話・連携を一層強化していく方針である。

事務事業名 ②米国との経済対話枠組みの下での協議・政策調整の実施

事務事業の概要

日米間の経済対話としては、例えば日米間で規制及び競争政策関連の問題について双方向に意見交換を行う「規制改革及び競争政策イニシアティブ」がある。この取組は、規制改革及び競争政策に関する分野別及び分野横断的な問題に焦点を絞ることにより、日米双方の経済成長を促進することを意図するものである。平成20(2008)年10月に日米間で交換された規制改革に関する改善要望につき、電気通信、情報技術、医療機器・医薬品、分野横断の各作業部会の議論を踏まえて平成21年5月にはワシントンで上級会合を開催し、保険の州別規制、領事事項、政府調達、農業関連、電気通信、知的財産権等、多岐にわたる意見交換が行われた。こうした一連のやりとりを踏まえ、7月には「8年目の対話」の成果をまとめた日米両国首脳への報告書を公表した。

また、10月にはワシントンにて日米貿易フォーラムを開催し、貿易及び貿易関連の問題について日米間で意見交換を行った。外務省・米国通商代表部(USTR)の局長級を議長とし、関係省庁の参加も得て行われた本会合は、貿易及び貿易関連の問題につき率直な意見交換を行うことで双方の相互理解を高め、深刻な貿易摩擦を事前に防止する早期警戒メカニズムとしての役割を担っている。

有効性(具体的成果)

日米規制改革イニシアティブにおいては日米間の双方向の議論を行ってきており、対話の成果は日米首脳への報告書に記載されているが、8年目の対話においては、例えば以下のような一定の成果があった。

(1) 保険の州別規制

米国の各州によって異なる保険監督・規制の問題点を指摘し、その調和・統一を米側に要望してきたことに関しては、平成21(2009)年6月、オバマ大統領が金融規制改革案を発表し、全米保険局の設置を提案した。

(2) 輸出関連規制(電気通信)

商用通信衛星に係る輸出許可について、米国政府が定める審査手続やその運用があいまいであり、かつ、許可取得までの期間が長期にわたる事例が見られるため、米側へ改善を要望してきたところ、米側は、大統領令に基づき、商用通信衛星の輸出許可等の手続の遅れの最小化、透明性の最大化の努力を継続することとした。

(3) コンテナ貨物100%検査(税関・流通)

米国向けコンテナ貨物100%検査(平成19(2007)年8月3日に成立した米国内法(9.11委員会勧告実施法)により、平成24(2012)年7月までに原則すべての米国向けコンテナ貨物について、外国港にて積載前に検査を実施することを要求する条項を含む。)が円滑な物流を阻害しないよう要望してきたところ、米側は日本政府の懸念に対し、港湾運営や物流への影響が最小限になるような現実的な方策を追求することとした(航空貨物についても同様。)

(4) 「10+2」ルール(税関・流通)

「10+2」ルール(*)の導入が検討されているのに対し、リードタイムの長期化や物流効率の低下、遵

守のためのコストの増加をもたらしかねないとして適切な方策をとるよう求めてきたところ、日本国政府の懸念に留意し、パブリックコメントの締切り以降も外国政府及び産業界との間で対話を継続した。

(*) 「10+2」ルール概要

平成18(2006)年10月に成立したSAFE Port Actにより、米国向けコンテナに事前提出すべき情報に、新たなデータが加えられることとされた。これを受け、米政府は、輸入者に対して10項目、運航者に対して2項目の追加データを所定の期限までに提出するよう義務づけることを提案。平成21年11月25日付官報で暫定最終規則が公表され、平成22年1月26日から実施された(施行後1年間は猶予期間として罰則は適用されない)。

予算の効果的・効率的活用

6月に日本で開催された規制改革イニシアティブの協議の際には競争入札の実施により、経費の削減に努めたほか、可能な限り関係省庁との間での通訳費用の折半に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も、民間部門の問題意識を聴取する場を設け、政策に反映させていくことは極めて重要である。このような方針は在米日系企業などの民間部門からも評価を受けているが、日米両国での政権交代を契機に民間部門との一層緊密な連携を図るべく、内容の見直し・改善に努めていく。

事務事業名 ③個別通商問題への対処

事務事業の概要

協調的・建設的な日米経済関係を維持し、日米両国の経済的發展を促進していくために、米側が提起する米国産牛肉輸入問題やエコカー補助金問題等の個別の通商問題について、関係省庁と連携しながら二国間での協議によって適切に問題解決を図っていく。

有効性(具体的成果)

- (1) 米国産牛肉輸入問題については、米国から、我が国の輸入条件の国際獣疫事務局(OIE)基準への整合等について累次要請があるが、我が方は関係省庁と連携しつつ、科学的知見に基づき食の安全を確保することが重要であるとの基本的立場を説明の上、協議を行うこととしており、適切なマネージに努めている。
- (2) エコカー補助金問題については、平成22年1月、米議会上院・下院それぞれで、我が国のエコカー補助金制度が米国車を排除しているとして、米通商代表部に対し日本政府と直ちに協議するよう求める決議案が提出された。1月12日にハワイで行われた日米外相会談では、クリントン國務長官から岡田外務大臣に対し、本件をめぐる米議会で懸念が高まっている旨提起された。我が方から米側に対し、我が国のエコカー補助金制度は内外無差別で輸入車も対象とするものであるとの立場を説明する一方、環境対応・景気刺激の目的達成のためのオプションを増やすとの観点から、制度の一部見直しなども経て、日米間の円滑な意思疎通を図り、適切なマネージに努めている。

予算の効果的・効率的活用

他の国際会議と連続に開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日米経済関係の緊密化に伴い、日米間の個別の経済問題は今後とも生じる可能性がある。個別問題の政治問題化を避け、日米経済関係を適切にマネージするためには、引き続き日米間の政府当局間での密接な

連携と意見交換、時宜に応じた協議の開催など個別案件への適切な対応が求められる。

事務事業名 ④「日加経済枠組み」に基づく日加経済関係の強化

事務事業の概要

平成17年11月に日加首脳により署名された「日加経済枠組み」文書及び貿易・投資の潜在力を最大限に引き出すことを検討し、平成19年10月に両首脳に提出された共同研究報告書に基づき、個別分野での日加両国間の協力を促進するとともに、日加経済関係を更に深化させるための具体的な諸施策を進める。

有効性（具体的成果）

我が国にとって特に食料・エネルギー供給国としての重要性が高いカナダとの経済関係を強化するため、平成21年4月のデイ・カナダ国際貿易大臣（当時）の訪日を契機とし、平成20年に第1回を開催した貿易投資対話の下で、平成21年6月に課長級対話を開催した。同対話では、より良いビジネス環境を醸成するために実施したナノテクノロジー・ミッション相互派遣、及び規制協力等を議題とし、両国間の貿易・投資の拡大・促進に向け具体的かつ詳細な議論を行い、我が国から要請しているカナダの自動車排ガスにかかる州別規制の統一化につき、一定の成果を見た。平成21年10月には、第2回貿易投資対話を開催し、ミッション相互派遣を含めた科学技術協力及び規制協力等について議論するとともに、我が国からオンタリオ州で実施されているローカル・コンテンツ措置についての申し入れを行った。平成22年3月にはこれまでも定期的に開催されてきた日加次官級経済協議を開催し、日加経済関係の深化・活性化を目的として検討を行い、引き続き、事務レベルで情報交換を行い、日加経済関係強化の方途を協議していくこととした。

予算の効果的・効率的活用

他の国際会議と連続に開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日加両国の経済関係の潜在力が最大限に引き出されるように、「日加経済枠組み」の下で、様々な投資、貿易促進のための取組が積極的に進められている。日加共同研究報告書により提示された貿易投資対話や、次官級経済協議等の場を通じて、両国の経済関係を一層深化・活性化する諸施策について、カナダ側と具体的な協力を継続して進めていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

「成長のための日米経済パートナーシップ」（平成13年6月30日）

「日米規制改革・競走政策イニシアティブ」8年目の対話に関する要望書（平成20年10月15日）

「日米規制改革・競争政策イニシアティブ」8年目の対話に関する両国首脳への報告書（平成21年7月6日）

「米新政権との新たな日米経済関係の構築に向けた提言」（平成21年1月23日）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-2-3 米国との安全保障分野での協力推進

(施策レベル評価版：92頁)

事務事業名 ①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続

事務事業の概要

依然として不安定・不確実なアジア太平洋地域において、我が国及びアジア太平洋地域における平和・安定及び繁栄を確保するため、安全保障分野での協力に関し日米間の緊密な協議を継続していく。

有効性（具体的成果）

(1) 平成21年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化のための協議プロセスを開始し、拡大抑止、情報保全、ミサイル防衛、宇宙等、従来の協力分野のみならず、新しい課題も含む協力の強化を進めていくことで一致した。そして平成22年1月の日米外相会談をもって、同協議プロセスが開始された。その後、拡大抑止協議の実施（平成22年2月）や情報保全のための新しい取組の立ち上げ（同3月）など具体的な進展があった。

(2) 日米安保条約署名50周年に当たる平成22年1月19日、鳩山総理とオバマ米国大統領がそれぞれ談話を発出すると共に、日米安全保障協議委員会（「2+2」）による共同発表を発出し、日米安保体制を中核とする日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させることにつき確認するメッセージを両国民及び地域に発出し、日米安保体制が確固たるものであることを改めて内外に示すことができた。

(3) 弾道ミサイル防衛(BMD)分野では、米側の協力の下、イージス艦「みょうこう」による迎撃ミサイル発射試験に成功し（平成21年10月）、また、日米合同演習（キーン・エッジ）を成功裏に実施（平成22年1月）するなど、日米安保体制の抑止力及び信頼性を一層向上させた。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留める等、旅費の効果的・効率的活用を努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国が安全保障の分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続することは、我が国及び国際社会全体の平和・安定及び繁栄を実現するために極めて重要である。

事務事業名 ②在日米軍再編等の着実な実施の推進

事務事業の概要

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。

政府として、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめとする地元の負担を軽減するため、今後も引き続き在日米軍再編の着実な実施に取り組んでいく。

有効性（具体的成果）

(1) 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定が国会承認を経て発効に至った（平成21年5月）。

(2) 普天間代替飛行場の代替施設に関しては、過去の日米合意などの経緯を検証し、本件にかかわる問題を解決するために、二国間の緊密な議論を継続した（平成21年11月、12月）。

(3) 米軍機の訓練移転を実施した（平成21年度に計7回）等。

予算の効果的・効率的活用

出張時に、人数の見直し、経済的・効率的な経路の選択等を行い、また出張の回数を可能な限り限定して行えるよう、事前の打ち合わせ、先方との事前調整を十分に行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用のためには、引き続き在日米軍再編の着実な実施に取り組み、沖縄をはじめとする地元の負担軽減に努めていくことが重要である。

事務事業名 ③日米地位協定についての取組

事務事業の概要

施設・区域周辺の住民の負担を軽減すべく、政府として、国民の目に見える形で一つ一つ成果を上げていくことが重要であるとの考えに立ち、日米地位協定についての具体的な取組を引き続き進めていく。

有効性（具体的成果）

第174回国会における岡田外務大臣の外交演説で、普天間飛行場の移設問題を解決した上で日米地位協定に関し取り組んでいく旨表明した（平成22年1月）。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留める等、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日米地位協定に取り組むことは、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用に資する。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版 外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—3 中南米地域外交

具体的施策

I-3-1	中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化・・・・・・・・・・	65
I-3-2	南米諸国との協力及び交流強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70

I-3-1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

(施策レベル評価版：103頁)

事務事業名 ① 経済連携協定（EPA）に基づく取組、様々なレベルの対話等を含む経済関係強化の取組
事務事業の概要 日メキシコEPAを通じ、両国間の貿易・投資を拡大させると共に、協定に規定された合同委員会その他の各種小委員会の開催により、経済関係の更なる発展に向けて協力関係を強化する。また、中米諸国との間では、日・中米経済交流促進ワーキングチームを発足させるなど、経済関係の強化に努めた。
有効性（具体的成果） 1. 中南米最大の貿易相手国であるメキシコとは、EPAの発効後、発効前と比較して貿易額が80%以上増加した。平成21（2009）年4月に第5回合同委員会を開催し、日本・メキシコ両国の各種産業の現状を踏まえて、協定が相互に有益なものとなるよう、運用方法などの更なる改善に向けて取り組んでいくことで一致した。また、個別の課題についても各種小委員会を通じて日墨間で協議が進められた。 2. 中米諸国等とは、平成22（2010）年1月に日・中米外相会合を実施し、日本と中米の経済交流促進に向けた課題と方策について検討するため官民学関係者による日・中米経済交流促進ワーキングチームの設立について合意するとともに、第1回ワーキングチーム会合を3月17日に実施した。
予算の効果的・効率的活用 日墨EPAに関する会合について、テレビ会議システムの活用を通じ、メキシコ側とのすり合わせを行い、小委員会開催時の成果を高める工夫を行った。 3月17日の日・中米経済交流促進ワーキングチーム第1回会合の機会には、一般にも広く広報するとの観点から、米州開発銀行アジア事務所において開催されたワーキングチーム主要メンバーによるセミナーに協力した。
事業の総合的評価 <input checked="" type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 内容の見直し・改善 <input type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) 日墨EPAについては、協定のさらなる効果的な運用については日墨経済関係強化のための見直しにつき協議する予定である。また、日中米経済交流促進ワーキンググループの実施を通じ、今後の経済交流促進に向けた提言をまとめることを目指す。

事務事業名 ② 環境問題をはじめとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化
事務事業の概要 メキシコ、中米・カリブ諸国等との間で、様々な機会を活用して、環境・気候変動問題を始めとする国際社会の諸課題について協議し、我が国の環境イニシアティブに対する賛同を得る。その他国際社会の諸課題に関し、中米・カリブ諸国との協力関係を強化する。

有効性（具体的成果）

1. メキシコとの間では、2度の首脳会談、外相会談を通じて気候変動問題について協議した。特に、平成22（2010）年2月のカルデロン大統領訪日に際しては、環境問題等国際社会の諸課題について日墨両国が一層連携すべく「日墨戦略的グローバル・パートナーシップ行動計画」を発表するなど、両国の協力関係が進展した。

2. 中米諸国との間では、平成22（2010）年1月のアジア・中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合の機会に、日・中米外相会合を開催すると共に、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ、ドミニカ共和国の外務大臣ないし外務副大臣との間で二国間会談を実施し、気候変動を始めとする国際社会の諸課題に関する協力関係の強化を働きかけた。

3. カリブ諸国との間では、招へい者等との対話を通じ、我が国の環境・気候変動施策への理解を求めるとともに、国際場裡における協力を求めた。また、大地震に見舞われたハイチに対し、緊急復興支援を実施し、我が国自衛隊施設部隊の国連PKO派遣のほか、外務大臣がハイチを訪問し、支援国会合に出席し、外務副大臣も別途支援国会合に出席するなど、我が国の取組を国際社会にアピールした。

4. また、平成22（2010）年1月にFEALAC外相会合を東京で主催し、環境及び経済・社会分野でのイニシアティブを発表し、国際社会の諸課題に関するアジア中南米間の協力関係強化を行ったほか、平成22（2010）年3月には、FEALAC加盟国の環境関係のハイレベルの政策担当者を日本に招待し、環境ビジネスに関する会合を開催した。

予算の効果的・効率的活用

シンガポールAPECの際の日墨首脳会談の実現、カルデロン大統領訪日（公式実務訪問賓客）時に外相会談を併せ実施するなど、効率的な政策対話に努めた。FEALAC外相会合開催時、中南米各国の外相が訪日した機会をとらえ、日・中米との外相会合を実施し、効率的な会合開催を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後とも、メキシコ、中米・カリブ諸国等との間で、環境・気候変動問題等の国際社会の諸課題について、各種の機会を捉えて緊密に協議し、協力関係の維持・強化を図る。また、中米・カリブ諸国等に対し、我が国の環境イニシアティブへの賛同を引き続き求めるとともに、必要な協力を実施する。

事務事業名 ③ 要人往来その他人物・文化交流事業を通じた相互理解促進

事務事業の概要

中米カリブ諸国との要人往来の実現による、相互理解の促進。日墨交流400周年の記念事業の実施、研修生相互派遣を行うことによる文化交流、人物交流の促進。

有効性（具体的成果）

1. メキシコとの関係では2度の首脳会談、カルデロン大統領、エスピノサ外相の訪日、伊藤外務副大臣（当時）の訪問が実現し、気候変動問題、周年の機会を活用した交流強化等の分野において、協力関係の具体的な進展を得ることができた。平成21（2009）年9月、日本メキシコ交流400周年の記念式典が日本側名誉総裁である皇太子殿下の御臨席の下に開催された他、両国において様々な記念交流行事が行われた。また、日墨交流計画を通じて、日本・メキシコ両国の研修生の相互の第37回目の派遣が実現した。

2. 中米諸国との関係では、FEALAC外相会合において、中米各国（パナマ、グアテマラ、ニカラグア、エルサルバドル、ドミニカ共和国）及びキューバから外相ないし副外相といったハイレベルの訪日を実現し、我が国政策への理解の促進と親日感情の醸成に目に見える成果をあげた。また、ロドリゲス・キューバ外相の外務省賓客での訪日を実現した。平成21（2009）年3月17日の第1回日・中米経済交流促進ワ

ーキングチーム会合の機会には、中米統合機構(SICA)事務局長、中米経済統合一般条約常設事務局(SIECA)事務局長、中米経済統合銀行副総裁、中米商工会議所会頭といった中米地域機関の責任者の訪日を実現した。ドミニカ共和国については、同国で4権の長とされる中央選挙管理委員会委員長、エルサルバドルについては、平成21年6月に成立した新政権与党(FMLN)の副議員団長兼国会議員の訪日を実現し、日本に対する理解と関心を深めた。

3. カリブ諸国との関係では、ハイチよりアレクシー前首相を招へいした他、カリブ諸国より若手外交官を招へいした。また、岡田外務大臣がハイチを訪問し、ハイチ政府要人に対して我が国のコミットメントを表明し、PKOに参加している我が国自衛隊宿营地及び被災地を視察した。

予算の効果的・効率的活用

メキシコにおいては、日本メキシコ交流400周年のメキシコにおけるオープニング行事に合わせて外務副大臣の訪墨を実現し、また、千葉県他地方自治体との連携の下に交流400周年記念式典を実現させるなど、予算の効果的運用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成22年度も日本メキシコ交流400周年の機会を活かし、メキシコとの要人往来や交流事業を強化し、相互理解を促進させる。

中米については、政権誕生後1年のエルサルバドルやパナマとの間で要人往来等人的交流を通じ、一層の人脈形成を促すと共に相互理解を図る。また、平成22年1月に誕生し同4月に我が国として政府承認を行ったホンジュラス新政権や平成22年5月に誕生するコスタリカ新政権との関係強化を図る。

事務事業名 ④ 中米統合機構、カリブ共同体等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化

事務事業の概要

地域ブロックとして単位で発言力を増しているSICA及びカリブ共同体との間で協議を開催し、これまでの協力関係のレビューや国際社会の諸課題について意見交換を実施するとともに、今後の協力強化の方策を検討していく。

有効性(具体的成果)

1. SICAとの関係では、平成22年1月に日・中米外相会合を開催し、我が国のSICAへの域外オブザーバー正式加盟を果たすとともに、日、中米間の経済交流促進のため官民学よりなる日・中米経済交流促進ワーキングチームの設立に合意した。同時に、国連安保理改革、北朝鮮核開発問題・拉致問題、気候変動、核軍縮に係る我が国立場を説明し理解と協力を求めた。また、平成22年3月17日にはワーキングチーム第1回会合を実施し、SICA事務局長他中米の地域機関責任者を招へいし、日、中米間の経済交流、経済協力促進のための課題と協力策について意見交換を行った。

2. カリブ共同体(カリコム)との関係では、平成22(2010)年の第2回日・カリコム外相会議の開催に向けカリコム側と調整を開始した。

予算の効果的・効率的活用

平成22年1月のFEALAC外相会合の機会をとらえ、日・中米外相会合を開催した。

カリコム諸国とは、現地大使館員の所管国出張の機会を捉えて、各国への我が国立場の説明を行うとともに、外相会議開催に向けての意見交換を行い、出張予算を効果的、効率的に活用した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

SICAについては、平成7（1995）年以来実施している定期的政策対話の場である日・中米「対話と協力」フォーラムの第13回及び第14回会合の開催を通じ、協力関係の一層の強化を図る。また、日・中米経済交流促進ワーキンググループの作業を通じ、日本、中米間の経済交流・経済協力促進に向けた政策提言を取り纏め、今後の経済関係強化に向けその具体的実現を目指す。日・中米フォーラムの開催、及び経済交流促進ワーキンググループの実施を通じた協力の促進を行う。カリコムとの関係では、第2回日・カリコム外相会議を開催し、日・カリコム協力と国際場裏での協力関係の維持強化を図る。

事務事業名 ⑤ FEALACやECLAC（国連ラテンアメリカカリブ経済委員会）、OAS（米州機構）等の多国籍間フォーラム・機関を通じた中南米地域との総合的な関係強化

事務事業の概要

FEALACでは、アジア側調整国として外相会合を主催し、アジアと中南米の架け橋として我が国がリーダーシップを発揮する。そのほか、OAS、ECLAC等の各種会合にも参加し、中南米地域全体との協力関係を強化する。

有効性（具体的成果）

1. FEALACに関しては、4月にアルゼンチンでの高級実務者会合（SOM）会合に出席し、東京での外相会合に向けた議題設定等の議論を行った。平成22（2010）年1月にFEALAC外相会合を東京にて開催し、環境、社会問題等のグローバル課題の解決に向けた協議を行った。その後、フォローアップとしてアジア・中南米9か国よりハイレベルの政策担当者を招聘して環境ビジネスに関する会合を実施し、外相会合後も引き続きリーダーシップを発揮している。
2. ECLACに関しては、8月にニューヨークで開催された全体会合への出席その他関連会合への出席・資料収集を通じ、中南米地域に関する情報収集を行い、中南米との総合的な関係強化への参考とした。
3. OASに関しては、6月にホンジュラスで開催された総会にオブザーバー国として出席し、OASを通じた選挙支援、我が国の地雷除去支援等の中南米の民主主義と平和の定着に対する貢献をアピールした。

予算の効果的・効率的活用

ECLAC及びOASの各種会合については、現地大使館が対応を行うことで、必要な情報を効率的に収集している。

FEALACについては、外相会合開催時に12か国とのバイ会談の実施、中米諸国との外相会合を同時開催し、効率的な会議運営を行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

FEALACに関しては、外相会合で打ち出したイニシアティブを適切に実施していく。中南米全体の情勢把握を行う上で必要とされるECLAC及びOAS等国际機関との協力については、現地大使館との連携を強化することを通じ、より効率的な協力を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づき設置された合同委員会第5回会合の開催」

「FEALAC」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kaigi/fealac/index.html>)

「FEALAC第4回外相会合」

日本メキシコ交流400周年 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/j_mexico400/index.html)

日本メキシコ交流400周年記念式典概要

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/j_mexico400/shikiten.html)

カルデロン・メキシコ大統領の来日 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/visit/1002.html>)

21世紀における戦略的グローバル・パートナーシップ及び経済成長促進に関する日本・メキシコ共同声明 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/visit/1002_ks.html)

日本・メキシコ外相会談 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0117_03.html)

日本・メキシコ首脳会談 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/apec_0911.html)

日墨交流計画 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/jm_kk.html)

第37回日墨交流計画募集要項 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mexico/jm_kk_boshu.html)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください

I-3-2 南米諸国との協力及び交流強化

(施策レベル評価版：109頁)

事務事業名 ① 南米諸国との経済関係強化のための取組

事務事業の概要

経済連携協定や投資協定等法的枠組みの整備及び活用，資源エネルギーの安定的供給源の確保，高速鉄道や地上デジタルテレビ方式等の新たな経済分野における協力の推進を通じ，経済関係の強化に努めた。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年度には，日ペルー投資協定の発効，日コロンビア投資協定締結に向けた交渉，日ペルーEPA締結交渉，日チリEPA第2回ビジネス環境整備小委員会及び物品小委員会の開催等により法的枠組みの整備及び活用において成果を挙げた。また，新たに日ブラジル貿易投資促進合同委員会を立ち上げ，平成21年2月に第1回会合を開催，同年9月に第2回会合を開催した。
- (2) チャベス・ベネズエラ大統領，ガルシア・ペルー大統領，バスケス・ウルグアイ大統領をはじめ，ラミーレス・ベネズエラ・エネルギー石油大臣，吉良外務大臣政務官等を含む活発な要人往来が行われたほか，様々なレベルでの対話や交流が行われ，経済関係の活性化に貢献した。
- (3) 資源エネルギーの安定的確保の観点から，平成21年4月のチャベス大統領訪日における首脳間合意に基づき，ベネズエラとの間でエネルギー協カワーキングチームが設置され，同年7月末にカラカスで第1回会合，平成22年3月～4月に東京で第2回会合が開催された。ボリビアにおいては，世界有数の規模を有するサンクリストバル鉱山，世界最大のリチウム埋蔵量を有するウユニ塩湖において大規模な鉱物資源開発が進んでおり，官民連携による働きかけを実施した。
- (4) ブラジルにおける高速鉄道建設計画は，リオ・デジャネイロサンパウロカンピーナスの三都市（全長約500km）を結ぶ大型インフラ案件であり，首脳レベルを含む官民連携による働きかけを累次実施した。
- (5) 地上デジタルテレビ放送方式選定については，既に日本方式を採用したブラジルと連携し，南米諸国において，要人による働きかけ，各種試験放送や，セミナー等の開催を実施し，日本方式の採用に向け，オールジャパンによる重層的な働きかけを行った。その結果，平成21年度には，ペルー（4月），アルゼンチン（8月），チリ（9月），ベネズエラ（10月），エクアドル（平成22年3月）が日本方式の採用を決定した。

予算の効果的・効率的活用

日コロンビア投資協定及び日・ペルーEPA交渉において出張者数を必要最小限にしたほか，テレビ会議システムの活用にも努めた。

地上デジタルテレビ放送方式選定においては，各国首脳会談及び外相会談の場を利用した働きかけを行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

鉱物・エネルギー・食料資源が豊富に存在する南米諸国との経済関係を拡充強化することは，資源エネルギーの供給源の多角化，一部の諸国における資源エネルギーに対する国家管理強化の動きへの対応，中国等新興国の進出に対する対応等の観点から重要である。特に，南米諸国においては，国家の経済分野への介入の動きが顕著となっている国もみられるところ，官民連携による働きかけが不可欠となっている。

また、高速鉄道建設計画やデジタルテレビ方式選定等の大型案件についても、オールジャパンによる重層的な働きかけが必要である。

事務事業名 ②南米諸国との国際場裡における協力の強化

事務事業の概要

ハイレベルの要人往来や政策対話を通じ、環境・気候変動問題、国連改革等の国際社会が直面する課題について、南米諸国とより緊密に協調して行動するよう努めた。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

以下を始めとする要人往来や政策対話、招聘等を活用し、相手国の様々なレベルとの対話を実施。国際社会の課題等に係る我が国の立場・取組に対する理解を深め、協力関係が促進された。

- (1) チャベス・ベネズエラ大統領の訪日（平成 21 年 4 月）
- (2) ラミーレス・ベネズエラ・エネルギー石油大臣の訪日（平成 21 年 5 月）
- (3) 日・ブラジル首脳会談（平成 21 年 7 月）
- (4) 日・ブラジル外相会談（平成 21 年 9 月，平成 22 年 3 月）
- (5) ダロット・アルゼンチン外務副大臣（大臣首席補佐官）の訪日（平成 21 年 11 月）
- (6) ガルシア・ペルー大統領の訪日（平成 21 年 11 月）
- (7) バスケス・ウルグアイ大統領の訪日（平成 21 年 12 月）
- (8) タイアナ・アルゼンチン外相，ラコニャタ・パラグアイ外相，ベルムデス・コロンビア外相の訪日（平成 22 年 1 月）
- (9) 吉良外務大臣政務官のブラジル，ボリビア訪問（平成 22 年 1 月）
- (10) 吉良外務大臣政務官のペルー，チリ訪問（平成 22 年 3 月）

予算の効果的・効率的活用

アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）外相会合開催時、南米各国の外相が訪日した機会をとらえ、アルゼンチン、パラグアイ及びコロンビア外相との間で外相会談を実施するなど、効率的な会合を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

国際場裡において益々発言力を増すブラジル等の南米諸国と、ハイレベルの要人往来や各国との政策対話を通じ、環境・気候変動、国連安保理改革、軍縮・不拡散、WTO等の分野において協力関係を更に強化することが重要である。

事務事業名 ③周年事業の活用を通じた相互理解の促進

事務事業の概要

外交関係樹立や日本人の移住に関わる周年事業を活用しつつ、人物交流及び文化交流を促進することにより、様々なレベルにおいて南米における対日理解、及び我が国における対南米理解の増進を図った。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

平成21年は、日本人ペルー移住110周年、日本人ボリビア移住110周年を迎え、両国をご訪問された常陸宮同妃両殿下のご臨席の下、記念式典が盛大に開催された他、両国において、多くの式典、文化事業が実施された。

ブラジルでは、平成20年の日本人ブラジル移住100周年に続き、平成21年には日本人アマゾン移住80周年を迎えた。アマゾン地域の各都市では、記念式典が開催され、皇太子殿下から祝賀メッセージが發出さ

れたほか、井上信治衆議院議員が日伯国会議員連盟代表としてベレン市及びマナウス市で開催された記念式典に出席した。外務省として、これらの周年事業が円滑かつ効果的に実施されるよう支援し、また、在外公館を通じて積極的に参画し、当該国との間の相互理解の深化を図った。

予算の効果的・効率的活用

記念式典への本邦からの出張者を最小限にするなどの工夫を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成22年度には南米諸国との間では周年行事は予定されていない。

事務事業名 ④南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組

事務事業の概要

南米諸国出身の在日外国人は90年代より増加を続け、現在、40万人近くの南米出身者が我が国に滞在しており、新たな交流の一翼を担ってきている。他方、社会保障問題、子弟の教育問題、逃亡犯罪人問題等の課題が顕在化しており、これらの問題の解決に向け出身国政府、日本国内の関係省庁、地方自治体等とも連携しつつ取り組んだ。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

- (1) 世界経済危機で経済的苦境に陥った在日ブラジル人を主とする定住外国人に対して、日本政府は教育等の様々な分野で支援策を発表・実施した。
- (2) 社会保障分野においては、日ブラジル社会保障協定締結に向けて平成21年6月に当局間協議、また、平成22年1月には政府間交渉を実施し、協定締結に向けて大きな進展をみた。
- (3) 教育分野においては、平成21年10月に第5回日ブラジル教育協議を実施し、ブラジル人子弟の公立小中学校への受入、在日ブラジル人学校への支援、不就学問題等について協議を進展させた。
- (4) 司法・刑事分野においては、在日ブラジル人逃亡犯罪人が増加していることにかんがみ、日本側は「不処罰を許さない」との観点から、ブラジル側に国外犯処罰規定の適用への協力を要請し、ブラジル側も迅速に対応している。また、両国の制度等の相互理解のため、書面による情報交換を行った。

予算の効果的・効率的活用

平成22年1月の日ブラジル社会保障協定の政府間交渉（於：ブラジル）の日本側団長は、その後に行われた日・ペルーEPA第5回交渉（於：ペルー）に引き続き参加するなど、出張経費を抑える工夫を通じ予算を効果的に使用した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

在日ブラジル人の逃亡犯罪人問題を含む、南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に対する国民の関心は引き続き高い。南米諸国出身の在日外国人の殆どは不安定な雇用条件の下にあることから、昨今の経済危機に起因する種々の問題に直面しており、今後も厳しい情勢が続くものと見られるところ、内閣府及び関係省庁と連携し、外務省として積極的に本件問題への取組を進めていくことが必要である。

事務事業名 ⑤メルコスール等の地域国際機関との対話の促進と協力の強化**事務事業の概要**

南米地域においては、メルコスール（南米南部共同市場）等の地域国際機関による地域統合・協力の動きが進んでいるところ、これらの地域国際機関との対話及び協力関係の強化に努めた。詳細は下記参照。

有効性（具体的成果）

第7回日メルコスール高級事務レベル協議において合意された日メルコスール作業部会第1回会合を平成21年6月にアスンシオンにて実施した。また、国際協力局と連携し、メルコスール技術協力委員会（CGT）会合に対処する一方、対メルコスール経済技術協力方針について協議を行った。

なお、第8回高級事務レベル協議開催の調整を行っていたが、メルコスール側の都合により延期となり次年度に持ち越しとなった。

予算の効果的・効率的活用

日メルコスール作業部会第1回会合については、日ペルーEPA第3回交渉のためペルーに出張した交渉官が、パラグアイに移動し、日メルコスール作業部会第1回会合に対応するなど、出張者の経費を抑え、予算を効率的に使用した。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

南米地域においてはメルコスール、アンデス共同体等の地域国際機関のみならず、平成20年5月には、南米諸国連合(UNASUR)が設立された。また、域内国防協力強化を目的とする南米防衛評議会が立ち上げられ、域内協力が拡大・深化している。我が国としても、これらの動きを注視しつつ、地域国際機関との関係を強化していくことが必要である。ただし、これらの地域統合・協力に向けたプロセスには今後も紆余曲折が予想されるところ、双方にとって意義の大きい協力形態を模索することが重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- 「チャベス・ベネズエラ大統領の訪日（平成21年4月）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/3/1189815_1094.html)
- 「日・ブラジル首脳会談（概要）（平成21年7月）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/g8_09/jb_sk.html)
- 「日・ブラジル外相会談（平成21年9月、平成22年3月）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/visit/0909_gk.html)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/us_canada_10/bl_gk_gaiyo.html)
- 「ガルシア・ペルー共和国大統領の訪日（平成21年11月）」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/peru/visit/0911.html>)
- 「バスケス大統領の訪日（平成21年12月）」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uruguay/visit/0912.html>)
- 「日・アルゼンチン外相会談（平成22年1月）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0115_10.html)
- 「日・パラグアイ外相会談（平成22年1月）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0118_03.html)
- 「日・コロンビア外相会談（平成22年1月）」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/1/0117_05.html)
- 「日・ペルー投資協定発効（平成21年12月）」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/11/1184969_919.html)

- 「日・コロンビア投資協定交渉」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/11/1197602_1109.html)

- 「日・ペルー経済連携協定交渉」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/2/0208_03.html)

- 「日本・チリ経済連携協定」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html)

- 「南米南部共同体（メルコスール）」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—4 欧州地域外交

具体的施策

I-4-1	欧州地域との総合的な関係強化	77
I-4-2	西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進	82
I-4-3	ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	87
I-4-4	中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	95

I - 4 - 1 欧州地域との総合的な関係強化

(施策レベル評価版：123 頁)

事務事業名 ①欧州地域（各国，EU，NATO，OSCE，CE）との政治対話と具体的協力

事務事業の概要

欧州連合(EU)は、外交安全保障の分野でも、国際社会における発言力と存在感を強めている。平成21年12月にリスボン条約が発効したことにより、EUの外交実施体制は今後更に強化され、国際場裏におけるEUの存在感が一層増大することが見込まれている。北大西洋条約機構(NATO)は、基本的価値観とグローバルな課題の解決に向けた責任感を我が国と共有しており、新戦略概念の策定を前に、国際的な活動や域外国との協力を推進している。欧州安全保障協力機構(OSCE)、欧州評議会(CE)は選挙支援活動、セミナー等を通じ民主化支援を積極的に実施している。このような欧州地域とは、我が国が外交政策を進めていく上で、協力を深めていく重要性が高まっており、今後とも民主主義等の基本的価値を共有するEU、NATO、OSCE、CEとの認識の共有、協力関係深化に向け、政治面での対話及び具体的協力を継続・促進する。

有効性（具体的成果）

(1) EUとの関係では、平成21年5月の第18回日・EU定期首脳協議で、共同でリーダーシップを発揮する方針を確認し、世界経済、気候変動、エネルギー・環境分野、新型インフルエンザ等のグローバルな課題、及び北朝鮮、アフガニスタン、海賊対策、イラン、中東和平等の平和と安定の促進のために協力することを確認した。また、経済関係の強化に向け、日・EU間で短期間に成果の出る案件に焦点を当てて取り組み、翌年の首脳会合迄にレビューを実施することで合意した。この他、岡田外務大臣が日・EUトロイカ外相協議を平成21年9月に実施したほか、事務レベルでは、日・EUトロイカ政務局長級協議、日・EU行動計画運営グループ会合、各種日・EU政策担当者協議など、様々なレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。さらに、平成23年には現行の日・EU行動計画が終了することから、有識者委員会を立ち上げ、ワークショップを通じて幅広い分野の専門家から今後の日・EU関係につき意見を聴取し、活発な意見交換を行った。平成22年2月には、ガイ・ミルトンEU理事会事務局法務部機構間関係局課長を招聘し、外務省内、慶應義塾大学、日本国際問題研究所等で講演を行い、リスボン条約発効後の外交・安全保障政策について、日本の有識者及び実務関係者に対して理解を深める取組を行った。

(2) NATOについては、平成21年5月にエルドマン NATO 事務総長補が訪日し、日・NATO 高級事務レベル協議や民間有識者を交えたセミナーを開催した。また、平成22年3月に我が国より、NATOの新戦略概念の策定に向けた我が国の関心事項について、主要国政府に対し説明を行うなど、NATO加盟国との対話を強化した。具体的協力の面では、アフガニスタンにおいてPRT（地方復興チーム）と連携した経済協力が着実に成果を上げ、平成22年3月までに14のPRTと連携した86の案件が開始されている（総額約15億円）。加えて、アフガニスタンにおける病院等の医療施設の整備や医療・保健分野での活動の支援をも進める文脈の中で、NATOの基金を通じて、アフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動への支援を実施した。また、NATO・PfP（平和のためのパートナーシップ）信託基金を通じたタジキスタンにおける武器弾薬管理プロジェクトの立ち上げに向け、我が国は共同リード国への就任、フィージビリティ・スタディ実施への協力等を行い、日・NATOの対話と協力をさらに促進した。

(3) OSCEについては、平成21年6月に東京において日・OSCE共催会議を開催し、欧州とアジアの間で安全保障に関する知識と経験の共有を深めた。同時に、訪日したド・ブリシャンポーOSCE事務総長は、中曽根外務大臣（当時）を表敬し、日・OSCE関係強化の重要性を確認した。また、12月のアテネ外相理事会をはじめとするOSCEの主要な会合に、我が国は「協力のためのパートナー国」として積極的に関与し、我が国の外交方針を発信するとともに、経済・環境分野における具体的協力につき議論を行った。さ

らに、平成21年度にはキルギス、モルドバ、ウクライナ及びタジキスタンへのOSCE選挙監視団へ我が国より要員を派遣し、これらの国への選挙支援を実施した。

(4) CEとの関係では、ドゥ・プーチ欧州評議会議員会議議長を招き、日欧関係の強化につき意見交換を行ったほか、政治研究スクール欧州会議に対する支援や民主主義大学への西村六善内閣官房参与の参加などにより、南東欧地域の民主化支援を行った。

予算の効果的・効率的活用

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、セミナー開催に際しては、シンクタンクとの共催形式により、費用対効果の高い執行に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 日・EU間の政治対話は、平成13年からの「日欧協力の10年」における首脳間の合意文書である「日・EU行動計画」に基づき実施しており、今後とも日・EU定期首脳協議、日・EUトロイカ外相協議、日・EUトロイカ政務局長協議、日・EU行動計画運営グループ会合、日・EU政策担当者協議等を着実に実施していく必要がある。「日・EU行動計画」は平成23年に終了するところ、平成23年以降の日・EU関係を更に未来志向のものとし強化すべく、新文書策定のための作業を開始する必要がある。また、平成21年にEUの新基本条約となるリスボン条約が発効し、新たに常任の欧州理事会議長やより強い権限を持つ外務・安全保障政策上級代表が任命されるなど、EUの外交実施体制が強化され、国際場裏におけるEUの存在感が益々増大していくものと予想される。これに合わせ、日・EU間の政治対話も更に強化していく必要がある。

(2) NATOが冷戦終了後の役割変化に伴い新戦略概念の策定を進め、域外国との関係を重視している中、基本的価値と国際社会における責任を共有する我が国との関係強化に向けたNATOの期待は高い。このため、NATOとの対話のスキームである日・NATO高級事務レベル協議等を通じて緊密な政策対話を継続するのみならず、NATO加盟国との対話も強化し、安全保障分野における認識の共有を促進するとともに、我が国が進める平和構築の取組に関する具体的協力の可能性等につき協議を行う。併せて、アフガニスタンにおけるPRTと連携した経済協力やNATOの信託基金を通じた軍備管理・軍縮活動支援等の具体的協力を更に推進していく。

(3) OSCEについては、我が国は「協力のためのパートナー国」として、OSCE活動への積極的な協力が期待されている。OSCEが中央アジアやコーカサスをも含むフォーラムであることを踏まえ、ロシアによる欧州安全保障条約提案など、我が国が全欧州的な安全保障に関する議論の動向を把握し、アジアと欧州の安全保障環境について相互理解を深めるためにもOSCEとの関係強化は極めて重要である。今後もOSCE各種会合への出席、要人往来の機会を利用した意見交換、種々のOSCE主催セミナーへの参加を通じ、我が国の取組に対するOSCEの理解を得るとともに、OSCE選挙監視団への専門家派遣等を通じたOSCEとの協力を推進し、我が国の対中央アジア・コーカサス政策の遂行にOSCEの活動を活用していく。

(4) CEについては、我が国はオブザーバー・ステータスを認められたアジアで唯一の国であり、欧州諸国より積極的な協力が期待されている。このステータスは、欧州と民主主義・人権分野での価値観と基準を同じくする国にのみ認められるものであり、我が国が欧州にとり信頼できるパートナーであることを象徴的に示している。これを踏まえ、引き続きCEの場を活用し、欧州47か国に向け、我が国の意見を発信していくことが有益である。具体的には、CEの各種会合への出席により、欧州諸国のスタンダード・セティングや各種施策策定に、我が国の意見を反映していく。また、ウクライナその他、ロシア、バルカン諸国等16か所で実施される「政治研究スクール」事業等の優良事業に協力することにより、CEとの協力を推進し、我が国の民主化・人権の保護・促進への貢献を欧州に対して効果的にアピールしていく。

事務事業名 ②欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施**事務事業の概要**

日本にとって欧州地域は、累積ベースで米国に次ぐ直接投資先となっており、こうした緊密な経済関係を更に促進する上で、特に我が国経済界からも強い要望のある社会保障協定及び租税条約の締結・改定作業を継続していく必要がある。また、犯罪の国際化が進む中、刑事共助条約の締結により国際社会の中での犯罪対策を強化することは重要である。さらに、EU加盟国と個別に税関相互支援協定を締結することは、EUに権限が属しない分野である税関に関する相互支援や情報交換を実現するために必要不可欠である。

有効性（具体的成果）

（１）社会保障協定については、平成21年7月にスイスとの間で締結交渉を行った。また、平成21年11月及び平成22年3月にハンガリーとの間で締結交渉を行った。さらに、平成21年10月にアイルランドとの間で協定の署名を行った。また、平成21年12月にルクセンブルクとの間で将来的な協定締結交渉を視野に入れた意見交換等を行った。

（２）租税条約については、ベルギー及びルクセンブルクとの改正議定書に平成22年1月に署名した。また、バミューダとの租税協定に平成22年2月に署名した。さらにスイスとの改正議定書については平成21年6月、オランダとの租税条約は平成21年12月に基本合意に達した。

（３）刑事共助条約（協定）については、EUとの刑事共助協定について、平成21年4月から4回の正式交渉を行い、11月に実質的な合意に達した後、12月15日に署名を完了した。また、スイスとの刑事共助条約については、平成22年3月に第2回予備協議を行った。

（４）税関相互支援協定については、平成21年12月にイタリアとの間で協定の署名を行った。また、平成22年1月にオランダとの間で協定発効のための両国の国内手続を了した旨の公文を交換し、同協定は平成22年3月1日に発効した。

予算の効果的・効率的活用

他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、現地出張に代えてのテレビ会議を行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際社会におけるEU及び欧州諸国の重要性及び影響力にかんがみ、欧州地域との法的枠組みを構築することは、国際問題の我が国にとって望ましい解決を生み出す観点から重要である。特に社会保障協定及び租税条約についての締結・改正交渉の要望は多く寄せられていることから、我が国との経済関係の深度等の様々な要素を勘案の上、可能な限り多くの国との間で順次交渉を行い、緊密な連携の強化を図る。

事務事業名 ③欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流**事務事業の概要**

欧州有識者の日本への理解を促進し、日欧の共通の認識を醸成するため、様々な分野における我が国と欧州の有識者間の人脈を構築、発展させる。

有効性（具体的成果）

（１）平成21年7月にストラスブールで開催された「夏の民主主義大学」に西村六善内閣官房参与が参加し、民主化支援での対話と協力を進展させた。

（２）平成22年2月にブリュッセルにおいて「将来の日・EU関係のためのシンポジウム」を開催し、小池洋次・関西学院大学総合政策学部教授、庄司克宏・慶應義塾大学法科大学院教授、萬歳寛之・早稲田大学法学部准教授と欧州の有識者間の知的交流・人的交流を促進した。

（３）平成22年1月、知的交流事業として、添谷芳秀・慶應義塾大学東アジア研究所所長・法学部教授、田所昌幸・慶應義塾大学法学部教授、中西寛・京都大学大学院法学研究科教授、道下徳成・政策研究大学院大学准教授を同一日程で英・仏・独・ポーランドに派遣し、「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマにセミナーを開催し、我が国の安全保障政策やアジア（特に東アジア）の安全保障情勢について欧州の研究者等の正しい認識・理解を促すとともに、日欧間において東アジア地域の安全保障環境についての知見の共有を図ることが出来た（特に我が国研究者との知的交流が多いとは言い難いポーランドでの成果は顕著であった）。

予算の効果的・効率的活用

企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施した。事業予算の執行に当たっては、航空賃を抑え、実際の事業用により多くの予算を充てるよう指導した。また、欧州側に会議開催経費の負担を求める等行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

知的交流は、欧州各国に対し、我が国を取り巻く様々な問題への理解を深めさせ、我が国の外交政策への欧州知識人の賛同を取り付ける基盤を形成するものである。したがって、各国の専門家と意見交換、人脈構築を行うと同時に、より積極的に我が国の外交政策についての発信を行うため、厳しい予算の中で、安全保障分野を始めとする我が国専門家を効率的に欧州各国に派遣し、多くのセミナー等の開催を通じてより大きな効果を得られるよう、（例えば、中・東欧諸国により多くの重点を置く等）内容の見直し・改善を図っていく。

事務事業名 ④欧州各国からの青少年招聘、高校生交流による草の根交流

事務事業の概要

欧州地域からの青少年を招聘するとともに、高校生交流事業を実施し、日欧の相互理解を促進させるとともに、将来の親日派を育成する。

有効性（具体的成果）

平成21年9月及び10月には欧州諸国から計58名の青年を招聘し、将来の日欧関係の基盤となる若い世代に対し、我が国の政治、経済、文化を多面的に理解させることができた。また、高校生については、EUをはじめとする欧州34か国を対象として、短期45名、長期15名の計60名を招聘した。日本人家庭でホームステイをしつつ高校への体験留学を行い、日欧高校生間の交流を深めることができた。これらの草の根交流を通じ、参加者の多くが高校卒業後、日本語学科への進路変更を希望したり、我が方在外公館が主催する文化事業にボランティアとして積極的に参加し、日本を紹介する役割を果たしたりする等、交流事業の効果が現れている。

予算の効果的・効率的活用

青年招聘においては、平成21年度の招聘に係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の経費の節約により、前年度と同様の人数を招聘できるよう努力した。また、高校生招聘

においては、本省の施設の利用により、節約した経費をプログラムの他の内容にあてて、プログラム内容をより充実させるべく事業者と調整を行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日欧協力の10年のための具体的措置として採択された日・EU行動計画では、人と人との交流を日・EU関係の基盤とし、人物交流の促進を重視するとしている。しかし、平成21年5月1日現在でアジア地域から我が国への留学生数が約12万2500人であるのに対して、欧州から我が国への留学生数は4000人に過ぎない等、日欧間の人的交流は十分とはいえない。したがって、同行動計画に続くものとして、現在検討が進められている平成23年以降の新たな日・EU関係においては、日・EUの相互理解の基盤を拡大するため、双方の若い世代による交流を拡充強化する必要性が盛り込まれる見通しである。このためには、平成17年に実施した日・EU市民交流年により活性化した日欧市民同士の交流を更に拡充し、欧州青年招聘、高校生交流については、より効果を上げるためにプログラムの必要な見直しを行いつつ、招聘人数を抜本的に増加させることが必要不可欠である。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 日・EU協力のための行動計画
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keikaku.html>)
- ・ 対話の枠組み
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/taiwa.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

(施策レベル評価版：128頁)

事務事業名 ①西欧及び中・東欧諸国との対話の継続・促進

事務事業の概要

要人往来や国際会議出席等の機会を捉えて様々な二国間対話の機会を設定し、協議、交渉の実質的進展を図る。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（総論）要人往来や国際会議等の機会に、我が国と西欧及び中・東欧諸国との間で対話を実施し、協議、交渉の実質的進展が見られた。また、「V4+日本」や「GUAM+日本」といった地域的枠組みとの対話と協力を活発化させ、西欧及び中・東欧諸国との間で重層的な協力の促進を図った。

（各論）我が国と西欧及び中・東欧諸国との間で、以下のとおり主な要人往来及び事務レベルの協議を通じ、対話の継続・促進を図った（平成21年4月から平成22年3月まで）。

<我が国要人の外国訪問>

平成21年 5月 秋篠宮同妃両殿下オーストリア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニア公式訪問
5月 麻生総理大臣（当時）チェコ、ドイツ訪問
5月 西村外務大臣政務官（当時）アルバニア、セルビア、デンマーク、イタリア訪問
6月 中曽根外務大臣（当時）のイタリア訪問
7月 麻生総理大臣（当時）のイタリア訪問（G8ラクイラ・サミット出席）
7月 西村外務大臣政務官（当時）ベルギー、ルクセンブルク訪問
8月 秋篠宮同妃両殿下のオランダ公式訪問
10月 鳩山総理大臣のデンマーク訪問（コペンハーゲン、IOC総会出席）
12月 鳩山総理大臣のデンマーク訪問（コペンハーゲン、COP15等出席）
12月 福山外務副大臣のデンマーク訪問（コペンハーゲン、COP15等出席）

平成22年 1月 福山外務副大臣の英国訪問（イエメン国際会議及びアフガニスタン国際会議出席）

<外国要人の訪日>

平成21年 9月 フィッシャー・オーストリア大統領訪日（公式実務訪問賓客）
9月 ナポリターノ・イタリア共和国大統領訪日（公式実務訪問賓客）
10月 アルカライ・ボスニア・ヘルツェゴビナ外相訪日（外務省賓客）
10月 ロイタード・スイス副大統領兼経済相訪日
10月 イエレミッチ・セルビア外相訪日（外務省賓客）
10月 バルケネンデ・オランダ首相訪日（公賓）
10月 マンデルソン英国首席大臣兼ビジネス・イノベーション・技能相訪日
11月 ライチャーク・スロバキア外相訪日（外務省賓客）
11月 ソボトカ・チェコ上院議長訪日（参議院議長招待）
12月 ショーヨム・ハンガリー大統領訪日（公式実務訪問賓客）
平成22年 1月 ヴェスターヴェレ独外相訪日
2月 アンシプ・エストニア首相訪日（実務訪問賓客）
3月 バセスク・ルーマニア大統領訪日（公式実務訪問賓客）
3月 ボルセヴィッチ・ポーランド上院議長訪日（参議院議長招待）

3月 ラスムセン・デンマーク首相訪日（実務訪問賓客）

3月 クシュネール外務・欧州問題相訪日

<国際会議等の際の会談>

- 平成21年 4月 麻生総理大臣（当時）とブラウン英首相との日英首脳会談（ロンドン，第2回金融・世界経済に関する首脳会合）
- 4月 麻生総理大臣（当時）とベルルスコーニ伊首相との日伊首脳会談（ロンドン，第2回金融・世界経済に関する首脳会合）
- 5月 麻生総理大臣（当時）とトポラーネク・チェコ首相との日チェコ首脳会談（チェコ・ドイツ訪問，日・EU定期首脳会議出席）
- 5月 麻生総理大臣（当時）とメルケル独首相との日独首脳会談（チェコ・ドイツ訪問）
- 5月 「V4+日本」外相会合（中曽根外務大臣（当時），シコルスキ・ポーランド外相，ライチャーク・スロバキア外相，コフト・チェコ副首相兼外相，ヴァールコニ・ハンガリー外務省専門次官）（ハノイ，ASEM外相会合）
- 5月 中曽根外務大臣（当時）とウシャツカス・リトアニア外相との日リトアニア外相会談（ハノイ，ASEM外相会合）
- 6月 中曽根外務大臣（当時）とフラッティーニ伊外相との日伊外相会談（トリエステ，G8外相会合）
- 6月 中曽根外務大臣（当時）とミリバンド英外相との日英外相会談（トリエステ，G8外相会合）
- 9月 鳩山総理大臣とブラウン英首相との日英首脳会談（NY，第64回国連総会）
- 9月 岡田外務大臣とミリバンド外相との日英外相会談（NY，第64回国連総会）
- 10月 鳩山総理大臣とラスムセン・デンマーク首相との日デンマーク首脳会談（コペンハーゲン，I0C総会）
- 11月 武正外務副大臣とルイス英外務閣外相との会談（モロッコ，拡大中東・北アフリカ構想（BMENA）第6回閣僚級会合）
- 12月 鳩山総理大臣とラスムセン首相との日デンマーク首脳会談（コペンハーゲン，COP15）
- 平成22年 1月 福山外務副大臣とルイス英外務閣外相，ラドック英エネルギー・気候変動閣外相との会談（ロンドン，アフガニスタン国際会議）
- 2月 武正外務副大臣とラメル英国防省閣外相，ビルト・スウェーデン外相，リエクスティンシュ・ラトビア外相，パエト・エストニア外相，ユクネヴィチエーネ・リトアニア外相代行兼国防相との会談（ミュンヘン，ミュンヘン安全保障会議）
- 3月 岡田外務大臣とヴェスターヴェレ独外相兼副首相との日独外相会談（G8外相会合）

<局長級の政策対話等>

- 平成21年 5月 日・スイス政策協議（於：ベルン）
- 5月 藪中外務次官のポーランド及びスロバキア訪問
- 5月 日・デンマーク政務協議（於：ベトナム，ASEM 会合の機会を捉え実施）
- 5月 日・スウェーデン経済協議（於：東京）
- 6月 日独次官協議（於：東京）
- 7月 日・ポルトガル政務協議（於：リスボン）
- 8月 日・ノルウェー政務協議（於：オスロ）
- 8月 日・ルーマニア政務協議（於：ブカレスト）
- 8月 旧ソ連圏に関する日・ポーランド政策協議（於：ワルシャワ）

	10月	日・デンマーク政務協議（於：コペンハーゲン）
	10月	日・アイルランド政務協議（於：ダブリン）
	10月	日・クロアチア政務協議（於：ザグレブ）
	11月	日・ベラルーシ政務協議（於：東京）
	11月	第10回日英政務・防衛当局間（PM）協議（於：東京）
	12月	日・英経済協議（於：ロンドン）
平成22年	1月	日・スロベニア政務協議（於：東京）
	1月	日・黒海地域政策対話（於：東京）
	2月	日・V4政策対話（於：東京）
	2月	日・スロバキア政務協議（於：東京）
	2月	日・チェコ政務協議（於：プラハ）
	2月	日・アイスランド政務・経済協議（於：レイキャビク）
	2月	日英政務協議（於：ロンドン）
	2月	日蘭政務協議（於：ハーグ）
	2月	日・スペイン政務協議（於：マドリード）
	3月	日伊政務協議（於：ローマ）
	3月	日仏経済協議（於：東京）

その他、増大する日仏間の子の親権問題に対処すべく、日仏間連絡協議会を発足（平成21年12月）させ、一部の事案の前進につながる成果を得た他、問題の解決に向け両国外交当局による情報の共有が図られた。

予算の効果的・効率的活用

- ・国際会議の際に会談を実施し効率的な予算の活用を行った（例：鳩山総理のデンマーク訪問（10C総会、COP15））。
- ・局幹部の訪欧の機会を捉え複数国で協議を実施し、予算の効率的な活用を行った。
- ・外務省主催のシンポジウム等であっても共催団体を見つけ、会場を無料で借用するなどの便宜供与を受けた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

西欧及び中・東欧諸国との友好関係を維持・促進し、国際的な諸課題に対する我が国の立場に理解と支持を得るためには、要人往来をはじめとする様々な対話の機会を通じて二国間関係の強化を図ることが引き続き重要である。

事務事業名 ②共通の諸課題に関する協議・政策調整

事務事業の概要

気候変動問題、軍縮・不拡散、世界経済・金融危機、アフガニスタン支援、ソマリア沖海賊対策、国連安保理改革といった国際社会共通の諸課題、また日EU間の経済連携協定の締結可能性といった日EU間の課題について、多国間及び二国間協議の場で我が国の立場への理解と支持が得られるよう努力する。

有効性（具体的成果）

（１）各国との首脳会談・外相会談の機会を捉え、国際社会共通の諸課題について、二国間で協力する意思が表明された。

（２）気候変動問題については、COP15に向けて議長国であるデンマークとの２度にわたる首脳会談の実施や、「V4+日本」の枠組みで環境・気候変動ワークショップを実施する等、気候変動問題において大きな影響力のあるEU諸国と政策のすり合わせを緊密に行い、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意に向け、EU諸国と緊密に協力したことが特筆される。また、平成21年３月には、我が国の気候変動分野での協力の具体的成果として、独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構（NEDO技術開発機構）とウクライナ及びチェコとの間でグリーン投資スキーム（GIS）による排出量取引契約の成立に至った。

（３）軍縮・不拡散分野においては、独との間でG8における非核兵器国という共通の立場を活かし、協力して国際社会をリードしていくことに外相レベルで合意したことが特筆される。

（４）その他、我が国は、アフガニスタンにおいて、地方復興チーム（PRT）と連携して、欧州各国と５件の連携案件を実施したほか、開発協力においては、平成22年１月にV4諸国及びブルガリア、ルーマニアを対象とした開発協力セミナーを実施し、重要性を高めつつある新興ドナーとの連携の強化を行った。

予算の効果的・効率的活用

国際会議の機会を捉え、諸課題についての細かな擦り合わせを行うなど、効率的に予算を活用した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

国際社会が直面している諸課題について、多くの西欧及び中・東欧諸国より、我が国の立場への理解と支持を得ることができた。こうした努力は継続的に行う必要があるところ、今後とも西欧及び中・東欧諸国と共通の諸課題に関する協議・政策調整を継続することが重要である。

事務事業名 ③人的、知的交流、民間交流の維持・促進

事務事業の概要

各種招聘枠組みや賢人会議等を活用した人的、知的交流を維持、促進し、民間交流の維持促進を側面から支援する。

有効性（具体的成果）

（１）各種招聘枠組みを用い、西欧及び中・東欧諸国から議員・政府・地方自治体関係者・有識者等を訪日招待したほか、各国において将来影響力ある地位に就くと目されている人物を訪日招待し、親日家育成に努めた。

（２）日本・スペイン・シンポジウム（平成21年10月、於：東京）、日英21世紀委員会（平成22年３月、於：ハンプシャー）、日独フォーラム（平成21年11月、於：東京）、日澳21世紀委員会（平成21年７月、於：岐阜）、日・バルト・セミナー（平成21年11月、於：東京）等を通じて知的交流を促進し、関係国の各界識者からの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、提言をまとめる等して関係強化、相互理解の向上につなげた。また仏国際問題研究所主催の世界政策会議への飯村政府代表及び小田部外務審議官の参加や、ポーランドにおいて開催されたクリニツァ経済フォーラムへの参加を通じて我が国の立場を発信する等、欧州主体の国際会議において我が国の立場の発信にも努めた。さらに、南東欧地域の日本研究振興を目的に、同地域の日本及びアジア研究者を日本に招聘し、日本側大学とのネットワーク構築及び南東欧地域の日本研究機関間のネットワーク構築を目的としたワークショップを東京で開催したほか、環境・ハイテク分野の独若手専門家招聘を実施する等、研究者・専門家間の交流促進にも取り組んだ。

(3) 平成21年度は西欧及び中・東欧諸国との間で複数の周年事業を実施した結果、民間レベルの交流が促進された。特に日蘭通商400周年及び「日本・ドナウ交流年2009」では、民間団体等主催で様々な行事が実施されたほか（「日本・ドナウ交流年2009」認定事業実施は200件超）、5月には秋篠宮同妃両殿下がオーストリア、ブルガリア、ハンガリー、ルーマニアを、8月にはオランダをご訪問された。

(4) 平成21年9月1日、日・スイス間往復貿易額99%以上の関税撤廃を10年以内に実現することや、より高い水準の知的財産権保護、投資・サービス貿易の高い水準の自由化等について定めた日・スイス経済連携協定（EPA）が発効した。また、同日チューリッヒにて第1回日・スイスEPA合同委員会が開催された他、同年10月には東京にてEPA発効記念共同シンポジウムが開催される等、この日・スイスEPAの発効により、日・スイス経済交流の一層の進展が期待される。

(5) また、ナポリターノ・イタリア大統領訪日時に開催された日伊ビジネスフォーラム、フィッシャー・オーストリア大統領訪日時に開催された日・オーストリア経済フォーラム、バセスク・ルーマニア大統領訪日時に開催されたルーマニア経済フォーラムを側面支援するなど、経済分野における民間交流を促進した。また、イタリアやスペイン等で開催された国際見本市等の際には、公邸を使用したレセプションを開催するなど、経済交流促進に向けた側面支援を行った。

(5) 日蘭平和交流事業、日英平和交流事業等により、元戦争捕虜やその関係者と日本人との間の民間交流を促進し、戦争犠牲者と我が国との間の「和解」を促進した。

予算の効果的・効率的活用

各国要人の訪日にあわせて民間交流の日程を組むこと等で、こうした交流がより効果的・効率的に行われるよう工夫した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

招聘事業は、親日派を形成し、国際社会の諸側面における国益確保に有益であり、今後とも我が国との関係強化の基盤を築いていく上で、招聘事業を通じた交流の拡大・深化が重要である。また、有識者による賢人会議や周年事業等は、政治・経済・民間等様々なレベルにおける交流促進の契機となるところ、相手国との相互理解を深め、二国間関係を質的に強固なものとする上で不可欠である。草の根レベルの交流は相互理解の基礎となるものであり、引き続き推進する。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版外交青書

外務省ホームページ（各国・地域情勢：ヨーロッパ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

(施策レベル評価版：132頁)

事務事業名 ①平和条約交渉の推進，領土問題解決に向けた環境整備

事務事業の概要

(1) 平和条約交渉の推進

日露両国のあらゆるレベルにおける可能な限り頻繁な平和条約締結交渉の実施。

(2) 領土問題解決に向けた環境整備

日露両国民の相互理解の促進，ロシア人の我が国に対する信頼感の向上，平和条約締結に前向きなロシア国内世論の形成のため，以下の施策を実施。

(イ) 四島交流（防災・生態系分野の専門家による交流を含む），自由訪問及び北方墓参内閣府等との協力の下，年間計画に沿って実施。

(ロ) 世論啓発事業

インターネット等を通じた我が国政府の立場の啓発事業の実施。

(ハ) 四島住民支援

四島住民の患者受入れ，健康診断及び医師・看護師等研修の実施。

有効性（具体的成果）

(1) 平和条約締結交渉

首脳級（計4回），外相レベル（計2回），事務レベル（次官，次官級，局長級協議等）等で精力的に交渉が行われた。特に，平成21年度における首脳級の交渉の結果の概要は以下のとおり。

5月にプーチン首相が訪日して麻生総理大臣（当時）との間で会談を行い，領土問題について①両国間に平和条約が存在しないことは，幅広い分野における日露関係の進展にとり支障になっていること，②この問題を我々の世代において解決するために，これまでに達成された諸合意・諸文書に基づき，双方に受け入れ可能な方策を模索する作業を加速すること等について一致した。また，同会談においては，プーチン首相から，ロシア国内には領土問題を解決しないままにこのまま進もうとする考えもあるが，自分はそうは思わない旨の発言があった。

その後，7月にG8サミットの際の日露首脳会合が行われたが，我が国が同じ月に北特法（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律）の改正を行い，改正法前文において，北方四島が日本固有の領土であることを明記したことについてロシア側が強く反発したこと等もあり，日本側として満足のいく結果は得られなかった。

また，9月の鳩山政権発足直後に行われた国連総会の際の日露首脳会談においては，両首脳がアジア太平洋地域において新たな日露関係を切り拓くための意思を確認した他，メドヴェージェフ大統領より，領土問題を含め日露関係に新たな道筋をつけるように努力したいとの立場の表明があった。

さらに，11月に行われたシンガポールAPECの際の日露首脳会談においては，両首脳はアジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで認識が一致した他，メドヴェージェフ大統領よりは，鳩山政権との間で領土問題を是非前進させたいと心から思っている旨の発言があった。

(2) 領土問題解決に向けた環境整備

四島交流では，15回の我が国訪問団による四島訪問事業（525名参加）及び11回の四島居住ロシア人受入事業（324名参加）を通じ，計849名が参加した。自由訪問では，4回の訪問で計191名が北方四島を訪問した。北方墓参では，4回の訪問で計169名の元島民及び関係者が墓参を行った。これらの訪問が円滑

に行われたことは、訪問事業の継続的な実施により培われた日露間の信頼と実績によるところが大きい。

各種世論啓発事業では、平成21年度も（社）北方領土復帰期成同盟を通じて北方領土相互理解促進対話交流使節団をロシアに派遣し、モスクワ及びウラジオストク・ハバロフスクの行政府、議会関係者及びマスメディア等への働きかけを実施した他、（社）千島歯舞諸島居住者連盟の主催により、ユジノサハリンスクにおいて「元島民による北方領土を語る会」を実施した。さらに、外務省HPにおいて「北方領土の日」（2月7日）についてのページを整備する等インターネットによる啓発を強化した他、北方領土問題に関する歴史的経緯や関連資料をまとめた冊子「われらの北方領土」を広く配布し、また日本語、英語及びロシア語で歴史的経緯や我が国政府の考え方等をわかりやすく記したパンフレット「北方領土問題の解決に向けて」を様々な機会に配布し、啓発に努めた。このように積極的に世論啓発に努めていることで、日本国内において北方領土問題に対する認知度が高まり、また、ロシアにおいても、日露間の閣僚・首脳レベルの会談前後だけでなく、日露関係、平和条約問題に関し日本側の動きをフォローした細かな報道がなされている。

平和条約締結交渉のための環境整備に資するものとして、平成19年2月のフラトコフ首相（当時）訪日の際に署名された「日本国及びロシア連邦の隣接地域における地震、火山噴火及び津波の予測、警戒及び対処の分野に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協力プログラム」に基づき、北海道大学等の地震・火山学専門家による四島交流の枠組みを利用した協力が行われている。

また、日露隣接地域における生態系保全協力として、更に、平成21年5月のプーチン首相訪日の際に「日本国及びロシア連邦の隣接地域における生態系の研究、保全並びにその合理的及び持続可能な利用の分野に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協力プログラム」が署名され、同プログラムに基づいて四島交流の枠組みによる生態系専門家間の協力が行われている。この分野における協力として、平成22年4月、ウラジオストクにおいて日露隣接地域生態系保全ワークショップが開催されたほか、平成21年11月7-8日には、札幌において、国際科学技術協力センター（ISTC）、国土交通省、北海道大学等の主催により、国際シンポジウム「オホーツク海の未来可能性のために」が開催され、オホーツク海保全のための日露の取組等について議論が行われた。

四島住民支援では、平成21年度は、国後島、択捉島、色丹島在住の患者延べ10名を市立根室病院、3名を町立中標津病院、3名を北海道大学病院にて受け入れた他、四島交流を利用して北方四島の医師・看護師等5名に対し医療研修を実施した。患者の受入れ、健康診断及び医師・看護師等研修については、四島側から謝意が表明される等、高い評価が得られている。なお、北方四島住民に対する人道支援物資供与事業に関しては、平成20年度に調達した物資を供与するためにロシア側と調整を行ったが、平成21年8月にロシア側から、これまでの人道支援に対する謝意表明とともに、北方四島の経済情勢の安定化を理由に、今後の人道支援物資の供与は不要である旨通報されたことを受け、政府として、上記物資の供与事業を中止し、翌年度以降、同事業を廃止することを決定した。

予算の効果的・効率的活用

外務省が主催する啓発事業以外に、（社）千島歯舞諸島居住者連盟や（独）北方領土問題対策協会といった、北方領土返還要求運動団体が主催する各種行事に職員が積極的に参加することで、限られた予算の中で効果的な啓発活動を行った。

また、事業の見直しを行い、「北方領土の日」（2月7日）に世論啓発として配布していたポケット・ティッシュ、ボールペン、カイロの配布をとりやめた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日露間では、北方領土問題が最大の懸案として残っている。北方四島の帰属の問題を解決して平和条約

を締結するという一貫した方針の下、引き続き精力的に交渉を継続するとともに、領土問題解決に向け一層の環境整備に努めることが不可欠である。そのため、平成22年度には、北方四島を含む日露の隣接地域における生態系の保全及び持続可能な利用に関する協力等の取組を進めるとともに、四島交流、自由訪問及び墓参事業並びに四島住民支援事業の一層円滑な実施に向けて、必要な措置を講じていく。

事務事業名 ②政治対話の積極的な実施

事務事業の概要

- (1) あらゆる機会を捉えた、首脳・閣僚レベルを始めとする様々なレベルにおける会談の実施。
- (2) 日露両国の国会議員による相互訪問。

有効性（具体的成果）

(1) 平成21年度においては、首脳級会談を計4回、外相会談を計2回それぞれ行った他、平成21年6及び11月にナルィシュキン大統領府長官が訪日した。

また、既存の外交当局間の協議に加え、外務省事務方トップによる戦略対話を平成22年1月に行った。

(2) 議員交流も活発に行われ、特に、上院間の交流については、日本から、平成21年10月に江田五月参議院議長、尾辻参議院議員及び高嶋参議院議員が訪露したのに対し、ロシアからは、平成22年初めにセレブレンニコフ連邦院議員、マルゲロフ連邦院議員が訪日するなど、活発化している。また、その他にも、ロシアから、ジトキフ連邦院議員、ポドレソフ連邦院議員、ウソリツェフ国家院議員、イゴーシン国家院議員他が訪日し、我が国からは、小泉純一郎衆議院議員、世耕参議院議員、松山参議院議員、平岡衆議院議員、宮腰衆議院議員他が訪露する等、1年間で日露双方で延べ23名の議員が相互に訪問した。これらの機会を通じ、相互の信頼と理解が深められた。

予算の効果的・効率的活用

渡航経路や航空会社の選定にあたり、より安価なものを選定し予算の節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

首脳及び閣僚レベルをはじめとする重層的な政治対話は、平和条約締結問題の解決及び幅広い分野における協力推進のための重要な機会である。今後とも、政治対話を積極的に実施していくことが重要である。

事務事業名 ③貿易経済分野における協力の推進

事務事業の概要

- (1) 貿易経済日露政府間委員会
極東・東シベリア地域における協力の推進、日露間の経済問題に関する意見交換の実施。
- (2) エネルギー協力
サハリンI・IIプロジェクト、新規プロジェクト等。
- (3) 運輸、情報通信等の分野での協力
各分野での両国政府当局及び企業間の交流の促進。
- (4) 貿易投資の促進のための諸措置
日露貿易投資促進機構を通じた、我が国企業の対露貿易投資の促進及びトラブルへの対処。
- (5) 漁業分野の協力
漁業交渉、ロシア船舶による水産物の密漁・密輸出対策における協力。
- (6) 対露技術支援
日本センター等を通じたロシアにおける改革促進のための技術支援。

有効性（具体的成果）

（１）貿易経済日露政府間委員会

平成 21 年 12 月の岡田外務大臣の訪露の際に、政府間委員会共同議長間会合を実施し、極東・東シベリアにおける協力をフォローするため、貿易投資分科会を次官級に格上げすることとなり、3月末に初の会合を実施した。貿易投資分科会、地域間交流分科会共に、議長間会合、副議長間会合を累次開催し、互恵的経済協力を進展させるための具体的方策について議論した。

（２）エネルギー協力

我が国企業が参画しているサハリン・プロジェクトについては、サハリンⅠにおいて平成 17 年 10 月より石油・天然ガスの生産が開始され、平成 18 年 10 月から原油の輸出が開始されている。サハリンⅡについても平成 21 年 4 月に LNG 化した天然ガスが我が国に輸入されるなど大きな進展があった。引き続きプロジェクトの円滑な実施を確保し、我が国の利益が損なわれないよう、政府としてもロシア側に働きかけを行う必要がある。

東シベリアの資源開発については、平成 20 年 4 月より（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と地元企業による共同探鉱が開始している。平成 21 年 5 月には、新たに、2 鉱区の共同探鉱についても協力することで一致するなど、東シベリアの開発に関する日露協力がより一層進展している。

省エネ分野における日露協力については、平成 20 年 5 月に日露間で省エネ協力に関する覚書に署名し、さらに、平成 22 年 3 月には省エネに関する日本ロシア共同委員会の第 1 回会合が開催されるなど、今後とも日露の同分野における協力の進展が期待される。

また、原子力分野における協力については、平成 21 年 5 月に日露原子力協力協定が署名された。

（３）運輸、情報通信等の分野での協力

運輸協力に関する政府間作業グループ第 2 回会合を平成 21 年 10 月に実施し、シベリア鉄道輸送における課題に対するロシア側の理解を深めたことにより、現在、課題解決に向けた関係当局間での協議が行われている。同作業グループの日露共同議長間の会合を数度に亘り開催した。

情報通信分野では、平成 21 年 5 月に第 4 回日露 ICT 政府間会合及び第 3 回日露 ICT フォーラムが実施され、官民双方において日露間協力の進展に向けた取組が行われた。

（４）貿易投資の促進のための諸措置

平成 17 年 4 月に正式に立ち上げられた日露貿易投資促進機構の活動を通じて、日露両国の企業に対し、他方の国の企業や制度に関する情報提供、コンサルティング（企業紹介、初期的な進出支援）、紛争処理等の支援を行った。特に平成 22 年 1 月には、政府と地方との連携を強めることを目的として、ロシアとの間の地域間交流に関心のある地方自治体及び経済団体を日本側機構のパートナーと位置づけ、地方レベルでの経済交流に活用できる体制を整えた。

また、我が国企業が対露貿易投資上直面するトラブル（通関制度、税制等）につき、公平、公正かつ透明なかたちで解決されるよう、累次にわたり各種レベルで露側政府関係者に働きかけを行うとともに、平成 21 年 1 月以降露政府が断続的に導入している保護主義的措置について、撤回、見直しを求める働きかけを行っている。

（５）漁業分野の協力

平成 21 年 10 月、モスクワにおいて北方四島周辺操業枠組協定に基づく政府間協議を実施し、協定の効力の 1 年間延長及び協定に基づく互恵的な協力の維持・発展を確認した。また、同時に開催された民間交渉において、平成 22 年の操業条件につき協議した。

平成 21 年 11 月～12 月、モスクワにおいて日ソ地先沖合漁業協定に基づく日露漁業委員会第 26 回会議を実施し、双方の 200 海里水域における平成 22 年の操業条件につき妥結した。

平成 22 年 3 月、東京において日ソ漁業協力協定に基づく日露漁業合同委員会第 26 回会議を開催し、我

が国 200 海里水域におけるロシア系サケ・マスの我が国漁船による同年の操業及び漁業関連の協力につき妥結した他、これに併せて別途3月～4月、東京及びモスクワにおいて政府間協議を開催し、ロシア 200 海里水域におけるロシア系サケ・マスの我が国漁船による同年の操業につき妥結した。

また、平成 21 年 9 月及び平成 22 年 3 月に、水棲生物資源及び水産物の密漁・密輸出対策に関する日露専門家会議を開催し、水産物の密漁・密輸出対策分野における日露協力の現状を評価し、今後の協力のあり方につき日露の関係省庁間で活発に意見交換を行った。

(6) 対露技術支援

ロシアにおける改革促進のための技術支援を行う日本センター事業は、「日露行動計画」において、「ロシア連邦の市場経済への移行を促進した」との意義が明記されており、ロシア各地でも高い評価を得ている。平成21年度においては、ロシア側においてニーズの高い各種事業（経営関連講座、訪日研修、日本語講座等）を実施し、日露間の貿易経済関係の発展に資する人材の発掘及び育成を促進できた。平成 6 年に日本センターが設立されてから平成21年度までの間に、約 4 万7000名が日本センターの各種講座を受講し、約3700名が訪日研修に参加した。

また、我が国のロシアに対する改革促進支援の一環として、公務員養成講座の訪日研修を平成 3 年より実施してきており、平成 9 年に打ち出されたロシア側の「公務員養成計画」に対する協力とも位置づけられている。「日露行動計画」においても、「公務員養成計画」の実施のための協力強化が明記されており、ロシア側より高い評価を得ている。平成21年度までに計656名が参加し、ロシアの法律や社会制度の改革に貢献している（平成21年度は 2 回の訪日研修を実施し、計20名が研修に参加した）。

予算の効果的・効率的活用

一回の出張の際に、多くの業務を併せて実施できるよう予め相手側と十分に調整を行うことにより、出張回数の削減及び旅費節減に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後とも「日露行動計画」の着実な実施を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことは、我が国の経済的利益の増進のみならず、両国間の信頼感を深め平和条約交渉の進展に資する観点からも重要である。

貿易投資促進機構の活動に対する我が国企業からのニーズは高まっている。特に、ロシア国内 6 地域で日本側機構の支部として活動する日本センターは、企業関係者からも高い評価を得ているが、現在サハリン日本センターには機構関連の活動の予算がついていない。本邦企業のニーズに合致させるための予算の拡充及びサハリン日本センターへの予算措置も視野に入れ、検討することが必要である。

事務事業名 ④国際舞台における協力の推進

事務事業の概要

(1) グローバルな問題の解決のための協力

核軍縮・不拡散問題に関する意見交換、環境分野における協力。

(2) 地域情勢に関する対話

北朝鮮、イラン、アフガニスタン等に関する意見交換の実施。

有効性（具体的成果）

(1) グローバルな問題の解決のための協力分野

核軍縮・不拡散問題に関して、累次の会談において意見交換が行われた。平成 22 年 3 月に行われた日露外相会談では、ロシア側から、「核なき世界」に向けた日本の立場は一貫したものであり、ロシアとし

て日本の立場を共有するし、評価している旨の発言があった。

また、海洋環境の保全の観点から、平成21年6月に北太平洋地域行動計画（NOWPAP）の枠組みに基づく会合が開催される等、環境分野における日露間の協力が進められた。

（2）地域情勢に関する対話

北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、イランの核問題をはじめとする重要な問題に関し、首脳レベル、外相レベルで、種々の機会に精力的に協議が行われた。特に、アフガニスタンの問題については、平成21年12月の日露外相会談において、同国の平和と安定に向けた対話を日露間で開始することで一致した。また、事務レベルにおいても、日露戦略対話や日露次官級協議等の機会に、グローバルな問題や地域情勢に関して協議が行われ、我が国の対外政策を策定していく上で非常に有益であった。

予算の効果的・効率的活用

一回の出張の際に、多くの業務を併せて実施できるよう予め相手側と十分に調整を行うことにより、出張回数の削減及び旅費節減に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「行動計画」の重要な柱の一つである「国際舞台における協力」は、国際的な平和と安定の維持及び強化に資するのみでなく、幅広い分野での日露関係全体の進展に資するものであり、引き続き推進していくことが重要である。

事務事業名 ⑤防衛・治安分野における協力の推進

事務事業の概要

（1）防衛分野における協力

防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施。

（2）治安分野における協力

海上保安庁とロシア国境警備局の交流の実施。

（3）安全保障分野における有識者会合の実施

日米露の有識者がアジア太平洋における安全保障について議論する、日米露三極有識者会合の立ち上げ及び実施。

有効性（具体的成果）

（1）防衛分野における協力

平成21年9月の北海道におけるロシア軍将校による陸自第2師団演習の視察や12月の日露医務担当者間の交流といった防衛交流、また東京ディフェンスフォーラム等の各種会議・シンポジウムの実施が継続された。

（2）治安分野における協力

平成21年6月に海上保安庁巡視船がサハリン州を訪問した他、平成21年11月にロシア国境警備局若手職員の招聘を行う等、海上保安庁とロシア国境警備局との交流が行われた。

（3）安全保障分野における有識者会合の実施

平成21年7月の日露首脳会談の際に、アジア太平洋地域における安全保障問題について議論するための日米露三極有識者会合を立ち上げることで一致した。その後、平成22年3月、ワシントンにおいて第1回会合が開催され、活発な意見交換が行われた。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

日露間における防衛・治安分野での交流の進展を通じ、両国の当局間に信頼関係が構築され、透明性が確保されることは、アジア太平洋地域の安全保障に大きく資するものであり、今後とも活発な交流を継続することは、同地域の安定にとって不可欠である。

事務事業名 ⑥人的交流・文化交流の推進

事務事業の概要

(1) 日露青年交流事業

日露青年交流委員会による日露間の若い世代の交流事業。双方の国をよく知り、将来の日露関係発展の基盤となる人材を育成することを目的とする。

(イ) 短期招聘・派遣事業

(ロ) 日露学生フォーラム

(ハ) 日本語教師派遣事業

(2) 日露草の根交流事業

(イ) 対日友好団体等の協力を得て草の根レベルで実施する文化交流事業の実施

(ロ) 文化人派遣事業

有効性(具体的成果)

人的・文化的交流は双方の国を知る人材を育てるための糧となる。平成21年度においても以下の事業を実施し両国間の相互理解の増進を図った。

(1) 日露青年交流事業

平成20年4月の日露首脳会談において両国首脳は青年の交流は将来の日露関係発展の基礎として重要であるとして、青年交流の規模を5倍に拡大して実施することで意見の一致をみた。平成21年度には、山梨県において日露学生フォーラムが開催され、訪日したロシア人学生と日本人学生との間で活発に交流が行われた他、ロボット・コンテスト上位入賞校の日本人学生がロシアを訪問しロシア人学生と交流するなど20グループの往来が行われた。また、日本語教師21名がロシアの高等教育機関に派遣され、人的交流の促進、相互理解の深化に大きく貢献した。さらに、日露の若手研究者20名の相手国における様々な分野の研究に対しフェローシップ供与を行った。青年交流事業で両国を往来した者の数は311名であった。

(2) 草の根交流事業

平成21年度は、在ロシア5公館において、日本のストリートファッション写真パネル展、和食デモンストレーション、着物講習会、茶道デモンストレーションなど広い分野での交流事業を実施し、大きな広報効果を得ることができた。また、日本人写真家、日本料理の講師他を派遣し、ロシアにおける草の根レベルでの対日理解の醸成を図った。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

現在、「日露行動計画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流がますます拡大傾向にある。上記の取組は、国民レベルでの相互理解や、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後と

も両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成22年版外交青書（第2章第6節 ロシア，中央アジアとコーカサス）
- われらの北方領土2009年版（外務省ホームページ→報道・広報→広報・出版→パンフレット）
- 最近の日露関係（外務省ホームページ→各国・地域情勢→欧州→ロシア）
- 北方領土問題について（同上）
- 北方領土問題の経緯（同上）
- 日本の対ロシア支援事業（同上）
- 日露青年交流事業（同上及び日露青年交流センターホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-4-4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

(施策レベル評価版：138頁)

事務事業名 ① 中央アジア・コーカサス各国との政治面での対話の継続・促進

事務事業の概要

中央アジア・コーカサス諸国との間で首脳レベルを含めた様々な政治対話、政務協議、二国間経済関係の増進をはかる。

有効性（具体的成果）

平成21年12月、ベルディムハメドフ大統領がトルクメニスタンからの元首として初めて訪日した。また平成21年6月にメメディアロフ・アゼルバイジャン外相、11月にナルバンジャン・アルメニア外相、平成22年3月にサウダバエフ・カザフスタン外相がそれぞれ訪日した。その他、様々なレベルによる政治対話が活発に行われるなど、二国間の友好の絆と相互の信頼関係を再確認し、良好な二国間関係を更に発展させる契機となった。

また、平成21年度中には、様々なレベルでの協議を実施し、二国間関係の強化や地域情勢、国際場裡における協力などにつき有意義な意見交換を行うことができた。

経済関係においては、ウズベキスタンとの投資協定及びカザフスタンとの租税条約がそれぞれ発効し、二国間経済関係増進のための法的基盤を整備する上で進展があった。

予算の効果的・効率的活用

要人の訪日に際して、配車のアレンジなどで可能な限り効率化を図り、無駄な待ち時間が生じることで経費が増大しないよう努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

首脳レベルを含めた様々なレベルでの各国との交流は、我が国との相互理解を深めるとともに、国際場裡における諸課題に共に取り組むパートナーシップを強固にする重要な機会となっている。また、投資協定等の法的基盤の整備は、日本企業の更なる現地進出等、安定的な経済関係の発展を後押しするものであり、重要である。こうした交流や協議等の積み重ねは、二国間関係において貴重な資産とも言え、これを継続させることは必要不可欠である。

事務事業名 ② 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等の着実な実施

事務事業の概要

「中央アジア+日本」対話の「行動計画」（特に地域内協力プロジェクト）の実施、同対話の枠組みにおける高級実務者会合等の実施

有効性（具体的成果）

平成22年2月、「中央アジア地域における今後の物流インフラ整備」をテーマとして「第4回東京対話」を開催した。内陸国である中央アジア諸国が、長期的かつ自立的に発展・繁栄するためには、今後、各国が道路・鉄道・港湾・空港等の物流インフラを計画的に整備していただくだけでなく、地域全体の発展に向けた適切な地域内協力が不可欠であるとの認識に立ち、我が国はこれまでも中央アジア諸国に対する支援を行ってきた。今回の対話は、中央アジア側の関心も大きく、意義深い議論が行われた。

予算の効果的・効率的活用

「東京対話」実施の際に、各種業者の選定にあたり、可能な限り予算の効率化を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「中央アジア+日本」対話の枠組みで様々な事業を実施することは、我が国と中央アジア各国との二国間関係に加え、地域共通の課題に取り組む一助となり、全体としての関係強化に相乗効果をもたらしている。今後は、高級実務者会合の早期実現を目指して、引き続き、本枠組みにおける「行動計画」の着実な実施を強化していく必要がある。

事務事業名 ③ 様々なスキームの活用等による人的交流の維持・促進

事務事業の概要

様々なスキームを活用して、政府の実務者等を訪日招聘して、政府関係及びその他関係者との意見交換を行うとともに、各種施設訪問、地方視察などを通じ、我が国の実状を紹介する。

有効性（具体的成果）

21世紀パートナーシップ招聘の枠組みにおいて、平成21年5月にナルバンドフ・グルジア外務次官が訪日し、定期的な政務協議の第2回会合を行うとともに、同人は我が国を担当する外務次官であることを踏まえ、我が国の幅広い実状への理解が深まるような視察をアレンジした。

また、オピニオンリーダー招聘の枠組みで、グルジアで唯一日本語学科を置いているトビリシ自由大学を通じて知日家・親日家育成が促進される一助となるべく、平成21年11月に同大学のチョコヴァニ学長を招聘し、外国語大学や語学学校における関係者との会談や、我が国の伝統文化などに関する知見を深められるような視察をアレンジした。

また、平成21年12月には、NIS諸国より11名の中堅若手外交官等を日本に招聘し、政府関係者等との意見交換、各種施設訪問や地方視察などを実施し、対日理解を促進しつつ、日本とNIS諸国との関係の一層の緊密化を図った。

予算の効果的・効率的活用

各種招聘事業の実施に際して、アポ先や視察先への配車のアレンジなどで可能な限り効率化を図り、無駄な待ち時間が生じることで経費が増大しないよう努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国と中央アジア・コーカサス諸国との関係強化のためには、ハイレベルの要人のみならず、各界におけるキーパーソンや比較的若手で将来性のある世代に広く我が国の実状や外交政策上の重要点などを多角的に捉えてもらい、相互理解の増進につなげていく。その意味では、各種スキームを活用した訪日招聘事業は今後も有効であり、幅広い知日派人脈を築く上で役立つ。

評価をするにあたり使用した資料

各国概況（外務省HP）

「中央アジア+日本」対話「行動計画」（外務省HP）

「中央アジア+日本」対話「東京対話」（外務省HP）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—5 中東地域外交

具体的施策

I-5-1	中東地域安定化に向けた働きかけ	101
I-5-2	中東諸国との二国間関係の強化	104

I-5-1 中東地域安定化に向けた働きかけ

(施策レベル評価版：149頁)

事務事業名	①イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援、信頼醸成措置
事務事業の概要	<p>(1) ハイレベルの要人往来の機会を活用して、イスラエル、パレスチナ双方の政府首脳及び主要閣僚との直接の意見交換を通じた双方間の対話の促進を図るとともに、和平の実現に不可欠な欧米や周辺アラブ諸国との対話を通じ、和平プロセスの前進に向けた貢献を行っている。特に、中東和平担当特使を、累次にわたってイスラエル、パレスチナ自治区をはじめとする中東地域や関係諸国に派遣するなど、和平に向けての積極的な働きかけを行っている。</p> <p>(2) パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、パレスチナ人による国造り努力に対する我が国を含む国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。我が国は、事態即応的な支援としての人道支援と、パレスチナ国家建設に向けた中長期的な支援の両面にわたって支援を行っている。</p> <p>(3) 我が国は、イスラエル、パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした特長を活かし、イスラエル、パレスチナ双方間の信頼醸成に資する事業を展開している。</p>
有効性（具体的成果）	<p>(1) 平成20年12月に起きたイスラエルによるガザ進攻以降、イスラエル・パレスチナ間の直接交渉が停滞する中、我が国は平成22年2月に5年ぶりにアッバース・パレスチナ自治政府大統領を日本に招請し、首脳会談等の機会を通じ、対イスラエル和平路線を掲げるアッバース大統領への支持を表明しつつ、交渉再開に向けた働きかけを行った。また、この機会に発表された「日パレスチナ共同プレス・リリース」において、パレスチナ支援について、従来の方針に加えて「パレスチナ国家建設支援」という観点を加えていく方針や、東アジア諸国とともに中東和平実現に貢献していく方針を示した。こうした我が国をはじめとする国際社会の働きかけの結果、翌3月に間接交渉の開始が発表された。我が国はこれを歓迎する談話を発出するとともに、その直後に発表されたイスラエル政府による入植地での新規住宅着工計画を深く懸念する旨の談話を効果的に発出した。往訪面では、平成21年12月に武正外務副大臣がヨルダンを訪問し、発足直後の同国新内閣と中東和平に関する意見交換を行ったほか、飯村政府代表（中東和平担当特使）が頻繁に現地入りし、ハイレベルの働きかけを行った。</p> <p>(2) ジェリコ南部に農産業団地を建設し、西岸からヨルダンを通り湾岸諸国等に向けた農産加工品の物流を促進することをもってパレスチナ国家建設を経済面で支援する「平和と繁栄の回廊」構想では、平成21年9月に、周辺インフラとして「農産業団地予定地－ジェリコ市内新野菜市場間道路」の修復工事が着工され、同年10月に農産業団地の土地造成を決定した。平成22年3月には、イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、日本による4者高級事務レベル会合を開催し、同構想の推進のため協力していくことを確認した。また、パレスチナ自治政府の財政支援の観点から、平成21年12月に15億円のノンプロジェクト型無償資金協力を実施するとともに、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画に対する6億円の無償資金協力の実施を決定した。</p> <p>(3) 平成21年10月にイスラエル・パレスチナ合同青年招聘を実施し、信頼関係の構築と我が國中東和平政策の理解の深化に努めた。</p>
予算の効果的・効率的活用	要人來訪の際になるべく多くの面談の機会や講演会を設定することにより、効率的かつ効果的な広報に努めた。また、イスラエル・パレスチナ合同青年招聘に際しては、招聘人数を昨年の10人から8人に

減らし、予算の削減に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○**今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

間接交渉の開始が決定されたとはいえ、イスラエル政府は入植活動を継続しており、パレスチナ側もファタハとハマスの分裂が続いている。また、アッバース大統領が次期選挙への不出馬を表明するなど、和平に向けた見通しは依然予断を許さず、国際社会の一層の支援と協力が必要となっている。こうした中、我が国は、中東においてアラブ・イスラエル双方より信頼されているという特長を最大限活用し、中東和平の実現に向けて、予算を効率よく活用し、これまでの取組を継続する必要がある。

事務事業名 ②イラク及びアフガニスタンの安定・復興への貢献

事務事業の概要

イラク及びアフガニスタンの安定は、地域及び国際社会全体の安定に不可欠である。

イラクについては、我が国はODA等の活動を通じ、幅広い取組を行ってきている。イラクの安定と発展に伴い、イラクに対する日本の協力は、無償資金協力から円借款事業によるインフラ整備、技術協力及び経済・ビジネス関係の強化に移行しつつある。

アフガニスタンについては、我が国を含む国際社会の協力・支援を受け、着実に国家再建を進めているが、治安は不安定の度合いを強めており、復興も道半ばである。アフガニスタンが再びテロの温床にならないよう、我が国としては、①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②元タリバーン末端兵士等の再統合、③持続的・自立的発展のための支援を実施していくことが必要である。

(平成21年度の実績)

1. イラク

・経済・ビジネス関係の強化については、平成21年1月に発出した日・イラク・パートナーシップ宣言に始まり、3月には、外務省、経済産業省および民間企業12社からなるイラク経済ミッションをバグダッドに派遣した。7月には東京において、イラク投資セミナーを開催し、総勢約270名が参加。12月20日には、バグダッド国際空港(BIAP)において、第2回日イラク経済フォーラムを開催し、日本側から、武正外務副大臣、松下経済産業副大臣、渡経団連副会長ほか官民あわせて約100名、イラク側からは、マーリキー首相、イーサーウィー副首相、ズィーバーリー外相等閣僚ほかイラク国営・民間企業関係者約200名が参加した。さらには翌21日、バスラ・日イラク経済フォーラムをバスラ空港で開催し、総勢約120名が参加した。なお、ODAによる支援は、これまでに、無償資金協力約17億ドルの支援を実施するとともに、円借款約32.8億ドル分に関する交換公文(E/N)に署名し(この内約8.5億ドルは平成21年度に署名)、平成15年のマドリード会合で表明した最大50億ドルの支援を着実に実施してきている。このほか、約67億ドルの債務救済支援を実施済みである。

2. アフガニスタン

・平成21年11月、アフガニスタンに対し、早急に必要とされる約800億円の支援を行うとともに、これまでに約束した総額約20億ドル程度の支援に替えて、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、平成21年から概ね5年間で、最大約50億ドル程度までの規模の支援を行うとの新たな支援策を発表した。

・平成21年度当初予算で78.45億円の支援を実施するとともに同年度第二次補正予算に、約499億円のアフガニスタン関連支援経費を盛り込む等、同支援策を着実に実施に移している。

・平成21年5月から、アフガニスタンの地方に対する開発援助活動強化のために、文民支援チーム4名をチャグチャラン地方復興チーム(PRT)に派遣した。

有効性（具体的成果）

・イラクにおける我が国の無償資金協力事業は平成21年度末までに供与総額が約16.6億米ドルに達した。これら事業は、電力分野で、イラクの電力需要の約10%に相当する総量520MWの電力供給の増加という当初の想定はほぼ達成される等、具体的成果を出しつつある。

また、平成18年度から供与が開始された中期的な復興ニーズを手当てする円借款による協力も進展を見せており、平成21年度中に新たに北部及び中西部における電力及び上水分野で3事業（計878億円）の新規供与が決定された。これにより、平成15年以来の円借款の累積供与額は約32.8億米ドルとなり、我が国が表明した最大35億米ドルの円借款による支援目標をほぼ達成しつつある。

技術協力は一貫して進められており、本邦及び第三国において、平成21年度末までに計3600名を超えるイラク人に対してJICAによる研修が実施された。

・アフガニスタンにおいては、麻薬生産量の減少（平成20年の7700トン→平成21年の6900トン）、就学人数の着実な増加（平成13年の100万人以下→平成19年の570万人）等、復興が着実に進展している。また、治安情勢は不安定の度合いを強めているが、我が国による警察支援もあり、平成22年3月現在、アフガン警察は約96,000人、アフガン軍は約104,000人に増強されている。

予算の効果的・効率的活用

・イラクへのODAについては、イラクは無償資金協力を卒業する段階にあることから、円借款事業によるインフラ整備及び技術協力を予算を集中させている。

・アフガニスタンにおいては、厳しい治安情勢ゆえに支援の実施が容易ではないが、重要性が特に高い施策に、資源を投入するように努めた。具体的には平成21年度当初予算において78.45億円を実施済みであり、また平成21年度第二次補正予算において①アフガニスタン自身の治安能力の向上、②再統合支援、③持続的・自立的発展のための支援を柱として、約499億円を拠出した。例えば、アフガニスタンについては、治安が不安定の度合いを増す中、アフガン治安部隊の強化が重視されており、平成21年度補正予算においては、アフガン警察への支援に約185億円を計上し、アフガニスタン支援の効果的な実施に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

・現在、イラクは現政権からの移行期にあり、復興は道半ばであることから、早期にイラク新政府が樹立され、政治・経済面ともに安定した政権運営を行うことが重要である。我が国としても、国際社会の責任ある一員として、支援を強化していく必要がある。

・アフガン政府の努力及び国際社会の支援により、アフガニスタンの復興は着実に進展しているが、今なお膨大な復興需要がある上に、治安は不安定の度合いを増していることから、アフガニスタンは国際社会の最重要課題の一つであり続け、各国はアフガニスタンへの支援を強化しつつある。このような中、我が国も応分の役割を担う必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（トップページ＞各国・地域情勢＞中東）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I - 5 - 2 中東諸国との二国間関係の強化

(施策レベル評価版：154頁)

事務事業名 ①中東諸国・イスラム世界との交流・対話の深化

事務事業の概要

我が国が中東の諸問題に積極的に関与していく上で、中東諸国からの理解と支持を得ることが重要であり、そのため、中東諸国と、幅広い分野において政策対話を行うことが必要である。また、より重層的なコミュニケーションをとる観点から、有識者同士の非公式かつ率直な意見交換の場を設けることも重要である。具体的な事業は、要人往来、人物交流及び対話事業の三つに大別される。

有効性（具体的成果）

(1) 日本からは、高円宮妃殿下が平成21年6月にエジプトを御訪問されたのをはじめ、総理特使として福田元総理が5月にサウジアラビア及びバーレーンを、また9月に岩國哲人元衆議院議員がサウジアラビアを訪問した。外務大臣としては、5月に中曽根大臣（当時）がイランとエジプトを訪問し、岡田大臣は就任直後の10月にアフガニスタンを訪問したのをはじめ、平成22年1月にはトルコを訪問した。さらに、平成21年11月に福山外務副大臣がアフガニスタンを、同年12月に武正外務副大臣がヨルダンをそれぞれ訪問し、ハイレベルの対話を行った。一方、我が国へは、アブドゥラー・ヨルダン国王（平成21年4月）、タミーム・カタール皇太子（5月）、アッバース・パレスチナ自治政府大統領（平成22年2月）、アムル・ムーサ・アラブ連盟事務総長（平成21年12月）、アティーヤ・カタール副首相兼エネルギー工業大臣（11月）、ジャービル・クウェート第一副首相（同月）、ダルダリ・シリア経済担当副首相（12月）、ラリジャーニ・イラン国会議長（平成22年2月）のほか、イラン、イラク、アラブ首長国連邦（UAE）、チュニジア外相など多くの要人訪日を実現することができた。

(2) 平成21年10月にイスラエル・パレスチナ青年合同招聘を実施し、双方の信頼醸成を図った。平成22年2月には、イスラエル、トルコ、エジプト及びパレスチナ自治政府から計4名の若手外交官を招聘し、日本の外交政策、経済、文化等について理解を深めることを通じ、日本と中東・北アフリカ諸国との重層的な関係発展・連携強化を図った。また、同年3月には中東から2名のオピニオン・リーダーを招聘し、（財）中東調査会との共催でラウンドテーブルを開催した。他方、派遣事業としては、平成21年11月に日アラブ女性交流の一環として日本看護協会から2名、国連NGO国内婦人委員会から1名がヨルダン、エジプト及びパレスチナ自治区を訪問し、各国看護機関の視察や意見交換会を実施した。

(3) 平成21年12月に経済産業省との共催で第1回日アラブ経済フォーラムを東京で実施した。本フォーラムは、貿易・投資、エネルギー、科学技術、人材育成など幅広い分野での協力を通じ、日アラブ間の経済関係の強化を目的とするものであり、アラブ側から13人の閣僚が来日したほか、日本とアラブの経済関係機関や企業関係者を中心に約1200名が参加した。また、同月には日イラク経済フォーラムを初めてバグダッドにおいて開催した。さらに平成22年2月に第8回となるイスラム世界との文明間対話セミナーを、有識者のみならず、青年、一般の参加も得て東京で開催した。セミナーの様子は、NHK衛星放送やアル・ジャジーラ放送で紹介された他、文明間対話の具体的成果として設置された有識者ネットワーク「叡智のかけ橋」でも恒常的に紹介されている。

予算の効果的・効率的活用

- ・イスラエル・パレスチナ合同青年招聘の招聘人数を10人から8人に削減した。
- ・日アラブ女性交流は、従来、同一年度内に派遣・招聘双方の事業を実施していたところ、平成21年度から、派遣と招聘を隔年で実施することとした。
- ・第8回イスラム文明世界との文明間対話セミナーでは、同セミナーを一旦総括して区切りを付け、新た

な形態で対話を継続する方向での提言が出された。本件対話についてイスラム側3か国がホストを申し出て、今後調整することとなった。また、日アラブ対話セミナーについても、平成21年度は事業を行わず、次年度以降のあり方を今後検討することとした。

・要人往来等の機会を捉え、中東アフリカ局長による記者懇談や、記者ブリーフ等の機会を活用することにより、我が国の中東政策に関して時宜を得た説明を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

限られた予算の中、交流や対話事業についても、単にそれらの事業を実施すること自体に意義を見出すのではなく、それらがいかに日アラブ、日・イスラム関係の重層化に寄与するのかという観点から、効率的かつ戦略的に実施することが重要である。特に、イスラム世界との対話については、米国、欧州、ユネスコ等が対話を推進しており、また、イスラム側もサウジアラビアやイランを含め関心が高く、様々なネットワーク構築の観点からも意義深い。

事務事業名 ②自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の促進、閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化の支援

事務事業の概要

GCCとの自由貿易協定（FTA）、各国との投資協定、租税条約交渉を進め、我が国と各国との間の経済関係を促進する。

閣僚級の経済合同委員会の開催等を通じ、投資・エネルギー分野における民間部門による経済関係強化を支援する。

有効性（具体的成果）

平成22年2月にクウェートとの間で租税条約に署名した他、平成21年6月、サウジアラビアとの間の租税条約に関して基本合意に達する等、経済条約交渉に一定の進展が見られた。また、平成21年11月に、日・カタール合同委員会を東京で開催する等、投資・エネルギー分野における、中東諸国との関係強化を進めることができた。

予算の効果的・効率的活用

条約交渉、当局間会合を実施する前に、先方政府との間でメール等で論点の整理を行うことにより、実際の交渉等においてなるべく多くの事項につき合意に達するよう努め、会合開催に係る費用の効果的・効率的活用を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

中東は我が国が輸入する石油の大半を供給しているほか、インフラ整備事業への投資、貿易等、我が国企業が参加しうる経済機会が多く存在するため、中東諸国との経済関係強化の必要がある。また、交渉中の経済関係条約を鋭意進める。

事務事業名 ③GCC諸国側の要望に応える形での人造り協力

事務事業の概要

GCC諸国は我が国からの教育・人材育成支援に対して高い期待を有しているところ、我が国のノウハウや経験を伝える形で人造り協力を進め、GCC諸国の国造りに貢献する。

有効性（具体的成果）

初等教育分野での協力（UAE及びカタールの日本人学校への現地人子弟受入）、GCC各国の教育関係者の本邦招聘・研修、留学生受入（サウジアラビア）、青年交流（サウジアラビア及びカタール）等を実施した。

予算の効果的・効率的活用

青年交流に関し、事業の費用対効果を高めるために日本滞在中の費用を削減した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

人造り協力については、各国とも高いレベルで我が国の協力への期待を表明しており、また、ODA対象から外れた(る)国があることもあり、中東各国との関係強化のために、継続して実施していくことが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（トップページ>各国・地域情勢>中東）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策 I—6 アフリカ地域外交

具体的施策

- I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進・・・・・・ 109
- I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策
に関する広報の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

I-6-1 TICAD プロセス及び多国間枠組みを通じた アフリカ開発の推進

(施策レベル評価版：165 頁)

事務事業名 ①TICADIVで打ち出した「横浜行動計画」(成長の加速化, MDGs達成, 平和の定着・グッドガバナンス, 環境・気候変動問題への対処)の実施と「フォローアップ・メカニズム」を活用した進捗状況のモニター

事務事業の概要

TICADプロセスを通じ, 打ち出された各種支援策を着実に実行し, その履行状況をモニターするための「フォローアップ・メカニズム」を適切に運用する。

有効性 (具体的成果)

「横浜行動計画」については, TICADIV年次進捗報告2009年の通り, フォローアップ2年目として相当程度の進捗がみられた。アフリカ向けODA倍増及び民間投資倍増支援等のTICADIVの公約を実現するため, 積極的に取り組み, 日本の支援策の具体化・実施に向け, アフリカのインフラ, 農業, 保健, 教育, 水・衛生等各分野で130件以上の協力準備調査を実施した。同計画の目標の内, 平成24年までの対アフリカODAの倍増や, 対アフリカの民間投資の倍増支援についても, 目標に迫る額を達成した。

アフリカとのビジネスを促進するために, 6月には, アフリカの観光促進をテーマとして, 「第5回アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム (AABFV)」をウガンダにて開催した。同フォーラムには, アフリカより29か国, アジア・中東より6か国の約330名が参加し, 我が国からは, 橋本聖子外務副大臣(当時)が出席した。平成21年10月に東京にて「アフリカ官民連携実務者セミナー」を開催し, さらに, 11月には, 東京でアフリカ7か国の商工会議所会頭や投資促進会社代表などを招待した「第2回アフリカ貿易・投資促進シンポジウム」を開催する等して官民連携具体化のための案件形成に資する情報発信を強化した。

また, 支援策の履行状況にかかる情報を収集するTICADフォローアップ事務局は, 支援策の履行状況を定期的に外務省ホームページに掲載するとともに, 在京アフリカ外交団(ADC)との間で2か月に1回程度の頻度でTAC(東京アフリカン・クラブ)会合を開き, 平成22年3月には共催者運営委員会を開催した。TICADの進捗状況について報告するとともに, アフリカ各国や共催者等からの意見等を聴取し, 5月の第2回閣僚級フォローアップ会合に向けた準備を着実に進めた。

予算の効果的・効率的活用

アフリカ諸国等からの各種会議・式典への招待については, 外交上必要性の高いものに絞って出席すると共に, 出張については, 事前の調整をはかり, 複数国の訪問や日程の縮減に取り組んだ。我が国における会議やシンポジウム等については, 共催化など運営方法の工夫や外務省施設の積極的な利用を通じて, 経費節減に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

モニタリング作業に傾注している我が国の努力, 取組につき, より国際社会に周知していく必要があり, そのために, 報告書・ホームページをより利用し易いものとするべく, 検索機能強化, 他の共催機関との連携(他機関のホームページとのタイアップ等)を進める。

事務事業名 ②G8プロセスをはじめとする多国間枠組みにおけるアフリカ問題への取組に対する積極的参画

事務事業の概要

平和・安全保障、ガバナンス、貿易・投資等極めて幅広い分野での取り決めを内容としたG8によるアフリカ開発への取組の基本に位置付けられる以下3つの文書の着実な実施。

- ・「G8アフリカ行動計画」：「アフリカ開発のための新パートナーシップ（NEPAD）」に対するG8の支援枠組みとして、平成14年のG8カナナスキス・サミットで採択された文書。
- ・「アフリカ」：アフリカ開発に関するアフリカ自身の第一義的責任を明確に示しつつ、開発資金の増額を含むG8の一層の取組強化を謳った、平成17年のグレンイーグルズ・サミットの成果文書。
- ・G8北海道洞爺湖サミット首脳宣言の関連部分：平成20年7月に我が国が主催した同会合の成果文書の一つ。

有効性（具体的成果）

平成21年3月のボツワナにおける第1回閣僚級フォローアップ会合では、世界・金融経済危機に関するアフリカの声を集約し、4月にロンドンで行われたG20サミットにその意見を反映させた。また、我が国からの積極的な働きかけもあり、7月のG8ラクイラ・サミットでは、G8首脳は、首脳宣言の中で、アフリカに関する金融・経済危機が与える影響を認識しつつ、引き続きアフリカ開発への取組へのコミットメントを確認するとともに、アフリカの平和と安全のための能力強化に向けた取組の促進を強調し、MDGs達成のために平成22（2010）年に国際的な評価を求めることで同意した。このように、我が国は、我が国の主張を国際社会によるアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映することができた。

また、世界的な食料価格高騰を背景に、アフリカ諸国の食糧問題に対する危機意識が高まる一方、アフリカ等の途上国への大規模な国際農業投資が増加する中、我が国がラクイラ・サミットで提案した「責任ある国際農業投資イニシアティブ」に基づき、9月にニューヨークで我が国主催、世界銀行や国連食糧農業機関（FAO）等共催の高級実務者会合を開くなど、アフリカ側の声を国際社会に伝える役割を果たした。

こうした取組に加え、平成21年12月には、中国、韓国との間で対アフリカ政策に関する三国間政策協議の第2回協議を北京で行い、各国の支援状況の紹介が中心だった第1回協議から内容を深化させ、各国が抱える課題を共有するとともに、両国にアジア・アフリカ協力の方向性につき議論を深めるなど、新興援助国との対話にも重要な進展が見られた。

予算の効果的・効率的活用

TICADプロセスによって集約したアフリカ側の声を、国際社会のアフリカの平和・安定、経済社会開発促進に向けた取組に反映するなど、他の事務事業との間で相乗効果を発揮することができ、予算の効率的な活用となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

事務事業③に掲げる諸課題等に対応するためにも、多国間枠組みにおける議論と取組への積極的参画は必要であり、特にMDGs達成へ向けた国際社会による対応を促すとともに、具体的な取組を一層進めていく。

事務事業名 ③その時々のアフリカの状況に応じた適時・適切な支援の実施

事務事業の概要

平和の定着、貧困の撲滅、感染症対策、環境・気候変動問題等、アフリカの抱える種々の問題の解決に向け、国際社会との協力の下、アジアでの経験・知見を活かす形で積極的に取り組む。

有効性（具体的成果）

平成 21(2009)年 3月にボツワナで開催した第 1回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合において打ち出した種々の「危機対応支援」策について、20 億ドルの無償資金・技術協力の早期実施については、約 18 億ドルを実施又は決定したほか、3 億ドルの食料・人道支援及び世界エイズ・結核・マラリア対策基金への 2 億ドルの拠出は実施済みとなり、金融分野における約 120 名の人材育成支援も実施するなど、迅速な対応を行った。

また、アフリカの平和と安定に重要な役割を果たしている PKO（国連平和維持活動）訓練センターについては、ベナン等 3か国のセンターに対して新規の財政支援を実施したほか、マリやエジプトには自衛官講師を派遣するなど、人的貢献にも努めた。また、スーダンのダルフルにおける市民間の対話促進、ギニアへの調停活動を支援した。

スーダンやブルンジにおける大統領選挙及び議会選挙等を支援するための緊急無償資金協力を実施したほか、ソマリア和平推進において必要な、現地における治安能力の向上、ソマリア国民に対する人道支援や、雇用創出のための支援を実施した。アフリカ諸国でも深刻となっている気候変動対策関連では、ブルキナファソにおける洪水被害への緊急援助に加え、平成 21（2009）年度第二次補正予算において、約 390 億円の支援を決定するなど、アフリカ諸国からの緊急の支援ニーズにも迅速に対応し、適時・適切な支援を実施した。

予算の効果的・効率的活用

限られた予算の中で、アフリカ側のニーズ及び外交上の重要性が大きい案件について重点的に支援することで、我が国のアフリカ重視の姿勢を効果的に示すことができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

世界金融・経済危機が、各国のアフリカに向けた援助や投資を押し下げる要因となって、MDGsの達成がますます困難になりつつあることに国際社会の関心は高まっており、我が国としても右課題への一層の取組が必要とされている。こうした分野とともに、気候変動に関連し、鳩山イニシアティブに基づくアフリカ支援の強化、気候変動次期枠組みの構築に向けたアフリカとの協働を推進する。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ TICADIVの概要
- ・ TICADフォローアップ・メカニズム（年次進捗報告2009年、TICAD閣僚級フォローアップ会合等）
- ・ 第64回国連総会における鳩山総理一般討論演説
- ・ 東京アフリカン・クラブ（TAC）における岡田大臣冒頭挨拶（平成21年10月26日）
- ・ 平成21年版及び平成22年版外交青書
- ・ G 8 ラクイラ・サミット首脳宣言、共同声明の関連部分
- ・ G 8 アフリカ行動計画（G 8 カナナスキス／ウイスラー会議）
- ・ アフリカ（G 8 グレンイーグルズ会議）
- ・ アフリカにおける成長と責任（G 8 ハイリゲンダム会議）
- ・ 第5回アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム（6月15－17日）及び官民事前調査ミッション（6月11－14日）（プレスリリース）
- ・ 第2回アフリカ貿易・投資促進シンポジウム（概要）（プレスリリース）
- ・ 第12回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（概要と評価）
- ・ 第13回アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（概要と評価）

- ・ G 8 アフリカ行動計画に関する G 8 APRによる進捗報告書
- ・ 第 2 回アフリカに関する日中韓政策協議（結果概要）（プレスリリース）
- ・ 責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合（概要と評価）（プレスリリース）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

I-6-2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の 対アフリカ政策に関する広報の推進

(施策レベル評価版：171頁)

事務事業名 ①各種招聘，交流事業等を通じた人物交流の促進

事務事業の概要

各種招聘スキームや交流事業の機会を活用して，日・アフリカ間の様々なレベル・分野における交流を促進することで，相互理解・相互信頼を増進し，友好関係を深める。

特に，民間・草の根レベルでの日・アフリカ間の交流が十分とは言えない現段階では，政府がイニシアティブをとって日・アフリカ間の交流の促進を図ることが重要である。

有効性（具体的成果）

アフリカ諸国の首脳・外相の訪日，我が国の民間企業関係者のスタディー・ツアーによるアフリカ訪問など，様々なレベル・分野における活発な往来が行われた。

予算の効果的・効率的活用

各種の招へい・交流事業を通じ，地理的に遠く，民間レベルでの往来が相対的に少ないアフリカとの交流を効果的に促進した。特に，我が国からのアフリカ訪問では，事前の調整をはかり，日程縮減に取り組みつつも，アフリカ側要人との可能な限り多くの表敬・会談を調整し，アフリカにおける我が国の存在感を維持・強化した。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

政治レベルや民間企業関係者など，さらに多様なレベル・分野で，活発な日アフリカ間の交流を継続・発展させていく。

事務事業名 ②我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進

事務事業の概要

政府関係者等の我が国要人をアフリカ諸国に派遣することで，我が国の友好的姿勢やアフリカへの高い関心を示すと共に，我が国の立場や政策に関する先方の理解を促進する。

有効性（具体的成果）

平成21年度においては，皇太子殿下の初めてのサブサハラ・アフリカ御訪問となるガーナ及びケニアの御訪問が実現し，野口英世賞記念シンポジウムと合わせ，内外の大きな関心を集めた。

平成22年1月の第16回AU閣僚執行理事会には，福山外務副大臣が出席し，気候変動問題に関する少数国ランチ（アフリカ4か国の閣僚出席）を開催したことに加え，ピンAU委員長及びアフリカ5か国の外相と二国間会談を行った。

TICADIVのフォローアップの一環としては，6月にウガンダで第5回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム（AABFV）を開催し，官民あわせてアフリカより29か国，アジア・中東より6か国の約330名が参加。我が国は橋本聖子外務副大臣を団長とし，外務省，経済産業省，観光庁，政府機関及び民間の観光業界関係者が参加した。TICADIV支援策をはじめとしたパートナー国・機関の各種支援メニューを効果的に活用し，アフリカの観光促進にかかる官民の能力向上，制度，インフラ整備等に取り組むべき点につき確認した。

また，平成21年5月に，南アフリカにおける新大統領の就任式に森元総理を特派大使として派遣し，ズ

マ新大統領の就任を祝福するとともに、新たな日・南ア関係の始動に際して友好・協力関係の一層の強化に向けたメッセージを伝えることができた。

予算の効果的・効率的活用

福山外務副大臣の第16回 AU 閣僚執行理事会への出席時には、一日弱の滞在期間中に少数国ランチの開催に加え、アフリカ5か国の外相と二国間会談を行うなど、我が国要人がアフリカ諸国を訪問する際には、限られた予算を最大限に活用する効率的な日程の作成に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

中国をはじめ、我が国以外の国々からもアフリカへの要人訪問は非常に活発化している。こうした動きを踏まえ、我が国としてもより戦略的かつ積極的にハイレベルの要人アフリカ訪問を促進していく必要がある。

事務事業名 ③アフリカ関係広報活動の積極的な推進

事務事業の概要

アフリカの紹介や我が国の対アフリカ政策に関する政策広報を積極的に行うことで、アフリカに対する物理的、歴史的な距離感を縮め、国民各層の関心・理解を促す。

有効性(具体的成果)

各種のアフリカ関連国際会議、及び国内で開催したシンポジウム等において、我が国政府要人等より対アフリカ政策に関する講演や政策スピーチ等を行ったほか、日アフリカ関係に関するパンフレットを作成し、我が国国民のアフリカに対する関心を喚起した。

予算の効果的・効率的活用

ソマリア暫定政府のアリ「外相」の訪日(平成22(2010)年2月)時に合わせて、ソマリアに関するシンポジウムを開催するなど、要人往来の機会等を捉えた広報活動を積極的に行うことで、アフリカへの関心を喚起するとともに、シンポジウム開催にあたっては国際機関との共催化など運営方法の工夫によって、日本側の事務・経費の削減に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

厳しい財政状況のもと、大型のアフリカ関連行事の開催が難しくなっている中、アフリカの現状及び我が国の対アフリカ政策に対する国内外の関心を高く維持するため、メディアへの働きかけや国連機関との連携等を通じて、より積極的な情報発信を行っていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 皇太子殿下ガーナ、ケニア御訪問時の一連の報道
- ・ 福山外務副大臣のエチオピア訪問(概要)(プレスリリース)
- ・ 第5回アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム(6月15-17日)及び官民事前調査ミッション(6月11-14日)(プレスリリース)
- ・ 第5回AABFV開会式における、我が国のアフリカ観光促進にかかる橋本外務副大臣(当時)政策スピーチ
- ・ 南部アフリカ官民実務者スタディー・ツアー(概要)(プレスリリース)
- ・ アリ・アーメド・ジャマ・ソマリア共和国「外務大臣」の来日(プレスリリース)

- ・ 森元総理（特派大使）他のズマ南アフリカ共和国大統領就任式典への出席（概要）（プレスリリース）
- ・ 「日本とアフリカ 希望と機会の大陸を目指して」（パンフレット）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅱ 分野別外交

施策Ⅱ—1 国際の平和と安定に対する取組

具体的施策

Ⅱ-1-1	中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信	119
Ⅱ-1-2	日本の安全保障に係る基本的な外交政策	121
Ⅱ-1-3	国際平和協力の拡充, 体制の整備	126
Ⅱ-1-4	国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組	129
Ⅱ-1-5	国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上, 望ましい国連 の実現	134
Ⅱ-1-6	国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の 推進	138

Ⅱ－１－１ 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

(施策レベル評価版：187頁)

事務事業名 ①委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS等）との連携強化

事務事業の概要

中長期的かつ総合的な外交政策の政策構想力強化のため、知見の蓄積・共有を目的として、委託調査や会合の実施を通じて、外部有識者・研究機関との連携を強化する。

有効性（具体的成果）

（１）委託調査の実施

「核兵器の拡散・保有状況と国際安全保障環境の中長期的展望」、「世界秩序の変化とグローバルガバナンス」、「今後の米中関係の展望と日本外交」といったテーマに関する外部有識者・研究機関による分析結果を得ることを目的として、(財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター、(財)世界平和研究所、(財)平和・安全保障研究所等に対して調査研究を委嘱し、調査報告書を提出させるとともに、一部の調査については報告会を行い、省内で知見を共有した。

（２）会合の実施

故福田赳夫元総理の提唱により設立され、各国の元首経験者等が、平和と安全保障、世界経済の活性化、人口・開発・環境関連の諸問題につき議論し政策提言することを目的とするインターアクション・カウンスル（IAC、通称：OBサミット）が、平成21年度には「エネルギー供給と経済成長」及び「新たな冷戦の阻止」をテーマに、5月にサウジアラビアで総会を開催し、政策提言として総会最終声明の提出があった。

さらに、省内において、外部有識者を招いた研究会を開催し意見交換を行うなど、外部有識者との積極的な連携強化を図った。

（３）その他

国際問題を中長期的視野に立って研究する総合的な研究機関として昭和34（1959）年に設立され、外交政策シンクタンクとしての機能・役割強化を図っている(財)日本国際問題研究所に対し、研究事業の補助を含む補助金を交付した。同研究所は、「米国の政治と外交」、「中国の台頭」、「アジア太平洋地域の政治と安全保障」などのテーマでの各種研究を実施した。また、同研究所で開催される国内外の有識者・実務者等による講演会等に外務省から参加し有識者との意見交換を行うなど、連携を強化した。

平成8（1996）年に発足したアジア太平洋地域のシンクタンク・研究機関の国際コンソーシアムであるAPAP（アジア太平洋知的交流促進計画）に対する支援を行った。

外交政策調査員を採用し、政策構想力の強化に資するための各種研究調査を実施した。

予算の効果的・効率的活用

委託調査の委託先決定に際して企画競争や見積もり合わせを行った結果、支出見込額を下回る金額で実施できた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年度には、その時々に応じた重要な課題に関する委託研究や研究会の実施などを通じて、有識者・研究機関との積極的な意見交換が図られ、外交政策の企画立案を行う上での重要な参考意見や提言を得ることができた。今後も、中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、シンクタンクや有識者からの政策提言等を総合的な観点から分析・評価した上で政策構想につなげていくことが必要である。ただし、外部機関への財政支援に関する一部の事業については、より効果的な予算執行の観点から

縮小を検討する。

事務事業名 ②中長期的・戦略的外交政策の対外発信

事務事業の概要

大臣等によるスピーチ実施や外交青書の作成など外交政策の効果的な対外発信事業の実施。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年度には政策企画室における政策スピーチへの取組を強化し、大臣等が一貫性をもって、より効果的に外交政策の対外発信を行うことができるように、各種スピーチ作成関連作業を行った。
- (2) 平成21年度当初には、平成20年の国際情勢と日本外交に関する平成21年版外交青書の製本版を、和文4000部、英文5000部、計9000部を国内、国外関係方面に配布した。また、21年度末にかけて作成した平成21年の国際情勢と日本外交に関する平成22年版外交青書は、和文4000部、英文5000部、計9000部を国内、国外関係方面に製本次第配布予定である（平成22年度）。外交青書の関連では、依頼のあった大学等に職員を派遣し、外交青書についての講義も実施した。外交青書全文は外務省ホームページで公開されているが、平均月70万件程度のアクセスがあり、国民に広く利用されている。

予算の効果的・効率的活用

外交青書作成契約について一般競争入札を実施することにより、支出額を削減することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年度は、大臣等が行う各スピーチの発信内容の企画・検討・作成等のプロセスを一貫性のあるものとし、より発信力の高いスピーチを実施することができた。外交青書は1年間の我が国の外交活動及び国際情勢の記録として、国際関係研究者等の有識者・研究機関を始めとして、各方面から評価されている。両事業とも引き続き有効であり、継続して実施する。

評価をするにあたり使用した資料

外交青書 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II-1-2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

(施策レベル評価版：190頁)

事務事業名 ①ASEAN地域フォーラム（ARF）、各国との安保対話、民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加・実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業

事務事業の概要

(1) ARF

地域の安全保障の促進のため、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、アジア太平洋地域の主要国が参加する全地域的な政治・安全保障の枠組みであるARFを活用する。ARFは、①信頼醸成の促進、②予防外交の進展、③紛争へのアプローチの充実という三段階のアプローチを設定し、漸進的な進展を目指している。

(2) 各国との安全保障対話

各国の安全保障担当部局との間で安全保障に関する対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。

(3) 民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加

政府間対話では踏み込むことのできない議論等、安全保障に関する率直な意見交換の場を積極的に活用することによって、各国との信頼醸成の促進に努めている。

有効性（具体的成果）

(1) ARF

次のように閣僚会合を始めとするほぼすべてのARF会合、セミナー及びワークショップに参加し、地域安全保障の促進に努めた。

平成21年4月	信頼醸成・予防外交に関するISG（インターセッションナル支援グループ）（韓国）
平成21年4月	災害救援に係る法律及び規則に関するセミナー（中国）
平成21年5月	テロ対策及び国境を越える犯罪に関するISM（会期間会合）（ベトナム）
平成21年5月	災害救援実動演習（フィリピン）
平成21年5月	高級事務レベル会合（タイ）
平成21年6月	バイオセキュリティに関するワークショップ（フィリピン）
平成21年6月	PKO専門家会合（カンボジア）
平成21年7月	不拡散・軍縮ISM（会期間会合）（中国）
平成21年7月	第16回閣僚会合（タイ）
平成21年9月	災害救援に関するISM（会期間会合）（米国）
平成21年11月	国防大学校長等会議（タイ）
平成21年11月	信頼醸成・予防外交に関するISG（インターセッションナル支援グループ）（インド）
平成21年12月	EEP（専門家・賢人）会合（インドネシア）
平成22年3月	信頼醸成・予防外交に関するISG（インターセッションナル支援グループ）（ベトナム）
平成22年3月	海上安全保障に関するISM（同上）（ニュージーランド）

(2) 各国との安全保障対話

各国との間で次のような安全保障対話及び防衛交流を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係の進展に貢献した。

平成21年6月8日 日仏外務・防衛当局者会合（フランス）

平成21年11月24日 日英外務・防衛当局者会合（東京）
平成22年3月12日 日豪外務・防衛当局者会合（東京）
平成22年3月12日 日加外務・防衛当局者会合（東京）

（3）民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加

政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場としてトラック2の枠組みも積極的に活用し、各国との信頼醸成の促進に努めた。

平成21年5月 第8回IISSアジア安全保障会議（シンガポール）
平成21年10月 第20回北東アジア協力対話（米国）
平成21年11月 第7回アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）総会（インドネシア）
平成22年2月 第46回ミュンヘン安全保障会議（ドイツ）

予算の効果的・効率的活用

前年度予算から大幅な増額はない一方で、各種会議への参加出張人数等を極力減らすなど、人的投入資源を押さえつつ、前年以上に多くの会合等に出席し、また主催するなど、前年度以上の成果があった。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）ARF

アジア太平洋地域唯一の政府間の安全保障面での対話と協力の場であるARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に進みつつあり、予防外交に本格的に取り組む（具体的な行動の促進）ための体制強化が求められている。これまでARFは、単なる意見交換の場としての域を出ず、実際的な協力はできないと言われてきたが、最近、具体的な協力を行う枠組みとしての整備が進みつつある。平成21（2009）年5月には、ARFとして初めてとなる災害救援をテーマとした実動演習がフィリピンで行われ日本からは、外務省、防衛省・自衛隊、国際協力機構（JICA）から総勢100名を超える人員が参加した。日本は、ARFが着実に進展し、アジア太平洋地域の平和と安定に重要な役割を果たすことを期待し、積極的に貢献していく方針である。また、同年3月にはインドネシア及びニュージーランドと海上安全保障会期間会合を共催、同年6月にはカンボジアとPKO専門家会合を共催した。また、平成23（2011）年3月にはインドネシアと第2回ARF災害救援実動演習を共催する予定であり、その意向を7月の第16回ARF閣僚会合で表明した。

（2）各国との安全保障対話

各国の安全保障政策を正確に理解しつつ将来の動向を見据えて我が国の対応を検討し、またアジア太平洋地域の安全保障に関する我が国の立場について各国の理解を深めることとする。これは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で重要かつ必要である。特に、中国、インドの台頭に象徴されるようにアジアが大きく変貌している中で、地域の安全保障環境も変化しており、二国間の安全保障対話はその対象国の範囲及び開催回数を拡大及び増加させることが急務となっている。

（3）民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加

政府間対話ではできないような率直な意見交換の場としてトラック2の枠組みに引き続き積極的に参加していくことが重要である。トラック2への枠組みでは、政府関係者のみならず有識者等を交えた議論が行われることから、政府間対話とは異なるアプローチで、地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の更なる促進が実現される。

事務事業名 ②海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業

事務事業の概要

(1) ソマリア沖海賊対策

海に囲まれ、かつ、主要な資源の大部分を輸入に依存するなど外国貿易の重要度が高い我が国にとって、船舶航行の安全を確保することは我が国の経済社会及び国民生活にとって極めて重要である。特に主要航路であるソマリア沖・アデン湾で多発・急増する海賊問題への種々の対策を講じ、同海域における航行の安全確保を目指す。

(2) アジア地域における海賊対策

東南アジアにおける海賊事案の発生は平成15(2003)年を境に減少しているが、同地域は依然として海賊の多発地域であり、我が国をはじめとする国際社会及び沿岸国による取組を継続していく必要がある。特に我が国の主導で設立された、アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター(ReCAAP-ISC)は、発足以降締約国間で情報共有と能力向上を軸とした協力が行われており、また、地域協力の成功モデルとして高い国際的評価を得ており、我が国としても支援を行っている。これらの取組を通じて、東南アジア地域における船舶の航行の安全確保に取り組む。

有効性(具体的成果)

(1) ソマリア沖海賊対策

(イ)平成21年3月13日に閣議決定・国会に提出された海賊対処法案は、同年4月に国会における審議が開始され、同法案は6月19日に成立した(海賊対処法は同月24日に公布、7月24日に施行)。これに際しては、内閣官房総合海洋政策本部、国土交通省、海上保安庁及び防衛省等の関係省庁とも密接に連携した上で対応した。海賊対処法は、「海賊行為」を定義の上、我が国国内法上の犯罪行為としてその処罰規定を設けるとともに、海上保安庁が海賊行為の対処にあたることとしつつ、特別の必要がある場合には所定の手続きを経た上で、自衛隊の部隊が海賊対処行動を実施することができることとするものであり、同法の成立により、我が国として、日本関係船舶のみならず、あらゆる国々の船舶を海賊からの保護対象とするとともに、海賊行為を日本の犯罪行為として処罰することが可能となった。

(ロ)また、海賊対処法案の閣議決定と同時に、同法案が成立するまでの当面の応急措置として、自衛隊法に基づく海上警備行動により、ソマリア沖・アデン湾海域に海上自衛隊の護衛艦2隻を派遣し、同海域を航行する日本関係船舶の護衛活動を開始した。海上警備行動下では41回の護衛活動を実施し、のべ121隻の護衛を行った。海賊対処法の施行以降平成22年3月30日までに、海賊対処行動として80回の護衛活動を実施、のべ627隻の船舶を護衛しており、海賊対処法施行前と比して同法施行後は1回の護衛活動あたりの平均隻数も、約3隻から約8隻と大幅に増加した。その他、平成21年6月から、アデン湾上空においてP-3C哨戒機2機による警戒監視活動等を実施しており、平成22年3月31日までで、183回の任務飛行を実施した。我が国を含む国際社会の取組及び商船業界の努力の結果、平成21年(暦年)におけるソマリア沖・アデン湾での海賊発生件数217件のうち乗っ取られた船舶は47隻にとどまり、平成20年(暦年)の111件中42隻と比べると、実際に乗っ取られた船舶の割合は4割強の減少となった。

(ハ)外務省としては、これら部隊の派遣に際して、活動の拠点であるジブチ政府並びに同国に駐留するフランス軍及び米軍との間で所要の調整・協力関係の構築を行い、我が国の海賊対処活動が支障なく実施されるために必要な施策に取り組んだ。特に、海賊対処に従事する自衛隊等が円滑に活動できるよう、基本的な活動拠点となるジブチとの間で、派遣される自衛隊等の法的地位を適切な形で確保するための「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」を締結する等の成果を上げている。

(ニ)また、ソマリア沖海賊問題の根本的な解決のためには、上記に加え、周辺国の海上保安能力の向上、さらには不安定なソマリア情勢の安定化といった中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組が重

要との考えに基づき、我が国の主導によって国際海事機関(IMO)に設置されたマルチドナー基金への支援、イエメン、オマーン、ケニア及びタンザニアの海上保安機関の職員の招へい・研修といった取組を実施した。特にソマリア情勢の安定が重要であり、我が国国際社会と協力して、ソマリア暫定連邦「政府」(TFG)による和平推進努力を支援してきている。

(ホ) これら我が国の取組を国際社会に周知することも極めて重要であることから、国連安保理決議第1851号を受けて設立されたソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合及びその作業部会等の各種国際会議に出席し、我が国の貢献につき周知を図るとともに、ソマリア沖海賊問題に関する国際社会の議論に積極的に参画した。特に平成21年9月にニューヨークで開催された第4回ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合において、我が国は議長を務め、同会合への参加国の大幅な増加や国際信託基金の設立等の成果を上げた。

(2) アジア地域における海賊対策

マラッカ・シンガポール海峡をはじめとする東南アジア地域における海賊問題に関し、発生件数の減少には、我が国の主導の下発効したReCAAP及びシンガポールに設立された「情報共有センター(ISC)」の活動が大いに寄与していると高く評価されている。我が国は、ReCAAP-ISCへの支援の他に、事務局長を含む2名を派遣し、人的貢献を行っている。初代事務局長として就任した伊藤嘉章氏の任期満了に伴い、平成22年3月に開催されたReCAAP-ISC総務会にて遠藤善久氏が第2代事務局長として選出された。

予算の効果的・効率的活用

本件を所管する海上安全保障政策室を新設するにあたっては、必要な人員や予算等を他局等から振り替える等、経費節減のための所要の取組を行った上で実施した。また種々の外国政府との協議及び国際会議への出席に伴う出張に際しては、極力出張人数を絞った上で、1回の出張で複数の用務をこなす等、予算の効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

ソマリア沖海賊問題への対策については、我が国をはじめとする国際社会の取組により、相当程度の進展を見せているものの、上述のとおり平成21年の海賊発生件数は217件となり、平成20年の111件のほぼ2倍となった。また、海賊発生水域もアデン湾から、ソマリア東方沖・セーシェル周辺海域まで拡大しており、引き続き我が国のみならず国際社会全体にとっての脅威となっている。我が国として、同海域における船舶の航行の安全を確保するためには、これまでの取組を継続することに加え、周辺国への能力向上支援、ソマリア情勢の安定化に向けた取組、国際社会での議論への一層の貢献、関係国との密接な連携等の施策を今後とも倍加していく必要がある。我が国としては、本問題の根本的な解決に向けて、諸外国と協力しながら、二国間及び国際機関を通じた支援や施策を効果的に実施し、我が国として持てる力を活かし、適切に貢献する。

また、アジア地域における海賊問題についても、マラッカ・シンガポール海峡が我が国にとって極めて重要な位置を占めていることにかんがみ、これまでの取組を引き続き実施していく必要がある。また、東南アジア地域での海賊対策を通じた教訓を、ソマリア沖海賊対策への取組に活かすことが効果的であり、その観点からも、本事業を拡充していくことが重要である。

評価をするにあたり使用した資料

(事務事業①ARF 関連)

【外務省ウェブサイト】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html>

【関係国等ホームページ】

<http://www.aseanregionalforum.org/>

(事務事業②海賊対策関連)

【外務省ウェブサイト】

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/index.html>

【国土交通省ウェブサイト】

<http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html>

【防衛省ウェブサイト】

<http://www.mod.go.jp/j/approach/defense/somaria/index.html>

【海保庁ウェブサイト】

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/anti-piracy/index.htm>

【ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ会合（米国務省が作成・管理）】

<http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm>

【国際海事局】

http://www.icc-ccs.org/index.php?option=com_content&view=article&id=27&Itemid=16

【アジア海賊対策地域協力協定情報共有センター】

http://www.recaap.org/index_home.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－３ 国際平和協力の拡充，体制の整備

(施策レベル評価版：195頁)

事務事業名 ① 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進

事務事業の概要

冷戦終結後，世界各地で紛争が多発する中，国際社会の平和と安定に向け，軍・警察・文民の連携をはかりつつ，国連PKO等への参加をはじめとする国際平和協力を推進・拡大する。

有効性（具体的成果）

平成21年度は，国際平和協力法に基づきこれまで実施してきた下記（１）～（３）の取組に加え，下記（４）～（６）の取組を新たに実施した。

- （１）平成8年2月より国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）（ゴラン高原）に対し，司令部要員3名（平成20年7月までは2名）及び輸送部隊43名を派遣。
- （２）平成19年3月より国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対し，軍事監視要員6名を派遣。
- （３）平成20年10月より国連スーダン・ミッション（UNMIS）に司令部要員2名を派遣。
- （４）平成22年2月より国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に司令部要員2名及び施設部隊約350名を派遣。
- （５）スリランカの被災民を支援している国際移住機関（IOM）の活動に協力するため，テント560張，スリーピングマット10,000枚，ビニールシート4,000枚，給水容器30,000個，蚊帳1,000張を無償で譲渡。
- （６）①医療（防疫上の措置を含む。）②輸送③保管（備蓄を含む。）④通信⑤建設⑥機械器具の据付け，検査又は修理の後方支援能力を有する自衛隊の部隊を提供する用意がある旨を国連待機制度に登録。

予算の効果的・効率的活用

出張時に，人数の見直し，経済的・効率的な経路を選択するよう努めた。また出張の回数を可能な限り限定して行えるよう，事前の打ち合わせ，準備等関係者との調整を十分に行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性の増大に伴い，国連PKO等の国際平和協力の重要性も増大していることを踏まえ，平成21年度に引き続き，今後とも我が国が有する様々なリソースを国際平和協力に適切に投入していく必要がある。

事務事業名 ② 平和構築人材育成事業の拡充

事務事業の概要

平和構築における文民の重要性が飛躍的に増加していることを踏まえ，平和構築の現場で活躍できる日本及びその他のアジアの文民専門家を育成することを目的として，平成19年度より平和構築人材育成事業を実施している。

有効性（具体的成果）

本件事業3期目となる平成21年度には以下のような成果があった。

（1）これまで実施してきた平和構築の分野でのキャリア形成を目指す者を対象とした「本コース」に加え、平成21年度より官民のシニア専門家（40～69歳）を対象とした「シニア専門家向けコース」や平和構築に携わる人材の裾野を広げることを目的とした「平和構築基礎セミナー」の新設等により事業を拡充し、研修員約80名を育成した（予算：約3億2千万円）。

（2）これまでの同事業の日本人修了生は、28名（外務省からの参加者2名は除く）中26名（約92%）が国連PKOミッション（UNMIS, UNAMA等）や平和構築に関連する国際機関等（UNHCR, UNDP等）に就職しており、本事業は大きな成果をあげている。

予算の効果的・効率的活用

事業委託先の選定にあたり、随意契約ではなく企画競争入札を行った。受託者に対し、委託費を効率的に使用するよう指導した。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

紛争終結から復興までを切れ目なく包括的に取り組む平和構築の必要性が増大するのに伴い、平和構築の現場で活躍できる文民の重要性も飛躍的に増加しており、平和構築の現場で活躍できる文民専門家を育成する本件事業を継続していく必要がある。

事務事業名 ③ 国際平和協力活動（アフガニスタンでの復興・テロ対策）への自衛隊派遣に関する事業

事務事業の概要

中東地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する問題であり、アフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。こうしたことを踏まえ、アフガニスタン及びその周辺では40か国以上が部隊を派遣し治安の確保、人道復興支援等を実施している中で、我が国としても、このような国際社会の努力に貢献するために、活動を実施した。具体的には、インド洋でテロリスト及び武器・麻薬等のテロ関連物資の海上移動を阻止・抑止するための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、補給支援特措法に基づき海上自衛隊艦船がインド洋で各国艦船への給油等（補給支援活動）を行った。なお、補給支援活動は、補給支援特措法の失効に伴い、平成22年1月をもって終了した。

有効性（具体的成果）

海上自衛隊は、インド洋において海上阻止活動を実施している各国艦船への補給支援活動として、インド洋に海上自衛隊の補給艦1隻及び護衛艦1隻を派遣し、平成13年12月から平成19年10月までに、旧テロ対策特措法に基づき米国、英国、フランス、ニュージーランド、イタリア、オランダ、ギリシャ、カナダ、スペイン、ドイツ及びパキスタンの合計11か国に対し、合計約48.7万キロリットル（艦船用燃料）の給油を実施し、さらに、平成20年1月に成立した補給支援特措法に基づき、平成20年2月から平成22年1月までに、計8か国に対して合計約27,005キロリットル（艦船用燃料）の給油を実施した。

こうした日本自衛隊の活動について、アフガニスタンのカルザイ大統領、スパンタ外務大臣、パキスタンのギラーニ首相、クレシ外相、アラブ首長国連邦のアブダラー外務大臣、米国のオバマ大統領、クリントン国務長官、ゲイツ国防長官、国連の潘基文事務総長等の要人から謝意が表明されている。

一方、補給支援活動が一時期に比べて減少してきたことに伴い、補給支援活動の意味合いが小さくなってきていた面もある。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

補給支援特措法の失効に伴い、平成22年1月15日をもって補給支援活動は終了したが、引き続き、国際社会によるテロ対策の枠組みに積極的・主体的に貢献していく。

評価をするにあたり使用した資料

【外務省ホームページ】

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/j_ikusei.html (平和構築人材育成事業)

【内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ】

<http://www.pko.go.jp/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－４ 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪への取組

(施策レベル評価版：200 頁)

事務事業名 ①国際的なテロ対策協力の強化

事務事業の概要

国連のテロ対策関連委員会やG 8 専門家会合、ASEM、APEC、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の多国間枠組みに積極的に参画するとともに、日ASEAN、日米豪、日韓等の二国間・地域レベルでの協議を実施し、国際的なテロ対策の強化をはかった。本事務事業により、国際社会がより実効的なテロ対策を実施し、テロに対する脆弱性を克服するための隙のない協力体制を構築・強化することに貢献した。

有効性（具体的成果）

テロリストは、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行うとともに、影響力の拡大を図っていることから、国連、G 8等の枠組みへの参画並びにより多くの国との二国間体制及び地域レベルでの協議の実施によって様々な枠組みにおける幅広く実効的なテロ対策協力体制を構築し、推進強化することは有効であった。実施した事業のうち主要なものは次のとおり。

（１）国連におけるテロ対策

国連テロ対策委員会事務局（CTC/CTED）や国連薬物犯罪オフィス（UNODC）によるテロ対処能力向上支援を効率的に促進すべく、積極的にこれら機関との連携を図った。また、安保理がタリバーン及びアル・カーイダ関係者に対する制裁制度の改善を盛り込んだ新しい決議を採択した際等にも、我が国は非常任理事国として積極的に議論に参加した。

（２）G 8におけるテロ対策

ラクイラ・サミットでは、「テロ対策に関する宣言」を採択し、情報共有とテロ対策能力向上支援分野における協力の必要性、テロリストの移動や資金調達の阻止に関する国際的な制裁実施の強化の重要性などを宣言した。我が国はG 8テロ・国際組織犯罪専門家会合及びテロ対策行動グループ会合に参加し、各種プレゼンテーションを行うなど積極的な貢献を行った。

（３）第7回ASEMテロ対策会議

平成21（2009）年6月、フィリピンにおいて開催された第7回ASEMテロ対策会議に、外務省国際テロ対策担当大使以下関係者が出席し、パキスタン情勢、過激化対策等を中心に活発な議論を交わした。

（４）第3回日韓テロ協議

平成 21（2009）年7月、東京において第3回日韓テロ協議を実施した。国際・地域テロ情勢及び両国のテロ対策についての情報交換・共有を行うとともに、途上国の能力向上支援や過激化対策をはじめとする国際テロ対策の一層の強化の必要性で一致した。

（５）第5回日米豪テロ協議

平成 21（2009）年 12 月、東京において第5回日米豪テロ協議を開催し、東南アジアにおける①法的事項・法執行・テロ資金対策、②国境管理・交通・海上保安、③CBRN（化学・生物・放射能・核テロ）、④過激化対策の分野の3か国の支援に関する協力・協調の具体的方策について議論を行った。

（６）第1回日シンガポール・テロ対策対話

平成21（2009）年12月、シンガポールにおいて第1回日・シンガポール・テロ対策対話を開催し、テロ情勢・テロ対策についての情報共有を行うとともに、平成21（2009）年APEC議長エコノミーであるシンガポールと平成22（2010）年APEC議長である我が国とが協力して、テロ対策と貿易の安全促進に焦点を当てた

APECセミナーを開催することで合意した。

予算の効果的・効率的活用

日米豪テロ協議については、対象国のテロ対策関連支援のニーズを把握すべく、各在外公館において、各分野別に3か国による現地会合を定期的実施し、具体的な協力案件の特定作業を行っている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

国際テロの脅威は依然として高く、また、多様化・複雑化する傾向にあることから、その脅威を防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。引き続き、国連、G8等によるテロ対策に積極的な貢献を行い、多国間及び二国間協議を通じた実効的で隙のない協力体制を構築、強化することが必要である。

事務事業名 ②途上国のテロ対処能力向上支援

事務事業の概要

ODA等を活用し、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧テロ防止関連諸条約等の分野において、機材供与、各種テロ対策関連セミナー開催、研修員受入、専門家派遣等を実施した。

有効性(具体的成果)

継続的に我が国の有する知見、技術、資金をテロ対処能力が不十分な国に投入することは、テロの防止及び根絶のために必要不可欠なものである。このような我が国のテロ対処能力向上支援は、各国のテロ対処能力の向上に相応の効果を上げており、また各国よりも高い評価を受けている。実施した事業のうち主要なものは以下のとおり。

(1) 第4回「日ASEANテロ対策対話」の開催

平成21(2009)年8月、ベトナムにおいて第4回日ASEANテロ対策対話を実施した。テロ対策分野におけるこれまでの日ASEANの協力、各国によるテロ情勢の分析と評価、各具体的プロジェクトの進捗状況・現状について報告するとともに、今後の協力について率直な意見交換を行った。

(2) 日シンガポール共同APECセミナーの開催

平成22(2010)年3月、APEC議長エコノミーとして、シンガポールと共同で「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーを東京で開催した。海上貿易保全におけるテロの脅威や脆弱性につき認識を共有するとともに、多国間のプログラムやイニシアティブ、及び国際的な法的枠組みなど海上貿易の安全を高めるための施策につき議論を行った。また、様々な施策を実施する上で各エコノミーに必要な対策能力に焦点を当て、それを実施するにあたり各エコノミーが対応しなければならない各種事項を特定した。

予算の効果的・効率的活用

APECの枠組みで実施した「テロ対策を通じての域内における海上貿易の促進」セミナーについては、シンガポールと共同で開催するとともに(第1回日シンガポールテロ対策対話で合意)、米豪との協力にも重点を置き(日米豪テロ協議の枠組みを生かす)、さらにUNODCからの専門家の参加を得る(国連との連携)など、各方面の関係者と協力して実施したものであり、関係国及び関係機関を効果的に活用することで大きな成果を挙げた。

また、「日ASEANテロ対策対話」の枠組みでは、日ASEAN統合基金(JAIF)を活用して具体的プロジェクト

を実施している。過去3回の対話までに12件の具体的プロジェクトが提案され、4件が実施段階、4件がJAIF申請中である。第4回対話において、新たに3件のプロジェクトが提案（ミャンマー、ベトナム、日本）された。加えて、現状のテロ情勢に鑑み、今後重要視すべき分野（航空保安、自己過激化（"self-radicalization"））については、新たにプロジェクトを形成することにつき、ASEAN各国と協議している。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

テロの脅威は依然として高く、特に、我が国の権益が集中する東南アジア地域においては、テロ対処能力が脆弱な面があり、当該地域を拠点としたテロリストが国際的なテロ活動を展開している場合も見られる。また、途上国は、テロ対策に必要な知識・資源が不足していることから、多国間及び二国間の枠組み等を活用しつつ、当該地域のテロ対処能力を向上することは依然として重要である。このため、平成22年度も引き続き、当該地域を中心として、テロ対策の抜け穴となっている国・地域がなくなるよう、支援を拡充していくことが必要である。

事務事業名 ③国際組織犯罪対策における国際協力の進展

事務事業の概要

国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、我が国の経済、社会、市民生活にも直接に影響を与える。

我が国は、国際社会の一員としてその責務を果たすと同時に我が国の国益を守る観点からも、諸外国のキャンペーンビルディングや被害者対策を推進し、国内における対策を一層強化する。

具体的には、不正薬物、マネーロンダリング、人身取引の防止及び被害者の保護や生活向上支援、国際組織犯罪を防止するための国際的な法的枠組みの整備・強化を目的に、国連、G8、金融活動作業部会（FATF）等の国際的取組に参画するとともに、二国間の政府協議を通じて国際組織犯罪を防止するための連携強化を図る。

有効性（具体的成果）

（1）国際的な法的枠組み強化への貢献

国際犯罪を防止するための国際的な法的枠組みとしては、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書、密入国議定書、銃器議定書、サイバー犯罪条約、国連腐敗防止条約があげられる。我が国は、これまでに、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書、密入国議定書、サイバー犯罪条約、国連腐敗防止条約の締結について国会の承認を得ている。我が国は、これら条約の締約国会議にオブザーバーとして参加して、枠組み強化に貢献した。

特に、国連腐敗防止条約については、平成21年11月にカタールで開催された第3回締約国会議において、腐敗対策に関する国際的なレビューを行うためのメカニズムが設置されたが、我が国もその設置のための議論に貢献した。また、我が国は各国政府との間で、マネーロンダリング、証券関連犯罪の防止・対策に資する情報交換枠組みの設定を推進するなど、国際的なルールづくりに貢献した。

また、我が国は、国連麻薬委員会、国連犯罪防止刑事司法委員会、国連薬物犯罪事務所主要拠出国会合、G8司法・内務大臣会議、G8リヨン・グループ全体会合（年3回）、金融活動作業部会（FATF）全体会合（年3回）、アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）年次会合等に参加し、他国の司法・法執行当局関係者とともに、国際組織犯罪防止対策として国際社会が一致して取るべき措置及び各国の実施体制・状況等につき協議・意見交換を行い、国際的な取組の促進及び体制の構築に貢献した。

(2) 途上国における支援

(イ) 東南アジア諸国及びアフガニスタンにおける麻薬対策

東南アジア諸国においても、引き続き、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等を通じて、不正薬物の生産、中継、使用を撲滅するためのプロジェクトを支援した。アフガニスタンにおける大統領選挙等の基盤確立に不可欠なテロ対策・治安改善に係る国際的努力を支援するため、我が国は、UNODCの実施する『麻薬対策及び国境管理プログラム』を支援した（平成20年度補正予算）。これにより、UNODCアフガニスタン事務所で実施される①麻薬対策及び国境管理強化（国境管理施設職員及び警察職員のキャパシティビルディング、機材供与、周辺国との地域協力促進）、②刑事司法改革（司法関係職員のキャパシティビルディング、刑務所改革支援）、③麻薬患者対策に関するプロジェクトなどを支援した。また、アフガニスタンの治安能力向上のため、UNODCがアフガニスタン及び周辺国で実施する①国境対策強化、②刑事司法分野の能力強化、③麻薬患者対策、④代替作物開発支援に関するプロジェクトを支援することが決定された（平成21年度補正予算）。

(ロ) ベトナムにおける腐敗対策セミナー

平成21年10月には、国連腐敗防止条約（UNCAC）の国際的履行を図る取組として、国連薬物犯罪事務所（UNODC）及びベトナム政府が開催したベトナムにおける腐敗対策セミナーを支援した。ハノイ、ホーチミンの2都市で開催された同セミナーには、ベトナム中央政府、司法、地方政府、報道関係者など合わせて120名が参加し、同条約の履行及び腐敗対策のための国家戦略の策定促進が図られた。また同セミナーの様子は、地元紙でも大きく取り上げられるなどし、幅広い層のUNCACに対する理解が促進された。

(ハ) タイにおける人身取引被害者対策

平成21年度には、タイにおいて、UNODCがこれまで子供の保護を中心に着実な活動を行ってきたNGOと共同して実施する人身取引対策事業に対して支援を開始した。これにより、人身取引及び性的搾取被害が多くみられるパタヤ地域において、脆弱な子供の保護を目的に、人身取引対策のための意識啓発を行うアウトリーチ・チームを編成して予防が図られている。

(3) 人身取引撲滅のための国内対策の強化

(イ) 人身取引対策行動計画の改定

政府は、平成16年12月に策定された政府としての包括的な「人身取引対策行動計画」に基づき、人身取引の防止・撲滅及び被害者保護に向けた諸施策を関係省庁と協力して推進してきた。平成21年12月には、これを5年ぶりに改定し、新たに「人身取引対策行動計画2009」を策定した。当省も、その改定に当たり、諸外国などからの指摘を踏まえて、我が国が取り組むべき施策を積極的に提案し、国内実施体制の強化に貢献した。

(ロ) 政府協議調査団の派遣

我が国は、外務省が中心となって、平成16年度以降、フィリピン、タイ、インドネシア等我が国で保護される被害者が多い東南アジア諸国を中心に政府協議調査団を派遣し、これまでへのべ20か国との間で協議を行ってきた。平成21年度は、我が国同様、被害者の目的地国である米国に調査団を派遣して、関係省庁との協議や現場視察を実施し、米国の被害実態及び人身取引対策の実施体制を調査した。これにより、今後、「人身取引対策行動計画2009」の実施をはじめとする我が国の国内対策の参考とすることができた。

(ハ) 啓発活動の推進

外務省は、我が国の人身取引対策に関するパンフレット（和文、英文）を作成・配布して、人身取引に関する理解の促進を図るとともに、諸外国、国際機関などが開催する各種の国際会議・フォーラムに参加し、人身取引対策分野における国際連携の必要性について訴えた。

予算の効果的・効率的活用

麻薬対策（アフガニスタン支援を含む。）、人身取引対策、腐敗対策については、UNODCを通じ、現地のニーズを踏まえて計画・実施されている。これらの支援は、薬物及び刑事司法分野に関する専門性において比較優位を持つUNODCの知見を活用する形で行われており、我が国が直接支援をするよりも、効果的・効率的に目標とする成果を達成している。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

国際組織犯罪対策は一年では完結せず、国際社会が合意した枠組みに従いつつ、必要な国際貢献及び国内対策を継続していかなくてはならない。

我が国は、今後、国際的法的枠組みの一層の整備・強化、社会経済的側面にも配慮した途上国支援、国内外での国際組織犯罪防止のための法執行の向上と啓発活動の推進などを総合的に実施し、国際社会の中で主導的な役割を果たしていく。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成22年版外交青書
- 警察白書
- パンフレット「日本の人身取引対策 ー人身取引のない世界へ向けてー」
- UNODC Annual Report 2009 (<http://www.unodc.org/unodc/en/about-unodc/annual-report.html>)
- 内閣官房、警察庁、法務省、外務省、厚生労働省ホームページ など

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－５ 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、

望ましい国連の実現

(施策レベル評価版：205 頁)

事務事業名 ① 安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること

事務事業の概要

国連は、設立後65年を経ており、その組織には現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益を確保していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。

我が国は、第2位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図が反映されるべき立場にあるところ、安保理を始めとする国連の諸機関の改革推進に率先して貢献する。

有効性（具体的成果）

安保理改革については、平成21（2009）年も様々な機会をとらえ、各国の首脳・外相等に対し、安保理改革の早期実現の必要性を訴え、各国の理解と支持を広げる努力を行った。9月には、鳩山総理が第64回国連総会一般討論演説において、安保理の常任・非常任議席双方の拡大と日本の常任理事国入りを目指し、そのための安保理改革に関する政府間交渉に積極的に取り組んでいくとの決意を表明した。さらに様々な国際会議や二国間首脳・外相会談において、安保理改革の必要性につき認識が共有され、改革の早期実現に向け、各国と協力を継続していくことを確認した。

また、我が国は安保理改革の進捗状況を踏まえつつ出来る限り頻繁に安保理理事国として国連での活動に取り組むため、平成20年10月に実施された安保理非常任理事国選挙に立候補し、加盟国最多となる10回目の当選を果たし、平成21年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めており、北朝鮮、イランの核問題、アフガニスタンなど、国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮している。

行財政改革については、安全・保安体制の拡充、予算プロセス改革等に関する審議に貢献した。安全・保安体制の拡充については、アフガニスタン等における当面の対応に必要な予算増を最小限にとどめた上で、全体像を明確にした包括的な提案を事務局に提案させ審議するとの方向性を確保することに成功した。予算プロセス改革については、透明性の確保の重要性を主張することにより、予算膨張につながるような内容の提案が出されないよう事務局の動きを牽制する一方で、国連総会の審議を経ずに一定限度の予算の流用が可能な事務総長の制限された予算上の柔軟性権限については、試験的措置を2年間延長し、国際情勢の変化に機動的に対応するための財政的手段の確保に成功した。

予算の効果的・効率的活用

事業の実施にあたっては、安保理改革に関するパンフレット作成等の事業で企画競争入札を実施する等により、予算の効果的・効率的活用に務めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国連の改革の必要性は引き続き存在しており、事業として継続することが適当である。

事務事業名 ② 安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成

事務事業の概要

我が国の外交政策の重要課題の一つである、安保理改革の早期実現の必要性に関し、我が国国内、更には諸外国における理解を高めるべく、必要な事業を行う。

有効性（具体的成果）

国連外交の推進に向けたNGOや有識者等、国民各層の参画促進・連携強化のため、平成20年12月に立ち上げた国連に関する広報キャンペーン「いっしょに国連」を継続した。また、平成22年3月にはNGOと共催で第8回「国連改革に関するパブリック・フォーラム」を実施し、国連や我が国の外交政策にとって優先度の高いテーマにつき議論を行い、NGO関係者、有識者、学生、国際機関関係者を含めた市民社会の声を施策に反映させる機会とした。

主として経済界が中心となり、国連の定める10原則を推進する取組である「グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク(GC-JN)」の活動についても、GC-JNが平成21年12月に実施したシンポジウムで武正外務副大臣が特別講演を行う等により、外務省との連携を強化した。

国連広報局の一部である東京国連広報センター(UNIC東京)への支援を行い、国連活動の紹介や、国民にとって有益な国連文書の日本語訳がUNIC東京のホームページに掲載される等、国連に関する広報活動の幅が広がった。

また、(財)日本国連協会が実施する国連をテーマにした中学生の作文コンテストや高校生のスピーチコンクール等を実施し、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団派遣事業」として、上記コンテスト及びコンクールの優秀者を国連本部に派遣し、国連施設の視察や現地高校生との交流を行った。このような事業は、青少年の国連に関する見聞を広めると共に、将来国際機関で活躍する人材を育成するという意味でも有益であった。

平成21年度は、安保理の役割、安保理改革の早期実現の必要性と我が国の国際貢献についての対外的な理解促進のために、パンフレット「国連安全保障理事会と日本」を作成し、地方自治体や、学校や図書館、国際交流関係諸機関等に幅広く配布し、活用している。

さらに、国連改革の中核をなす安保理改革については、各種スピーチや演説等でその必要性について訴え、我が国国内及び諸外国における理解の促進に努めた。

平成21年10月に実施した外交に関する世論調査では、我が国の国連安保理常任理事国入りについて、「賛成」とする人が8割近くに及ぶ79.2%となっており、引き続き高水準を維持した。

加えて、国連政策研究会、安保理学界ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて、我が国の国連政策に関する研究者との連携もより一層深めることができた。

予算の効果的・効率的活用

パブリック・フォーラムや派遣事業の実施にあたっては、競争入札を実施する等により、予算の効果的・効率的活用に務めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国は国連を重視し、国連を通じて我が国の国益、国際社会共通の利益を確保していくとの方針を継続していることから、国連改革推進等の我が国の国連政策に対する理解を深めることは引き続き肝要であり、今後とも十分な啓発・広報活動を行っていくことが必要である。

成果重視事業

事務事業名 ③ 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強

事務事業の概要

[成果重視事業の目標]

国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること（平成21年1月～平成26年1月までの5年間で、国連等国際機関における邦人職員数を15%増加し814名とすることを新たな事業目標として設定する）。

[目標設定の考え方]

国連等国際機関における邦人職員数の増加は、これら機関における人的な国際貢献の大きさを表すものであり、さらにこれら機関における意思決定に影響を及ぼす幹部職員レベルの邦人職員数の増加は、国際貢献における我が国のプレゼンスの大きさを示すものである。当初設定された事業目標（平成16年～平成21年1月までの5年間で、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数を10%増加し671名とする）については、平成21年1月現在708名と、上記事業目標を達成したところ、今後は、さらなる増加を目指し、平成21年1月～平成26年1月までの5年間で、国連等国際機関における邦人職員数を15%増加し814名とすること（従来の事業目標（5年間で10%）の1.5倍に当たるより高い目標）を新たな事業目標として設定する。

[事業計画期間及び平成21年度予算額]

（期間）平成21年1月～平成26年1月

（予算額）14,528千円

[手段と目標の因果関係]

国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供により、国際機関勤務を希望する人材の裾野が拡大し、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけは、国際機関に勤務する邦人職員数の増加に繋がるものである。

[目標の達成度合いの判定方法・基準]

A

（判定方法）

平成21年1月～平成22年1月までの1年間で、邦人職員数は約4%増加しており、目標達成に必要な1年当たり増加率（3%）を上回っていることから、目標を達成していると考えられる。外務省において毎年1月現在で調査している国連等国際機関における邦人職員の在職状況は次のとおり。

年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
計	610	642	671	676	698	708	736
うち幹部職員	59	60	58	61	58	65	67

（基準）

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり

D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

成果重視事業としての目標達成水準を大幅に上回る成果を出しているが、今後とも国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけを継続する。近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成14年：521人 → 平成22年：736人）、今後を着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れることが期待できる。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

成果重視事業としての目標達成水準を大幅に上回る成果を出しているが、今後とも、新たな目標の達成に向け、更なる邦人職員数の増強を目指し取組を拡充強化していく。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

評価をするにあたり使用した資料

- ・内閣府実施，外交に関する世論調査 (<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-gaiko/index.html>)
- ・外務省国際機関人事センターホームページ (<http://www.mofa-irc.go.jp>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－１－６ 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための 国際協力の推進

(施策レベル評価版：211 頁)

事務事業名 ① 国連の各種人権フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画や関係機関への支援、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加

事務事業の概要

我が国は、国際的な人権規範の発展・促進、各国の人権の改善に向けた取組を進展させるために、人権に関する議論を行う国連総会第三委員会や人権理事会をはじめとする国連フォーラムの議論に積極的に参加している。このような多国間の枠組みにおける人権分野の議論に我が国が積極的に参画することは、国際社会における人権の保護・促進、人権分野での国際的なルールづくりの促進に寄与するものである。

国連には、上記人権に関するフォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門の活動を支援し、人権の保護・促進のための支援を行っている。

我が国は、国際社会における人権の保護・促進を図るにあたり、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の保護を重視し、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援している。また、ハンセン病の差別解消に向けて、国際場裡において積極的にイニシアティブをとったほか、「第3回児童の性的搾取に反対する国際会議」に出席した。

有効性（具体的成果）

多国間場裡において、我が国は、人権理事会の創設（平成18（2006）年）当初からの理事国として、人権理事会や国連総会第三委員会等の国連の各種人権フォーラムの議論に積極的に参加してきているが、平成21（2009）年度においても以下のとおり取り組み、成果を得た。

（イ）北朝鮮の人権状況について、拉致問題を含め各種問題を提起した。具体的には、平成21（2009）年12月に行われた普遍的・定期的レビュー（UPR）（注）北朝鮮審査において発言を行った。また、第64回国連総会本会議（平成21（2009）年12月）及び第13回人権理事会（平成22（2010）年3月）において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提案し、いずれも賛成票数及び賛成・反対票差ともに前年度を上回る結果で採択されるなど、拉致問題を含めた北朝鮮の深刻な人権状況に関する国際社会の理解を深めることができた。

（注）UPR：人権理事会の下で新たに設置された、国連加盟国すべての人権状況を審査する枠組み。

（ロ）我が国は、国連事務局の人権担当部門や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を支援し、人権の保護・促進に貢献した。

また、第12回人権理事会（平成21（2009）年9月）にはハンセン病差別撤廃決議案を提案し、同決議案は全会一致で採択された。

ジェンダー分野に関し、平成21（2009）年11月の北京行動綱領実施に係るアジア経済社会理事会（ESCAP）ハイレベル会合及び平成22（2010）年3月の婦人の地位委員会に出席した。また、平成21（2009）年9月、国連ジェンダー関係4機関を統合し新機関を創設することを支持する決議が国連総会において全会一致で採択された。我が国は、新機関の創設に向けた議論の中で、効果的・効率的運営の観点から議論に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

平成 23(2011)年に予定されている人権理事会のレビューに向けた各種議論が活発化する中、我が国は人権理事会の「効果的・効率的」運営を確保するための議論を提起してきた。同様の観点から、例えば新たに創設予定の国連ジェンダー新機関に関し、その具体化に向けた協議の中で、我が国として「効果的・効率的」運営の重要性を繰り返し主張した。このように、国連等の場における人権分野の取組を推進する上で、効率性が担保されるよう適切に対処した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成 23(2011)年までに人権理事会の活動と機能をレビューする予定となっているところ、人権理事会理事国として、実効性のある人権理事会の形成に向けて積極的に議論に参加する。

また、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種基金の活動を引き続き支援していく。「ハンセン病差別撤廃決議」に基づくガイドライン作成作業に協力するとともに、ガイドライン作成後のフォローアップ作業に尽力する。

事務事業名 ② 人権対話等を通じた人権・民主主義の保護、促進に向けた取組

事務事業の概要

人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項であることを踏まえ、我が国は人権状況に深刻な問題がある国については、国際フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとの立場をとるとともに、二国間の友好関係を基礎に具体的な人権状況の改善を促すことが適切な国については、人権対話の実施や二国間のハイレベルの会談における申し入れを行っている。

有効性 (具体的成果)

二国間関係においては、平成21(2009)年7月に日中人権対話を実施したほか、ミャンマーやカンボジア等に対し、首脳・外相を含むハイレベルの二国間会談を通じて、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

予算の効果的・効率的活用

人権理事会の開催中にジュネーブにて複数の国・機関と人権対話を実施した他、日EU人権対話をテレビ会議方式により実施することにより、職員の出張に係る経費を節減した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

人権状況に深刻な問題がある国については、(国連フォーラム等において国際社会と協調しつつ批判すべき点は批判し、改善を求めるとともに、) 二国間外交においても、積極的に、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

事務事業名 ③ 主要人権条約の履行

事務事業の概要

政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努める。個人通報制度の受入れの是非につき、真剣に検討を行う。

有効性（具体的成果）

主要人権条約の履行については、平成21(2009)年7月に女子差別撤廃条約第6回政府報告審査、平成22(2010)年2月に人種差別撤廃条約第3回～第6回政府報告審査を受けた。また、平成21(2009)年12月に国際人権A規約第3回政府報告を提出したほか、同月に国際人権B規約第5回政府報告に対する最終見解に対する日本政府コメントを提出した。さらに、児童の権利条約について、我が国が提出した第3回政府報告及び同条約の二つの選択議定書（武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、児童の売買・児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書）の第1回政府報告に関し、平成22(2010)年5月に児童の権利委員会による審査が予定されていることも踏まえ、同年3月、東京において児童の権利条約に関するシンポジウムを開催し、海外からの参加者を含め多数の有識者等から意見を聴いた。

新しい人権条約については、平成21(2009)年7月に強制失踪条約を批准した。また、障害者権利条約（仮称）の早期締結に向け努めているほか、個人通報制度の受入れの是非について真剣に検討を行っている。

予算の効果的・効率的活用

平成22(2010)年2月末の人種差別撤廃条約に係る政府報告審査に参加した職員があわせて同年3月の人権理事会にも出席し、同理事会に参加した西村外務大臣政務官を補佐するなど、出張旅費の効率的な活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

政府報告審査を含む主要人権条約の履行に努め、障害者権利条約（仮称）の締結や個人通報制度の受入れの是非について検討を行う。また、主要人権条約に係る委員会において、我が国有識者が委員等として活躍できるよう必要な支援を行う。

事務事業名 ④ 難民の本邦定住促進のための事業の実施及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携

事務事業の概要

- (1) 我が国は昭和54(1979)年以降インドシナ3国（ベトナム、ラオス、カンボジア）からのインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族を政策的に受け入れており、これに合わせてこれらの者の我が国定住のための各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を実施してきた。平成15(2003)年からは、法務大臣に難民として認定された者（条約難民）等も右事業の支援対象に加えた。しかし、インドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対する支援事業は、平成6(1994)年のインドシナ難民国際会議での合意を受けて、我が国も同年3月、ポートピープルへの特別措置を廃止したことから、平成17(2005)年度をもって終了した。平成18(2006)年度からは、条約難民等のみを支援対象として我が国定住支援事業を開始している。
- (2) 昭和58(1983)年から難民認定申請者のうち生活に困窮する者に対する生活支援（生活費・住居費・医療費等の支援、緊急宿泊施設の提供（平成15(2003)年以降）等）を実施している。
- (3) これらの事業は、我が国における難民や難民認定申請者等に対する人道支援という目的の達成上重要なものである。
- (4) 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、我が国を含めた世界の諸国により難民の第三国定住による受入れが進むことに関心を有しており、UNHCRのかかる関心や国際的な動向を踏まえて、平成20(2008)年12月、閣議了解により、第三国定住によりタイ在住のミャンマー難民を受け入れることを決定した。

有効性（具体的成果）

条約難民に対する定住促進支援に加え、急速に増加した難民認定申請者の生活保護等の支援を実施した。また、国際貢献等の観点から、平成22(2010)年度から3年間、パイロットケースとして、タイの難民キャンプから1年当たり約30人（家族単位、3年間合計で約90人）のミャンマー難民を受け入れることとなっているところ、受入れ難民の選考活動をはじめとする準備を行った。

予算の効果的・効率的活用

特に難民認定申請者への支援について、近年の申請者数の急増に伴い必要経費が増大しているところ、事務経費を削減する等の努力を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

条約難民に対する定住促進支援に加え、増加傾向にある難民認定申請者の生活保護等の支援を円滑に実施する。また、平成22(2010)年度から新たに開始される第三国定住による難民の受入れ事業を適切に実施する。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版「外交青書」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—2 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

具体的施策

Ⅱ-2	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	145
-----	---------------------------	-----

Ⅱ－２ 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

(施策レベル評価版：219頁)

(核兵器)

事務事業名 ① G8 先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加

事務事業の概要

G8においては、平成13年9月11日の米国における同時多発テロ以降、大量破壊兵器の不拡散問題が特に重要な条件とされている。これは、大量破壊兵器の拡散、中でもテロリストへの拡散が国際社会における最大の脅威であるとの認識を背景としている。こうした認識を反映して、平成14年のカナダスキス・サミット以来、不拡散に関する首脳文書・外相文書が採択されてきており、また、その準備プロセスとして不拡散関連事項をより集中的かつ効率的に協議するため各種関連会合が設立され、特に近年は核軍縮や原子力の平和的利用についても活発な議論が行われている。G8は、4つの核兵器国及び主要な非核兵器国で構成され、それぞれ高度な原子力関連技術を有する供給国であるため、国際的な軍縮・不拡散・原子力の平和的利用の促進には、G8先進国首脳会議・外相会合やG8の枠組みにおける軍縮・不拡散関連会合等の場で、軍縮・不拡散に関する様々な課題の解決と新たな試みのための意見交換を行い、国際社会に対して一定の指針を示すことが有効である。そのため、我が国として、G8の場で積極的に議論に貢献し、また、我が国の主張を反映させることが必要である。

有効性（具体的成果）

(1) 平成21年は、議長国（イタリア）が主催するG8不拡散関連会合に参加し、現下の国際社会の緊急の課題である核軍縮、不拡散及び原子力の平和的利用について幅広くG8諸国と意見交換を行い、我が国の立場を主張した。

(2) 平成21年7月に開催されたラクイラ・サミットでは、不拡散に関する首脳声明が採択された。同声明では、NPT・BWC・CWCへの加入呼びかけ、NPTへのコミットメントの再確認、透明性を確保した核軍縮の実施、核不拡散・核セキュリティ・原子力安全を確保した上での原子力の平和的利用の促進、北朝鮮及びイランの核問題の解決に向けた努力、安保理決議第1540の完全実施、IAEA追加議定書の普遍化等が謳われた。これらの取組を促進することにより、軍縮・不拡散関係国際条約の普遍性を高め、核保有国による核軍縮の進展、核不拡散義務を遵守した上での原子力の平和的利用の促進、濃縮・再処理に関連する技術の拡散の防止、IAEA追加議定書の締約国の増加等、軍縮・不拡散の推進に貢献することが期待される。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

G8の不拡散関連会合への我が国の積極的な参加・対応は、G8各国及び国際社会の取組強化に一定の貢献をしていると考えられる。核不拡散や核テロのリスクが続く中、NPTを基盤とした国際的核軍縮・不拡散体制を維持・強化するため、目標の達成に向けて継続的な取組が必要であり、そこに我が国の主張を反映しながら貢献を行っていく必要がある。

事務事業名 ② ジュネーブ軍縮会議（CD）への積極的参加

事務事業の概要

国際社会において唯一の軍縮条約の交渉の場であるCDにおいて、新たな軍縮条約を策定するため

に、CD参加国に積極的に働きかける。CDは、国際的な軍縮の推進のための軍縮関連規範の策定に不可欠であり、我が国として、軍縮の推進を目指し、新たな軍縮条約策定のための議論をリードする必要がある。

有効性（具体的成果）

CDIにおいて、我が国が大量破壊兵器関連規範の設定として重視する兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始は、平成17年頃まで停滞していた。しかし、我が国を含めFMCT早期交渉開始に積極的な国の働きかけの結果、FMCTの早期交渉開始の必要性に対する理解が浸透し、平成21年度は前年度に引き続きFMCTに関する集中討議等が行われ、一旦は交渉開始が合意されたものの、結果としてFMCT交渉開始には至っていない。FMCT自体は、重要な軍縮・不拡散措置であることから、交渉開始に向けた努力は継続されなければならない。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

FMCT早期交渉開始に向けてかつてなく機運が高まっている現状をとらえ、交渉開始を実現できるよう、CDの場において積極的に働きかけていく必要がある。

事務事業名 ③核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加

事務事業の概要

NPT運用検討会議は、5年に1度、NPTの運用状況を検討するために開催される。同会議は国際的な軍縮・不拡散体制にとって極めて重要であることから、同会議を成功させることは、国際的な軍縮・不拡散の推進に不可欠である。

有効性（具体的成果）

平成17年に行われたNPT運用検討会議において、実質的事項に関する合意文書を作成できなかったこと、また北朝鮮やイランの核問題にみられるようにNPT体制をめぐって深刻な問題が存在することから、核軍縮・不拡散体制の基礎たるNPT体制の維持・強化のための努力が一層必要である。

そのような努力の一環として、我が国はNPT運用検討プロセスの成功に資するため、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用に関する作業文書や報告を提出し、建設的に議論に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

NPTをめぐり深刻な問題が存在する中、我が国は唯一の戦争被爆国としてNPT体制を維持・強化する責務があり、今後もそのために努力する必要がある。

事務事業名 ④核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の活動の支援

事務事業の概要

本件委員会は、ラッド豪首相が平成20年6月に訪日した際に提案したもの。同年7月9日の福田総理(当時)とラッド豪首相の間で、日豪共同イニシアティブとして立ち上げることが合意され、共同議長として

川口順子元外務大臣とギャレス・エバンズ元豪外相が任命された。本件委員会は、両共同議長を含め世界の有識者15名の委員から構成され、核軍縮・核不拡散及び原子力の平和的利用に関する議論を深めた結果、平成21年12月、2010年NPT運用検討会議に向けた、具体的な勧告等を含む報告書を提示した。

有効性（具体的成果）

核軍縮に向けた世界的な機運が高まる中で、本件委員会の活動への支援は、かかる機運を強化する上での我が国政府の手段と位置付けられる。また、2010年NPT運用検討会議の成功に資する勧告を行うことを目指すこととなっており、我が国政府が進める核軍縮の取組の重要な施策と関連づけられている。

平成21年9月の国連総会の際には、鳩山総理とラッド豪首相との間で、国際委員会の報告書を踏まえた更なる日豪間の協力の必要性について意見の一致をみた。

平成21年度は、第3回会合を6月にワシントンで、第4回会合を10月に広島で開催し、国際委員会は、12月に具体的な勧告等を含む報告書を提示した。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

本委員会は、平成22年5月の2010年NPT運用検討会議を始め世界各地で報告書のアウトリーチ活動を行う。7月に第5回会合を開催した後、委員会としての活動を終える予定。

事務事業名 ⑤NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ、またCTBT検証制度整備の推進のための働きかけ

事務事業の概要

軍縮・不拡散政策の推進のためには、軍縮・不拡散体制の基礎であるNPTの普遍化やCTBT早期発効に向けた取組が不可欠であり、NPTやCTBT批准国増加への働きかけは、軍縮・不拡散の実現のために重要かつ有効な手段である。我が国は平成21年9月、第6回CTBT発効促進会議において「発効促進イニシアティブ」を発表し、発効要件国に対するハイレベルでの働きかけを行ったほか、検証体制の整備に積極的に協力した。

有効性（具体的成果）

CTBT署名国・批准国数は着実に増加している。残る発効要件国9か国のうち米国は批准に積極的に取り組む旨表明した。平成21年5月に北朝鮮が核実験を実施したものの、その他の核兵器保有国は核実験モラトリアムを維持している。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

CTBTの早期発効、核実験モラトリアムの継続は、我が国の軍縮・不拡散分野における政策の重要事項である。発効に向けた世界的機運を維持するため、我が国としてCTBT未署名国・未批准国に対する早期署名・批准の働きかけを強化し、核兵器を保有している国に核実験のモラトリアムを働きかけることが必要である。インド、パキスタン及びイスラエルのNPT加入の実現のためには中長期的な取組が必要であり、従来の方針を継続する。

事務事業名 ⑥核軍縮決議案の国連総会への提出・採択

事務事業の概要

(1) 平成6年以来、我が国は、現実的、漸進的に核軍縮・不拡散を進めるために、毎年、国連総会に核軍縮決議を提出して国際社会で核軍縮・不拡散に関するコンセンサスの形成に努めてきている。

(2) 平成21年は、9月24日に開催された「核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合」への言及や、核テロ防止の重要性への言及、更には市民社会の核軍縮・不拡散における建設的役割への評価を含む簡潔で力強い核軍縮決議案（「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）を国連総会に提出した。

有効性（具体的成果）

(1) 決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」は、国連総会本会議において、賛成171、反対2、棄権8という圧倒的多数の支持を集め採択された。特に、我が国が同決議案を提出して以来、初めて米国が共同提案国となった。

(2) 我が国の核兵器国を含むすべての国に対する核廃絶に向けた核軍縮・不拡散分野における外交努力が国際社会において一層強調されるとともに、平成17年5月のNPT運用検討会議及び同年9月の国連総会首脳会合において軍縮・不拡散分野で実質的な内容の合意ができなかったという背景の下、我が国提出の核軍縮決議が平成21年も核軍縮分野における国際社会で最も幅広い支持を得られた政治的意思となるなど、国際的にも重要な役割を担った。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国の核軍縮決議は国際世論の形成に大きな役割を果たしてきており、今後とも、核廃絶に向けた国際社会での積極的なイニシアティブをとるという意味で継続する必要がある。今後も、核廃絶に向けた決議案を国連総会に提出し、核廃絶に向けての国際世論の形成に主導的な役割を果たすこととする。

事務事業名 ⑦旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア極東退役原潜解体協力関連事業「希望の星」等）

の実施

事務事業の概要

【対ロシア】

(1) 日露非核化協力委員会を通じた、ロシア極東における原子炉区画陸上保管施設建設に協力する事業。

(2) 解体により発生した原子炉区画は適切な管理を必要とするため、安全かつ長期的な保管を可能とする施設建設が必要。この退役原潜の解体関連事業は、第一義的にはロシアの責任で実施すべきであるが、核軍縮・不拡散、核セキュリティ及び日本海の環境保護の観点から、国際的な協力が必要である。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

これら3か国に対する非核化協力を進めるため、各非核化協力委員会を通じ、各国の国内計量管理システム・核物質防護システム・医療器材等の整備を行っている。

有効性（具体的成果）

【対ロシア】

(1) 日本の協力対象である6隻の退役原潜解体については、平成21年12月までに6隻すべての解体が完了した。

(2) 極東ロシアに建設中の原子炉区画陸上保管施設に対して、浮きドック等の必要不可欠な機材を供与すべく、請負契約の締結に向けた協議を進めた。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

核・放射性物質の厳格な管理体制向上に寄与すべく、対象諸国の事情に応じた核物質防護システムの整備、計量管理システムの整備及び核・放射性物質不法移転防止機材の供与などの実現に向け、専門家を含めた現地調査を実施し、実施取り決めの締結に向けた協議を進めた。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

【対ロシア】

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日本海的环境保全及び核・放射性物質等の不拡散の観点から、本事業を継続する必要性があり、今後とも原潜解体及びその関連事業に協力していく。

【対カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシ】

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

これら3か国の核不拡散、また、IAEA追加議定書の批准及び実施を促進するとの観点から、本事業を継続する必要性があり、今後とも各国の国内計量管理システム及び核物質防護システムの整備の分野での協力を検討していく。

事務事業名 ⑧国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施

事務事業の概要

国際社会の平和と安全に対する脅威である核兵器の拡散を防止するためには、原子力が平和目的から核兵器等の軍事目的に転用されないことを確保する必要がある。核物質等の軍事転用がないことを検証する措置として存在するのがIAEAの保障措置であり、核物質の計量管理報告の検認を中心とする包括的保障措置と、より広範な検証活動を可能にする追加議定書に基づく保障措置がある。IAEAの保障措置の強化に向けた手段のうち、外務省としては、特に追加議定書の普遍化を重視しており、そのための努力を継続することが重要である。追加議定書は、申告された核物質に係る情報の正確性の検認のみならず、未申告の核物質及び原子力活動の探知をも可能とするものである。

追加議定書締結国においては、秘密裏に核開発を行うことが極めて困難となるため、追加議定書が国際社会において広く実施されることは、IAEAの保障措置体制ひいては国際的な核不拡散体制を大幅に強化することになる。核不拡散体制の強化は、現下の国際社会が取り組むべき緊急かつ最も重要な課題の一つであるが、我が国は追加議定書の普遍化が最も現実的かつ効果的な方途であると確信しており、平成16年のシーアイランド・サミットにおいては、未締結国に対する追加議定書締結促進のG8の共同での働きかけの実施が決定され、以後、平成21年度もG8議長国の主導により継続的に共同働きかけが実施されるなど、G8諸国の共通認識ともなっている。我が国は、非核兵器国として、また、厳格な保障措置を適用している原子力先進国として、国際社会に範を示すと同時に、国際的な核不拡散体制の強化に尽力する責務がある。また、我が国独自の取組として、アジア不拡散協議（ASTOP）の開催を通じて追加議定書普遍化の重要性を参加国と確認してきている。さらに、IAEA保障措置分析所の強化のため、人的・資金的貢献を行ってきている。

有効性（具体的成果）

（１）追加議定書の署名国及び締結国は、平成 21 年 3 月時点でそれぞれ 119 개국及び 90 개국であったが、平成 22 年 3 月時点ではそれぞれ 128 개국及び 96 개국になった。我が国単独及び他国と共同での働きかけの結果、多くの場合、追加議定書の締結に向け肯定的な回答を得た。

（２）平成 21 年 12 月に外務省が東京で開催した第 6 回アジア不拡散協議には、IAEA スタッフ及びアジア・太平洋諸国の外務省不拡散担当部局幹部が参加し、追加議定書締結の問題点、追加議定書締結後の経験等に関する率直な議論が行われ、追加議定書締結に向けた有益な情報をこれら参加者と共有することができた。

（３）追加議定書等未締結国に対する他の G 8 諸国との共同での働きかけや二国間協議等の機会をとらえ、追加議定書締結の働きかけを実施した。

（４）また、我が国自身も、包括的保障措置協定及び追加議定書に基づく保障措置を誠実に受け入れることで、自国の原子力活動の透明性を確保するとともに、他国に対して模範を示してきた。

予算の効果的・効率的活用

追加議定書未締結国に対する働きかけ等を行う場合、別途予算を充てることなく、外国要人の来日、二国間協議や我が国主催のセミナー等の機会を有効活用した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

北朝鮮やイランのように核問題を抱えながら、あるいはブラジル等のように大規模な原子力活動を行いながら、追加議定書を締結していない国が依然として存在する。その中でも、我が国の安全保障上重要なアジア地域においては、追加議定書未締結国が依然として多い。追加議定書の締結には、国内法令の整備や専門家の育成など一朝一夕に対応できない手続等が存在するため、各国が締結に踏み切るには、継続的な働きかけに加え、国内実施体制の整備に向けた具体的な支援を継続して実施する必要がある。我が国としては、今後も追加議定書締結国の更なる増加を目指していく。

事務事業名 ⑨軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及

事務事業の概要

現在の核軍縮の停滞を打開するためには、若い世代の教育から精力的に取り組む必要があるという問題提起のもと、国連の政府専門家グループにより軍縮・不拡散教育に関する報告書が提出されたところ、被爆国として我が国は本件事業を推進することにより、現在の停滞を打開するとともに、将来軍縮・不拡散を推進するような人材育成を期待できる。

有効性（具体的成果）

（１）国連軍縮フェローシップ

昭和 58（1983）年以来毎年、25 名から 30 名程度の各国の若手外交官を本邦へ招へいしている。平成 21 年までに累計延べ 700 名を超える各国外交官等が我が国を訪問した。例年と同じく広島・長崎を訪問することにより、各参加者からは被爆の実相に触れ非常に感銘を受けたとの感想があった。

（２）軍縮・不拡散教育に関するセミナー

2010 年 NPT 運用検討会議第 3 回準備委員会（5 月 4 日～5 月 15 日、於：ニューヨーク）の機会をとらえ、軍縮・不拡散の意識を高める実際的な方法及び NPT 体制強化のための教育を主たるテーマに軍縮・不拡散教育に関するセミナーを開催した。また、会場では被爆に関する英語版の絵本の配布も行い、参加者の理解を深めるのに役立った。

予算の効果的・効率的活用

国連軍縮フェローシップの招へいについては平成21年度より一般競争入札を実施し、経費の削減を行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

国連軍縮フェローシップは、被爆国として国際社会に対し自国の被爆体験に基づいて核兵器の非人道性を訴えていくことができる有意義なものであり、今後も本件事業の継続が重要である。軍縮・不拡散教育に関するセミナーの開催は、国際社会に対する軍縮・不拡散教育の重要性に関する啓蒙事業として有意義である。

事務事業名 ⑩CTBT国内運用体制整備・強化

事務事業の概要

我が国は、平成9年にCTBTを批准した。同条約の規定では、国内10か所の国際監視制度（IMS）施設を建設・運用することが責務とされ、またCTBT発効後に設立される執行理事会に選出される理事国として核実験の探知に係る独自の解析・評価能力を備えることが必要である。

有効性（具体的成果）

国内2か所の国内データセンターにおける解析・監視プログラムの整備が着実に進んだ。また、国内10か所のうち、沖縄放射性核種監視観測所及び東海実験施設がCTBT準備委員会から新たに認証を受けた。未だ認証を受けていない5施設についても認証に向けた整備が発展した。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

国内データセンターにおけるデータ解析・監視プログラムを作成し、自動監視・識別解析システムを整備する必要がある。また、条約の下で国内に設置された10施設の運用が求められている。今後も未認証のIMS国内施設や国内データセンターの整備を目指す。

事務事業名 ⑪生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援

事務事業の概要

生物・化学兵器の軍縮・不拡散を推進するためには、これらの兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止しているBWC及びCWCの締約国数を増加させることで普遍化を図ると同時に、締約国の中で、特に途上国等に対し条約上の義務の国内実施を十分に履行させることが不可欠である。

有効性（具体的成果）

BWCについては、これまで専門家会合及び締約国会合において積極的に我が国の知見を紹介している。第6回運用検討会議（平成18年）での合意に基づき、平成19年より国内実施強化に関する種々のトピックにつき、年次会合において締約国間で共通理解を深めてきた。

国内実施強化については、平成21年は「平和目的の生物学的科学技術の国際協力の向上のためのキャパシティ・ビルディング促進」について議論され、我が国は、専門家会合において作業文書の提出や専門家によるプレゼンテーションを実施したほか、締約国会合においてJACKSNNZ（注）を代表して共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。（注：JACKSNNZ：日、豪、加、韓、スイス、ノルウェー、ニュージーラ

ンド。非 EU 西側諸国による非公式グループ。)

また、普遍化については平成 21 年 10 月の日イスラエル軍縮・不拡散協議の場において我が国はイスラエルの CWC 加盟につき働きかけを行い、この働きかけは締約国会合での履行支援ユニットの普遍化活動報告の中で言及された。

CWC については、条約の実施強化が化学兵器の不拡散に資するとの観点から、我が国は、11月11～12日、東京において、化学兵器禁止条約（CWC）の実施機関である化学兵器禁止機関（OPCW）とともに、アジア各国を対象とした化学プロセスの安全管理に関するワークショップを実施した。ワークショップにおいては、我が国産業界から我が国での安全管理の実際の実績につき紹介するなど、意義のある貢献を行った。また、アジア各国の代表者が化学剤の安全管理に関するそれぞれの取組を紹介し、率直かつ有意義な意見・情報交換が活発に行われたところ、化学プロセスの安全管理に関する理解促進に有益な貢献を行った。

CWC 普遍化促進においては、我が国をはじめとする各国の未加盟国への働きかけが奏功し、ドミニカ共和国（4 月）、バハマ（5 月）が新たに加入し、締約国数が 188 国に達した。

予算の効果的・効率的活用

BWC 専門家会合及び締約国会合（於：ジュネーブ）の際に、同時期にジュネーブ及びジュネーブ近郊で開催された信頼醸成措置ワークショップに出席し、出張回数の削減及び旅費節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

普遍化及び国内実施の強化は、大量破壊兵器の軍縮・不拡散を進める両条約の完全な履行のためにも極めて重要であること、アジア地域における未締結国や国内実施が不十分な国の存在は我が国の平和と安全にも直結することから、今後とも同事業を継続する必要がある。

事務事業名 ⑫CWC に基づく査察への対応（老朽化化学兵器、中国遺棄化学兵器、化学産業施設）

事務事業の概要

我が国は CWC に基づき化学剤を扱う化学産業施設を登録し、産業査察を多数受け入れているほか、旧日本軍が国内に残した老朽化化学兵器の適切な処理を進めている。また、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

有効性（具体的成果）

CWC に基づき、OPCW からの産業査察、老朽化化学兵器処理施設に対する査察及び我が国の中国遺棄化学兵器に対する査察が実施され、我が国として適切な対応を実施した。査察を通じて、産業施設においては、我が国が CWC に基づき化学剤の平和利用を適切に実施していること、老朽化化学兵器処理施設においては、我が国申告と処理実績に齟齬はなく、CWC に基づいた安全かつ適切な処理が実施されていること、中国遺棄化学兵器については、CWC に基づき、我が国が申告した中国遺棄化学兵器が適切に保管されていること及び中国と協力しつつ廃棄事業が実施されていること等が OPCW により検証された。滞りない査察の受入れにより、我が国の CWC 履行に対する信頼醸成に役立った。

予算の効果的・効率的活用

我が国を含む締約国の支援により実施されている査察について、一度に 2 か所の化学産業施設を査察する連続査察を受け入れ、査察関連経費の抑制等、効率化を図った。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国として、CWCに基づき、化学産業、国内老朽化化学兵器及び中国遺棄化学兵器に対する査察を適切に受入れ、CWC締約国としての義務を誠実に遵守していることを引き続き示していくことは重要であることから、今後とも同事業を継続する必要がある。

事務事業名 ⑬バイオ及びケミカル・セイフティ・セキュリティに対する国際的取組への対応

事務事業の概要

生物剤、化学剤を扱う国内産業での事故防止等の安全確保（セイフティ）に加え、剤がテロリスト等に奪取されテロ行為等に使用されることを避けるセキュリティも重要となっている。前者は剤の安全管理、後者は不拡散やテロ対策の問題として、セミナー開催等による国際協力が進んでおり、我が国としても積極的に貢献してきている。

有効性（具体的成果）

我が国は特にケミカル・セイフティに関し、11月にアジア各国を対象とした、化学プロセスの安全管理に関するワークショップを東京にてOPCWと共催し、我が国を含むアジアの締約国11か国及び米、豪の参加を得て、アジア各国のケミカル・セイフティに関する意識向上及び理解促進に貢献した。

また、8月のBWC専門家会合に、我が国専門家が出席の上、我が国のベトナムやインドネシアにおけるラボ建設といったセイフティ等の支援についてまとめた作業文書を提出し、キャパシティ・ビルディング支援をテーマとしたBWCの議論に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

BWC及びCWC関連の国際会議等の機会を積極的に利用して、参加国との間でセイフティ・セキュリティに関する情報交換等を実施することで、個別の出張等を抑え、旅費節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成22年のBWC関連会合のテーマは「援助・防護」であり、セイフティ、セキュリティに関するキャパシティ・ビルディング支援の国際的取組に我が国として加わることが引き続き重要となることから、今後とも同事業を継続する必要がある。

また、CWCにおいても、我が国が開催したワークショップを契機にケミカル・セイフティに関する議論が活発化していることから、我が国としても引き続き議論に積極的に参加する必要がある。

(ミサイル)

事務事業名 ⑭弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への参加国を増やすための努力

事務事業の概要

HCOCは、弾道ミサイルの規制を目指す不拡散に関する初の国際的なルールであり、弾道ミサイルの拡散を防止・抑制する上で尊重されるべき原則とそのため必要な措置を示す政治的文書である。HCOC参加国はHCOCに従い、弾道ミサイル活動の最大限の自制や大量破壊兵器拡散懸念国の弾道ミサイル活動を支援しないなどの政治的意思を示すことになるため、HCOC参加国の増加は国際的な弾道ミサイルの不拡散への取組を強化し、我が国の安全保障環境を向上させることにつながる。

有効性（具体的成果）

(1) HCOC参加国は平成19年3月には126か国だったが、平成22年3月には、130か国に増えており、弾道ミサイルの不拡散に関する国際的な取組は一層強化された。

(2) 我が国は平成21年度には二国間での協議等で、HCOC非参加国に対して、弾道ミサイル不拡散の重要性等を説明するとともに、HCOCへの参加を働きかけており、我が国自身も、HCOCに明記された各種措置（HCOC参加国に対する我が国の平和目的ロケットの事前発射通報、年次報告提出など）を誠実に実施している。

(3) 平成21年の第64回国連総会では、翌平成22年の第65回国連総会においても同様の決議の採択を目指すことの重要性につき主要国と認識を共有した。

予算の効果的・効率的活用

参加国増大に向けたアウトリーチ等を行う場合、別途予算を充てることなく、外国要人の来日、二国間協議や我が国主催セミナー等の機会を有効活用した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

HCOCは、平成14年11月に採択されてから、参加国が徐々に増加しており、引き続き積極的な働きかけを行い、HCOCの普遍化を目指す必要がある。我が国の安全保障上特に重要であるアジア地域においては、HCOC参加国は我が国を除けばまだ6か国であり、引き続きアジア地域を含め各国に対する参加働きかけを継続していく必要がある。

(輸出管理)

事務事業名 ⑮原子力供給国グループ (NSG)、ザンガー委員会 (ZC)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) といった国際輸出管理レジームの強化及び適切な輸出管理の実施

事務事業の概要

NSG (核兵器関連)、ZC (核兵器関連)、AG (生物・化学兵器関連)、MTCR (ミサイル関連)、WA (通常兵器関連) のそれぞれの国際輸出管理レジームでは、武器及びそれぞれが対象とする兵器の開発に資するような資機材・技術等について参加国が認識を共有しそれを詳細に規制リスト化し、そのリストを基に各国が自国国内法に従って厳格な輸出管理を行っている。

各国が大量破壊兵器やその関連物資等の開発に用いられ得る資機材や技術を、規制無しに輸出しては拡散を防止できず、こうした国際的な取組によって初めて関連資機材等の拡散を効果的に防止することが可能になる。したがって、このような国際輸出管理レジームの強化に向けた取組は、大量破壊兵器等の不拡散については我が国を含む国際社会の安全保障環境の改善のために必要な措置である。

有効性 (具体的成果)

我が国は、それぞれの国際輸出管理レジームの総会や種々の会合に積極的に参加し、議論の進展に貢献する一方、それぞれのレジームの非参加国に対するレジームのガイドラインの遵守への働きかけを積極的に行ってきた。また、北朝鮮の核実験を受けて採択された国連安保理決議 1718 及び 1874 やイランの核問題を受けて採択された国連安保理決議 1737、1747、1803 及び 1835 のように、普遍的な規範にレジームのガイドラインが反映されたことは、輸出管理の地球規模における適切な実施を確保するとの観点から画期的な成果である。

(各レジームでの動き)

各レジームでは、国際情勢の変化や技術進歩にあわせ、輸出管理ガイドラインや規制リストの見直しが行われている。これは輸出管理体制の強化に資するものとして評価できる。近年の主な改訂は以下のとおり。

(1) NSG では、濃縮及び再処理に関する技術、資機材及び施設の移転に関するガイドライン改訂に係る

議論が進展した。また、無形技術移転及び最終需要規制に関するベスト・プラクティス・ガイドを採択した。さらに、アウトリーチの強化につき同意した。

(2) AGでは、規制品目リストの見直し及びアウトリーチの強化等について合意した。

(3) MTCRでは、地域のミサイル拡散状況に関する情報交換を行うとともに、技術進歩に合わせたリスト見直しを実施し、アウトリーチを通じたMTCR非参加国との協力等につき合意した。

(4) WAでは、規制品目リストの見直しを行うとともに、今後、不安定化をもたらす過度の武器の蓄積について更なる議論が行われることとなった。

予算の効果的・効率的活用

平成21年9月にウィーンにおいて開催されたNSG協議グループ会合の直前に、同地にてザンガー委員会会合も開催し、出張予算の効率的運用を行うことができた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

(1) 各レジームにおいてはガイドラインや規制品目リストの見直しが着実に進んでいるところである。しかし、我が国の安全保障環境に直接の影響を与えるアジア地域においては、こうした国際的な変化に対応した輸出管理体制の強化はもちろん、基本的な法規制も整備されていない国が多く存在することから、国際的な輸出管理体制の強化という本件事業の目標の実現のためには、アジアにおける輸出管理体制を強化し、レジーム非参加国であっても各レジームのガイドラインやリスト規制を自主的に遵守できるよう、今後とも引き続き働きかけを実施する必要がある。

(2) 大量破壊兵器等の開発に用いられ得る資機材・技術は技術進歩により変わり得るものであり、輸出管理体制の強化のためには随時見直し作業を継続する必要がある。

(3) 各レジームのガイドラインを各国が確実に遵守するとともに、各レジームの活動が我が国の安全保障に資するものとなるよう、各種会合での協議に積極的に参加する必要がある。

事務事業名 ⑩原子力供給国グループ(NSG)への事務局機能の提供

事務事業の概要

我が国の在ウィーン国際機関日本政府代表部が原子力関連の資機材・技術に関する国際的な輸出管理の枠組みであるNSGの事務局機能を提供し、その円滑な運営に貢献している。

有効性(具体的成果)

企業からの輸出申請に対するNSG参加国政府による拒否通報や補足情報の各国への配布、各国に対する文書の改訂等に関する連絡、取りまとめ等を実施した。また、年に2回、実質的な議論を行う場である協議グループ会合の開催場所を提供し、議長を補佐し、同会合を円滑に運営した。円滑な事務局運営の結果、各国による情報共有が滞りなく行われた。

予算の効果的・効率的活用

平成21年6月の協議グループ(CG)において、会合における配布物の削減を提案・合意した結果、各種会合における配布物が削減された。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件取組は、核不拡散に関わる輸出管理レジームにおける我が国の貢献として各国より広く認知され、評価を受けている。また、我が国が事務局機能の提供を停止すればNSGの運営上支障が生じ、本件事業の目標達成が困難となる。したがって、今後とも、引き続き事務局機能を提供しNSGの円滑な運営に貢献す

る。

(その他不拡散問題への対応)

事務事業名 ①アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組

事務事業の概要

大量破壊兵器等及びそれらの関連物資・技術の拡散は、アジア地域ひいては国際社会の平和と安定に対する現実の脅威となっており、我が国の安全保障にも直結する問題である。特に、北朝鮮及びイランの核問題等をめぐって国連安保理決議が発出されるなど、取組の重要性は増している。しかしながら、アジアにおける不拡散体制の強化は、いまだに十分なレベルには達しておらず、これを強化することが喫緊の課題になっている。

このような認識に基づき、我が国は、特に（１）大量破壊兵器関連条約の締結促進及び国内履行強化、（２）輸出管理体制の整備・強化及び（３）拡散に対する安全保障構想（PSI）を３つの大きな柱として、アジア諸国対象のアウトリーチ活動を積極的に展開している。二国間・多国間の協議やセミナー等を行うことにより、不拡散体制の強化のための各種取組について、アジア諸国の理解と認識が深まるとともに、これらの諸国が抱える問題点やニーズが明らかになり、今後の協力・連携のあるべき方向性を提供し、また、アジア諸国の不拡散体制が強化されることが期待される。

有効性（具体的成果）

（１）平成21年12月に、我が国が主催した第6回アジア不拡散協議（ASTOP）では、ASEAN9か国（インドネシアは今回欠席）、日、中、韓、米、豪、加、NZの計16か国からの参加を得て、①地域における不拡散問題と国連安保理決議の国内実施（北朝鮮・イランの核問題）、②原子力の平和的利用と核不拡散（IAEA追加議定書等）、③核セキュリティ及び拡散に対する安全保障構想（PSI）などにつき協議した。各国における不拡散体制強化のための取組や問題について議論し、直面する問題点や解決策について理解を深め、参加者から非常に有意義な会議であったとの感想が得られた。

（２）平成22年1月にアジア諸国の輸出管理に対する共通理解を深めるための「第17回アジア輸出管理セミナー」を開催した。このセミナーでは、大量破壊兵器の拡散及び輸出管理を巡る最近の動向、アジアにおける輸出管理の最新の動向及び課題、効果的な輸出管理に向けての課題、輸出管理社内規定（ICP）導入の取組、無形技術移転（ITT）規制の取組、日本安全保障貿易学会との意見交換、輸出管理普及のためのアウトリーチ活動、及び国際協力につき議論が行われた。なお、同セミナーでは、国連安保理制裁委員会専門家パネルからも参加を得て、関連国連安保理決議と輸出管理の関係につき説明がなされたのに加え、初めて仏及びEUの参加を得た。同セミナーでは、参加国・地域において輸出管理強化の重要性の認識がより一層深まっていることが伺えた。今後とも我が国としてこれら諸国・地域に対する働きかけを継続していく方針である。

予算の効果的・効率的活用

第6回ASTOPを三田共用会議所（各省庁の共用会議施設）にて開催するなど経費削減に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

不拡散の取組強化に関するアジア諸国の理解や認識が高まっている一方で、その国内的履行に際しては各国がそれぞれ困難な問題に直面しており、これらは一律に解決できるものではない。したがって、今後とも引き続き不拡散体制の強化を粘り強く働きかけていく一方で、アジアの各国のニーズにきめ細かく対応できるような協力のあり方について引き続き精査し、具体的な諸施策に反映させていくことが求められている。アジアにおける不拡散問題に関する更なる認識の強化と具体的な協力に向けたニーズの精緻化に

取り組む。

事務事業名 ⑩拡散に対する安全保障構想（PSI）に対する貢献

事務事業の概要

拡散に対する安全保障構想（PSI）は、大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために国際社会が連携して、それぞれ実施可能な措置を検討、実践するグローバルな取組であり、平成15年に立ち上げられた。現在、90か国以上がPSIの活動の基本原則を支持し、実質的にPSI活動に参加・協力しており、オバマ米大統領もPSIを重視する姿勢を示している。

我が国は、輸送段階、輸出入管理、国内管理等のすべての過程において不拡散のための取組を強化する必要があるという考えの下、これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器等の不拡散に関する取組に沿ったものとして、PSIに積極的に参加してきている。また、PSIの発展のみならず、事務事業⑪の「アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組」の一環として、アジア諸国によるPSIへの理解と支持の拡大を目的とするアウトリーチ活動を重視している。

有効性（具体的成果）

（1）各種会合及び訓練への積極的な参加を通じて、我が国において大量破壊兵器に関する拡散を阻止するために必要となる関係省庁間の連携を向上させるとともに、他国との協働の下、PSIの活動基盤を強固にし、大量破壊兵器等の拡散を許容しないという我が国の意思を示すことができた。

（2）我が国は、アジア諸国を中心とするPSI非参加国に対して、二国間及び多国間の協議（我が国によるアジア不拡散協議（ASTOP）の開催等）の機会において、アウトリーチ活動を展開してPSIへの支持と理解を促進し、国際社会におけるPSI活動の強化に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

東南アジア3か国にアウトリーチ活動を行った際には、同時期に3か国を訪問することにより航空運賃の削減に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

可能な限り多くのアジア諸国が大量破壊兵器等の拡散阻止活動に参加・協力することにより、我が国においてはアジア地域の安全保障環境を改善するとの認識の下、アジア諸国によるPSIへの理解の促進と支持の拡大を目指す働きかけが引き続き必要である。PSIの活動をより効果的なものとするためにも、関係国、関係国内機関の連携強化を一層強化していくことが有益である。引き続き各種会合及び訓練に積極的に参加していくほか、アジアにおけるアウトリーチ活動を一層進めていく。また、我が国PSI関係機関による連携を一層強化するための体制を整備していく。

事務事業名 ⑪個別の国・地域における懸念動向への適切な対応

事務事業の概要

大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の拡散に対しては、関連諸条約の普遍化や適切な検証の実施と輸出管理による移転防止が必要である一方、こうした取組から逸脱する案件については、単に当該事案を防止するのみならず、他の諸国に対しても国際社会の不拡散に対する強い姿勢を示すためにも、厳格な対応が必要である。近年では特に北朝鮮の核・ミサイル問題とイランの核問題の解決が主な課題となっている。

有効性（具体的成果）

（１）六者会合が開催されない状態が続く中で、北朝鮮の核・ミサイル問題について、平成21年4月のミサイル発射及び5月の核実験実施発表も踏まえ、六者会合の再開に向けた関係国との協議を進めるとともに、また、二国間協議や国際原子力機関（IAEA）を含む国際機関・国際会議等の場において、世界各国に対し、北朝鮮問題の解決に向けた理解と協力を得、国連安保理による制裁決議を着実に実施するよう働きかけを継続した。

（２）イランの核問題について、平成21年7月のラクイラ・サミット等の機会を通じて、累次の安保理決議等の要求事項に従い、IAEAに完全に協力するようイランに対して強く働きかけた。また、各種多国間会合及び二国間会合の機会を通じて、各国と同問題の共通認識を深めるとともに、累次の安保理決議を率先して履行するとともに各国に対しても実施を働きかけた。また、IAEA理事国及び事務局長を輩出した国として、IAEAにおけるイランの核問題への対応につき各国と協調を図った。

予算の効果的・効率的活用

特になし。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

（１）北朝鮮及びイランの不拡散上の諸問題は依然として解決に至っておらず、引き続き平和的解決に向けた国際社会の努力が必要である。国連安保理において拘束力ある決議が出されるなどしている中、同問題に対する国際社会の一層の理解を促し、関連する安保理決議の履行促進に向けた協力を実施するとともに、六者会合を通じて北朝鮮の核廃棄のための議論に積極的に貢献する。

（２）アジア諸国を始めとする各国は、依然として国連安保理決議に基づく制裁措置の実施に政治的・技術的な困難を抱えていることが多く、不拡散政策担当者やその他の関係者に対して決議履行の重要性を説くと同時に履行の実例に関する情報交換を行うことが引き続き重要である。

事務事業名 ⑳ クラスタ弾条約（オスロ条約）の発効に向けた国際的取組への貢献

事務事業の概要

我が国として条約の締結に関わる作業を行うとともに、他の諸国による締結作業を奨励する。

有効性（具体的成果）

クラスタ弾及びその不発弾が文民に大きな被害を与えてきたことから、その問題に対応するため、本条約が作成・締結された。各国による本条約の締結、条約内容である不発弾の除去、被害者支援は通常兵器の分野において今後も取り組まれるべき大きな課題である。

予算の効果的・効率的活用

既存の条約の枠組み（地雷、特定通常兵器使用禁止制限条約）も活用しつつ他の諸国に対して締結を奨励し、予算の効果的活用を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成22年3月時点で本条約署名国数は104か国、締約国数は30か国に止まる。今後も普遍化を推進しつつ、不発弾除去、被害者支援等の活動を推進していく必要がある。今後、平成22年11月に開催予定の第1回締約国会議に向けた準備に貢献していく。

事務事業名 ①対人地雷禁止条約(オタワ条約)の普遍化への取組

事務事業の概要

普遍化に向けた努力の強化は、平成16年12月に開催された第一回検討会議でもその後5年間の重要な課題として挙げられ、我が国として未締結国への働きかけやハイレベルでの発言を通じ、これに積極的に取り組む必要がある。

有効性(具体的成果)

アジア・太平洋地域の未締結国を中心に16か国に対し、二国間協議や国際会議等の場において、発言・ステートメント等を通じてオタワ条約普遍化促進の意義を強調し、加入を働きかけた結果、各国の検討状況及び条約加入を困難にしている要因が明らかになった。

予算の効果的・効率的活用

これまでの働きかけは、既存の枠組み(定期協議、会議の機会、又は在外を通じたもの)を活用していたところ、本件事業への特段の予算を計上してきていない点で効率的であるが、下記「事業の総合評価」のとおり、より効率的な働きかけのための方途を追求する必要がある。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

現在、156か国及び地域が締結しているが、過去2年間新たに加盟した国はなく、対人地雷の全面禁止の実現に向け、一国でも多くの国が条約に参加するよう、より効果的な働きかけを実施することが重要である。

今後は、従来の多国間や二国間の協議の機会を捉えた働きかけのほか、未締結国各国の状況も勘案しつつ、本件に積極的な国との共同デマルシェの可能性を追求する。

事務事業名 ②小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献

事務事業の概要

小型武器の分野では、国際的枠組みの整備が行われており、我が国として、国連小型武器行動計画を中心とする制度的枠組み作り及び各国によるその着実な実施に向け積極的な提案・働きかけを行っていく。

有効性(具体的成果)

(1) 我が国が例年に引き続き提出し、採択された国連総会小型武器決議により、次回国連小型武器隔年会合(平成22年)において、実際に履行した措置から得られた教訓を共有しつつ、今後取り得る措置についての実質的議論を進めることを勧告した。

(2) 平成22年6月に開催される国連小型武器隔年会合において、アジア地域議長国として準備段階に貢献する。

予算の効果的・効率的活用

タイで行われたセミナーでは、経済産業省所掌事務(武器輸出の管理)につき同省から資料提供を得て、当省職員が発表を行うという形で連携を図るなどの合理化を実施した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

武器自体の移転が容易であり、各国の安全保障上等の理由からも完全に規制することが難しい小型武器問題は、国際社会全体として一層の努力を払い取り組むべき課題である。

我が国としては、関連会合に出席し積極的に議論を牽引するとともに、小型武器決議案を含む関連決議案の国連総会への提出等を通じ、国連を中心とする国際社会での小型武器問題への取組に貢献していく。

事務事業名 ㊦CCW(特定通常兵器使用禁止制限条約)への取組

事務事業の概要

安全保障上及び人道上の観点を考慮しつつ、一定の種類通常兵器を規制するため、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）における取組に貢献する。

有効性（具体的成果）

クラスター弾の不発弾等による人道上の懸念については、特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みで議論が行われ、平成21年11月の締約国会議において、新しい国際約束を作成するための交渉が平成22年に継続される旨決定された。他方、平成20年12月にオスロにて署名式が行われたクラスター弾に関する条約を、我が国も平成21年7月に締結した。

我が国は、クラスター弾の主要生産国及び保有国が参加するCCWの枠組みにおいても、実効的な国際約束の作成を目指し、議論に貢献してきた。

予算の効果的・効率的活用

会議出席者の出張に際し、より安価なエコノミー・ディスカウント航空券を購入して予算節約に努め、効率的に活用している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

クラスター弾の問題は、人道上・安全保障上の観点から、引き続き国際社会全体として取り組むべき課題である。クラスター弾については、CCWの枠組みにおいて実効的な国際約束が作成されるよう、引き続き積極的に貢献していく。

事務事業名 ㊦通常兵器一般に関わる取組(含む武器貿易条約(ATT)構想)

事務事業の概要

通常兵器の国際的な移譲を管理するための共通基準を作成しようという武器貿易条約（ATT）構想を推進する。

有効性（具体的成果）

ATT構想については、我が国は、7月、国連本部で開催されたオープンエンド作業部会（OEWG）に出席し、積極的に発言を行いながら議論の活性化・深化に努めた。また原提案国として国連総会におけるATT決議の作成に参画した。

予算の効果的・効率的活用

諸外国（特にATT推進諸国）が3人以上の代表をOEWGに出席させた中、我が国は事務的に最小限の出席者1～2名で対応した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

ATTについては、平成22年7月に準備委員会が開催されるどころ、より一層の議論の活性化・深化を図る。ATTに関わるアジア地域諸国の理解を深めるため、平成22年又は翌年中にアジア地域会合を開催する。予算等の理由により平成22年度中に開催できない場合は翌年開催に向けて準備を進める。

平成24（2012）年の国連会議において通常兵器移譲の最も高い国際共通基準に関する法的拘束力のある文書を作成することとなっており、同会議に向けて、国際社会において開かれた透明性のある議論が行われるよう努力する。

事務事業名 ㊤軍備登録制度等への取組

事務事業の概要

本件制度は平成3年の設立の際、我が国がその設立に貢献した制度で、以来20年にわたって世界的な信頼醸成措置（前年の武器の輸出入量を国連に登録）として確固たる地位を確立してきた。3年に一度開催される政府専門家会合（GGE）で運用の見直しが行われている。

有効性（具体的成果）

平成21年に政府専門家会合が3回開催され、登録すべき7カテゴリーの武器の定義の見直しや、小型武器を新たなカテゴリーに含めることが検討された。結果的にコンセンサスを得ることができず、小型武器のカテゴリー化の実現を見ることはなかったが、本件に関わる議論が深化された。今後、平成24（2012）年に開催される次回会合までに各国により見解が提出されることとなった。

予算の効果的・効率的活用

諸外国（特に推進諸国）が3人以上の代表をOEWGに出席させた中、我が国は事務的に最小限の出席者1～2名で対応した。また、3回目のGGEはATTの会合と連続して開催されたことにより、経費節約がなされた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

通常兵器に関わる世界的な信頼醸成措置として、一層の普遍化を目指しつつ、今後も運用等の改善を行っていく必要がある。

事務事業名 ㊤対人地雷、不発弾、小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組

事務事業の概要

被害国の現場において不発弾及び対人地雷や余剰小型武器を回収・廃棄するとともに、住民への啓発活動や税関・警察などの治安関係者の能力構築支援、犠牲者支援等を行うことで、地域の治安回復と住民の社会復帰を目指す。

有効性（具体的成果）

不発弾・対人地雷・小型武器等による実際の被害の削減に直接寄与するとともに、紛争解決後の開発を阻害しているこれら武器を除去することにより、被害国（地域）の円滑な開発を促進することが可能となる。

不発弾及び対人地雷の分野では、不発弾・地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成22年3月現在27件のプロジェクトを支援（約43億円）している。具体的には、例えばカンボジアで地雷除去を行う政府機関に対し重度地雷汚染地域における地雷除去活動に必要な地雷除去機の供与や、犠牲者支援実施している。

小型武器の分野では、これまで、カンボジア、シエラレオネ、リベリア、コンゴ（共）、中央アフリカの各国にて開発事業を組み合わせた小型武器回収等のプロジェクトを支援してきたほか、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の小型武器管理計画への支援やコフィ・アナン平和維持訓練センター（KAIPTC）への日本人講師派遣等を通じ小型武器問題の解決への取組を実施している。

予算の効果的・効率的活用

平成21年12月のオタワ条約第2回検討会議においては、民間企業と協調しつつ展示を行うことにより、

我が国の貢献をアピールした。その際、展示物の搬送をまとめて行う等の工夫がなされた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○そのまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

不発弾及び対人地雷や小型武器は、いまだ多数埋設・蓄積されており、地域社会の治安を脅かすとともに復興・開発の取組を遅延させる要因となっているため、引き続き支援を行うことが必要である。

特に、平成21年12月のオタワ条約第2回検討会議（5年に1度の閣僚級会合）において、今後5年間の締約国の行動方針として策定された「カルタヘナ行動計画」は、地震対策への迅速かつ持続的な支援の必要性を確認しており、これを着実に実施していく必要がある。また、平成22年度には、小型武器隔年会合（6月、於：NY）及び不発弾が人道的被害をもたらしているクラスター弾に関する条約の第1回締約国会議（11月、於：ラオス）と2つの大型会議が開催予定で、これらの分野で主要ドナー国としての地位を確立している我が国としても、我が国の国際協力分野での積極姿勢を示す必要がある。については、我が国としては被害国や関連国際機関・NGOとより緊密に連携しつつ、必要な支援内容を検討し、効果的支援の実施に貢献していく。

評価をするにあたり使用した資料

○外務省 HP

○外務省軍縮不拡散・科学部編集『日本の軍縮・不拡散外交』第四版、太陽美術、2008年4月

○IAEA ホームページ (<http://www.iaea.org/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—3 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

具体的施策

Ⅱ-3-1	原子力の平和的利用のための国際協力の推進	165
Ⅱ-3-2	科学技術に係る国際協力の推進	171

Ⅱ－３－１ 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

(施策レベル評価版：232 頁)

事務事業名 ①我が国核燃料サイクル政策に対する支援（資源外交、放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応を含む。）

事務事業の概要

- (1) 資源に乏しい我が国は、原子力発電によるエネルギー供給に活動の多くを依存しており、エネルギーの長期的な安定供給の確保が不可欠である。そのため、原子力発電所の使用済核燃料を再処理し、再度燃料として利用する「核燃料サイクル政策」を基本政策としている。我が国は、自国の過去の使用済燃料を英仏で再処理しており、再処理の結果回収されるプルトニウムはMOX燃料として、また、高レベル放射性廃棄物はガラス固化体として、順次我が国に返還されることになっていることから、海上輸送の円滑な実施が不可欠となっている。
- (2) 放射性物質の海上輸送の実施にあたり、国際法の原則として、すべての国の船舶は、領海においては無害通航権が、排他的経済水域及び公海においては航行の自由が認められている。しかしながら、万一の輸送中の事故の悪影響を懸念する沿岸国より、現行国際法の枠組みを超える情報提供や補償措置の一層の拡大についての要求や、放射性物質の海上輸送に対する安全性についての懸念が表明されてきている。このため、これら沿岸国に対し、我が国にとっての放射性物質輸送の必要性及び安全性につき説明を行う、緊密な対話を通じて理解を増進する等、外交上の措置を継続する必要がある。
- (3) 沿岸国との協議については、平成21年9月のIAEA総会と同時期に、放射性物質輸送に係るコミュニケーションに関する非公式協議を実施し、我が国の立場及び輸送の安全性につき説明を行った。
- (4) 平成22年2月、「領海・群島水域内は放射性物質搭載の船舶の無害通航を認めない」とする領海法を制定する等、放射性物質輸送に懸念を示すカリブ諸国の中でもより憂慮すべき対応に転じているドミニカ共和国のラミレス国家エネルギー委員長の招聘を計画した（訪日直前に被招聘者の健康上の理由により実現はしなかった。）。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年3～5月に8年振りにMOX燃料輸送が、また、平成22年1～3月に高レベル放射性廃棄物輸送が実施されたが、いずれの輸送においても沿岸国より特段大きな懸念は表明されず、成功裏に終わることができた。
- (2) 放射性物質輸送に係るコミュニケーションに関する非公式協議の際、沿岸国からは、本件会合は、沿岸国と輸送国との間の信頼醸成を深めて行くために極めて有意義であり、今後も継続して実施したいとの見解が示された。
- (3) ドミニカ共和国のラミレス委員長からは、招聘に係る協議を通じ、我が国が実施する放射性物質輸送の重要性について理解する旨のコメントがあるとともに、可能であれば、再度、招聘を検討してもらいたいとの強い希望が示された（3月の高レベル放射性廃棄物輸送を実施した際、同国において本件輸送に反対する動きは見られなかった。）。

予算の効果的・効率的活用

平成21年9月のIAEA総会と放射性物質海上輸送に係る関係国との協議を連続して開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

放射性物質の海上輸送は、これまで安全かつ円滑に実施されてきている。今後も継続的に円滑に実施していくためには、輸送沿岸国の懸念への対応に向けた長期的な取組などが必要であり、本事業を継続していく必要がある。

事務事業名 ②我が国原子力産業の国際展開への協力（平和利用担保のための二国間原子力協定の交渉、締結及び実施並びに協定締結のための相手国に対する基盤整備事業の実施を含む。）

事務事業の概要

- (1) 平成21年度までに8回の交渉を経て、日露原子力協定を署名した（平成21年5月）。
- (2) 平成21年度に3回の交渉を経て、日カザフスタン原子力協定を署名した（平成22年3月）。
- (3) 韓国との間で原子力協定締結交渉を実施した。
- (4) 日UAE原子力協定の締結に向け、アラブ首長国連邦（UAE）側と4回の交渉を行い、そのための国内調整を実施した。
- (5) 我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国にとって重要なエネルギー供給源である原子力発電を実施するための核燃料の輸入等に不可欠なものであり、本件外交手続は近年増加傾向にある。
- (6) 原子力関連品目及び技術の我が国からの移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。これは、我が国由来の核物質、原子力関連資機材及び技術の平和的利用等を確保した形での移転を行う上で不可欠であり、本件外交手続は近年増加傾向にある。
- (7) 各国より我が国に対して原子力協力の要請が多数寄せられているところ、こうした諸国との原子力協力に関する対話を実施した。

有効性（具体的成果）

- (1) 二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目及び技術の我が国からの移転に係る外交手続の実施は、原子力の平和的利用を確保する上で有効である。平成21年度も200件以上（平成19年度は約150件、平成20年度は約200件）の原子力関連品目及び技術の輸出入の際に、二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施し、平和的利用を確保した上で円滑な輸出入を確保した。
- (2) ロシア及びカザフスタンとの間では、原子力協定締結後の二国間協力等についても協議し、原子力分野での協力について互いの立場についての認識をより深めることができた。
- (3) 韓国、アラブ首長国連邦（UAE）、ベトナムをはじめとする各国との間では、原子力発電の拡大及び新規導入のあり方等について協議し、互いの立場についての認識を深めるとともに、更に、原子力の平和的利用の推進に当たっては3S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）を確保することが重要であることも確認することが出来た。

予算の効果的・効率的活用

カザフスタンで交渉を行う場合には移動のために往復それぞれ2日ずつ要することから、極力、第三国にて行われる国際会議に両国関係者が出席する機会を利用して交渉を行った。これにより、出張回数削減及び旅費の節約をはかった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

今後も、韓国を始めとする、我が国が原子力協力を行うことを企図する国との間で早期の二国間原子力協定の締結に向けた協定交渉を積極的に継続する。また、我が国との原子力協力を希望する諸国との間では原子力平和利用に関する意見交換・協議を積極的に推進していく。

さらに、二国間原子力協定の運用等により、原子力発電所用の核物質等の輸入や原子力関連品目及び技術の輸出に当たって平和的利用を確保することは、我が国が原子力の平和的利用を継続的に推進していく上で必要である。その他の国々との間では原子力の平和的利用の確保、3S体制の整備状況等を勘案しつつ、引き続き体制整備のための協力を行う。

事務事業名 ③新たな原子力技術・制度の開発のための国際協力（国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）等での対応を含む。）

事務事業の概要

（1）平成18（2006）年2月、米国は、核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつエネルギー需要、環境、開発、不拡散上の諸問題への対応を図ることを目的として、国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）構想を提唱した。米は、日、仏、露、中等にGNEP参加を呼びかけ、この5か国が中心となって、GNEP構想の実現に向けた意見交換を継続的に実施した。

（2）平成20（2008）年度まで、2回の閣僚級会合（平成19（2007）年5月及び同9月）、第1回運営グループ会合（平成19（2007）年）、基盤整備ワーキング・グループ及び核燃料サービス・ワーキンググループ（平成20（2008）年）が各2回ずつされた。

（3）平成21（2009）年12月現在、GNEPの参加国は我が国を含む25か国となった。

（4）我が国は、先進的な原子力技術を有する国として、GNEP等の国際協力を通じた我が国協力のあり方の検討や原子力利用にあたっては3Sの確保が重要であるとの認識の国際的普及が重要である。

有効性（具体的成果）

（1）平成21（2009）年5月及び12月に基盤整備ワーキング・グループが、平成21（2009）年10月及び平成22（2010）年2月に核燃料サービス・ワーキング・グループがそれぞれ会合を開催し、今後の協力のあり方や課題について理解を深めることができた。我が国は世界有数の原子力技術先進国として原発新規導入国に対して国際協力を実施しており、基盤整備ワーキング・グループでの議論を通じて、我が国の国際協力のあり方に関する考えを各国と共有すると共に、我が国協力のあり方について検討する上で有益であった。

（2）平成21（2009）年5月、東京において第4回運営委員会が開催された。次回執行委員会で発出を計画している共同声明の内容が議論され、我が国が主導して作成した3Sの確保を前提とした原子力発電は地球温暖化対策、エネルギー安定供給および経済の持続的成長・雇用創出に有効との認識を再確認するとともに、右認識をメンバー国が協力して世界に広めることなどを含む共同声明骨子案について、概ねメンバー国の賛同が得られた。

（3）平成21（2009）年10月、北京において第3回閣僚級会合（執行委員会）が開催され、共同声明が発出された。また、原子力平和利用に関心を示す国が増加しているという環境変化に対応すべく、GNEPの活動を見直す必要があるとの認識が共有され、原子力平和利用に関する国際的枠組みの強化を検討していくことが合意された。この結果、GNEPの運営構造を見直し、平成22年4月までに運営グループによる案をまとめて執行委員会に提示することとなった。

予算の効果的・効率的活用

GNEP閣僚会議等の準備会合については、TV会議を活用して、出張回数削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

（1）近年エネルギー安全保障や気候変動への対応の一つとして、多くの国で原子力エネルギーの導入や拡大が図られており、そのための新たな国際協力が模索されている。GNEPもかかる国際協力の推進の表れ

である。我が国は、世界有数の原子力先進国であり、GNEP等の新たな原子力制度の開発のための国際協力に積極的に参加していくことは極めて重要である。

(2) 原子力の利用にあたっては3 Sを確保することが不可欠である。3 Sを確保した適切な原子力利用の国際協力を推進することは、我が国原子力外交の要でもある。この観点より、我が国がGNEPの諸活動に積極的に参画することは3 S確保の重要性に関する国際的な認識を高め、国際社会による適切な協力を推進することに資するので、引き続き協力を行っていく。

事務事業名 ④原子力安全・核セキュリティ強化に係る国際協力（関連条約に係る取組、G 8、IAEA等での国際規範策定・整備、国際的なアウトリーチ活動に係る活動を含む。）

事務事業の概要

原子力の平和的利用のためには原子力安全及び核セキュリティにかかる国際協力の着実な実施が重要である。具体的に平成21年度に行った主な取組は以下のとおり。

- (1) 原子力の平和的利用のため国際協力に係るG 8、IAEA等での諸活動を通じた協力活動の実施。
- (2) 欧州復興開発銀行（EBRD）が実施・管理するチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトに対して資金的な貢献を行うと共に、プロジェクトの効率的かつ効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加した。
- (3) 国際的核セキュリティ対策強化に関し、平成22年1月、IAEAとの共催で「アジア諸国における核セキュリティ強化のための国際会議」を東京で開催したほか、平成18年7月に米露両大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」（GI）に積極的に参加した。
- (4) また、オバマ米大統領の提案により開催された核セキュリティ・サミット（平成22年4月）へ向けた準備を行った。平成21年12月には、東京にて核セキュリティ・サミット準備会合を主催した。

有効性（具体的成果）

(1) 国際規範策定のための国際的な活動は必要である。平成20年7月、G 8北海道洞爺湖サミットにおいて我が国提案により開始した「3 S（核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ）に立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」（3 Sイニシアティブ）の一環として、平成21年10月、G 8議長国イタリアの主催により、原子力利用の教育及び訓練に関するワークショップが開催され、参加各国の3 Sに対する認識を向上させるとともに3 Sに関連する今後の課題等を明らかにすることができた。

(2) IAEAによる核セキュリティ活動については、協力を継続し、平成21年度には、原発の新規導入を検討している国が多いアジア地域を対象として「アジア諸国における核セキュリティ強化のための国際会議」をIAEAと共催し、アジア地域における核セキュリティ強化にかかる今後の課題や具体的な措置等を明らかにすることができた。

(3) チェルノブイリ・シェルター・プロジェクトについて使用済燃料貯蔵施設の建設を進めるにあたり、資金不足等が課題となっていたが、平成21年に開催されたシェルター・プロジェクトに係る拠出国会合に積極的に参加することにより、資金問題や建設計画等の進捗を促進することが出来た。

(4) 平成21年9月以降3回開催された核セキュリティ・サミットの準備会合に参加し、第2回準備会合（平成21年12月）を東京において主催すること等を通じて、国際的な核セキュリティ強化に向けた努力に対して貢献することができた。

(5) 平成18年7月に米露首脳より発表された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の当初参加国として、平成21年6月、GI第5回次官級会合（オランダ）に参加し我が国の国際的な核セキュリティ強化に向けた取組について発表を行い、各国と意見交換を行った。

予算の効果的・効率的活用

G 8 関連会合と他の国際会議を連続して開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成22年4月に開催される核セキュリティ・サミットを受け、国際的な核セキュリティ強化への取組の重要性が高まっており、我が国としても国際的取組(条約、イニシアティブ等)と連動し、適切な対応及び貢献を行うことが求められている。このような状況下において、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の締約国を増加させるため、我が国の経験を紹介し早期締結を促進していく必要がある。また、21年度は人員不足のために実施が困難であったが、核物質防護条約改正について、締結に向けた国内調整を加速させる必要がある。

「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」については、機構面での強化が議論されており、平成22年度以降、本イニシアティブの下での活動がより活発に実施されることとなっており、我が国としても国際的取組に連動した対応が一層求められる。右に加え、IAEA及びG 8原子力安全セキュリティ関連会合への対応、及びチェルノブイリ・シェルター・プロジェクトのフォロー及び追加拠出の必要性等を巡るG 8間の調整作業、IAEA核セキュリティ活動に対する一層の貢献、今後原発の新規導入・拡大が予定されているアジア地域の核セキュリティ確保の作業がある。

事務事業名 ⑤技術協力・研究開発(IAEAの技術協力及び「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA)に係る対応を含む。)

事務事業の概要

本協定は、IAEA活動の一環として、アジア・太平洋地域の開発途上国を対象とした原子力科学技術に関する共同の研究、開発及び訓練の計画を、締約国間の相互協力及びIAEAとの協力により、適当な締約国内の機関(我が国の場合は、群馬大学、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等)を通じて、促進及び調整することを目的としている。我が国は本協定及びIAEA技術協力を通じ、原子力の平和利用のための国際協力を推進している。

平成21年4月、東京において政府代表者会合を主催し、平成20(2008)年活動のレビュー、平成21(2009)年活動の承認、及び平成22(2010)～平成24(2012)年プログラムのレビュー等を行った。

RCAは、医療・健康、農業、工業、環境、エネルギー、研究炉、放射線防護等の分野において、各種セミナー、トレーニング・コースの開催等を行っているが、我が国は「人間の安全保障」の観点から特に医療・健康分野の活動を重視している。

有効性(具体的成果)

平成17年よりはリードカントリーとして同分野、特に子宮頸ガンの放射線治療分野での事業の発掘・形成、評価、実施計画の策定を行ってきた。また、我が国がリードカントリーとしての役割を円滑に実施できるよう、国内におけるナショナル・プロジェクト・コーディネーターの指名及び国内対応委員会を設立した。同委員会は平成21年度に3回会合を開催し、医療・健康分野におけるRCAの活動に関する調整が行われた。

平成21年4月、本邦で開催された第31回RCA政府代表者会合で我が国は議長を務めたほか、各国参加者の放射線医学総合研究所へのテクニカルツアーを実施した。また、平成21年9月、IAEA本部にて開催された第38回RCA総会においても、我が国は議長を務め、議論の円滑な進行に貢献した。こうした取組を通じ、我が国の貢献はRCA関係国に評価され、IAEAの場においても信頼を得てきている。

予算の効果的・効率的活用

RCA政府代表者会合（平成21年4月）の本邦開催に際し、多くの企業が本件開催業務にかかる一般競争入札に参加できるよう、入札の資格要件等を設定した。この結果、複数の応札があり、業務委託の契約予定価格を下回る契約を締結することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

我が国は、引き続き医療・健康分野におけるリードカントリーを務めることが求められており、また、域内における放射線治療先進国として、協定加盟国の放射線治療技術の高度化に一層資するため、トレーニング・コース等の開催に引き続き貢献する必要がある。我が国は、国内のサポート体制と併せ、今後とも本件プログラムを着実に実施する必要がある。また、原子力先進国として、引き続き核不拡散、原子力安全及び核セキュリティに留意しつつ、原子力技術の移転を円滑に実施することを支援する必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

IAEAホームページ (<http://www.iaea.or.at/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－３－２ 科学技術に係る国際協力の推進

(施策レベル評価版：236頁)

事務事業名 ①英、米、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進

事務事業の概要

我が国は、45か国、機関との間で科学技術協力協定を締結・署名しており、協定に基づく政府間会合等を通じて、科学技術政策に関する情報・意見交換や、具体的な協力案件についての協議を行っている。外務省は、上記政府間会合の議長を務めるほか、個別の協力案件を実施する国内関係府省庁及び独立行政法人等を取りまとめて相手国との協議の枠組みを調整・提供し、科学技術分野における国際的な対話を主導している。

有効性（具体的成果）

科学技術協力協定を通じた協力は、二国間の科学技術協力に制度的枠組みを与え、協力の分野の拡大や推進に資する重要な手段である。協定に基づき会合を開催することは、専門性の高い科学技術分野において、情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展という施策の目標達成に欠かせない手段となっている。

平成21年度には、科学技術協力協定に基づき、スウェーデン、韓国、ドイツ、ノルウェー等との間で二国間会合を実施した。これらの二国間会合においては、相互の科学技術政策や、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行うことにより、両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成され、また、個別の二国間の協力分野について、更なる協力の推進を政府間で確認することができた。

また、平成21年度には、ニュージーランドとの間で科学技術協力協定を締結したほか、EUとの間でも、平成15年より困難な交渉を重ねてきた科学技術協力協定が署名に至り（発効はEUの手続き待ち）、新たな対話の枠組みを作ることができた。

こうした事業の積み重ねにより、我が国と国際社会における科学技術の発展に寄与することが期待される。

予算の効果的・効率的活用

在外における複数の合同委員会の日程を連続して開催するよう関係国と調整したり、複数の国で行われる国際会議に一回の出張で出席するなどして、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

科学分野の進展は目覚ましく、各国の科学技術政策の重点分野を把握し、新たな協力を促進していく意味でも、我が国が科学技術協力を行っている主要国との間で定期的に意見交換を行うことは重要である。また、平成21年度を含む過去数年に協議を実施しなかった各国との間で対話を実施する必要がある。一方、科学技術協力を推進する上で重要な国のうち、科学技術協力協定を締結していない国については、協定の新規締結の可能性を検討することも含め、一層の協力を促進する必要がある。

事務事業名 ②核融合分野における科学プロジェクト（イーター（国際熱核融合実験炉）計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動）の実施に向けた国際協力の推進

事務事業の概要

イーター計画は、量が豊富で地域的偏在がなく、安全かつ環境への負荷が少ないエネルギー源である水

素を用いて、核融合炉の科学的・技術的可能性を実証することを目的とする国際協力プロジェクトである（我が国、中国、EU、インド、韓国、ロシア及び米国の7極が参加）。資源の少ない我が国は、人類の恒久的なエネルギー源として期待される核融合エネルギーの研究開発において主導的な役割を果たしてきており、イーター工学設計活動を実施するなど、イーター計画の立ち上げにも当初から一貫して積極的に関わってきた。

また、今後我が国はEUと協力してイーターを支援するとともに、将来の核融合原型炉建設をも視野に入れて我が国において日欧ブローダー・アプローチ活動を実施することとなっている。ブローダー・アプローチ活動を通じ、我が国とEUは核融合炉の実現に向けた研究開発において今後も主導的な役割を果たすことを目指している。

外務省としても、イーター計画ができるだけ円滑に進展するよう、こうした取組を支援している。

有効性（具体的成果）

平成19（2007）年に発効したイーター設立協定及びブローダー・アプローチ協定の下、イーター事業では各加盟国からの現物貢献のための調達契約がイーター機構との間で交わされ、また、日欧ブローダー・アプローチ活動ではサテライト・トカマク計画で統合設計報告書が採択される等、両事業にて進捗が見られた。また、我が国はイーター計画の準ホスト国として機構長を輩出しており、平成21年6月には水戸で理事会を開催する等、積極的に国際的な役割を果たしている。

予算の効果的・効率的活用

イーター国際会議での使用言語を限定し、通訳費用を削減した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

イーター計画は機構発足後10年で実験炉を建設、その後20年間実験を行い、科学的、技術的な実現可能性の実証がなされる長期の事業であり、現時点で総合的な評価を行うことは困難であるが、加盟各極の適切な関与を30年間維持し続けるための外交努力、各極への働きかけが不可欠である。また新たな貢献が得られる新規加盟極の開拓なども重要となっている。更に、我が国は本計画の準ホスト国としての立場もあり、機構長を出しているほか、平成20年及び21年に理事会を本邦で開催するなど、本計画の成功に向け積極的に貢献しており、外務省としても引き続き可能な限りの支援を行う必要がある。

事務事業名 ③パイ・マルチの宇宙に関する法的枠組み等を通じた科学技術協力

事務事業の概要

各国との宇宙に関する法的枠組み調整では、民間主体による宇宙活動の拡大、商業利用の一般化等、宇宙活動が多様化していく中、我が国は宇宙先進国として宇宙の秩序に係る法的側面からの議論に参加することが必要であり、国連及び各国間におけるルール作りに貢献することが求められる。

また、国際宇宙基地（ISS）協力協定の下、我が国、米、露、加、欧州15か国の共同プロジェクトとしてISS計画が進められている。同計画により微小重力環境を活用した科学研究が可能となるなど、我が国の総合的な科学技術力を向上させる上で大きな成果が期待されることから、ISSの早期完成に向けた外交上の取組を実施している。

こうした外交上の取組は、将来、国際協力の課題として比重を増すと考えられる月・火星探査において我が国が適切な役割を果たす上でも重要である。

さらに、平成21年6月末に決定された宇宙基本計画においても、「外交のための宇宙」及び「宇宙のための外交」の推進が盛り込まれており、我が国の宇宙開発を国際社会における影響力と地位を向上させる

外交資産、ソフトパワーの源泉と位置付けている。また、国際社会における発言力向上のためにも、我が国の宇宙開発力を外交ツールとして活用することが求められている。

有効性（具体的成果）

宇宙に関する法的枠組みについては、国連の中で、宇宙空間の平和利用に関する各国の国内法制やスペースデブリ（宇宙ゴミ）低減措置に関する国内メカニズムについて情報交換を行い、我が国の国内法制等を紹介して各国国内法制等の調和に向けて一定の理解を得るとともに、各国が宇宙空間の平和利用を行う際の法的基盤について有益な示唆を得た。また、我が国は、EUが策定した「宇宙活動に関する行動規範案」に対し、宇宙の法的秩序構築への貢献等の観点から我が国の見解を提示するとともに、EUや米国との意見交換を行った。更に、宇宙開発戦略専門調査会の下「宇宙活動に関する法制検討ワーキンググループ」における報告書の作成及び同報告書を踏まえた宇宙活動法の検討に当たり、宇宙諸条約を始めとした国際約束の誠実な履行を確保する観点から貢献を行った。

ISS計画については、日本の実験棟「きぼう」が平成21年度に完成し、その運用・利用が開始された。また、若田氏や野口氏といった日本人宇宙飛行士がISSで長期滞在を行うに当たり、我が国がISS協力協定に基づくISS計画の参加国としての活動を円滑に行えるよう、外交ルートを通じた働きかけを行った。加えて、多数者間調整委員会や宇宙機関長会議での動向を現行の法的枠組みの観点から注視するよう努めた結果、法的枠組みに則った活動が行われている。

在外公館と協力し、我が国の宇宙開発に関する情報発信や、専門家による我が国の宇宙開発の現場視察等を通じた理解促進等、限られたリソースを最大限活用し、我が国の宇宙開発の国際社会における影響力と地位向上に努めた。

予算の効果的・効率的活用

日米の測位システム(GPS)全体会合と日米宇宙政策協議を連続して開催するよう調整し、出張回数の削減及び旅費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成20年8月に施行された宇宙基本法では「宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進する」ことが明記されている。また、平成21年6月末に決定された宇宙基本計画においても、「外交のための宇宙」（アジア太平洋地域等への貢献や地球規模課題等への貢献等）、「宇宙のための外交」（宇宙先進国との協力関係の構築や外交努力を通じた諸外国の宇宙開発利用ニーズの掘り起こし、宇宙のルール（ガバナンス）構築への貢献等）の推進が盛り込まれている。以上を踏まえ、外務省としても、従来の取組をより一層拡充強化していく必要がある。

例えば宇宙に関するルール作りでは、各国の利害が必ずしも一致しない中で、宇宙先進国としての指導的地位を維持しつつ、我が国の利益が確保されるよう引き続き努める。そのために、国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等の国際的な調整の場において議長等の主要ポストを確保するとともに、そのような役割を担える人材の中長期的育成にも取り組む。

また、宇宙先進国との協力関係構築について、例えば、日本の実験棟「きぼう」の着実な運用及び利用を通じてISS計画に貢献することにより、国際パートナーの信頼を得ていく。

その他、機能別地域協力の積み重ねの一つとして「東アジア共同体」の一翼を担うアジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSF）等を活用した取組の推進、二国間関係の強化、トップセールス等の宇宙外交に関する事業をより一層推進する。

平成21年度は、在外公館と協力し、我が国の人工衛星利用の成果や科学的な研究成果等我が国の宇宙開発に関する情報発信を行った。しかし、今後も我が国が宇宙開発分野で国際社会における影響力と地位を

向上させるためには、各国内での認知度・理解度が依然として低いので、情報発信の取組もより一層拡充強化していく。

事務事業名 ④国際科学技術センター(ISTC)への支援を通じた科学技術協力の推進

事務事業の概要

国際社会において、懸念国・テロ組織への、大量破壊兵器・関連技術の拡散防止が差し迫った重要課題となっている。ISTCでは、ロシア・NIS諸国の大量破壊兵器に関する技術及び専門知識の拡散を防止するため、関連研究者・技術者による、平和目的かつ将来の自立に繋がる研究・技術開発プロジェクトを支援している。

我が国はISTCの原署名国であり、外務省より財政的な支援も行っている。また、ISTC理事会等の意思決定機関に外務省から代表者を派遣し、ISTCの運営に積極的に関与している。

有効性(具体的成果)

平成21年度も応分の支援を行った。また、コラボレーター(政府資金プロジェクトに技術的協力等を行う民間人)、パートナープロジェクト(民間企業による直接の資金的貢献)を通じて、関連研究者・技術者の知識・技術、関連施設を活用することにより、我が国の科学技術の発展も促した。支援極全体では、これまで8億3,650万ドル以上の支援が行われ、延べ約73,000人の大量破壊兵器関連研究者・技術者が平和目的のプロジェクトに従事することができ、関連技術の不拡散、ロシア・NIS諸国の平和的発展、更に我が国研究機関・企業の科学研究活動に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

ISTC会合(ヘルシンキ)の際に、同時期に同地で開催されたCOPUOSの会議に出席し、出張回数の削減及び旅費節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

ISTCは東西冷戦終結時の大量破壊兵器の拡散防止に大きく貢献し、一定の成果を挙げてきたと言える。現在も過激派の活動が見られる中央アジア・コーカサス地方、特にイスラム過激派の伸張が見られる中央アジア諸国では、引き続きこれら過激派への技術・頭脳拡散を警戒する必要がある。このため、軍縮・核不拡散を目的とする科学技術協力の取組の一つとして、今後もISTC支援を継続する必要がある。

ISTCにはロシア・NIS諸国内の研究機関と支援国側研究機関・企業等とのマッチングを行う役割もある。我が国の企業等にとっても、国際機関であるISTCを通じることにより、信頼の置ける機関・研究員の紹介を受けて継続的に安定した研究協力を行える他、我が国にない先端技術の調査を全て独自で行うというリスクを軽減できる。このような日本側関係者の利益やニーズにも応える必要がある。

大量破壊兵器に関連した研究者・技術者の平和目的事業への転用に関するISTCの経験やノウハウは、ロシア・NIS諸国以外の国・地域にとっても有用と考えられる。ISTC設立以降15年を経た状況の変化も踏まえつつ、ISTCをより効果的・効率的で現実的な姿としていくよう、関係国と協議を継続する。

評価をするにあたり使用した資料

二国間の科学技術協力(外務省ホームページ)

(総合科学技術会議ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/cstp/>))

多国間科学技術協力(外務省ホームページ)

宇宙協力(外務省ホームページ)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—4 国際経済に関する取組

具体的施策

Ⅱ-4-1	多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進	179
Ⅱ-4-2	グローバル化の進展に対応する国際的な取組	182
Ⅱ-4-3	重層的な経済関係の強化	185
Ⅱ-4-4	経済安全保障の強化	188
Ⅱ-4-5	海外の日本企業支援と対日投資の促進	193
Ⅱ-4-6	アジア太平洋経済協力(APEC)を通じた経済関係の発展	196

Ⅱ－４－１ 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

(施策レベル評価版：253頁)

事務事業名 ① ドーハ・ラウンドの妥結に向けた取組

事務事業の概要

日本経済の拠って立つ柱である多角的自由貿易体制を維持・強化するため、WTOドーハ・ラウンド交渉が早期に妥結するよう積極的に取り組むと同時に、これと表裏の関係にある保護主義の抑止に貢献する。

有効性（具体的成果）

ドーハ・ラウンド交渉の推進

平成20（2008）年12月の閣僚会合の開催が見送られたことを受け、平成21（2009）年に入ってから交渉は、米国新政権の発足やインドの総選挙の結果を見つつ、事務レベルでの作業が続けられた。7月のラクイラ・サミットのG 8+5共同宣言では、平成22（2010）年の交渉妥結を追求することとされた。こうした議論を経て、9月、インドがデリーで閣僚会合を開催し、引き続いて同月中旬にはジュネーブで高級実務レベル会合が実施され、10月以降も毎月高級実務レベル会合を開催することとなった。11月30日から12月2日まで平成17（2005）年の香港閣僚会議以来4年ぶりとなる第7回WTO定例閣僚会議が開催された。同閣僚会議では、ドーハ・ラウンド交渉についてマルチの交渉がなされたものではなかったが、WTOの活動全体がレビューされ、会議場の内外では二国間・少数国間で活発な協議が行われた。その後も、平成22（2010）年1月にはダボスにおける非公式閣僚会合が、3月にはジュネーブにて次官級のストックテークング会合が開催され、交渉状況の進捗評価が行われた。また、平成22年3月には我が国にワンWTO参事官を招へいし、交渉の進展を促すとともに、各交渉分野における我が国の立場を改めて伝えた。

保護主義の抑止

WTOにおいては、加盟国の措置の透明性を確保し保護主義を抑止する意図から、WTO協定との整合性を予断しない形で各国の貿易関連措置のとりまとめを実施し、我が国も保護主義を抑止する立場からWTOによる報告書の作成作業等に協力した。また、各国に対して実施された貿易政策審査（TPR：Trade Policy Review）においても、我が国として各国の措置の透明性を高めるべく積極的に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

限られた資源の中、第7回WTO定例閣僚会議においては例年と比べ出張者を絞り込みつつも、武正外務副大臣と各国閣僚とのバイ会談等をアレンジした。また、各種交渉への精力的な取組を通じ、我が国はWTOの交渉プロセスにおけるプレゼンスを確保するように努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

世界的な金融・経済危機の影響を受けた世界経済の早期回復のためにも、ドーハ・ラウンドの早期妥結により自由貿易体制の維持・強化を図ることがこれまでに増して重要となっている。

また、平成22年は、各種首脳会合等において交渉の妥結を約束した重要な年であり、我が国としても早期妥結に導くべく交渉体制を強化する必要がある。

さらに、ラウンド交渉が妥結した場合には、その成果を協定に盛り込む協定改正の作業が必要となるため、人的資源及び専門的知見の充実が不可欠である。

事務事業名 ② 経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進**事務事業の概要**

現在交渉中の国々との間での経済連携協定 (EPA) 締結に向けて交渉し、また、地域大のEPAの研究や検討へ積極的に参加し、貢献する。

有効性 (具体的成果)

(総論)

ベトナム及びスイスとの協定発効、ペルーとの交渉開始をはじめ大いに進展があった。

(各論)

我が国の経済連携強化に向けた取組の成果は、以下のとおり。

(1) 日スイス経済連携協定は平成21年9月に発効し、往復貿易額の約99%の関税が10年以内に無税となる。同協定は、我が国にとって欧州の国との初のEPAであり、両国の一層の経済関係強化に寄与するとともに、アジアを中心に進めてきたEPAの網を欧州に広げたという観点からも、我が国の経済外交を推進する上で戦略的意義を有するEPAと言える。

(2) 日ベトナム経済連携協定は平成21年10月に発効し、往復貿易額の約92%の関税が10年以内に無税となる。同協定は、物品及びサービスの貿易自由化並びに関連分野での連携強化を図ることにより、近年目覚ましい経済発展を遂げているベトナムとの貿易・投資を始めとする経済関係全般の強化に資するものである。

(3) 韓国との間では、平成21年6月の首脳会談での合意を受け、7月に審議官級での実務協議を、12月に第4回実務協議を開催し、交渉の再開に向けた検討及び環境醸成を進めている。

(4) 湾岸協力理事会 (GCC) との間では、1回の中間会合を開催した。

(5) インドとの間では、1回の会合を開催した (平成21年9-10月に第12回会合を開催)。

(6) 豪州との間では、2回の会合を開催した (平成21年11月に第10回会合を開催)。

(7) EUとの間では、平成21年5月の日EU定期首脳協議で、新たな日EU経済関係強化の方向性を検討することで一致した。

(8) 日中韓FTAにつき、平成22年1月に産官学研究の準備会合を開催した。

(9) モンゴルとの間で、平成22年1月にEPA官民共同研究の立ち上げに向けた政府間実務レベル協議を開催した。

(10) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想につき、平成21年11月のAPEC首脳・閣僚会議にてFTAAPの選択肢及び展望の検討作業の進捗につき報告が行われ、FTAAPへのあり得べき道筋を探求することに合意。

(11) ASEAN+3の民間専門家により検討が進められてきた東アジア自由貿易圏 (EAFTA) 構想につき、平成21年8月のASEAN関連経済大臣会合にて同研究の報告が行われ、政府間で具体的な課題の検討開始を提言。平成21年10月のASEAN+3首脳会議で8月の経済大臣会合における決定を歓迎。

(12) ASEAN+6の民間専門家により検討が進められてきた東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想につき、平成20年8月のASEAN関連経済大臣会合にて同研究の報告が行われ、政府間で具体的な課題の検討開始を提言。平成21年10月の東アジア首脳会議 (EAS) で8月の経済大臣会合における決定を歓迎。

予算の効果的・効率的活用

限られた資源の中、新たなEPAが発効に至り、また、新たな国との交渉も開始させるなど、EPA交渉の推進に努めた。また、FTAAP、CEPEA、EAFTA等の広域経済連携構想及び日中韓FTA、日・モンゴルFTA等の新規のFTAの検討への取組も積極的に行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

EPAに関しては、平成21年7月に発表された民主党マニフェストにおいても明記され、その積極的な推進の重要性が掲げられている。右を踏まえ、現在交渉中のGCC諸国、インド、豪州、ペルー、またEPA交渉再開に向けて検討している韓国を含め、アジア・太平洋諸国を始めとして世界の国々との間で引き続きEPA交渉を積極的に推進する必要がある。また、我が国としてグローバル化が進展する国際社会の安定的な成長に寄与していくため、東アジア及びアジア太平洋地域における様々な広域経済連携構想の研究や検討において、各国と協議しつつ、積極的な参加及び貢献を行っていく。さらに、発効済みのEPAにつき、合同委員会や各種小委員会の開催等を含め、その着実な実施に引き続き取り組む。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（世界貿易機関（WTO））、自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）

世界貿易機関（WTO）ホームページ <http://www.wto.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－２ グローバル化の進展に対応する国際的な取組

(施策レベル評価版：258 頁)

事務事業名 ① G8・G20サミットにおける我が国の積極的貢献

事務事業の概要

G8サミットは、国際社会の直面する種々の重要な課題を先進首脳国の首脳間で議論し、政策協調を行うことで、国際社会の議論を主導する上で極めて重要な役割を果たしている。また、G20サミットは、国際経済協力に関する「第一のフォーラム」であり、新興国を含む政策調整の場として重要である。我が国として、その議論に準備段階から積極的に参加・貢献することを通して、世界経済や地球規模課題の解決に向けた取組を強化するとともに、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を構築していく。

有効性（具体的成果）

G8ラウイラ・サミットにおいて我が国は積極的に議論に参加し、我が国の考え方を以下のとおり反映させることができた。

- (イ) 世界経済に関し、我が国は、過去最大規模の景気対策、中長期的な財政健全化の取組、持続的な成長の確保のための世界的な需要不均衡の是正が必要であることを主張し、各国の同意を得た。
- (ロ) 気候変動問題に関し、同時に開催された主要経済国フォーラム（MEF）首脳会合にて、世界全体の排出量を2050年までに「相当の量」削減することについて、これまで消極的であった新興国も含めて合意することができた。
- (ハ) 食料問題に関し、我が国は、2010年－2012年の3年間でインフラを含む農業関連分野において少なくとも30億ドルの支援を行う用意があることを表明し、議論を主導した。その結果、国際社会として、持続的な農業開発のために3年間で200億ドルの資金を動員するとの目標を示した。
- (ニ) 北朝鮮問題につき、我が国は、弾道ミサイル発射及び核実験は容認できず、北朝鮮の核保有は絶対に認めないとの国際社会の姿勢を明確にすべきことを強調し、各国の賛同を得て、首脳文書において強い表現で北朝鮮を非難し、安保理決議1874の完全履行に各国が取り組むことの重要性を確認することができた。また、拉致問題についても取上げ、各国の支持を得て首脳宣言に盛り込んだ。

G20 ロンドン・サミット（平成 21 年 4 月）及びG20 ピッツバーグ・サミット（同 9 月）において我が国は積極的に議論に参加し、我が国の考え方を以下のとおり反映させることができた。

- (イ) 世界経済に関し、各国が景気刺激策を実施・継続することの重要性を主張し、同意を得た。ピッツバーグ・サミットでは、我が国から、危機は終わっておらず「出口戦略」は時期尚早であるとして、景気刺激策、国際的な政策協調を継続する必要性を主張した。その結果、同サミットの首脳宣言では、景気回復が確実になるまでは経済活動を支援するための刺激策を継続することを確認した。
- (ロ) 金融規制改革に関し、安定的で信頼できる金融システム構築のための国際的な取組に積極的に貢献した。ピッツバーグ・サミットでは、我が国から、金融機関に家計・企業への安定的な資金供給という本来の役割を果たさせることの重要性を強調し、また、銀行資本の質と量につき、我が国が金融機関や実体経済に与える影響を考慮すべきと主張したことを受けて、2012 年末を目標としつつも、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われることで合意した。
- (ハ) 国際金融機関に関し、これまで我が国が国際通貨基金（IMF）の資金基盤の拡充の必要性を主張し、そのために最大 1000 億ドルの融資を行う用意があることを表明していたことを受け、ロンドン・サミットでは、その他の国の支援と併せ、国際金融機関を通じて総額 8500 億ドルの追加的資金を実施することに合意することができた。また、IMF 改革に関し、ピッツバーグ・サミットにおいて我が

国から、IMFが世界経済の実態を反映した機関となることの重要性を強調しつつ、クォーター・シェア（出資割当比率）移転については先進国の中で経済実態が十分に反映されていない国にも考慮するよう主張し、その結果、過大代表国から過小代表国への少なくとも5%のダイナミックな新興国・途上国へのクォーター・シェアの移転等に合意した。

予算の効果的・効率的活用

緊急に開催され、定例化されることとなったG20サミット関連会合への新たな追加的支出を予算内で行う一方、無駄な支出が生じないように、可能な限り安価な航空券を手配する等、日常的に経費節約のための取組を行っている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

国際社会の直面する種々の重要な課題に対応する上で、先進主要国の集まりであるG8、新興経済国を含む政策協調の場であるG20は極めて重要な役割を担っている。そのため、我が国として望ましい国際経済秩序を形成するためには、我が国としてこれらサミットの準備プロセスへ積極的に参加し、貢献していくことが必要かつ有効である。かかる状況に変化はなく、むしろG20の重要性は大きくなっているところ、平成22年度においても引き続きG8・G20サミットへ積極的に取り組む必要がある。

事務事業名 ② OECDにおける国際的なルールメイキング及び政策協調への積極的参画（含むOECDによる一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）

事務事業の概要

経済協力開発機構（OECD）は、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に加え、金融・経済危機等への取組等、新たな課題にも意欲的に取り組んでおり、「先進国標準」が醸成されていくことや、政策提言を行う先導的役割を果たすことにその特色がある。それら活動は、国際的なルール作りや政策協調に直結しており、我が国にとって有利な形に導くことが極めて重要である。また現在、平成20（2008）年後半以降世界的に影響を及ぼしてきた金融・経済危機についても引き続き積極的に取り組んでおり、豊富なマクロ経済分析等を通して政策提言を行っている。我が国としても、その過程に貢献し、国際的な経済秩序の強化に積極的に取り組むことが重要である。

有効性（具体的成果）

（1）G20ロンドン・サミット（平成21年4月）及びG20ピッツバーグ・サミット（同9月）の際、OECDは、世界的な金融・経済危機からの回復に向けた政策等に関しインプット等を行うことにより知的貢献をしたが、我が国はその過程に積極的に参加し、我が国の見解等を成果物に反映させることができた。また、平成21年度OECD閣僚理事会においては、同理事会の最後に、危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた加盟国の強い決意を表明するため、加盟国30か国及び加盟候補国5か国（チリ、エストニア、イスラエル、ロシア、スロベニア）の賛同を得て、「結論文書」及び「グリーン成長に関する宣言」を採択したが（ロシアは「グリーン成長に関する宣言」には参加せず）、我が国の見解等を反映させるべく積極的に取り組んだ。

（2）平成21年9月、OECDによる対日経済審査の結果が公表された。OECDによる同審査を通じて、金融・経済危機以降我が国が行った迅速な政策対応や、日本の医療政策、低炭素化社会に向けた取組等が、OECD並びに加盟各国に認識されることとなった。

（3）非加盟国との協力関係促進に関しては、（イ）MENA-OECDイニシアティブ（中東・北アフリカの18か国を対象とし、投資プログラム及びガバナンスの2つのプログラムより構成）は、平成20年1月から更に3年間MENA IIとして延長されることとなった。MENA IIでは、MENA Iでの成果に基づき、MENA諸国の

投資環境改革に向けより具体的な貢献を行っており、この過程でエジプト、モロッコが、OECD 国際投資宣言に加入、また MENA18 か国の投資環境改善のマトリックスが上梓された。また、我が国は MENA 開始時より共同議長を務める等的人的・財政的貢献を行っており、平成 21 年 11 月に開催された同プログラム閣僚会合では、我が国として閣僚宣言の起案段階から積極的に関与するとともに、平成 22 年 2 月に開催された作業部会では、我が国の投資協定締結のプラクティスについて紹介した。

(ロ) また、NEPAD-OECD アフリカ投資プログラム（我が国が平成 17 年の OECD 閣僚理において提案。サブ・サハラ地域を対象とし、開発の促進・貧困削減等を目的としている）に対して、我が国はプログラム開始当初より人的・財政的貢献を行ってきた。アフリカ開発会議（TICAD）プロセスにおいてより一層の対アフリカ支援の姿勢が打ち出される中、我が国は同プログラムの平成 21 年から 23 年までの延長を支持した。平成 21 年 11 月には第 4 回ハイレベル会合・ラウンドテーブルが開催され、アフリカにおけるエネルギーインフラへの投資、クリーン開発メカニズム（CDM）の活用について議論が行われ、我が国よりも同テーマに関しプレゼンテーションを行い、会議の成功に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

限られた予算をより効果的・効率的に活用できるよう、OECD における活動内容の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

(1) OECD におけるルール作り及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より有効である。また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが必要である。

(2) OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めると、投資環境改善等の政策の実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より有効である。また世界標準の対等な競争環境を創造することは我が国企業の利益となる。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ (G8) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/index.html>

外務省ホームページ (G20 ロンドン・サミット)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/index.html

外務省ホームページ (G20 ピッツバーグ・サミット)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/index_0909.html

外務省ホームページ (OECD) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html>

OECD 東京センターホームページ <http://www.oecdtkyo.org>

OECD ホームページ <http://www.oecd.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II - 4 - 3 重層的な経済関係の強化

(施策レベル評価版：264頁)

事務事業名 ① ASEM各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進

事務事業の概要

- (1) 外相会合を始めとする閣僚会合、高級実務者会合や各種分野に係る専門家会合等に積極的に参加し、グローバルな課題に係る議論に建設的に関与する。
- (2) ASEMの将来についての検討等、ASEMの個別の活動へのイニシアティブを発揮する。

有効性（具体的成果）

以下の取組を含む施策の展開により、ASEMを通じた具体的な対話と協力の促進に貢献した。

- (1) アジア欧州会合（ASEM）第9回外相会合：5月25日及び26日、ハノイにて開催。我が国より中曽根外務大臣（当時）が出席。世界経済金融危機、グローバルな諸課題（気候変動、エネルギー安全保障、海上安全・海賊問題、テロ対策等）、ASEMの将来等について意見交換を行った。また、我が国が支援した「新型インフルエンザ対策事業」について、国際協調の重要性を訴えるとともに、我が国の協力を時宜を得た形でアピールし、各国から高い評価を得た。
- (2) アジア欧州会合（ASEM）セミナー「学びあうアジアと欧州－21世紀におけるアジア・欧州協力（ASEM 8へ向けて）－」：平成22年3月、東京にて我が国の主催で実施。在京ASEM諸国大使館関係者、国内の学者・若手研究者や学生及びジャーナリスト等約160名が参加。「欧州統合の経験」、「アジアにおける交流の現状およびASEFの役割」をテーマとする基調講演及びパネルディスカッションを通じて、会場を巻き込んだ活発な意見交換が行われ、ASEMやASEFの活動についての認識及び理解が深められるとともに、ASEM 8（第8回首脳会合）に対する我が国の貢献について検討する格好の機会となった。

予算の効果的・効率的活用

高級実務者会合（SOM）への出席等の外国出張において二国間会談を盛り込む等、より効果的な予算の執行を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後、ASEM第8回首脳会合（平成22（2010）年10月）の成功に向けて、高級実務者会合や各種専門家会合等の準備プロセスへの積極的な参加を通じて、世界経済情勢、気候変動、エネルギー、経済開発、テロ対策等のグローバルな課題への対応について、建設的に貢献していく必要がある。また、これらの課題に係る我が国の貢献について、各国の理解・関心を深めつつ、積極的に推進していく必要がある。

事務事業名 ② 日・EU間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進

事務事業の概要

日・EU定期首脳協議、日・EUハイレベル協議、日・EU規制改革対話、日・EU行動計画運営グループ会合、二国間経済協議等各種協議の場を通じてのEUや欧州各国との二国間経済関係の強化および協力案件の推進。日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）を始めとするビジネス界との経済分野における（官民）連携の推進。

有効性（具体的成果）

- (1) 日・EU規制改革対話の枠組みの下で、日・EU双方の要望事項について進展ないしは一定の前向きな反応が得られるとともに、双方の制度理解が進む等、着実な成果が得られた。
- (2) 日・EU間及び欧州各国との二国間の枠組みを通して、我が国企業が大きな影響を受けるEUの規制について必要な働きかけを行うこと等により、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。
- (3) BRTや在欧日本企業へのアンケート実施等を通じ、民間の要望を十分に吸い上げ、対EU経済政策に反映させた。例えば、日・EU規制改革対話の前に、EU域内の在欧日本企業として把握しているおよそ全ての企業に対してアンケートを行い、要望を吸い上げ、政府としての対EU要望に反映した。

予算の効果的・効率的活用

TV会議の活用により出張費等を節約した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

日・EU規制改革対話等の場を活用して、在欧日本企業にとってのビジネス環境の改善を引き続き要望していく必要がある。また、我が国企業の意見や要望を反映した実効的な政策決定のため、引き続き、ビジネス界との連携を強化する必要がある。

事務事業名 ③ 日・EU間の共通の国際的関心事項への取組を強化

事務事業の概要

気候変動、エネルギー、WTO等、共通の国際的関心事項について協力して取り組む。

有効性（具体的成果）

以下を含む成果が上げられた。

- (1) 第18回日EU定期首脳協議において、世界が多くの困難に直面する中、日・EUが共同でリーダーシップを発揮していくことで一致し、経済面では、新たな日・EU経済関係強化の方向性を打ち出せるよう、その後1年間かけて検討していくこととなった。
- (2) 世界経済、WTO、気候変動等のグローバルな課題について、引き続き協力していくことで一致した。

予算の効果的・効率的活用

TV会議の活用により出張費等を節約した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

拡大・深化に伴い、国際社会において発言力・影響力を増大させているEUとの協力は、ますます重要になっている。

評価をするにあたり使用した資料

【ASEM】

- アジア欧州会合（ASEM）第9回外相会合（FMM9）の概要（外務省ホームページ）
- アジア欧州会合（ASEM）セミナー：学びあうアジアと欧州－21世紀におけるアジア・欧州協力（ASEM 8へ向けて）－（概要）（外務省ホームページ）

【EU】

- 第18回日・EU定期首脳協議（結果概要）（外務省ホームページ）
- EU事情と日・EU関係（外務省ホームページ）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化

(施策レベル評価版：270頁)

事務事業名 ①国際的な枠組み等を通じたエネルギー産出国・消費国間の協力・協調の強化、資源産出国・消費国間の対話の関係の強化及び産出国との良好な関係の維持・強化

事務事業の概要

エネルギー・鉱物資源のほとんどを海外に依存する我が国にとり、国民の安定的な経済生活を維持する上で、資源の安定供給の確保は外交政策上極めて重要な課題である。特に近年では、新興国の需要増大、低投資による供給能力の伸びの鈍化、一部の産出国による資源の国家管理の強化等により中長期的な資源の需給見通しが不透明になっている。また、原油を始めとする資源価格の乱高下により資源・エネルギー市場の不安定性が増しており、資源外交の強化が急務となっている。こうした認識に基づき、(1) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保、(2) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成、(3) エネルギー効率向上の世界への伝播、エネルギー供給源の多様化に取り組んだ。

有効性(具体的成果)

(1) エネルギー・鉱物資源へのアクセス確保

平成20年3月に閣議了解した「資源確保指針」に基づき、二国間及び多数国間外交による資源獲得支援を念頭に、ハイレベルの要人往来、ODA、政策金融、貿易保険等の経済協力の戦略的活用、経済連携協定(EPA)や二国間投資協定等の経済連携強化等を実施した。特に、平成21年度においては資源問題担当官会議を開催、今後の強化すべき外交的取組についての具体策を取りまとめたほか、国際セミナーでは、責任ある資源開発に向けた取組について活発な議論を行った。

(2) 安定的なエネルギー市場・貿易システムの形成

下記の取組を通じ、国際的なエネルギー市場・貿易システムの安定化に努めた。

- (イ) エネルギー消費国間の協力・協調のため、田中伸男氏が事務局長を務める国際エネルギー機関(IEA)の活動を主導した。特に平成21年10月に開催されたIEA閣僚理事会(外務省より吉良外務大臣政務官が出席)においては、エネルギーに関する国際規範の形成・強化とその遵守の確保に関する議論に積極的に貢献し、エネルギー供給における緊急時対応の強化や市場の透明性確保のための協調などについて合意したほか、中印露など主要な非加盟国との協力の推進に貢献した。
- (ロ) また、産出国と消費国の対話の促進について、平成21年4月に第3回アジア産消閣僚級会合を開催したほか、平成21年にサウジアラビアで開催された石油産消国会議及びロンドン・エネルギー会合のフォローアップを行うプロセスで、産消対話の枠組み及びエネルギーの価格変動に関する議論を積極的に主導した。この成果として、平成22年3月にメキシコで開催された第12回国際エネルギー・フォーラム(IEF)閣僚級会合(外務省より武正外務副大臣が出席)において、産消対話の更なる強化及び市場の透明性の確保のためのカンクン閣僚宣言が採択された。
- (ハ) エネルギー憲章条約(ECT)に関しては、エネルギー憲章会議における議論等を通じて、エネルギー原料・製品の貿易の自由化、通過の促進、エネルギー関連投資の促進・保護に向けた議論を主導した。

(3) エネルギー効率向上の世界への伝播、エネルギー供給源の多様化

エネルギー需要が増大するアジア地域を中心に世界的なエネルギー効率改善を推進するため、アジア諸国等との二国間協力、アジア太平洋経済協力(APEC)や東アジア首脳会議(EAS)等の地域的枠組み等を推進した。平成21年5月のG8エネルギー大臣会合で設立された国際省エネルギー協力パートナーシップ(IPEEC)の枠組みでは、改善余地の大きい中印を始めとするパートナー国のエネルギー効率の向上のた

めに積極的に議論を主導した。また、気候変動問題やクリーンエネルギー推進の観点から、国際バイオ・エネルギー・パートナーシップ (GBEP) や新たに設立される国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 等への貢献を通じて再生可能エネルギーの利用促進に努めた。特にIRENAについては、平成21年6月にエジプトで行われた運営準備委員会第2回会合で、我が国はIRENA憲章に署名したほか、IRENAの設立に向け積極的に貢献した。

予算の効果的・効率的活用

国際セミナーとその他の招聘プログラムとを組み合わせ、相乗効果を生むような事業を実施した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

エネルギー・鉱物資源を巡る情勢の変化を踏まえ、我が国の資源安定供給に向けた二国間・多国間の取組を一層強化する必要がある。特にレアメタル等の鉱物資源については、中国等の生産国との戦略的関係を構築することが急務である。また、需要側・供給側の双方の努力を推進し、資源価格の不安定性に対処し、エネルギー市場・貿易システムの安定化を実現するための国際的努力を主導することも重要である。更に、気候変動を背景として、エネルギー効率の向上及び再生可能エネルギーの開発推進が世界的課題となっているところ、既存の枠組みに加え、我が国の知見・技術を生かしこれまで以上にIPEECやIRENA等の新しいパートナーシップや国際機関の活動への積極的な対応を通じて、グローバルな資源安全保障の推進に貢献していくことが必要である。

事務事業名 ②国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC) 等を通じた食料・農業開発問題に関する意見交換、情報収集及び提供、国際条約・基準の策定・運用、食料生産国との関係の維持・強化による我が国への食料安定供給の強化

事務事業の概要

我が国は食料供給の約6割(カロリーベース)を海外に依存する世界最大の農産物純輸入国であり、食料安全保障の強化は外交政策の基本的目標の一つである。平成20年夏をピークとして、世界的な食料価格高騰とこれに伴う飢餓・栄養不足の拡大や暴動の発生が大きな国際問題となり、我が国はこれに対処するための国際的取組を主導した。具体的には、(1)責任ある国際農業投資についての国際的対応におけるイニシアティブ、(2)国際連合食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)を通じた取組、(3)我が国への食料安定供給に向けた取組等を実施した。

有効性(具体的成果)

(1)責任ある国際農業投資についての国際的対応の主導

世界的な食料価格高騰を契機に、平成20年春頃から深刻化した食料危機に対し、中国、中東諸国等の食料輸入国が、自国民への食料供給を主目的として途上国で大規模な農地買収を含む農業投資を活発化させ、「農地争奪」として国際社会の注目を集める中、日本は、国際社会における取組を、以下のように主導した。

(イ)平成21年6月に麻生総理大臣(当時)は、「責任ある国際農業投資」について、英フィナンシャルタイムズ紙に寄稿し、同年7月のG8ラクイラ・サミットにおいて、日本は「責任ある国際農業投資」の促進に向けたグローバルな共同対応を提案した。G8ラクイラ・サミット拡大会合では、G8首脳をはじめとする参加27か国が参加し、「世界の食料安全保障に関するラクイラ共同声明」が発出された。

(ロ)平成21年9月の国連総会の機会には、日本が主催し、世界銀行、FAO、国際農業開発基金(IFAD)

及び国連開発貿易会議（UNCTAD）の共催により「責任ある国際農業投資の促進に関する高級実務者会合」を開催した。責任ある国際農業投資を促進するための行動原則及び国際的枠組みの構築に向けて、全ての関係者が協働していくこと等が合意された。

(ハ) 更に、平成 21 年 11 月に開催された FAO 世界食料安全保障サミットにおいて、責任ある国際農業投資の原則に関する検討の継続を呼びかけ、加盟各国から支持を得た。現在、国際機関が中心となつて、責任ある投資を促進するための行動原則及び国際的枠組みづくりが進められており、日本は、継続的にイニシアティブを取っている。

(2) 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際穀物理事会（IGC）を通じた取組

FAO については、上記の FAO 主催食料安全保障サミットの宣言文案作成に積極的に関与し、「持続可能な世界の食料安全保障のためのローマ 5 原則」として食料安全保障に関する基本的考え方が初めて世界的に共有されることに貢献した。また、FAO 総会や理事会の機会を捉えて、平成 20 年に採択された「FAO 改革のための即時実行計画」の実行を確保するべく、関係方面への働きかけに努めた。さらに、国際条約・基準の策定・運用（FAO/WHO 合同食品規格委員会（Codex）等）を推進した。

IGC では北原悦男事務局長の下で、穀物貿易に関する情報収集体制の強化等に向けた議論を主導した。

(3) 我が国への食料安定供給に向けた取組

国際的な食料需給が中長期的にひっ迫することが懸念される中、国民への食料の安定供給のためには、国内農業生産の増大を基本としつつ、国土条件の制約から必要な輸入についてはその安定化・多角化を図る必要がある。また、国際的には、食料価格高騰により飢餓・栄養不足人口が増加傾向に転じており、世界全体の農業生産の増大、農業投資の拡大が急務である。そうした中、外務省及び関係省庁、関係機関は、平成 21 年 4 月、「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」を立ち上げ、世界の食料生産の増大及び日本への安定供給を図っていくことを目的とし、我が国からの海外農業投資（生産、集荷、輸送、輸出等を含む海外農業関連投資をいう。）を促進し、官民が一体となって取り組むための検討を進め、平成 21 年 8 月「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を発表した。

予算の効果的・効率的活用

電話会議システムの利用、隣接する会議への出張者の調整等で旅費削減等の経費節約を図った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

食料価格高騰、中長期的な食料需給のひっ迫、飢餓・栄養不足人口の増大等、世界の食料情勢は大きな変化を迎えており、我が国として、世界の食料問題への対応だけでなく、我が国への安定供給の確保に向け、より一層積極的に取り組んでいく必要がある。特に食料輸入の多様化・安定化のため、海外農業投資の促進に向けた官民連携の強化が急務となっており、これを具体的に推進していくことが急務となっている。また、FAO 等を通じた国際的対話の強化が見込まれており、我が国として引き続き積極的に対応し、国際的取組を主導していくことが重要である。

事務事業名 ③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進

事務事業の概要

世界の漁業資源の悪化・枯渇に対する懸念が広がりつつある中、我が国は責任ある漁業国として、国際場裏において、海洋生物資源の持続可能な利用と適切な保存管理、海洋環境保全のための協力を積極的な役割を果たしている。特に、地域漁業管理機関（RFMO）を通じ、科学的視点に立った適切な資源管理の推進に協力し、主要漁業国・水産物輸入国としての知見を生かして、国際条約を始めとするルール策定や近

年の国連総会漁業決議の採択などを踏まえた新しい国際的枠組みの設立に向けた関係国との協議に積極的に参加している。

捕鯨については、これまで、国際捕鯨委員会（IWC）では、持続可能な利用支持国と反捕鯨国の対立のため前向きな議論や決定がなされてこなかった。しかし、平成19年6月の第59回IWC年次会合後、「IWCの将来」に関する議論が開始され、平成20年6月の第60回IWC年次会合において、沿岸小型捕鯨や調査捕鯨等の論点についてパッケージによる解決を目指すべく、小作業グループ（SWG）の設置が合意された。SWGにおいて、各国の立場の隔たりは大きく、平成21年6月の第61回IWC年次会合において、更に1年本件の交渉を継続することが決定され、我が国も、当該「IWCの将来」プロセスに対し積極的に参画し議論を行ってきた。我が国は、科学的根拠に基づき、保護すべき鯨種は適切に保護しつつ鯨類資源の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、IWC加盟国に対し、この立場への一層の理解と支持を積極的に働きかけている。また、鯨類資源に関する科学的知見を収集するために実施している合法的な調査活動が反捕鯨団体により不当に妨害されることのないよう、関係国への働きかけ等も行っている。

有効性（具体的成果）

南北太平洋における新たなRFMOの設立に向けた協議や国連食糧農業機関（FAO）における寄港国措置協定策定に関する協議への参加に際し、我が国の利益・関心を十分反映した内容になるよう積極的に発言した。寄港国措置協定は、平成21年11月にFAO総会において採択された。また、「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」の締結について国会承認を得、平成22年1月、同条約に加入した。

マグロ類については、我が国が率先してRFMOにおける保存管理措置を導入した。具体的には、資源状態の悪化が懸念される大西洋クロマグロの総漁獲可能量の対前年比約4割削減や禁漁期間の拡大等、またこれら保存管理措置の遵守徹底、また中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における初めての太平洋クロマグロの漁獲規制等が決定された。

捕鯨については、第61回IWC年次会合において、次回年次会合において包括的合意を達成すべく、少数国からなるサポート・グループ（SG）が設立され、SG及び2国間で関係国が議論を行っている。また、我が国より、シー・シェパード（SS）の妨害行為について、IWCや首脳・外相会談等の際に関係国に対し妨害行為の再発防止に必要な措置をとるよう強く要請した。

予算の効果的・効率的活用

職員の出張において最短ルートの旅程をとるなど経費節約を図っている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

北太平洋における新RFMO設立条約に関する作成交渉は進展しているものの、最終化には至っていない。北太平洋RFMOは我が国漁業の利益に直結するため、引き続き主導権をとって交渉を進めていく。

マグロ類資源の保存管理措置については、我が国が科学的根拠に基づき主導したものであり、資源の持続可能な利用と我が国漁業の長期的・安定的な発展に資するものである。しかし、同時に我が国漁業者に負担を課すものでもあることから、我が国のみならず他国も公平に責務を果たし、保存管理措置が適切に遵守される枠組みとなるよう注意しながら、資源の保存と持続可能な利用を確保するよう国際協力を進めていく必要がある。

捕鯨問題については、一部の鯨類資源は持続可能な利用が十分可能なレベルにまで回復しているにもかかわらず、反捕鯨国等の反対のため、依然として商業捕鯨再開への道筋はついていない。また、鯨が大量の海洋生物を捕食していることによる漁業と鯨との競合は広く我が国水産業全体に影響を及ぼし得る問題である。したがって、海洋生物資源全体の適切な管理・保存のため、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続可能な利用という我が国の立場について引き続き理解を求めていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 平成21年版外交青書
- 外務省ホームページ
 - (経済→エネルギー)
 - ・日本のエネルギー外交
 - ・各種枠組み・地域におけるエネルギー分野に関する取組
 - (外交政策→経済→経済安全保障)
 - ・国連食糧農業機関 (FAO)
 - ・国際商品機関
 - (経済→漁業)
 - ・漁業問題と外交
 - ・捕鯨問題 等

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

II - 4 - 5 海外の日本企業支援と対日投資の促進

(施策レベル評価版：275 頁)

事務事業名 ① 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

事務事業の概要

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA，仮称）の早期実現に向けた取組の加速，知的財産権保護に関する二国間の対話，在外公館における知的財産担当官の任命・対応力強化等，海外における知的財産権保護強化に向けた取組。

有効性（具体的成果）

- (1) 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA，仮称）の早期実現に向けて，平成20年6月より条文案をベースとした交渉を開始し，平成21年中には3回の関係国会合を開催した。
- (2) 日中，日韓，日米，日EU間の二国間の対話を継続することにより，他国の模倣品・海賊版による被害状況の報告が集まった他，模倣品・海賊版対策のための協力が深まり，海外の模倣品・海賊版対策を促進できた。
- (3) 在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより，海外における日本企業支援及び関係機関との連携を促進することができた。

予算の効果的・効率的活用

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA，仮称）関係国会合やTRIPS理事会会合と知的財産担当官会議の日程を調整する等し，出張費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

近年，模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し，その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく，日本企業は，海外市場における潜在的な利益の喪失も含め，深刻な悪影響を受けている。このため，我が国は，外交の場を通じて，知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について，各国への働きかけを今後もしっかりと継続していく必要がある。

事務事業名 ② 在外公館による日本企業の海外展開に対する積極的なバックアップ

事務事業の概要

現地政府に対する行政・司法手続の是正の申し入れ，事業の相手方とのトラブルを解決するための働きかけ等を必要に応じて行い，ビジネス環境の改善に努めるとともに，現地情報の入手や人脈形成への協力等種々の支援を展開している。また，在外公館において日本企業との共催によるレセプションを開催するなど，在外公館施設を活用した支援にも積極的に取り組んでいる。

有効性（具体的成果）

在外公館からの実績報告などにおいて，現地での情報入手，人脈形成への協力，現地政府に対する是正の申し入れ等のケースについて，多くの具体的な成果があり，企業支援が有効に行われていることが確認された。また，在外公館施設を活用した日本企業支援についても，日本企業の製品紹介のためのワークショップや展示会の開催，日本料理・日本酒の専門家による講習会の実施等，多彩な取組を行った。

予算の効果的・効率的活用

日本企業支援センターについては，見直しを実施する等効率的執行に努めている。その他在外公館施設を活用した日本企業支援については，特定の項の下での予算は計上していないが，各事業の実施に当たり，

各公館において負担経費の必要性を適切に判断する等予算の効率的執行に努めている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) 政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。さらに、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」のアジア経済戦略において「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどインフラ整備支援」に官民あげて取り組むことが明記されており、今後、在外公館と本省との情報共有及び双方向の意思疎通、関係省庁や関係機関との連携を一層強化し、日本企業支援体制を更に充実させていく必要がある。
- (2) 一定の成果は出ているが、我が国のEPA推進等により、今後一層日本企業が海外進出する可能性があることから、これまで以上に細かい対応が期待されており、このような期待に応えていく必要がある。

事務事業名 ③2010年末までに対日直接投資残高を対GDP比5%程度に増加させることを目指す取組

事務事業の概要

「対日投資促進プログラム」(平成15(2003)年3月策定)、「対日直接投資加速プログラム」(平成18(2006)年6月策定、平成20(2008)年12月改訂)に基づき、種々の取組や施策を実施した。外務省は、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、経済連携協定、投資協定、租税条約及び社会保障協定等の交渉や締結等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。

有効性(具体的成果)

平成21(2009)年末の対日直接投資残高(一次推計値)は19.6兆円(GDP比約4.1%)となり(平成20年末から平成21年末の1年間で、約1兆円増加している)、目標に向けて着実に進展していることが確認された。

予算の効果的・効率的活用

本件事務事業について、特定の項の下での予算は計上されていない。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) 対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを我が国にもたらず等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。
- (2) 今後も引き続き、平成18年3月に策定された、対日直接投資残高を平成22年までにGDP比約5%にする計画の達成を目指し、鋭意取り組んでいく。

事務事業名 ④対外投資の戦略的な支援

事務事業の概要

投資協定について、実際のニーズにこたえて迅速かつ柔軟に交渉を進めていくとともに、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討していく。

有効性（具体的成果）

ウズベキスタン（9月）及びペルー（12月）との間で、二国間投資協定が発効したほか、スイス（9月）との間では、投資に関する規定を含む経済連携協定（EPA）が発効した。また、カザフスタン、カタール、コロンビア、サウジアラビア及び中国・韓国との間で、それぞれ二国間又は三国間投資協定について交渉中であり、さらに、インド、豪州及び湾岸協力理事会（GCC）との間でも、投資に関する規定を含むEPAについて交渉中である。

予算の効果的・効率的活用

本件事務事業について、特定の項の下での予算は計上されていない。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

平成17年度以降、所得収支黒字額が貿易収支黒字額を上回っており、国際収支における投資の重要性が高まっている。投資協定は、投資の保護、自由化及び促進のルールを定めるものであると同時に、二国間経済関係の強化を通じた政治・外交面での意義もあり、実際のニーズに応えることを主眼として、迅速かつ柔軟に交渉を進めていくことが適切である。

評価をするにあたり使用した資料

内閣府・対日直接投資推進室HP

<http://www.investment-japan.go.jp/jp/index.html>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－４－６ アジア太平洋経済協力（APEC）を通じた経済関係の発展

（施策レベル評価版：281頁）

事務事業名 ①APECを通じたアジア太平洋地域における経済協力の促進

事務事業の概要

年4回のAPEC高級実務者会合、APEC貿易担当大臣会合、APEC首脳会議、APEC閣僚会議等を通じ、地域経済統合、成長戦略の策定、人間の安全保障、経済・技術協力等の分野における具体的な協力を推進する。

有効性（具体的成果）

以下の取組を含む施策の展開により、APECを通じた地域経済統合、成長戦略の策定、人間の安全保障、経済・技術協力等の分野における具体的な協力の促進に貢献した。

- (1) 平成21(2009)年APEC首脳会議における成果として、首脳宣言「成長の持続と地域の連繫強化」及び首脳声明「21世紀におけるアジア太平洋の連繫のための新たな成長パラダイム」が発出されるとともに、以下の事項について合意された。
 - (ア) 経済回復の足取りがいまだ堅固ではない中、持続力のある経済回復が確保されるまで、我々の経済刺激策を維持すること、危機後の変化した状況に対応した新たな成長パラダイムを作成することが必要。
 - (イ) 2010年に「あまねく広がる成長」の検討を更に進め、構造改革と中小企業の発展、雇用創出及びソーシャル・セーフティネットの発展のための能力を構築する多年度プログラムを発展させるよう、閣僚及び実務者に指示。
 - (ウ) 「持続可能な成長」について、気候変動がもたらす脅威に対応し、国連気候変動枠組条約の範囲内で、コペンハーゲンで野心的な成果を出すことを目指して取り組むとのコミットメントを再確認。また、環境物品・サービスに関する貿易・投資を促進するための作業計画の重要性を確認。
 - (エ) 保護主義への対抗のコミットメントの遵守を引き続き定期的にレビューするとともに、ドーハ開発アジェンダ交渉妥結に何が必要なのかを検証し、2010年の早い時期までに状況を評価するよう、閣僚に指示。
 - (オ) ポゴール目標へのコミットメントが再確認されるとともに、先進エコノミーによる同目標の達成を評価し、明年報告するよう、閣僚及び実務者に指示。
 - (カ) アジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）構想を実現する様々な方法の探求の成果について、明年閣僚及び実務者から報告を受ける。また、サービス、デジタル・エコノミー、投資、貿易円滑化、原産地規則等の地域経済統合における鍵となる分野における取組を進展させるよう、実務者に指示。
 - (キ) ビジネスの実施に関する5つの中心的分野におけるコストを2015年までに25パーセント、2011年までに5パーセント改善するという目標や、地域のサプライ・チェーンにおける連結上の問題点への対応について合意。
- (2) 平成22(2010)年のAPEC議長として、平成21(2009)年12月に東京で日本APECシンポジウム及び非公式高級実務者会合を開催し、日本APECの主要テーマについて産官学の有識者による意見を聴取するとともに、高級実務者による議論を開始した。
- (3) 平成22(2010)年2月に広島で第1回高級実務者会合を開催し、2010年日本APECの優先分野として、
 - ①地域経済統合、②成長戦略の策定、③人間の安全保障、④経済・技術協力を掲げることに合意を得るとともに、これらの分野について、我が国が示した議論の叩き台を基に、11月の首脳会議における成果に向けた検討・議論が開始された。
- (4) APECにおける限られた資金を重要な政策分野に集中的に投資することにより、経済・技術協力活動

をより効果的に実施するため、経済・技術協力活動の中期的優先分野、年度毎の事業審査基準を定めるとともに、APEC事務局長の役割の強化や作業部会の整理・合理化の基本方針等について定めた改革案を我が国より提示し、第1回高級実務者会合において承認された。

(5) 人間の安全保障の強化に向けた取組として、我が国において、本年1月に第4回APEC防災CEOフォーラム(於：神戸)、本年3月にテロ対策を通じての域内における海上貿易の促進に関するセミナー(於：東京)を開催した。

予算の効果的・効率的活用

出張時に、人数の見直し、より経済的な経路の選択等を行った。また出張の回数を可能な限り抑えるよう、事前の打ち合わせ、準備等先方との調整を十分に行った。我が国における会議に際し、ワーキングランチ等を活用して、効率的な議事運用を目指し予定通りの日程にて滞りなく議論を終了させた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

我が国の今後の発展及び安定を図る上で、世界の成長センターであり、我が国との経済的結びつきが強いAPEC地域の各エコノミーとの経済協力を深め、国際ルールの普及や、価値観の共有を促進することが重要である。

これまで我が国は、APECを通じた経済協力を積極的に関与してきており、具体的な成果を上げている。また、平成22年は先進エコノミーがボゴール目標を達成すべき年であり、アジア太平洋地域の今後の経済発展の方向性を示す節目の年であり、我が国が議長としてイニシアティブを発揮することが求められている。このため、APECにおいてアジア太平洋地域の更なる発展に向けた道筋を描くべく、議論をリードし、地域経済統合の推進、成長戦略の策定、人間の安全保障の強化及び経済・技術協力の強化に向けて、11月のAPEC首脳会議で具体的な成果が得られるよう、取組を強化する。

評価をするにあたり使用した資料

2010年日本APEC公式HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2010/index.html>

2009年APEC首脳会議 概要と評価

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_hatoyama/apec_09/apec_gh.html

2009年APEC閣僚会議 概要と評価

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_okada/apec_09/kakuryo_gh.html

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅱ—5 国際法の形成・発展に向けた取組

具体的施策

Ⅱ-5-1	国際法規の形成への寄与と外交実務への活用	201
Ⅱ-5-2	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	204
Ⅱ-5-3	経済及び社会分野における国際約束の締結・実施	206

Ⅱ－５－１ 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

(施策レベル評価版：291 頁)

事務事業名	①国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進
事務事業の概要	国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第六委員会, アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO), ヘーグ国際私法会議, 私法統一国際協会 (UNIDROIT), 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL), 国際刑事裁判所 (ICC), 北極評議会 (AC) に関する各種会合等に参加した。
有効性 (具体的成果)	<p>(1) 齋賀富美子裁判官の逝去等に伴う, 平成 21 年 11 月の国際刑事裁判所 (ICC) 裁判官補欠選挙において, 尾崎久仁子候補が第 1 回目投票で当選した。また, 平成 22 年 3 月にマレーシアのプトラジャヤにおいて我が国, マレーシア政府及びアジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) 共催で ICC ローマ規程検討会議に関するラウンドテーブル会議を実施した。</p> <p>(2) 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約 (国連国家免除条約) の締結が平成 21 年 6 月に国会で承認された。</p> <p>(3) 国連国際法委員会 (ILC) においては, 山田中正委員の辞任に伴う 5 月の委員補欠選挙において, 村瀬信也候補 (上智大学教授) 委員が当選した。村瀬委員は, 共有天然資源の議題の下での石油及び天然ガスの取扱いについての報告書の執筆を担当し, 最恵国条項の議題に関しても作業の一部を分担する等, 積極的な活動を行っており, 我が国としても同委員の活動を積極的に支援した。</p> <p>(4) 私法統一国際協会 (UNIDROIT) においては, 神田秀樹東京大学教授が「振替証券のための実質法に関するユニドロア条約」の起草委員会委員長の要職を務め, 平成21年の採択に当たっても中心的役割を担った。</p> <p>(5) 上記のほか, 国連第六委員会, アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO), ヘーグ国際私法会議 (HCCH) 等の国際フォーラムに参加し, 我が国としての意見表明を行った。また, 平成21年7月, 北極評議会 (AC) にオブザーバー申請を行い, 平成21年11月及び平成22年2月にアドホック・オブザーバーの資格で会合に参加した。</p>
予算の効果的・効率的活用	この事業を実施する上で出張者 (職員及び有識者等) の等級に応じ, 出張経路, 航空会社等を考慮し, より安価なビジネス・エコノミーのディスカウント航空券を購入して予算の節約に努め, 効率的に活用している。
事業の総合的評価	<p>○拡充強化 ○内容の見直し・改善 <input checked="" type="radio"/>今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止</p> <p>(理由と今後の方針)</p> <p>国際法は不断の発展をとげており, 政府として国際社会の各種フォーラムにおけるルール作りに我が国の立場から積極的に関与していくことは国益に直結する。引き続き, 各種会合の機会を活かして一層積極的に国際法規の形成に貢献していく。特に国際私法分野の条約の締結に向けて, 必要な国内法整備等について一層の検討を進める。また, ICC等における新しいルール作りに貢献していく。</p>
事務事業名	②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施。国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的検討と外交実務への活用

事務事業の概要

政府として国際法を的確に解釈・活用するための知見を蓄積するため及び国際法の諸分野の発展に貢献するために、国際法上の諸問題につき二国間の国際法局長協議を開催したほか、欧州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHD I）及び国連総会第六委員会の際の法律顧問会合において、各国の法律顧問等国際法関係部局との意見交換を実施した。平成21年10月には、ジーザス国際海洋法裁判所（ITLOS）所長を訪日招待し、同所長と政府関係者、国内の国際法学者及び海洋科学者等との意見交換を実施した。

また国内においては、国際法研究者、実務関係者等を交えて種々の国際法分野を取り上げた研究会を実施し、政府の側からも問題意識を提示しつつ、最新の国際法解釈の動向を把握し、得られた知見を、国際法と整合性のとれた的確な案件処理及び法的助言の提示に活用している。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年度には、独（5月）と国際法局長協議を行い、ソマリア沖海賊対策、ICC、国家免除等に関する我が国の立場を説明するとともに、国際法上の諸問題に関する意見を聴取した。
- (2) 欧州評議会国際公法法律顧問委員会（CAHD I）（9月及び平成22年3月）及び国連総会第六委員会（10月）の際の法律顧問会合の機会を捉え、各国の国際法法律顧問や国際法担当部局との間で意見交換を行った。
- (3) 国内の研究者と「国際法実務研究会」（3回）、「国際法研究会」（8回）、「国際法に関する意見交換会（1回）」等を実施し、国際刑事裁判所、海洋法、個人通報制度、気候変動枠組条約第15回締約国会議等、我が国にとって重要度の高い問題に関する法的論点を検討した。
- (4) 上記（3）のような検討を通じて、低潮線保全法案、貨物検査法案の策定や海賊対処法の制定に当たり、国際法の観点から法的助言を与えることで貢献を行った。
- (5) ジーザスITLOS所長の訪日招待の際に、政府関係者、国内の国際法研究者及び海洋科学者等との間で実施した意見交換は、ITLOSの最近の動向の把握に役立つとともに、我が国の海賊対策を含む海洋政策及び海洋法の解釈等についてITLOS側の理解を深める上でも有用であった。
- (6) ソンICC所長の訪日の際に、鳩山総理大臣、岡田外務大臣及び千葉法務大臣と会談するとともに、外務省関係者及び日本弁護士連合会関係者等との意見交換を実施した。
- (7) 国内の研究者、各省担当者、実務関係者等を交え「UNIDROIT研究会」（2回）を実施して意見交換を行い、得られた知見を、UNIDROIT間接保有証券実質法条約に関する外交会議の対処方針等に反映させた。
- (8) 国際法委員会（ILC）における各議題の審議に関して、村瀬信也委員の活動を支援した。

予算の効果的・効率的活用

この事業を実施する上で、局長が出張する際は、出張経路、航空会社等を考慮し、より安価なビジネス・ディスカウント航空券を購入して予算の節約に努め、効率的に活用している。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

あらゆる外交案件には、法的な側面が存在すると言っても過言ではない。我が国が様々な外交案件に適切に対処し、国際法の発展に積極的に関与していくためには、重要な外交案件として取り扱われることが予想される事項について法的論点を整理・検討することが必要不可欠である。平成21年度に実施できなかった主要国を念頭に引き続き国際法局長協議を実施し、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めるとともに、研究会等を通じて、国際法上重要な論点を把握し、検討していく。

種々の具体的外交案件における国際法に係る事項について、蓄積された知見に基づき的確な国際法の解釈を提示することを通じ主管局を補佐し、また、国内・国外での裁判において、我が国としての国際法の

解釈を示し、我が国の国益を確保することは、国際法課の中心的業務の一つである。現在、海洋法等に係る問題についての事務が急増している状況を踏まえ、この取組を継続していく必要がある。

事務事業名 ③要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続的取りまとめ、及び対外的な公表

事務事業の概要

国際法の知識を普及させることを通じ、国際法に関係する人口の裾野を広げ、国際法の発展の基盤を形成する観点から、国内大学の要請に基づき、平成21年度は国際法に関する講義を実施。国際法学会等、学者・研究者の研究会にも積極的に参加した。さらに、我が国が締結した国際約束に関するインターネットによるデータベース作成作業を継続している。

有効性（具体的成果）

講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交や国際社会の場でどのように活用されているかを学生や若手研究者に広く実感してもらうことは、国際法分野の裾野を広げ、その普及を図るために極めて重要である。

予算の効果的・効率的活用

本システム導入により、従来の文献検索に加え、調査対象が格段に拡大し、またその検索速度も飛躍的に速まったことから、従前に比較して効率的網羅的に検索を行うことが可能になった。また、この事業を実施するに当たり、業者を一般入札により選定することで、予算の範囲内で効率的に活用している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

今後も、講義やデータベース等による情報提供を通じて、国際法が現実の外交実務でどのように活用されているか及び国際法上の論点に関する政府の見解について、学生や国際法学者を含む国民の理解を促進することは、我が国における国際法分野の裾野を広げ、国際社会における「法の支配」に我が国が貢献していくとの観点からも、引き続き重要である。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 平成22年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－５－２ 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

(施策レベル評価版：296 頁)

事務事業名	①日朝間の諸問題、日露平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）
事務事業の概要	APECの際における日露首脳会談の開催等を通じ、日露平和条約交渉に適切に対処し、また、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」の締結を行った。詳細は下記各論参照。
有効性（具体的成果）	<p>（総論）</p> <p>日露平和条約交渉に適切に対処するとともに、日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組み、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に寄与した。</p> <p>（各論）</p> <p>日露関係においては、平成21年11月のシンガポールにおけるAPEC開催の際の日露首脳会談において、アジア太平洋地域で日露がパートナーとして行動すべきことで両首脳が一致し、特に、領土問題については、9月の国連総会の際の日露首脳会談で、メドヴェージェフ大統領が領土問題を含め新たな道筋を付けるよう努力したい旨述べたことを踏まえ、鳩山総理から、領土問題を解決してアジア太平洋地域における日露の新時代を築きたいと応じ、両首脳間で領土問題について議論を深めることができた。</p> <p>日米安保体制関連では、日米両政府が合意した在沖縄海兵隊の要員等の沖縄からグアムへの平成26年までの移転を実施するため、平成21年5月、「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結した。</p>
予算の効果的・効率的活用	出張等に係る旅費について、日程の調整や経路の調整、また格安航空券の購入により、経費削減に努めた。
事業の総合的評価	<p><input type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 内容の見直し・改善 <input checked="" type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・中止・廃止</p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>日朝国交正常化を始めとする日朝間の諸問題の解決及び北方領土問題の解決による日露平和条約締結の実現は、周辺諸国とより安定した関係を築くことにより我が国を取り巻く国際環境を安定化し、我が国における一層の安全や繁栄を確保することとなり、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から重要であり、今後とも、より積極的に取り組む必要がある。また、日米安保条約に基づく日米安保体制は、我が国とアジア太平洋地域の平和と繁栄を実現していくための基軸として有効に機能している。日米安保体制の信頼性向上に向けて主体的に取り組んでいくことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みを構築する観点から、ますます重要となっており、今後とも積極的に取り組む必要がある。</p>
事務事業名	②テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施への取組（法的な検討及び助言を含む。）
事務事業の概要	「日・香港刑事共助協定」及び「クラスター弾に関する条約」の締結、「日・露刑事共助条約」、「日・EU刑事共助協定」及び「日・タイ受刑者移送条約」の署名・国会提出、「国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約 2005 年議定書」の締結に向けた作業を継続した。詳細は下記各論参照。

有効性（具体的成果）

（総論）

犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け、着実な成果があった。

（各論）

刑事事件の捜査，訴追その他の刑事手続に関する共助に係る要件，手続等について定める刑事共助条約については，平成21年9月に「日・香港刑事共助協定」が発効し，平成22年2月，「日・露刑事共助条約」及び「日・EU刑事共助協定」を国会に提出した。これらの作業を通じて，刑事に関する共助の一層確実な実施及び効率化，迅速化に向けて取り組んだ。また，相手国で服役中の自国民受刑者に母国において刑に服する機会を与えるため，一定の条件を満たす場合に受刑者をその本国に移送する手続等を定める受刑者移送条約については，平成22年2月に，「日・タイ受刑者移送条約」を国会に提出した。

軍縮分野においては，平成20年5月にノルウェーにおいて採択された「クラスター弾に関する条約」を，平成21年7月に締結した。同条約は，クラスター弾の使用，生産，保有，移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるとともに，国際的な協力の枠組みの構築等について定めており，クラスター弾がもたらす人道上の懸念への対応に向けた国際協力を促進するとの観点からこの条約の締結に向け精力的に取り組んだ。

「国際組織犯罪防止条約」，「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」の締結に向けた作業も引き続き行った。

予算の効果的・効率的活用

出張等に係る旅費について，日程の調整や経路の調整，また格安航空券の購入により，経費削減に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

更なる刑事共助条約，「国際組織犯罪防止条約」，「核物質防護条約改正」，「海洋航行不法行為防止条約2005年議定書」等の国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約につき締結に向けた作業を引き続き進めていく。このような取組は，国際的な犯罪や大量破壊兵器等の拡散といった国際社会の不安定要因の除去という観点からますます重要となっているので，今後もより積極的に取り組む必要がある。

評価をするに当たり使用した資料

- ・ 平成22年版外交青書
- ・ 外務省ホームページ（各国・地域情勢，条約）

資料をご覧になる場合は，外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をしていただくか，各国・地域情勢をクリックし，当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また，国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び，資料を探してください。

Ⅱ－５－３ 経済及び社会分野における国際約束の締結・実施

(施策レベル評価版：300頁)

事務事業名 ① WTOドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。また、WTOの紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際する法的な検討及び助言

事務事業の概要

(1) 平成13年11月のドーハ閣僚会議で始まったWTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成19年1月以降本格的に交渉が再開した。平成20年7月に閣僚会合が開催されたが大枠合意には至らず、12月には農業・NAMAに関する4回目の改訂議長テキストが発出されたが、同月の閣僚会合の開催は見送られた。21年に入り実務レベルの交渉は継続され、同年9月の印主催閣僚会合を経て3回にわたり高級実務レベルでの会合が開催されたほか、11月末から定例の閣僚会議が開催された。また、平成22年は、1月にスイス主催関係会合、3月に高級実務レベルの2トラック・ラーキング会合が開催される等、G8やG20における首脳間の共通認識である平成22年度の交渉締結に向け、活発な交渉が行われてきている。我が国としても、交渉の早期妥結に向けて積極的な働きかけを行う等の貢献をしてきているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。ドーハ・ラウンド交渉においては、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などのWTOルール明確化を始めとする論点の対象となっているが、これらの新しい問題が従来の農業交渉、NAMA交渉、サービス交渉等の自由化に向けた交渉分野と絡み合っており、一括受諾方式が求められるラウンド交渉において全体として極めて複雑な交渉となっている。このため、交渉全体の成功のために努力し、更にその中で我が国の立場を実現していくためには、今次ラウンドの最終的な成果としてWTO協定の改正を目指す以上、法的な観点からの検討・助言を行っていくことが極めて重要である。

(2) WTOにおける紛争解決手続は、GATT時代に比べ、加盟国によって積極的に利用されており、その中には我が国が提訴したり、提訴されたりする事案も多い。このようないわば「WTOの司法化現象」とも言い得る事態の中、我が国が当事国として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが一層重要になってきている。

有効性（具体的成果）

(1) WTOドーハ・ラウンド交渉については、平成19年1月以降本格的に再開し、平成20年7月に閣僚会合が開催されたが、国際約束の改正等の具体的な文書案の合意には至っていない。

(2) 紛争解決手続に関しては、日本企業に対する米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると認定された案件について、米国が是正措置を十分にとらなかったため、平成20年4月に我が国の要請により履行確認パネルが設置され、平成21年4月に我が国の主張が全面的に認められるパネル報告書が、また、同年8月にパネル判断を踏襲する上級委員会報告書がそれぞれ発出された。今後、我が国の対抗措置の程度を決めるべく仲裁手続に入る予定である。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

(1) WTOのドーハ・ラウンド交渉については、各分野での交渉及び分野横断的な交渉が進んでいるが、

その結果が条文化されていく中で、法的な検討・助言が必要とされている。

(2) 紛争解決手続については、我が国を当事国とする案件につき継続して審議が行われており、また、今後更に新規案件が発生する可能性もある。よって、我が国が当事者として主張・立証を行うに当たって法的な観点から検討・助言を行うことが引き続き必要である。

事務事業名 ② 自由貿易協定・経済連携協定・投資協定等の交渉・締結及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

事務事業の概要

(1) 国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。

(2) 例えば、(イ) WTOを中心とする多角的自由貿易体制を補完するものとして各国との経済上の連携を強化するEPA、(ロ) 我が国の国民や企業が行う投資の保護を法的に確保することを図る投資協定、(ハ) 我が国の国民や企業が海外において経済活動を行う際に生じる二重課税の問題の解決や課税関係の明確化を図り、さらに投資先国の源泉地国課税の減免等による投資交流促進にも資する租税条約、(ニ) 経済発展等に伴う人的交流の活発化により大きな問題となっている年金制度への二重加入等の問題につき解決を図る社会保障協定等の分野において、今後とも取組を推進していく必要がある。

とりわけ、物品及びサービスの貿易のみならず広範な分野での協力を内容とするEPAにおいては、テキストの分量は膨大なものとなる。その中で誤りなきよう法的整合性と統一性を確保した上で、交渉から署名、国会承認、協定発効までの手続（締結手続）を完了させるためには、通常の条約締結に比しても非常に多くの労力を必要とする。また、発効後の実施の段階においても、法的助言が求められることが少なくない。このため、十分な体制を整える必要がある。

有効性（具体的成果）

以下の具体例のとおり、各条約の締結に向けた進展が見られた。

(1) 平成21年通常国会では、次の条約の締結につき承認を得た。

「日・ベトナムEPA」、「日・スイスEPA」、「日・ウズベキスタン投資協定」（平成20年臨時国会からの継続審議）、「日・ペルー投資協定」、「日・ブルネイ租税協定」、「日・カザフスタン租税条約」、「日・スペイン社会保障協定」、「日・イタリア社会保障協定」、「国際通貨基金協定の改正」、「国際復興開発銀行協定の改正」

(2) 平成22年通常国会では、次の条約の締結につき承認を求めている。

「日・バミューダ租税協定」、「日・クウェート租税条約」、「日・シンガポール租税協定改正議定書」、「日・マレーシア租税協定改正議定書」、「日・ベルギー租税条約改正議定書」、「日・ルクセンブルク租税条約改正議定書」、「日・アイルランド社会保障協定」、「国際再生可能エネルギー機関憲章」

(3) この他に現在、下記の国・地域との間で交渉又は交渉に向けた準備を行っている（既存の条約の改正交渉を含む。）。

(イ) 経済連携協定：インド、豪州、湾岸協力理事会（GCC）、ペルー

(ロ) 投資協定：日中韓、パプアニューギニア、コロンビア、カタール、クウェート、アンゴラ、サウジアラビア、カザフスタン

(ハ) 租税条約：香港、オランダ、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、スイス

(ニ) 社会保障協定：ブラジル、スイス、ハンガリー、ルクセンブルク

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

国際社会のグローバル化の中で、各国間の経済活動の相互依存はますます高まっており、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の重要性は増大している。このような中、海外におけるこうした経済活動を保護・促進していくための取組は不可欠になってきており、特に、これら活動のための法的基盤の提供は重要である。我が国の国民や企業が海外で行う経済活動の保護・促進に資する国際約束の交渉を促進し速やかな締結を目指す。

事務事業名 ③ 環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組

事務事業の概要

(1) グローバル化の進展とともに、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野において、国民生活に直結するような国際的ルール作りが活発化し、また、その適切な実施が重要になっている。(例：国連気候変動枠組条約の京都議定書の国内実施、気候変動に関する2013年以降の国際的枠組みに向けた検討、ユネスコにおける各種取組、漁業分野での関係条約についての検討)

(2) これらにおいて、国際約束に係る交渉・締結・実施のいずれの段階においても、法的な観点からの検討・助言は不可欠である。

有効性（具体的成果）

以下の具体例にあるとおり、国民生活に影響を与える社会分野での国際的ルール作りに参加するとともに、そのようなルールに我が国が参加するよう努めた。

(1) 平成21年通常国会及び平成21年臨時国会では、次の条約の締結につき承認を得た。

「強制失踪条約」、「日・サウジアラビア航空協定」、「万国郵便連合の追加議定書及び関連文書」、「郵便送金業務約定」、「南東大西洋漁業協定」

(2) 平成22年通常国会には、「日・マカオ航空協定」の締結につき承認を求めている。

その他、個別の条約作成交渉において、必要に応じて国際法局から法律専門家を交渉代表団に加え、法的な観点からの検討・助言を行ってきている。

予算の効果的・効率的活用

会議への同行者数を最小限に留め、旅費の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

本件施策が対象とする分野における国際約束作成の動きは、新しい現実に適用しようとする国際社会の努力を示すものである。そのような現実に直面する我が国国民の利益に直結するものである。かかる動きに積極的に関与し、我が国国民の利益や関心を十分に反映させる必要がある。また、こうしたルールが国際社会全体で実施され、我が国自身も締結・実施することによって、国際社会全体においても我が国の国民の利益や関心に沿った取組がなされることとなる。したがって、これら社会分野での様々な国際的ルール作りへの積極的参加に際し、法的な検討・助言を行い、我が国として締結する意義があると認められる国際約束については速やかな締結を目指す。

評価をするにあたり使用した資料

- ・平成22年版外交青書
- ・外務省ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅱ－６ 的確な情報収集及び分析、 並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

(施策レベル評価版：307頁)

事務事業名	①在外公館の情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施
事務事業の概要	在外公館に対する本省側の関心事項・問題意識を伝える訓令電の発出等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か、本省側の問題意識は何かを適時かつ的確に伝達する。それは在外公館が効率的かつ的確な情報収集活動を行う上で必要である。
有効性（具体的成果）	今後注目すべき情報収集の重点事項を提示することにより外務大臣をはじめ、省内政策部門及び在外公館と関心の高い情報を共有し、本省及び在外公館における情報収集体制の組織的強化を図るための体制整備を推進した。また、収集すべき情報について、必要に応じて随時訓令を発出し、出張調査等を指示することにより、在外公館の情報収集活動に指針を与えるとともに、情報収集経費や出張経費の支援等ロジ支援も行うことで、在外公館の活発な情報収集活動に寄与した。
予算の効果的・効率的活用	出張等においては格安航空運賃を積極的に利用し、経費の削減に努めた。
事業の総合的評価	<input checked="" type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 内容の見直し・改善 <input type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 終了・中止・廃止 (理由と今後の方針) 一定の成果を得たものの、対外情報収集の基本は在外公館における情報収集活動にあり、また情報収集活動が一定の成果を得るためには長期的なスパンが必要であるところ、平成22年度以降も施策を拡充していく必要がある。

事務事業名	②本省を含む外務省全体の情報収集・分析能力強化のための諸措置の実施
事務事業の概要	本省及び在外公館における情報源の開拓や、各情報源に対する評価の実施、衛星画像の効果的活用、公開情報の効率的利用、電子化の促進等は、情報収集能力の向上にとり不可欠である。 また、特に最近では国際テロ問題、大量破壊兵器の拡散問題等の安全保障分野や、東アジア、南西アジア、中東、旧ソ連圏、アフリカ等の我が国関心地域に関する対外情報分析能力を一層強化する必要性が認識されており、本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換の実施、諸外国との協力強化や外部有識者等の知見の活用が分析能力の強化のために必要である。
有効性（具体的成果）	(1) 在外公館において新たな情報源を獲得でき、既存の情報源との比較・対照を可能とした。 (2) 公開情報の電子データによる取り扱いを進める等、より効果的な情報の活用のための改善策を検討した。 (3) 政策部局との打ち合わせを定期的実施した他、分析ペーパーに添付する評価シートを通じて政策部局等の意見を聴取することにより、政策部局の関心事項を把握するとともに、適時性のある的確な分析課題を設定することに努めた。 (4) 特定地域・テーマに関し、本省と在外公館の担当者が参加する会議を開催し、情報共有・意見交換

を行い、情報収集の課題の明確化及び分析能力向上に努めた。

(5) 情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を図った。

(6) 政府内外の専門家との意見交換（含む訪日招聘）を増加させ、種々の見方を聴取し、このような見方を比較検討させることで分析力の向上を図った。

(7) 分析担当官の人数を若干ながらも増加させ、情報分析能力の向上を図った。

予算の効果的・効率的活用

外部有識者等の活用にあたり、より高い競争性を確保することにより経費の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

一定の成果を得られたものの、政策部局との公式、非公式の意見交換を拡充して一層の連携強化を図る必要がある。また、専門分析員等を一層活用する必要がある。

本省と在外公館の知見の共有のための会議開催、国内外の専門家との分析に関する意見交換（含む訪日招聘）の機会、情報コミュニティ省庁間における情報共有体制についても、引き続き充実させていく必要がある。さらに、外部有識者等の知見の活用のため、特定テーマに関する調査の外部委託等の拡充を引き続き図る必要がある。

公開情報の活用については、省内における共有体制の強化、一層の電子データ化、既存の公開情報の整理等、課題もある。また、衛星画像活用のための一層の整備、在外における情報収集要員の増強等をさらに進めるべく、予算・定員要求に反映していく。

事務事業名 ③職員のための研修等の実施

事務事業の概要

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、政策決定ラインが的確な外交政策を立案・実施するためには、重要な国際情勢に係わる時宜にかなった情報を分析・評価することが必要である。特に最近では、テロ・大量破壊兵器拡散等の安全保障分野や、北東アジア、中東、旧ソ連圏などの我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化する必要性が認識されており、そのためには、分析要員の能力強化のための研修等を実施することが必要である。

有効性（具体的成果）

分析要員による人的情報の分析、及び画像情報の解析能力向上のため、国内外で研修を実施し、情報分析の具体的手法を学ぶことにより、分析要員の能力強化を図った。

予算の効果的・効率的活用

研修の実施方法・場所・対象者等を見直し効果的な予算執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

高度な専門知識や幅広い知見が要求される情報分析を行っていくためには、新たな分析官の育成のための不断の努力が必要となる。情報分析の能力・確度のさらなる向上のため、国内外の研究機関が提供している有益な研修に参加できるようにすることが必要である。

事務事業名 ④政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供（分析資料の作成と提供、各種説明等の実施）

事務事業の概要

近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際社会において、重要な問題について時宜にかなった情報を収集、分析し、結果を政策決定ライン及び関係機関に適時に提供することは、我が国が様々な課題に迅速に対応し、戦略的な外交を展開していくために必要不可欠である。

有効性（具体的成果）

総理官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を常に最新の国際情勢を踏まえて行うとともに、情報収集に関する政策部局との意見交換を推進し、政策決定ライン及び政策部局への適時の情報提供を行った。更に、分析資料等の件名を部内ホームページに掲載し政策部局が入手可能な分析資料を閲覧できるようにした。また、省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席し、関連情報を提供した。

予算の効果的・効率的活用

限られた予算及び人的資源を効率的に活用し、時宜を得た分析を定期的に政策決定ラインに提供するよう努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

外務省が行っている国際情勢に関する情報の収集は、外交政策の立案・実施に携わる者の問題意識を踏まえて行われ、また、情報収集・分析の結果が外交政策の立案・実施に適時に活用されることが重要であり、それぞれ一定の成果が得られている。政策決定ラインへの適時の情報及び分析結果の提供は、今後とも継続することが必要である。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ

首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策

施策Ⅲ—1 海外広報，文化交流

具体的施策

Ⅲ-1-1	海外広報	219
Ⅲ-1-2	国際文化交流の促進	223
Ⅲ-1-3	文化の分野における国際協力	230

Ⅲ－１－１ 海外広報

(施策レベル評価版：317頁)

事務事業名 ①政策広報（我が国の政策に対する理解と信頼の向上を目指した戦略的広報及び、国益擁護のための情報発信）

事務事業の概要

我が国外交の遂行を容易にするため、外交政策をはじめとする我が国政府の政策や立場についての海外向け広報を行うことにより、これらへの諸外国国民による対日理解を増進する。

インターネットを通じた政策広報として、外務省ホームページ（英語版）や在外公館ホームページ等を通じた発信がある。また、日本海呼称問題や国際選挙における支持要請等の各種政策発信パンフレットの作成と配布、海外向け論調発信誌の購入と配布を行った。

在外公館においては、我が国から派遣する有識者や館員による政策講演会を行っている。また、諸外国のオピニオンリーダー（閣僚級の政党指導者、国会議員、地方自治体の長、経済界要人等）の訪日招待を実施し、被招待者の帰国後のメディアを通じた発信等により諸外国世論の対日理解促進を図っている。

有効性（具体的成果）

インターネットを通じた海外向け政策広報は、同時に多くの対象に情報を伝達することが可能であり、非常に有効な手段である。平成21年度は、在外公館ホームページは合計約1.1億ページビューを記録し、対前年比（1月～12月）約22%増加した。また、外務省ホームページ（英語版）で英語による対外政策発信の強化を図った。

政策発信パンフレットは合計約23,000部、論調発信誌を合計約45,000部配布した。印刷物資料は、国際的な場における選挙に関する諸外国への支持要請に当たっては不可欠であり、例えば、ICC（国際刑事裁判所）裁判官補欠選挙においても我が国が擁立した尾崎候補のフライヤーを作成・配布し、同候補の当選に寄与する等、有効であったと評価できる。

在外公館においては、平成21年度に約1000件の講演会を実施した。また、我が国から計27人の有識者を派遣し、世界40か国において講演会を行った（講師派遣事業）。在外公館からの報告によれば、講師派遣事業による講演の約6割は、派遣国のメディアにおいてその講演内容等が報道されていることが確認されており、また聴衆の多くが講演内容に対し肯定的な評価をしていることから、高い広報効果があったものと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、講師派遣事業による派遣人数は減少しており（平成13年度計57人→平成21年度計27人）、複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等、引き続き効率的な事業実施に努める必要がある。

また、平成21年度は、諸外国から計34人のオピニオンリーダーを我が国に招待した。実施報告済案件の約3分の2で、被招待者が訪日の意義を高く評価、あるいは、在外公館がその後の外交活動に資する効果が大いにあったとの報告がなされていることから、本事業の有効性は高いものであったと考えられる。他方、海外広報予算の減少に伴い、オピニオンリーダーの我が国への招待数も近年減少しており（平成13年度計60人→平成21年度計34人）、より戦略的な候補選定等、効果的な事業実施に努める必要がある。

予算の効果的・効率的活用

年々減少する予算の下でも可能な限り高い広報効果を確保できるよう、米国ワシントンDC周辺地域におけるNHKワールドの配信支援事業を21年度限りで終了するほか、22年度予算要求に際しては、論調発信誌のウェブ化、オピニオンリーダー招待の日程短縮及び委託業者選定に際しての企画競争方式の導入等、一層効率的な事業の実施に努めている。また政策発信パンフレットについては、前年度比20%減額要求しつつ、訴求テーマ及び訴求対象を絞り込んだ効果的な執行に努めている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

民主化・グローバル化が進む世界において、我が国が外交政策を遂行するに当たって、外国国民の理解を得る必要性は増大しており、必要な人員・予算を確保しつつ一層の努力を行う必要がある。

特に、外務大臣諮問機関の海外交流審議会答申(平成20年2月)においても指摘されているように、国際的な有識者レベルにおいて日本の政策的主張が見えない現状は深刻である。海外での各種世論調査等からも、国際社会における日本のプレゼンスは、中国やインドと比して相対的に低下傾向にあることが明らかとなっており、諸外国の有識者に日本の重要性を再認識させるためには、一層効果的・効率的な事業の実施に努めつつも、政権交代により対日関心が高まっている機会を捉えて、様々な手法での政策発信を強化する必要がある。

事務事業名 ②一般広報(我が国に対する基本的な理解の促進, 親日感の醸成, 日本の魅力の発信を通じたビジット・ジャパン・キャンペーンの推進を含む。)

事務事業の概要

政策広報を行う前提としての、我が国に対する基本的な理解の促進や、親近感・好感情を醸成するための、我が国の一般事情に関する広報活動を実施する。また、我が国の様々な魅力を発信することにより、訪日外国人数の増加を目指すビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)にも貢献している。

具体的には、日本事情を海外に発信するウェブサイト「Web Japan」に我が国に関する基本的な情報を掲載するとともに、ファッションや科学技術など、海外から関心の高い現代日本事情の紹介を行った。

また、印刷物資料として、食文化やポップ・カルチャーを含む身近な話題や美しい写真を通じて日本を紹介する季刊のグラフィック日本事情発信誌「にっぽん」を7か国語、合計約80万部配布する等した。

さらに、年間9回にわたり、毎回4トピック、計15分程度の映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」を在外公館に送付し、海外テレビ局における放映、在外公館による上映を行った。また、これを外務省ホームページ(英語版)及び「Web Japan」において視聴可能とし、費用対効果の向上に努めている。

このほか、外国テレビ局の取材チームを本邦に招待し、帰国後に日本特集番組を放映させ、諸外国の幅広い国民層における対日理解の促進を図る事業も実施した。

観光誘致の観点からは、観光庁・国際観光振興機構(JNTO)とも連携し、各種観光展における日本紹介ブースの設置やプレゼンテーション、在外公館主催のプロモーション、セミナー及び講演会等の実施、日本紹介パンフレットの配布、メディアを通じた広報等を実施した。

さらに、「日本文化発信プログラム」の下で、平成20年1月から2年間の予定で、日本語及び日本文化を草の根レベルで紹介するためのボランティアを中・東欧4か国(ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア)に派遣している。

有効性(具体的成果)

平成21年1年間(1月~12月)での、「Web Japan」へのアクセス数は、約3,640万ページビューであり、対前年比約0.7%減少したが、予算が約60%減額され中国語版等を廃止したにも拘わらず、その減少幅は小さかった。ジャパン・ビデオ・トピックスを放映する海外テレビ局数は大幅に増加し、世界100か国以上、300を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴された。

海外テレビチーム招待事業では、太平洋・島サミット等の本邦開催といった大型行事の機会も最大限活用して計7チームを招待し、日本特集番組がのべ28回、282分放映された(注:放映された5チームの番組放映回数、時間。2チームは今後放映予定)。キューバの例では、視聴率は44%にのぼった。VJCに関し

ては、平成21年の訪日観光客数は、経済金融危機や新型インフルエンザなどの影響を受けて、前年比18.7%減の約680万人となる見込みである。

なお、依然として途上国を中心に、世界の多くの地域においては、在外公館が一般広報を行わない限り、我が国に関する情報が乏しいことから、基本的な対日理解の進展が期待できないこと、また、特に電気や通信インフラが脆弱な途上国においては、インターネットを通じた発信には制約があることにも留意が必要である。

予算の効果的・効率的活用

年々減少する予算の下でも可能な限り高い広報効果を確保できるよう、グラフィック日本事情発信誌については、調達に際しての企画競争方式の導入、発行言語数の削減（14言語から7言語）、22年度予算要求に際しての発行回数の削減（季刊から年3回）を行ったほか、その他印刷物媒体の種類削減等、一層効率的な事業の実施に努めている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

若年層を中心とした我が国のアニメやマンガをはじめとするポップ・カルチャー人気の機会を捉え、息の長い対日関心を醸成するべく、各種媒体（インターネット、映像、印刷物）の特色を活かした広報活動を継続する。観光誘致広報についても、観光庁・JNTOと連携し、引き続き積極的に取り組む。

事務事業名 ③教育広報

事務事業の概要

海外の学校等において、教師あるいは学生・生徒を対象に、在外公館が日本一般事情を紹介する広報事業を実施する。一般的に青少年は外国に対する観念が固まっていないものであることから、この時期に広報事業を行うことにより、将来的な親日派・知日派の育成を図る。

有効性（具体的成果）

日本との経済関係の深化や日本のポップ・カルチャー人気を背景に、青少年の対日関心は高まっており、在外公館はこれに応える教育広報事業を実施した（平成21年度約1200件）。これらの事業の多くは対象となった教師・学生・生徒や受け入れ校から好意的な反応を得ている。

予算の効果的・効率的活用

元来、実施件数に比して予算規模は非常に小さく、費用対効果の高い事業ではあるが、在外公館においても、職員が学校を訪問するのみならず、広報文化センターに生徒一行を受け入れて事業を実施する等、一層の効率化に努めている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

教育広報は将来の親日派・知日派の育成に向け一定の成果を上げており、引き続き、効果的・効率的な実施を心がける。

事務事業名 ④広報環境調査（対日世論調査等）

事務事業の概要

広報事業を効果的に実施するには、訴求対象である諸外国国民の対日意識を正確に把握することが必要であるが、第三者が実施する世論調査のみでは十分な情報が得られないため、外務省としても調査会社に

委託し、対日意識調査を実施する。平成21年度は米国、ロシア、豪州において世論調査を実施した。

有効性（具体的成果）

平成21年度に外務省が委託して実施した対日世論調査の結果、米国においては有識者の90%、一般回答者の79%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、前回調査（平成21（2009）年）と比較してそれぞれ1%ずつの減少であった。また、ロシアにおいては41%が日本を信頼できると回答し、前回調査（平成16（2004）年）と比較して9%の増加であったほか、豪州においては約60%が日本との関係は良好であると回答するなど、各国において、我が国に対する好意的な見解が示されている。一方で、豪州においては、日本を信頼できると回答した割合が前回調査（平成18年度）から大幅に低下したことから（83%→25%）、捕鯨問題の影響と考えられる対日意識の変化に対して今後政策発信等の取組を強化する必要性が一層明らかとなった。

これらの調査結果は対象地域に対する広報文化交流戦略の策定や事業の企画立案において活用されており、有効であったと考えられる。

なお、平成21（2009）年11月から平成22（2010）年2月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界33か国で行った世論調査では、31か国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で53%（前年比-3%）で、評価対象となった17か国・地域中第2位であり、我が国に対する良好な評価が見られる。

予算の効果的・効率的活用

調査対象国・地域の選定については、政策的重要性と経年比較可能性の双方の観点を勘案する等、限られた予算で最大限の効果を得られるように努めている。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

対日意識の的確な把握のため、今後とも調査を実施する必要があることから、引き続き効果的・効果的な実施に努める。

評価をするにあたり使用した資料

米国における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

ロシアにおける対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

豪州における対日世論調査

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

BBCによる世論調査

http://www.worldpublicopinion.org/pipa/articles/views_on_countriesregions_bt/660.php?nid=&id=&pnt=660&lb=

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－１－２ 国際文化交流の促進

(施策レベル評価版：322頁)

事務事業名 ①文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業等）

事務事業の概要

日本文化、思想、価値観等の魅力を諸外国国民に伝え、対日理解や信頼を深め、我が国への共感を醸成し、ひいては知日家・親日家を養成していくことを目的として、在外公館や（独）国際交流基金を通じて、公演、展示、ワークショップ、映画祭等といった日本文化の海外での紹介事業を実施している。

また、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示すことを目的として、シンポジウムの開催やフェローシップの供与といった知的交流事業を実施している。

有効性（具体的成果）

（１）在外公館文化事業・国際交流基金事業

在外公館文化事業については、平成21年度において、主催・共催事業を1,813件（1億6,820万2,035円）実施した。また、（独）国際交流基金を通じ、平成21年度に、海外において文化芸術交流事業をあわせて、341件（約4,949万348円）実施した（5月21日現在）。

（２）ポップカルチャーを活用した取組

文化外交におけるポップカルチャーの活用の一環として、平成19年5月に国際漫画賞を創設し、第1回授賞式を開催し、24の国と地域から146作品の応募があった。平成21年度は、第3回国際漫画賞を実施し、55の国と地域から303作品の応募があった。

また、日本のアニメへの理解を日本そのものへの関心につなげる取組の一環として、平成20年3月から「アニメ文化大使」事業として、アニメ（「ドラえもん のび太の恐竜2006」）の上映等を通じ、対日理解の促進に資する文化事業をこれまでに66の在外公館において119回実施した。

平成20年2月から平成21年3月にかけて、特にファッション分野で顕著な活動を行っている若手リーダー3名に「ポップカルチャー発信使（通称「カワイイ大使」）」として広報関連業務を委嘱し、外務省及び国際交流基金が実施する文化事業としてタイ、フランス及びブラジルに派遣した。中でもブラジルのレシフェでは一度に約2万人の観客を動員する盛況ぶりであった。加えて、各国の民間ベースの招待に応じて、イタリア、ロシア、スペイン及び韓国を訪れた。

予算の効果的・効率的活用

（１）在外公館文化事業に関して、在外公館から提出される事業計画についてゼロベースで精査を行い、案件毎の必要性、期待される効果及び効率性について一層厳しく査定した。

また、国際交流基金事業については、事業効果を高めるため、国別・地域別に事業を実施し、より戦略的な事業展開を行うこととした。

（２）生け花や茶道といった伝統文化紹介事業を、集客力のあるポップカルチャー事業と組み合わせ実施することにより、効果的な日本文化の紹介を行うこととした。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年度においては、各国国民の対日関心を引く文化事業が実施できた。また、ポップカルチャーについては、第3回国際漫画賞、「アニメ文化大使」事業及び「ポップカルチャー発信使」事業を実施し、日本への理解や関心を従来に増して高めることができた。

国際交流基金事業については、引き続き、外務省と国際交流基金の連携を強化し、外交上の状況の変化に応じた方針の変更等を通じて、常に外交上の必要性の高い事業が実施されるよう努める。

在外公館文化事業については戦略的観点から見直しを行い、更に執行方針の見直しを図ることによって、多面的機能の強化・拡充を図る。

また、アニメ、漫画に続き、ファッションや食など日本のポップカルチャーの発する魅力は、世界中で多くの人々の心をとらえている。文化外交を通じて親日層の形成を図っていく上で、従来から取り上げている日本の伝統文化とともに、ポップカルチャーを現代日本のありのままの姿を伝える重要な一翼を担うものと位置づけ、文化芸術の分野における日本文化紹介事業において積極的に活用する。さらに、日本語普及、知的交流事業においてもポップカルチャーの要素を取り入れることについて積極的に検討していく。

事務事業名 ② 人物交流事業の実施

事務事業の概要

外務省及び（独）国際交流基金は、諸外国において我が国の政治、経済、文化、社会等についての正しい理解を深め、各国における知日家・親日家層の形成を促進し、もって中・長期的に我が国と諸外国との外交関係の円滑化を図ることを目的として、以下をはじめとする人物交流事業を実施している。

（１）留学生交流の推進

（イ）在外公館を通じた国費留学生の募集・選考

（ロ）ウェブサイト「日本留学総合ガイド」等を通じた日本留学広報及び留学生アドバイザーによる相談業務の実施

（ハ）「元日本留学者の集い」の開催や帰国留学生会の組織化支援等を通じたフォローアップ事業の実施

（２）招へい事業の実施

外国の政・経・官・学等の各界において一定の影響力を有する者または将来指導的立場につくことが有力視される実務レベルのための招待制度。年度毎の重要な外交政策を踏まえた招待を行い、我が国要人と人脈を構築することで、我が国外交政策推進の円滑化に資する。また、我が国有識者等との交流や各種施設の視察等を通じ、対日理解の増進を図り、中長期的な親日家・知日家層の育成・底上げを図る。

（３）「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）の実施

（イ）在外公館を通じた参加者の募集・選考及び渡日前オリエンテーションの実施

（ロ）世界15か国に51支部あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を通じたフォローアップ事業の実施

有効性（具体的成果）

（１）留学生交流の推進

（イ）平成21年5月1日現在、我が国に滞在する留学生数は、13万2,720人となり、過去最高となった。

（ロ）「留学生30万人計画」を受け、国費留学生のみならず様々な日本への留学機会を積極的に広報した。ウェブサイト「日本留学総合ガイド」では日本留学に関するさまざまな情報を提供した。同サイトは、平成21年5月には、約514万件の月間アクセスを得た（うち日本語66万件、英語276万件、中国語20万件、韓国語10万件）。また、約50の在外公館では留学生アドバイザーを委嘱して日本留学に関する広報・相談業務を行った。

（ハ）時々の外交戦略に機動的に対応できるよう、平成21年度についても大使館推薦国費留学生に戦略機動枠を設け、太平洋島嶼国人材育成支援枠（既存枠と合わせ年20名）、中央アジアコーカサス諸国との交流促進枠（3年間30名）、大型周年事業（日・メコン、日・ドナウ交流年）枠（年8名）を設定した。

（ニ）留学生受入れのフォローアップ事業として、各国の元日本留學生の組織化の促進や帰国留学生会の活動支援を行うほか、東南アジア・中国、南西アジア・中東・中央アジア・モンゴルの35か国・77人の帰

国留学生を招へいして「元日本留学者の集い」を開催した。JICA研修生の同窓会組織等を含めた帰国留学生会数は、世界104か国、312組織となった。現在、帰国留学生のフォローアップに活用するため、帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報しているが、連絡先を聴取した元国費留学生を対象としてメルマガを発行する（平成21年度3回発行）とともに、来日した国費留学生を対象としたメルマガを発行した（平成21年度2回発行）。

（2）21世紀パートナーシップ促進招へい

（イ）諸外国の各界において一定の影響力を有する者または将来指導的な立場に就くことが有力視されている者を対象とする「21世紀パートナーシップ促進招へい」は全ての国・国際機関を対象としており、平成21年度は142件（個別86件、2名以上56件）計412名（出身国ベース：アジア・大洋州217名、北米8名、中南米24名、欧州117名、中東27名、アフリカ19名）を招待した。

（ロ）本プログラムは、近年外務省の外交政策推進の基本的ツールとしての色彩を強めつつあり、平成21年度においては例えば、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）及び右フォローアップのための招聘、テロ対策、軍縮、復興支援といった外交課題関連案件や、二国間外交の主要課題等と密接に関係した人物の招待が大きな比重を占めるに至っている。招待者と官民の関係者との意見交換や関連施設の視察等と併せ、日本の社会文化全体への理解を深めるためのプログラムを組み込む工夫もなされた。

（ハ）本事業については、招待直後に訪日の感想及び成果を聴取する等、短期的なフォローアップを行っており、招待者からは、「外務省、財務省、経産省、日本銀行、アジア経済研究所といった政府や関連機関を訪問し、意見交換ができたことは非常に収穫があった」、「（多くの面談や施設の訪問を通じ）日本の人材の層の厚さを感じ、日本の発展の秘訣は、戦後、人材育成に大きな投資を行ったことであると思った」等の感想が寄せられている。また、その後も招待者を定期的にフォローアップし、招待効果を定性的及び定量的に評価している。本事業が始まった平成17年度から4年間の招待者について、我が国の重要な外交政策実現に向けての各種協力において高い効果が確認されているとともに、現在より一層指導的立場についているかについても把握に努めているところ、平成21年度招待者についても引き続きフォローアップを行っていく予定。

（3）スポーツ交流支援事業

2016年東京五輪招致の観点から、英国IOC委員と連携し、全日本柔道連盟の協力を得て、英国柔道協会・英国女子ナショナルチームを招待し、全日本柔道合宿等に参加した。また、NPO法人柔道教育ソリダリティー（山下泰裕理事長）の協力により、インド柔道連盟及びモンゴル柔道協会の技術力向上を図るとともに、両国における指導的役割を果たす人造りを目的として、インド柔道連盟及びモンゴル柔道協会の選手・コーチ（計6名）を招待した。

（4）「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）の実施

（イ）平成21年度JETプログラムに参加して日本各地で語学指導等に従事する外国青年は、約4500名のほり、昭和62年度の事業開始以来の累計招致者数は、5万2000人に達した。

（ロ）世界15か国に51支部あるJET同窓会組織（JETAA）の活動支援を通じ、若い世代を中心とした対日理解の促進、親日感の醸成に努めた。特に、在外公館においては、JET経験者のための就職支援会合の開催、JET経験者とのネットワーク強化等に取り組み、その一環として平成21年度より帰国者アンケートを実施し、JET参加者の帰国後連絡先の補足率を高めるよう努めた。

（ハ）また、JET経験者を、諸外国での我が国広報・文化交流に積極的に活用していく「教育キャラバン」を数か国で試験的に実施したところ、各国教育機関関係者及び生徒から好評を得たため、現在、同取組を

世界各国で実施すべく、手法を検討しているところである。

予算の効果的・効率的活用

(1) JETプログラム及び留学生受入れのフォローアップ事業については、在外公館から提出される執行計画をより厳格に精査し、予算配分において案件の必要性や期待される効果をより一層厳しく査定することとした。

(2) 21世紀パートナーシップ促進招へいについては、各案件毎の接遇、航空運賃（PTA発券、在外公館手配）、会食の見積額および支出額を、案件の基本情報とともに管理し、本招へい事業全体の執行状況を常に把握することで、綿密かつ迅速な執行管理を実施している。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

人物交流事業は、我が国の外交政策推進の為の基本的ツールであり、各国における知日家・親日家層の形成を促進する上での効果も高く、上記のように、効果の高さを示す各種事例も報告されている。よって、今後も中・長期的な視野から更なる内容の改善を図りつつ、継続的に実施していく必要がある。

特に、以下の点に留意しつつ、人物交流事業のより一層の効果的かつ効率的な実施を図る。

(1) 留学生交流の推進

(イ) 今後、「留学生30万人計画」の実現、及び、第173回国会における総理所信表明演説で挙げられた留学生の受入れの大幅拡大の実現に向け、在外公館の情報提供機能の強化、ウェブサイトの充実等により引き続き積極的に日本留学に関する広報を実施する。また、「新成長戦略（基本方針）」に基づき、日本への留学に関心がある若しくは留学を希望する若者が、各人の要望に適った留学制度及び留学先がより容易に見つけられるよう、海外における在外公館を中心としたオールジャパンの体制強化のために、在外公館をはじめとする海外での情報提供体制を整備・強化する。

(ロ) また、上記(イ)の計画や戦略に則り、帰国した国費留学生による留学成果報告会の実施等を通じ、元留学生のフォローアップを一層強化するとともに、我が国の高等教育を修めた優秀な元留学生が、我が国を含めたアジアの成長に不可欠な人的資産としてその能力がより一層発揮されるよう、元留学生の日系企業（国外）及び本邦企業（国内）への就職を促進させる。

(ハ) さらに、大使館推薦国費留学生に創設した戦略機動枠を活用し、時々の外交戦略に応じて機動的かつ戦略的な国費留学生の受入れを推進する。

(2) 招へい事業の実施

平成21年の行政刷新会議・事業仕分けにて当室の各種招へい事業が見直しの対象となり、その結果、「元日本留学者の集い」が廃止され、「スポーツ交流事業」及び「グローバル・ユース・エクスチェンジ」が「21世紀パートナーシップ促進招へい」に統廃合されることとなった。さらに、「21世紀パートナーシップ促進招へい」自体も予算が削減されたが、他方で、前述のとおり同事業は相当程度の有効性が確認されているため、同事業のより一層効果的・効率的な運用が不可欠となる。については、引き続き予算執行率向上のために招へい計画の早期確定やエスコートの効率的な運用等に努めていくとともに、調達における競争性をより一層高めるべく一般競争入札を実施し、フォローアップについても、その内容・方法を大幅に見直すことで効果の検証をより強化する。

(3) 「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」の実施

JET経験者のキャリアアップ支援、ネットワーク強化等に資する事業を積極的に実施する。特に、就職支援会合の実施に加え、日本語学習の強化、国費留学生プログラムとの連携等に取り組む。さらに、JET経験者を、諸外国での我が国広報・文化交流に積極的に活用していく「教育キャラバン」の実施を、世界

各国に普及させていく。

事務事業名 ③日本語の普及、海外日本研究の促進

事務事業の概要

諸外国における日本語学習を支援することによって、日本の政治、経済、社会、文化に対する諸外国の関心を高める。同時に、日本に造詣の深い海外の専門家の育成を通じて対日関心層を増大させることにより、日本の対外発信力を高める。外務省は、各国における日本語教育及び日本研究の一層の振興を目的として、主に（独）国際交流基金を通じて、日本語専門家の派遣、現地日本語教師の育成、教材寄贈、日本語能力試験の実施、日本研究拠点への支援等を行っている。

有効性（具体的成果）

（１）日本語普及の政策に関する取組

海外の日本語学習者数は着実に増加している（平成15年度調査約235万人→平成18年度約300万人）一方で、増大する需要に応えるために、限られた人員・予算の一層効果的な活用が必要となってきている。このため、（独）国際交流基金は、国内外の基金事務所等に加え、当基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関の構成メンバー（平成22年3月末現在、32か国に74メンバー）を、日本語普及の海外拠点「JFにほんごネットワーク（通称「さくらネットワーク）」と位置づけ、効果的な日本語普及の環境整備を行っている。今後1年間でこのような中核的拠点を100箇所とする方針である。

また、中国をはじめ各国において日本語能力試験の受験希望者が大幅に増加していることを踏まえ、それに対する取組を強化した。平成21年度には例年の12月試験に加え、日本国内、中国、韓国、台湾において1、2級のみならず7月試験も実施し、海外では53か国・地域の計173都市において621,331名（平成20年度比約15%増）の日本語学習者に受験機会が与えられた。

更に、平成18年度に開発したテレビ放映用日本語講座シリーズ「エリンが挑戦！にほんごできます」について、NHK教育テレビ及びNHKワールド等で放送を行うとともに、平成21年度は、米国、カナダ、モンゴル、ラオス、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ブラジルに加え、フィンランド及び韓国の現地テレビ局でも海外放送を開始した。

（２）海外日本研究の支援に関する取組

（独）国際交流基金は、平成19年度に外交上の観点から日本研究の基盤強化に必要な支援（客員教授派遣、研究・会議助成、図書拡充等）を包括的に実施する「日本研究機関支援」プログラムを立ち上げたが、平成21年度においては同プログラムを通じて各国の日本研究の中核的な役割を担う機関、または将来において中核的な役割を担うことが期待される機関等に対し、支援を行った。また、各国における次世代の日本研究者育成等の観点から、博士論文執筆者や学者・研究者を対象とする「日本研究フェロシップ」プログラムも実施した。

予算の効果的・効率的活用

日本語普及に関しては、スポット的に中・韓・台において日本語能力試験を7月にも実施し、試験料収入（自己収入）の増加を図ることとした。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

海外における日本語学習者が着実に増加している。一方、多様化する日本語への関心やニーズに対応すべく、拡充強化する。

その際、国内外の基金事務所等に加え、基金と支援・協力関係にある世界各地の中核的な日本語教育機関の構成メンバーを、日本語普及の海外拠点と位置づけ、引き続き効果的な日本語普及の環境整備を行っ

ていく。

海外日本語教育を支援し、その長期的自立を助けるという従来の日本語普及事業に加え、世界各地の中核的な日本語教育機関を構成メンバーとする日本語教育拠点ネットワークを展開すること等で、より能動的に日本語普及事業を展開していく。さらに、基金直営講座の本格的展開を図る。

平成21年度の日本語能力試験の海外実施では、試験実施都市、受験者数ともに顕著な増加が記録された。今後も、受験料水準の見直し等による受験者負担の適正化を計り、年2回の実施地の拡大を図り、外部評価とそれを受けた試験の有効性、効率性の向上を目指していく。

各国・各地域における日本研究の中核機関や対日理解の中核となる者に対する支援を重点化するとの方針の下に、今後も、海外日本研究の拠点機関を支援する機関支援プログラム及び日本研究フェローシップ・プログラムを強化していく。

事務事業名 ④大型文化事業（周年事業）の実施（日メコン交流年、2010年トルコにおける日本年）

事務事業の概要

「大型文化事業」とは、外交関係上の節目等の特別な機会に実施する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる文化事業を実施するものである。周年事業においては、特にオープニングやクローズング等に政府主導で大規模な事業を実施することによって、民間団体を巻き込み、オールジャパンとして特定国・地域との交流事業を集中的・戦略的に展開する。これにより、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築といった効果について、単独の事業の積み重ねでは達成し得ないレベルで、実現しようというものである。

平成21年度においては、「日メコン交流年」「2010年トルコにおける日本年」等の機会に大型文化事業を実施した。

有効性（具体的成果）

平成21（2009）年は、「日メコン交流年」にあたっており、平成21年度には、メコン河流域国5か国における「日メコン交流年」の文化交流事業の一環として、和太鼓公演、ロボット公演を実施し、今後の文化事業実施に弾みをつけた。

また、平成22（2010）年1月に行われた「2010年トルコにおける日本年」のオープニング式典においては、トルコ人の視覚に訴えるような色彩鮮やかな着物紹介事業、津軽三味線を用いたテンポの早い音楽・舞踊ショーを開催したところ、満員の観客を集め、全国ネットの報道で幅広く取り上げられた。

予算の効果的・効率的活用

周年事業の実施にあたっては、（独）国際交流基金が行う巡回展の活用等により気運を醸成しつつ、実施時期を調整し、行事に一定の継続性をもたせることで、効果的・効率的な事業展開を行った。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

「日メコン交流年」については、周年事業期間が終了した。

新たに、平成22年（2010年）の重点周年事業である「2010年トルコにおける日本年」及び「日墨交流400周年」等における大型文化事業については、現地での訴求効果を勘案しつつ、対日理解の促進のため積極的に実施する。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版外交青書

海外交流審議会答申（平成20年2月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－１－３ 文化の分野における国際協力

(施策レベル評価版：327頁)

事務事業名 ① ユネスコ、国連大学を通じた協力

事務事業の概要

1. ユネスコを通じた協力全般

教育、科学、文化などの分野における国際協力を担うユネスコでは、それらの分野において新しい時代のニーズに合わせた国際協力を推進するための様々な決議及び条約が交渉・採択されている。我が国として、当該決議及び条約に係る交渉に積極的に参加し、交渉の場で我が国の意見が可能な限り決議案及び条約草案に反映されるよう対応する。

また、我が国はユネスコ文化遺産保存日本信託基金、ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金及びユネスコ人的資源開発日本信託基金を設置し、ユネスコとの密接な協力を通じ各種事業を展開している。ユネスコ文化遺産保存日本信託基金は有形文化遺産の保存や修復を目的としており、ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金では途上国の無形文化遺産の保護・振興に努めている。ユネスコ人的資源開発日本信託基金を通じては、ユネスコの所掌である教育・科学を中心に人材育成を行うことで、途上国の持続的開発に寄与し、これらの国々の文化環境の向上にもつなげている。

2. 国連大学を通じた協力

我が国に本部を擁す唯一の国連機関であり、国連のシンクタンクとして地球規模の諸問題の解決に研究と能力構築を通じて寄与することを目的としている。我が国は国連大学の活動を支援することにより、各国国民が直面する問題解決に役立つような知識・能力を育成するなど国際社会の経済・社会開発の一助となるよう協力を行っている。

有効性（具体的成果）

1. ユネスコを通じた協力全般

第35回総会、第181回、第182回及び第183回執行委員会、第33回世界遺産委員会等の国際会議に参加した。中でも、平成21年9月、松浦前事務局長の後任選出のための新事務局長選挙が実施された執行委員会に続き、同10月に開催された第35回総会においては、ポコバ新事務局長の任命を含む約83の議題が審議されたところ、我が国は何れの審議にも積極的に参加しユネスコ場裡でのプレゼンスを高めた。

日本信託基金事業については、文化財保護の分野で高い知見を有している日本の存在感を最も直接的に示すものであり、かつ対象となる国の国民心情に訴えかけ、長期間持続する効果を持ち、有形・無形文化遺産日本信託基金事業何れにおいても、裨益国はじめ国際的に高い評価を得ている。国際社会はこれら有形・無形の文化遺産を人類共通の遺産として位置付け、ユネスコ等が中心となった国際的取組により保存・修復・振興といった協力を進めており、我が国は当該信託基金を通じてこの取組の極めて重要な一翼を担っている。また、ユネスコが行う途上国における教育分野等での人材育成事業に対する人的資源開発日本信託基金等を用いた積極的な支援も、被援助国はじめ国際的に高い評価を得て、各国の我が国に対するイメージ及び親日感の向上につながった。

2. 国連大学

日本政府・国連大学間のハイレベル定期協議を3回開催し、緊密な意見交換を通じて相互理解を深めるとともに、我が国大学・研究機関との交流促進や一般市民に対するビジビリティの向上等、国連大学の在り方や強化すべき活動等につき協議した。我が国は、平成19年9月に就任したオスターヴァルダー学長が発案し、国連大学が推進する「国連大学改革のための新戦略（大学院プログラム構想等）」を後押ししており、平成21年12月に大学院プログラムに必要な国連大学憲章の修正決議が国連総会において採択され

た。

予算の効果的・効率的活用

ユネスコを通じて協力をを行うことにより、ユネスコが各専門分野で有するノウハウや、ユネスコが全世界 52 箇所に有する地域事務所を利用して効率的な支援を実施できる。また、ユネスコが持つ専門家のネットワークを活用し、より効果的な事業の実施が可能となっている。国連大学については、日本政府・国連大学間のハイレベル定期協議をはじめとする場を通じて、国連大学の事業計画や管理運営状況につき随時聴取し、我が国の関心事項や要望につき伝えつつ、国連大学との連携の分野を拡充・強化する方向で緊密な意見交換を行い、事業の効果的・効率的実施に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. 理由

(1) ユネスコを通じた協力

ユネスコにおける決議及び条約等の策定については、我が国の利害を反映させるためにも交渉段階から積極的に参加し、さらに決議及び条約の採択後の国際協力体制に積極的に貢献していくことが必要であるとする。平成22年度には、第184回及び第185回執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産締約国総会、同政府委員会等が開催される予定であり、これら国際会議に積極的に参加することにより、ユネスコを通じた国際協力をこれまで以上に強化する必要がある。また、日本信託基金事業について、途上国の有形文化遺産及び無形文化遺産の保存・振興には長期的・継続的な取組が必要であり、これに対する国際社会の期待と要請に応えるためにも、ユネスコを通じた日本信託基金事業での支援を強化拡大する必要がある。さらに、教育についても、国際社会が一致して定めたミレニアム開発目標(MDGs)や万人のための教育(EFA)目標達成のために、引き続きユネスコの取組を強力に支援していく必要がある。

(2) 国連大学を通じた協力

オスターヴァルダー学長の下で国連大学は新たな戦略を策定し、我が国の学术界(大学・研究所等)・産業界との連携協力を一層深め、付属組織である世界各地の研究研修センター等も通じた国際協力・国際交流を促進させる観点から、また我が国が国連大学との共同事業作業を通じ、国際社会に対し知的貢献を行う観点からも、平和構築、アフリカにおける能力開発、持続可能な開発のための教育等のテーマについて、今後も積極的に国連大学と協力していく必要がある。

2. 今後の方針

(1) 有形・無形の文化遺産の保護、教育支援等の分野において、ユネスコを通じた協力を積極的に推進する。特に、我が国の文化遺産保存・修復技術は国際的にも極めて高い水準にあることから、文化遺産国際協力推進法に則り、その下に設置された文化遺産国際協力コンソーシアムにおいてより効率的な事業の在り方を国内各機関と協議しつつ、我が国の顔が見える質の高い事業を実施していく。また、無形文化遺産保護条約の発効及び本格的運用開始を受け、世界的にも無形文化遺産に対する関心が高まっているところ、今後は、これまでの個別無形文化遺産の保護や条約加盟支援に加え、条約の加盟国に対する条約履行支援も実施していく。さらに、2015年を期限としているミレニアム開発目標(MDGs)の達成等のため、我が国の国際社会に対する貢献に向けて、今後もアジア・アフリカを中心に人材育成事業を着実に実施していく。

(2) ホスト国として、国連大学が推進する「大学院プログラム」等を後押しし、国連大学と我が国との産学連携を通じ、国連大学が有する途上国、特にアフリカの高等教育機関との協力関係を基盤に、アフリカにおける共同研究事業や教育事業を一層推進する。

事務事業名 ②文化無償資金協力**事務事業の概要**

文化無償資金協力は、開発途上国の文化・高等教育振興、文化遺産保全支援を目的として創設された無償資金協カスキームであり、「一般文化無償資金協力」、「草の根文化無償資金協力」からなる。「一般文化無償資金協力」は、その国民全体に裨益するという幅広い考え方に立って、開発途上国の政府機関に対して文化・高等教育、遺産保全に資する機材供与（従来5,000万円目途）・施設整備支援（従来3億円規模）を行うものである。これに対して、「草の根文化無償資金協力」は、資金的には小規模（原則1000万円以下）ながらも、現地で活動中のNGOや地方自治体等の草の根レベルの機関を対象として機材供与・施設整備・輸送支援（例えば、日本側民間団体より寄付される中古柔道着等を我が国から現地まで輸送する支援）を行うことにより、草の根レベルの一般住民に対してより直接的に裨益効果をもたらされることを目的としたスキームである。

有効性（具体的成果）

平成21年度において、文化無償資金協力案件は、合計59件実施した（「一般文化無償資金協力」23件（交換公文ベース）、「草の根文化無償資金協力」36件）。具体例を挙げれば、インドネシア、ラオス、パナマ、シリアなどに対して、日本語教育のための機材供与や施設の改修により、日本語の普及のみならず、今後の我が国との関係発展を担う人材育成に貢献した。また、ガボン、ウルグアイ、グアテマラ、ニカラグア、ペルー、ブルキナファソなどに対して柔道等器材供与を行い、日本文化の普及、文化交流の進展、対日理解・親日感の向上を図った。この他にもアジア、中南米、中央アジア・コーカサス、中東欧、中東・アフリカ諸国に対して文化施設等への機材供与や施設整備を行い、今後我が国と各国との文化交流を更に深化させていく上での拠点を拡充した。

予算の効果的・効率的活用

より一層効率的・効果的な文化無償協力案件を実施するため、「文化無償プロジェクトレベル事後評価にかかる調査」として、過去に実施した文化無償協力案件をモデル的に評価し、文化無償の評価のあり方についての提言及び案件タイプ別の案件形成・実施上の教訓を得るための調査を実施した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

1. 理由

現在、文化無償資金協力は、開発途上国の民主的国造りや経済・社会的安定の過程を歩む上で精神的な拠り処となる独自の文化や教育の振興のための、いわば、開発途上国に対する「配慮」としての支援に止まっていない。各被供与機関に対する機材供与等を通じて協力パートナーを増やし、我が国と開発途上国との間の文化交流や我が国に関する広報・情報発信の拠点を拡充することを通じての対日理解や親日感情の増進を図ること、またそれにより、国際場裡における我が国立場に対する各国からの支持を確保する上でも不可欠の外交手段となっている。こうした積極的な支援の効果が着実に現れつつある。他方、ODA全体予算の減少等を受け、文化無償資金協力についても従来通りの予算規模での実施は困難となっている。

2. 今後の方針

従来の相手国の文化・高等教育振興のための支援のみならず、日本語教育、日本武道といった分野での機材供与や我が国に関する情報発信の拠点となりうる施設の整備等、「日本の顔」のアピール、日本のプレゼンスの増大に直結する案件をより精査して実施し、開発途上国における我が国の存在の重要性を強調しつつ、対日理解と親日感情の更なる醸成に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

平成 22 年版外交青書

ユネスコホームページ (<http://portal.unesco.org>)

国連大学ホームページ (<http://www.unu.edu/hq/japanese/index-j.htm>)

外務省広報文化交流部関連ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策Ⅲ—2 報道対策，国内広報，IT 広報

具体的施策

Ⅲ-2-1	適切な報道機関対策・国内広報の実施	237
Ⅲ-2-2	効果的な IT 広報の実施	242
Ⅲ-2-3	効果的な外国報道機関対策の実施	245

Ⅲ－２－１ 適切な報道機関対策・国内広報の実施

(施策レベル評価版：338頁)

事務事業名 ①外務大臣等の外務省幹部による記者会見等の実施，談話・外務省報道発表等の発出

事務事業の概要

外交政策の遂行に当たって，国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ，政策の具体的内容や外務省の役割等について，タイミング良く，かつ分かりやすい説明を行うことが重要であることから，以下の事業を実施している。

(1) 口頭によるメディアを通じた情報発信として，①外務大臣（週2回），副大臣（週2回），外務報道官（週1回）等の定例記者会見及び緊急記者会見，②記者ブリーフ，③政務三役によるTV出演，新聞及び雑誌インタビューのほか，④各報道機関の論説委員及び解説委員に対する説明等を行っている。

(2) 文書によるメディアを通じた情報発信として，国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」，「外務報道官談話」を，また事実関係に関する正式発表として「外務省報道発表」等を迅速かつ適切に発出している。

(3) 発信力のある有識者に対して，郵送，メール，面談等により，適切な情報提供を定期的に行うことで，事実関係を正確に反映した報道を促す効果や，馴染みのない外交案件を国民に広く知らせる効果が期待される。

(4) 地方メディアの国民に与える影響力を踏まえ（47都道府県のうち，31道県において地方新聞の販売部数が5割以上を占めている。），地方メディアへは，各地方と関連のある外務省報道発表等を速やかに送付するなど，地方メディアとの連携強化に努めるとともに我が国の外交政策に対する地方住民の理解増進に努めている。

有効性（具体的成果）

(1) 記者会見時間及び回数が増加した。

○大臣会見：平成21年9月以降，短時間（10～15分程度）の会見対応（ぶらさがり等）から，会見場での長時間の会見対応へ（例：平成22年3月9日の大臣会見時間は約1時間半）。

○両副大臣会見：従来，開催されない週が多かったが，平成21年9月以降は外国出張等特段の事由のない限り，必ず毎週2回開催。

(2) 平成21年9月以降，記者会見をオープン化し，インターネットメディア，フリーランス記者等にも大臣等の記者会見を開放した（これまでに会見の参加登録をした者は計92名。）。

インターネットメディアによる会見の「生中継」が行われるようになり，これまで外務省における会見に関心のなかった層にまで幅広く会見の様子を伝えることができるようになった。

(3) 大臣をはじめとする政務三役によるTVインタビュー，新聞インタビューを通じた直接発信のほか，地方新聞に対する情報発信の強化を行った。

(4) 大使，総領事等に対し出身地あるいは任地の姉妹都市にある地方新聞によるインタビューを働きかけ，平成21年度中に計51回のインタビューが報道された。その他，地方新聞独自のニーズに基づく取材に対する協力を行った。

(5) さらに平成21年度には日韓記者交流事業及び日中青少年交流事業の枠を使った地方新聞記者による韓国，中国取材の募集を行い，日韓，日中関係に関する地方住民の理解促進を促した。

(6) 平成21年度に行った具体的な情報発信は以下のとおり（括弧内は前年度）。

(イ) 会見等の口頭による情報発信の回数

・ 記者会見：計 213回（計255回）：

外務大臣 88回 (122回)

外務副大臣 52回 (27回)

事務次官^(注) 19回 (30回)

(注) 平成21年9月14日まで)

外務報道官 54回 (76回)

・説明及び懇談：計 170回 (計228回)

報道関係者への説明(ブリーフ)： 95回 (131回)

報道関係者との外務報道官室での懇談(オープンルーム)：13回 (21回)

論説委員への説明： 34回 (38回)

解説委員への説明： 28回 (38回)

(ロ) 談話、外務省報道発表等の文書による情報発信の件数：計1394件 (計1697件)

外務大臣談話： 36件 (38件)

外務報道官談話： 70件 (77件)

外務省報道発表： 1288件 (1428件)

官邸が発出した貼り出しの参考配布： 47件 (154件)

(ハ) TV出演、新聞及び雑誌インタビュー

【TV出演】

外務大臣 18回 (1回)

副大臣 13回 (3回)

政務官 1回 (0回)

【新聞及び雑誌インタビュー】

外務大臣 5回 (9回)

副大臣 2回 (0回)

政務官 0回 (0回)

(二) 郵送及びメールによる有識者への情報発信の件数

郵送： 0件 (4件)

メール送信： 39件 (35件)

予算の効果的・効率的活用

事務事業の見直しにより、音声ニュースの配信を廃止した他、コンテンツ・マネジメント・システム(CMS)の導入によるHPコンテンツの作成業務を内製化した。一方、外務大臣等の記者会見記録の作成業務等をアウトソーシングすることにより予算を効率的に活用した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることから、引き続きメディア、有識者等に対する適切な情報発信に取り組んでいく必要がある。国民の多くが現在でも従来型のメディアから外交政策に関する情報に接していることにかんがみれば、その効果は依然大きいと考える。

また今後、情報発信の更なる強化のため、インターネットメディアやフリーランス等の「会見のオープン化」を契機に大臣会見等の参加が認められた新しいメディアに対する情報発信にも取り組んでいくよう努める。

事務事業名 ②定期刊行物への各種協力、パンフレットやホームページ・コンテンツの制作**事務事業の概要**

我が国の外交政策及び外務省の役割について、幅広い国民層に発信し、理解を得るため以下の事業を実施した。

- (1) 外交、国際問題に特化した定期刊行物（外交フォーラム誌）を買上げ、国会議員、学識経験者、マスコミなどのオピニオン・リーダーや図書館などの公的機関に配布。
- (2) 中央公論、機内誌を通じた外交政策、国際情勢などに関する情報提供。
- (3) 重点外交政策、国際情勢、外務省の役割などに関するパンフレットの作成及び配布。
- (4) 外交日程や国民のニーズにあわせた分かりやすい解説や若年層を対象とした外務省の役割などを解説したコンテンツを外務省ホームページに掲載。

有効性（具体的成果）

- (1) 外交フォーラム誌では、様々な外交問題に関する各界有識者の意見が掲載され、また、その論文等は主要紙で毎月のように紹介された。事業仕分け判定（雑誌買上げ廃止）を受け、160名以上の学識経験者が同誌の有用性を訴え、報道記事でも大きく取り上げられたことから、同誌は、オピニオン・リーダー層に対して、最新の外交状況を発信する媒体として有効であったと言える。
- (2) 中央公論に誌面広報を3回（平成21年6、7月号、平成22年4月号）掲載し特定の外交テーマで、有識者、オピニオン・リーダー層を中心に広く広報を行った。機内誌「翼の王国」に誌面広報1回（1月号）を掲載し、平成22（2010）年の主な周年事業や国際会議など、日本と諸外国との交流について一般市民を対象に広報を行った。
- (3) 重点外交政策や周年事業等を分かり易く説明するパンフレットを、8種11万8千部新規作成し、各種講演会等で配布するとともに、外務省ホームページにも掲載し、月平均約5万件の高いアクセスを得た。（主なパンフレット：「日米安全保障条約」「日本とアフリカ」「軍縮・不拡散」等。）また、パンフレットの配布送付希望は極めて多いため、これまでに作成した3種のパンフレットについて9万3000部の改訂、増刷を行い対応した。
- (4) 外交政策や国際情勢を包括的に分かりやすく解説する「わかる！国際情勢」は、月平均約5万件のアクセスがあり、Yahooなどでもよく取り上げられているほか、個人のブログでも分かりやすいとの評価を得ている。「キッズ外務省」は、月平均約33万件のアクセスがあるほか、掲載内容について、①リンク許可依頼、②学校教材への紹介・データ等の転載希望、③最新のデータ等についての照会、等様々な反響があった。

予算の効果的・効率的活用

- (1) 外交フォーラム誌は、割引価格で購入し、配布先はニーズ、効果を考慮して随時見直した。外務省主催の講演会等では、講演テーマに沿った特集号の配布を行った。
- (2) パンフレット、「わかる！国際情勢」及びキッズ外務省コンテンツの制作にあたっては、企画競争により業者を選定し、費用対効果の観点から最も効果的な予算執行を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

事業仕分けにより、民間誌の買上げを廃止し、右結果に対する国による論壇誌存続の必要性が指摘されたことなどを踏まえ、平成22年度予算では、民間誌の買上げを廃止し、これに代わり、外交専門誌を発行し、外交に関する様々な議論を喚起していく。

また、同じく事業仕分けにより広報予算を2割削減すべきとの指摘を受け、平成22年度予算では、雑誌

誌面広報の廃止、パンフレット予算の削減を行い、今後は、従来の広報媒体をより効率的かつ国民のニーズにあった形で行うとの観点からインターネット・コンテンツを一層充実していく。

事務事業名 ③講演会・シンポジウム等の開催

事務事業の概要

- (1) 大臣や外務省職員が、直接、一般国民に外交政策や国際情勢などについて講演し質問に答える「大臣と語る」「国際情勢講演会」の実施。
- (2) 若手外務省職員が、高校又は大学へ赴き、学生に外交政策をはじめ様々な国際課題について説明し、質問に答える「高校講座」「外交講座」の実施。
- (3) 討論を通じて国際課題に関する理解と関心を深めるとともに、国際社会で活躍できる人材を育成する「大学生国際問題討論会」の開催。
- (4) 外交課題や国際情勢に関心の高い大学生を対象に、突っ込んだ議論や意見交換を行う外務省セミナー「学生と語る」の開催。

有効性（具体的成果）

- (1) 平成21年度に行った「外務大臣と語る」、講演会等の国民との直接対話は以下のとおり（延べ参加人数約6万人）。
 - (イ) 一般向け
 - ・ 「外務大臣と語る」： 1回（参加人数 384名）
 - ・ 国際情勢講演会： 27回（参加人数約3,800名）
 - (ロ) 学生向け
 - ・ 高校講座： 125校（参加人数約47,000名）
 - ・ 外交講座： 61大学（参加人数約9,500名）
 - ・ 外務省セミナー「学生と語る」： 3回（参加人数367名）
 - ・ 大学生国際問題討論会： 1回（参加人数148名）
- (2) 「外務大臣と語る」実施後のアンケートでは、81.5%の参加者が外交政策に対する理解が深まったと回答しており、今後も継続すべきとの回答は75.2%に上った。その他の事業についても、実施後のアンケートを通じて、理解が深まった、他でも実施してほしい等の回答を多く得た。特に、高校講座については、実施希望が多い（全国の教育委員会より173校の推薦があった）が、公平性、効率性を勘案し、件数を絞って実施した。
- (3) 大学生国際問題討論会実施後のアンケートでは85%の参加者が討論会開催は効果的と回答した。
- (4) 「外務大臣と語る」等各種講演会は、国民に対する直接の情報発信としてだけでなく、外務省職員が外交実務を遂行していく上で、国民の考えに直接触れる貴重な機会ともなっている。

予算の効果的・効率的活用

- (1) 「大臣と語る」では、アンケート結果に基づき、集客広報を最も効果の高い新聞広告のみとし、チラシやポスターの作成は行わないなどの工夫を行うとともに、スクリーンの使用や名札の使用を廃止するなど細部にわたり見直し、経費削減に努めた。
- (2) 外交講座及び高校講座では、日程、テーマを調整し、1回の職員派遣でできる限り2乃至は3大学又は高校を一泊二日で訪問して実施する等の効率的な予算執行に努めた。
- (3) 討論会では、集客広報を大判ポスターで行っていたが、より安価なチラシ主体に変更したほか、入賞者への記念品授与は取りやめるなど、予算圧縮に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

講演会などの国民に対する直接広報は、アンケート結果などで高い評価を受けていることから、引き続き継続し、外交及び国際課題に関する議論を喚起するとの観点から、外交及び国際課題に関する講演会、討論会のさらなる活性化を図っていく。その際は、引き続き、可能な限り経費の節約に努めていく。

事務事業名 ④外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握

事務事業の概要

- (1) 多様な媒体（メール、電話、FAX、書簡）を通じた国民からの意見聴取。
- (2) 特定テーマに関する世論調査の実施による世論動向の把握。

有効性（具体的成果）

多様な媒体を通じた国民からの意見聴取及び世論調査を実施し、その結果を関係部局に迅速かつ適切に配布することによって外務省内で周知、共有し、外交政策及び広報政策の企画立案、実施の参考とするとともに、外務省及び在外公館の業務改善に役立てた。

- (1) 平成21年度に国民より寄せられた意見の件数は以下のとおり。
 - ・外務省ホームページのご意見コーナーに寄せられたメールによる意見：約8,900件
 - ・電話によって寄せられた意見：約3,300件
 - ・FAX、書簡によって寄せられた意見：約1,400件
- (2) 平成21年度は以下の2件の対面式の世論調査を実施した。
 - ・「広報文化交流」：広報文化交流に関する国民の意識を調査。
 - ・「海外安全」：日本国民の海外における安全対策等に関する意識を調査。

予算の効果的・効率的活用

- (1) メールによるご意見ご感想の受信については、IT技術の発展や当省の情報通信ネットワークの最適化等を踏まえ、メール受信システムや関係部局への配布形態について従来以上に合理的簡素化を行うよう、随時見直しを行った。
- (2) 世論調査については、他の行政機関や報道機関、学術機関等の実施している調査を可能な限り把握し、質問項目の重複を極力排除すると共に、経費削減の観点からも調査手法の見直しも含めた合理化を一層推進した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 **今のまま継続** 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

- (1) 現在実施している多様な媒体を通じた国民からの意見聴取は、広聴活動の必要性、有用性の観点から適切であると判断されるので、今後ともこれまでと同様に取組を行っていく。
- (2) 世論調査については行政刷新会議による検討結果を踏まえ、縮小する。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－２－２ 効果的な IT 広報の実施

(施策レベル評価版：344 頁)

事務事業名 ① 外務省ホームページ（日本語、英語）の運営

事務事業の概要

インターネットの普及により、外務省ホームページは外務省の顔となり、正確で迅速な情報発信をすることは国の内外への説明責任を果たす面からも重要である。平成21年度には、動画サイト「YouTube」に外務省動画チャンネルを開設し、大臣等による記者会見の様子の配信等、国の内外に積極的に情報発信を行った。また、このようなITを活用した情報発信を一層効率化するため、最新のコンテンツ管理システム（CMS）を導入し、経費削減と臨機応変な情報発信にも取り組んでいる。

有効性（具体的成果）

一日あたり約48万件以上（日・英・携帯版合計）のアクセスがある外務省ホームページの運営や動画サイト「YouTube」への外務省動画チャンネル開設により、多くの利用者に外交施策に関する情報を有効に伝えることが可能となっている。全体のアクセス数は、G8サミット等大型国際会議の本邦開催があった前年よりやや減少したものの、概ね従来のレベルを維持した。

（1）日本語版アクセス数（ページビュー）

平成20年度 1億5,507万件

平成21年度 1億4,314万件（前年度比 7.7%減）

（2）英語版アクセス数（ページビュー）

平成20年度 3,448万件

平成21年度 3,174万件（前年度比 7.9%減）

（3）携帯版（日）アクセス数（ページビュー）

平成20年度 170万件

平成21年度 154万件（前年度比 9.5%減）

（4）YouTubeのアクセス数：12万件

予算の效果的・効率的活用

日進月歩の技術進歩への対応やセキュリティ確保には、最小限の対応を行うのみでも、相当の費用が必然的に発生するとともに、様々な技術の活用はコスト増大につながる面があるが、限られた予算の中で、サーバ利用料が無料である YouTube を利用する等経費節約に努めつつ、わかりやすく迅速な情報発信に努めた結果、1日平均48万件以上（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）のアクセス数を確保し、YouTube 外務省チャンネルへのアクセスは、開設以来約12万件を獲得し、予算を效果的・効率的に活用できたといえる。

また CMS 導入により IT 広報室における職員自身の月平均の掲載件数は、約350件（外務省ホームページ：平成22年1月～3月）となり、コンテンツの掲載・更新業務の外部委託費の大幅削減が可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ホームページを通じた情報発信の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報発信を目指す。

平成19年度に、本省が運営する Web サイトを集約した「統合 Web 環境」を構築したが、同環境は平成

25年度に運用開始から5年を経過するため、将来を見据えた「新統合 Web 環境」の構築の準備を進めていく。「新統合 Web 環境」の構築にあたっては最新技術の利用ならびに、サイバー攻撃に対応するためセキュリティ対策の強化を検討していく。

事務事業名 ② 在外公館ホームページ, Web Japanホームページ等の運営

事務事業の概要

インターネットを利用することで、国内外の多数の利用者に多様な情報を発信することが可能であり、在外公館ホームページ, Web Japan (海外向け日本事情紹介ウェブサイト) 等発信する情報の内容や対象利用者層によって、複数のウェブサイトを使い分け、情報伝達をより効果的に行う。

有効性 (具体的成果)

在外公館ホームページ及びWeb Japanの合計で一日あたり約40万件のアクセスがあり、多くの利用者に正確で分かり易い情報を有効に伝えることが可能となっている。

(1) 在外公館ホームページ アクセス数 (ページビュー)

平成20年度 9,852万件

平成21年度 1億914万件 (前年度比 11%増)

平成22年3月現在のホームページ開設公館数 177 (うち5公館は21年度に新規開設)

発信言語数 36

(2) Web Japan アクセス数 (ページビュー)

平成20年度 3,627万件

平成21年度 3,628万件 (前年度比 0.04%増)

予算の効果的・効率的活用

在外公館ホームページについては、通常の掲載作業の外部委託を原則廃止し、在外公館職員自身による掲載体制を推進し、予算の効果的・効率的活用に努めた。(しかし、在外公館ホームページの維持・運営体制を構築し、ホームページの質を向上する為には在外公館の業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。)

また、Web Japanについては、コンテンツ制作予算が約60%減額されたため、中国語版等を廃止したが、それにも拘わらず、アクセス数を維持しており、少ない予算を十二分に活用し、効率的な事業実施に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

インターネット上の情報量の増加と多様化によって、ウェブサイトを通じた情報発信の必要性は引き続き高いため、最新技術や利用者の要望を的確に捉えて、更に有効な情報発信を目指す。

在外公館ホームページは、現地の通信事情を勘案しつつ、新規開設、充実に努めるとともに、各公館の維持・運営業務を支援するための人員と予算の拡充が必要である。Web Japanについては、予算の減額がアクセスレベルの減少につながらないように、魅力的なコンテンツ掲載に努める。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ (日) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)

外務省ホームページ (英) (<http://www.mofa.go.jp>)

外務省ホームページ (携帯版・日) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>)

在外公館ホームページ一覧 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai>)

Web Japanホームページ (<http://web-japan.org>)

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅲ－２－３ 効果的な外国報道機関対策の実施

(政策レベル評価版：348 頁)

事務事業名 ① 対日報道に関する情報収集・分析

事務事業の概要

対日報道に関する情報を収集・分析し、関係者に迅速に周知することを通じて、外交業務の効率化を図ると共に効果的かつ積極的な対外発信の基礎とする。

有効性（具体的成果）

世界各地における外国メディアの対日報道を、毎日収集・分析し、週ごと及び主要な外交行事等ごとにとりまとめた。また、注目すべき報道については、総理官邸や省内要所に迅速に周知した。平成21年度は、新政権の発足等により、対日報道量の増大が見られたが、滞りなく業務を遂行した。

(1) 日本関連報道の論調分析及び配布

- ・毎朝、各国主要紙ヘッドライン及び主要英字紙記事のクリッピング要約を作成し省員に配布。
- ・日本に関する報道の中で、特に関心が高いと思われる日本関連報道に関しては、個別記事の日本語訳を作成して省内配布（44回）。
- ・毎週、海外主要紙における日本関連報道の論調を取りまとめ、週報として省員に配布（51回）。
- ・日本関連報道が多くみられる外交行事等については、個別に取りまとめて配布（55回）。

以上の報道分析資料は、省内BBSに掲載しており、在外公館を含む全省員のアクセスが可能

(2) 世界のメディア等に関する調査

- ・海外主要メディア及びその論調等に関する調査・分析

予算の效果的・効率的活用

インターネット等を用いて情報収集するなどして、情報技術を活用することにより経費を節減した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成22年度も、我が国によるアジア太平洋経済協力(APEC)や生物多様性条約第10回締約国会合(COP10)主催により対日報道が増加することが見込まれるところ、遅滞なく情報収集・分析を行っていく。

事務事業名 ② 外国メディアに対する情報発信・取材協力

事務事業の概要

我が国の外交政策に関する情報を伝え、海外における対日理解・対日親近感を醸成するために、外国メディアに対し、インタビュー・記者会見・ブリーフィング・取材を促進するための各種協力を行い、情報発信する。また、誤解に基づく報道等に対しては、迅速に申し入れ・反論投稿等の対策を講じる。

有効性（具体的成果）

外国メディアに対し、我が国の立場、関連する我が国の政策等を説明するとともに、会談や会合の内容について情報提供を行ったところ、それらが報道されて、世界各国において対日報道がみられた。これにより、対日理解が促進された。

具体的には、新政権発足等に対するメディアの関心が高いことをふまえ、総理や外務大臣に対するインタビューを積極的に行った。インタビューを通じ、人となりや考えを直接に伝えることで、影響力を有するメディアが記事を掲載・転載した。また、外務省プレス・リリースを発出後速やかに英訳して発出する

ための体制を構築し、英語による発信を迅速化した。また、英語を十分に解さない外国メディアを対象に、日本語会見を開始したところ、要望が続き定例会見として継続実施した。さらに、我が国の内政、日本海呼称問題、調査捕鯨等に関する事実誤認及び批判報道に対しては反論投稿・申し入れを積極的に行った。

(1) 総理・外務大臣に対するインタビュー

47件（麻生総理：9件、中曽根外務大臣：3件、鳩山総理：13件、岡田外務大臣：22件）

(2) 総理・外務大臣の外国訪問に関する記者ブリーフィング

外務報道官：海外40回、国内5回、副報道官：海外7回、国内2回実施。

(3) 外務副報道官による外国メディア向け定例記者会見

英語会見37回（於：本省）、日本語会見29回（於：フォーリンプレス・センター）

(4) 英文プレス・リリース：557本発出

(5) 反論投稿・申し入れ：23件

予算の効果的・効率的活用

政府要人の外国訪問の際の外国メディアに対するブリーフィングについて、各国共用のブリーフィング・ルームが存在する場合は、積極的にこれを活用することで経費を節約した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

外国メディアに対して、より迅速かつ能動的に、日本の立場や取組を発信するために、メディアの情報ニーズに応えた発信を行っていく必要がある。今後も総理及び外務大臣の外国訪問や主要外交行事の機会を活用して、ハイレベルのインタビュー対応をアレンジするなど、積極的に情報発信を実施していく。

事務事業名 ③ 報道関係者招へい

事務事業の概要

各国で影響力を有する主要メディアの報道記者を個別に招待し、国毎に異なる対日関心にきめ細かく対応するため、個々の記者の具体的な関心に基づいた「テラーメイド」の滞在日程（約10日間）をアレンジする。外交日程（例えば要人訪日や日本主催の国際会議）等を踏まえ、各国記者の招待スケジュールを個別に作成することで、より効果的な対外発信につなげる。

有効性（具体的成果）

(1) 外国記者招へい事業

外交日程に併せて招へい計画を戦略的に立案し、主要外交課題に基づいてテーマを設定し、92名を招聘し、224本の記事が掲載された。92名の内訳は、「報道関係者招へい」により62名、「中国・アジアプレス対策強化事業」により30名。このうち、現時点までに50名が記事を執筆した。

(2) 外国報道関係者研修事業（平成21年度の新規事業）

アフリカ、中東、ASEAN、中央アジアより各5名ずつ、計20名の若手ジャーナリストを招へいした。我が国に対する理解を深めさせ将来にわたる知日派として育成するため、その前提となるジャーナリストとしての心構えや記事作成能力の向上を目指した。参加者からは、自国で得られない情報を得た等の評価があった。

(3) ジャーナリスト会議の開催

「2010日本APEC」の開催を念頭に、アジア太平洋地域における地域協力と地域統合をテーマとして、平成22年3月に実施した。約120名が参加し、地域の特殊性を背景に活発な議論が行われた。また、武正副大臣基調講演を通じ、APEC議長としての日本の基本姿勢を発信した。

予算の効果的・効率的活用

平成21年度には、渡航の際の航空賃について、各国での見積と日本での見積を比較して安価な方を用いる等の効率化を図った。また、事業仕分けの指摘を受け、航空機のクラス等接遇基準を大幅に見直すとともに、招へい期間を短縮することで一層の経費節減を図ることとしている。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

昨今、経済不況や中国への国際的な関心の高まりにより、在京の外国メディア記者が減少する傾向が見られる。これに対し、外国報道関係者に対して直接、我が国の政策や立場を説明する機会として、本件招へい事業は効率的な手段であり、事業仕分けにおける指摘も踏まえ、今後も質の面での充実を更に図る必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- 外務省ホームページ（日本語版：www.mofa.go.jp/mofaj、英語版www.mofa.go.jp）
- （財）フォーリン・プレスセンターのホームページ（日本語版：www.fpcj.jp/j、英語版：www.fpcj.jp/e/index.html）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅳ 領事政策

施策（具体的施策）

Ⅳ-1	領事サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・	251
Ⅳ-2	海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・	263
Ⅳ-3	外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・	272

IV-1 領事サービスの充実

(施策レベル評価版：355頁)

事務事業名 ① 領事事務のIT・システム強化

事務事業の概要

1. 在留邦人がインターネットを通じて在留届の届出や、変更・帰国の届出を行うことが可能となるよう「在留届電子届出システム（ORRNET）」を運用する。
2. 在留邦人が在留する国・地域の治安、保健・衛生等の様々な情報を取得できるよう、購読を希望したメールアドレスに対し、在外公館からインターネットを通じてメールマガジンを配信する「メールマガジン配信システム」を運用する。さらに緊急の際には、右メールマガジン配信システム未導入公館でも在留届提出者に対して、メール・FAX・電話等を通じて情報を一斉通報する「緊急時一斉同報機能（INSIDE）」を運用する。

有効性（具体的成果）

1. 在留届電子届出システム（ORRNET）による電子届出件数は次のとおり年々増加している。
平成17年度：19867件、平成18年度：24596件、平成19年度：38677件、平成20年度：53682件、平成21年度：60782件
2. 在留邦人向けメールマガジン配信システムについては導入公館数を前年同数に止めつつも、INSIDEにより一部の通信インフラ未整備公館を除く全ての在外公館において、緊急事態を目途に通報時に在留届に登録されている全ての在留邦人に対し、メール・FAX・電話等を通じた情報の一斉通報が可能となった。

【在留邦人向けメールマガジン配信システム導入公館数】

平成17年度：65公館、平成18年度：88公館、平成19年度：89公館、平成20年度：98公館、平成21年度：98公館（* INSIDE利用可能公館：約200公館）

予算の効果的・効率的活用

1. INSIDEの導入により、メールマガジン配信システム導入公館数を前年同数に抑えつつ、緊急時の情報発信能力を高めた。
2. INSIDEの開発に際しては、既存のORRNET、在留届管理システム、及びメールマガジン配信システムの機能を利用することにより、開発・運用経費を極力抑制した。
3. 在留邦人向けメールマガジン配信システムについては、有効性の観点からサービス対象公館の見直しを行い、予算の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

1. ORRNET、メールマガジン配信システム、及びINSIDEについては、在留邦人に対する領事サービスの向上、情報発信機能の強化に寄与しているので、今後も運用を継続する。
2. 一方、在留届データの中には変更・帰国届の未提出者が多数存在しており、災害時等の安否確認作業に度々支障を来しているところ、平成22年度においては、在留届の精度向上を目指して上記INSIDEを利用した在留届提出者自身による在留事実確認機能（メール及びワンタイムURLにより提出者が自身の在留届を確認する仕組み）の開発を行う。

事務事業名 ② 領事シニアボランティアによるサービス向上**事務事業の概要**

領事シニアボランティア（SV）制度とは、在外公館における国民との最大の接点である領事業務を国民の視点に立脚したものとして抜本的に強化するため、ボランティア精神と民間企業・団体等での経験に富んだ人材を領事業務のサポート役として一定期間在外公館に派遣し、在外公館における領事サービスの改善・向上に資することを目的とした制度である。

平成15年度に第1期領事SVを在外10公館に各1名派遣し、その後平成19年度には第2期領事SVを在外10公館に各1名派遣した。さらに、平成20年度には在外5公館に各1名の領事SVを追加派遣し、現在は15名の領事SVが、派遣先の在外公館で領事班スタッフの一員として、海外での日本国民に対する領事サービスの改善・向上のために活躍している。

有効性（具体的成果）

領事SV派遣先公館においては、領事SVが率先して領事窓口立ち、相談業務、手続きの案内、窓口書類の整備、掲示物の管理等の領事サービス向上に努めており、在外邦人からは非常に高く評価されている。

また、民間企業・団体等での経験を基にしたSVの対応振りは、館員や現地職員の窓口・電話対応にも好影響を及ぼしており、その結果、派遣先公館自体に対する在留邦人の評判も向上している。

予算の効果的・効率的活用

領事SVを在留邦人が多い公館、または邦人援護件数が多い公館に派遣することにより、より多くの海外邦人に対し、民間の視点に立ったきめ細かい領事サービスが提供できるよう努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

領事SV制度は領事業務改善のための効果的具體策の一つであり、民間の目線によるきめ細かい領事サービスを実現するとともに、当省に対する領事サービス向上のための提言を行うことを目的としている。また、本制度による領事業務のサービス向上は在外邦人から好評を得ており、現状のまま継続する。

成果重視事業**事務事業名** ③ 在外選挙人名簿登録推進**事務事業の概要****[成果重視事業の目標]**

- (1) 平成17年10月1日現在の在留邦人数(101.3万人)に基づく推定有権者数(邦人数の75%=75.9万人)の20%相当数の15万人を、平成21年度末における登録者数の最終目標とする。
- (2) 年間の新規登録申請者数(受付の件数)3万件を各年度毎の目標とする。

[目標設定の考え方]

(1) 在外選挙制度においては、在留邦人が投票を行うためには在外選挙人名簿への登録が必要であるが、海外では出頭義務を課した任意登録制となっているため、現状では積極的な登録傾向にない。また、在外選挙制度は海外に転出して初めて必要となる制度であるため、本件制度に係る知識を有している在留邦人は少数である。このため本事業により制度普及や登録推進広報を行うとともに、登録受付出張サービスや日系企業等個別訪問サービスを通じて在留邦人の登録申請について便宜を図り、在外選挙人登録を推進し登録者数の増加を図ることは、在留邦人の国政選挙における選挙権行使の機会を確保するものであるとともに、領事サービスの改善・強化にも資するものである。

- (2) 平成16年度から18年度において実施した第1期成果重視事業においては、平成18年度末におけ

る在外選挙人登録者数を推定有権者数の20%前後(16年度においては15%前後,17年度においては17%前後)と設定したが,①在留邦人数が数量目標設定時における想定を大きく上回ったこと,②帰国等による登録抹消(年間約1万件強)による相殺があるため,登録者の純増数は新規登録者の約半分程度となり,定量的な政策目標としての登録率は,在外公館における業務量や費用対効果としての登録推進実績を正確に反映できなかった。

(3)このため平成19年度から21年度における成果重視事業においては,上記問題点を踏まえ,①平成17年10月1日現在の在留邦人数(101.3万人)に基づく推定有権者数(75.9万人)の20%(注)相当数の15万人を平成21年度末における登録者数の最終目標とし,②前記①の目標を達成するため年間の新規登録申請者件数については,毎年度約1.6万件の登録抹消による登録者数の相殺や非登録者があること等を踏まえて,3万件の登録申請を受け付けることを各年度毎の目標とした。登録者数は確実に増加しているものの,平成20年度は国政選挙が実施されなかったこと,また,世界的な経済不況の影響を受け,日系企業の海外支店等の閉鎖や減少に伴う駐在員の減少もあり,申請者数が伸び悩んだことに加え,平成21年度は約1.6万人と登録抹消数(帰国者)が増えた結果,登録者数は対前年度比0.49%と僅かな伸びとなった。

(注:公職選挙法の一部改正による登録申請手続きの改善,対象選挙の拡大等が図られたことにより,平成19年度以降在外選挙への関心が更に高まったことを想定。そのため登録率の上昇が大きかった在外選挙人名簿への登録申請開始初期の平成11年から平成14年までの年平均上昇率が2.8%であったことから制度改正による利便性の向上等により,年平均3%前後上昇するものと期待し20%を想定した(平成17年度登録率:12.0%)。)

[事業計画期間及び平成21年度予算額]

(期間) 平成19年度～平成21年度

(予算額) 213.5百万円

[手段と目標の因果関係]

(1) 登録受付出張サービス

在外選挙人登録は出頭義務を課した任意登録制であり,かつ,居住地を選挙管轄している在外公館に対して登録申請を行う必要があるため,遠隔地に居住する在留邦人が登録申請のためだけに在外公館に出向くことについては,在外選挙に関心があっても,距離的,時間的,経済的理由から,これを躊躇する傾向にある。このため,在外公館が遠隔地に居住する在留邦人を対象に登録申請を受け付けることを主目的とする領事出張サービスを実施し,申請手続きについて便宜を図ることにより地方に在住する在留邦人の在外選挙人登録を推進する。

(2) 日系企業等個別訪問サービス

在外公館の開館時間(平日の日中)に,登録申請のために在外公館に出向く時間を確保できない在外公館所在地近郊の日系企業等の社員等を対象に,登録受付のための企業訪問を行い,効率的な登録推進を図る。

(3) 各種広報媒体を活用した在外選挙制度の広報

在外では毎年相当数の在留邦人が転勤等により入れ替わっているため,在外有権者の在外選挙人登録については,年間約2万件の新規登録と帰国等による約1.6万件の登録抹消が発生していることから,新規渡航者及び未登録者に対し制度についての広報を行い登録推進を図る。特に,平成18年の公職選挙法の一部改正により,登録申請手続きの改善(3か月の住所要件充足前における在外選挙人登録申請の受

付), 対象選挙の拡大(比例代表選挙に加えて, (小)選挙区選挙及び補欠選挙等への投票が可能となった)等が行われたことを踏まえ, 在外選挙制度につき積極的に周知を図ると同時に登録を働きかける。

(4) 在外公館における登録業務等の円滑執行のための各種支援

管内に推定有権者の多い在外公館に事務補助員を手当てし, 領事窓口や日系企業等個別訪問サービスにおける登録申請の受付, 広報, 事務補助, 各種照会に対応することにより, 在外選挙人登録事務の円滑な執行を行う。また, 選挙関係執務参考資料を在外公館に配備し, 登録・投票業務が円滑に執行されるよう支援する。

(5) 在外選挙事務担当者への研修・指導の実施

在外公館の領事担当官に対する赴任前研修や中間研修, 将来の担当候補者への講習等の内容等を拡充し, 領事担当官の在外選挙事務に対する理解を深めることにより在外選挙事務の適正執行を図ると同時に, 人材を育成し, 専門知識や登録推進のためのノウハウの共有を図る。

(6) 予算配分等

管内に推定有権者5千人以上を擁する在外公館(全世界の推定有権者の8割が該当)を中心とした事業展開及び予算配分(全体の約8割)を行い, 数値目標の達成と費用対効果の効率化を図る。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

C

(判定方法)

平成21年度においては, 年間(平成21年4月~平成22年3月)の新規登録申請者件数に基づく判定と併せて登録者数の対前年比伸び率及び登録抹消者数等の要因を加味した上で判定を実施。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性(具体的成果)

平成21年度の登録申請者件数は, 20,559件と年間目標の3万件に達していないが, 在外選挙制度における本人出頭主義等登録申請手続き自体の利便性の悪さ等の理由から積極的な登録者が少ない状況にあることに加え, 新型インフルエンザ等の影響で帰国による登録抹消(年間約1.6万件)が過去最大となり, 登録者数がさらに減少する結果となった。にも拘わらず, 本件成果重視事業を通じた在外公館の活動により, 在外選挙人登録者数は対前年比0.49%増(115,946人→116,521人)となった。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	(注)
推定有権者数	759,410	797,771	814,253	837,745	837,745	
登録者数(外務省調べ)	91,815	99,173	108,887	115,946	116,521	
対前年比伸び率(%)	+11.22	+8.01	+9.80	+3.73	+0.49	
登録率(%)	12.09	13.06	13.65	13.37	13.91	
新規登録申請者数(年間)	20839	21,635	23,621	18,228	20,599	
(対平成15年度申請者数増加率(%))	+50.90	+56.66	+71.04	+31.90	+46.72	
登録抹消者数(年間)	10,022	11,345	13,855	13,036	15,852	
成果重視事業目標達成率(%)						
対最終登録者数(15万人)	77.68					
対年間新規登録者件数(3万件)	67.54					

(注：推定有権者数は各年度の10月1日現在の在留邦人数の75%として算出。平成21年度の在留邦人数は確定していないため、20年度の推定有権者数を使用)

(1) 登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービス

遠隔地に居住する在留邦人を対象とした登録受付出張サービスを他の領事サービス(旅券、証明、各種届出、領事相談等)と連携させて、事前広報や開催日時の調整等在留邦人の利便性に配慮し効果的な実施に努めたほか、在外公館所在都市の周辺地域においても春祭り等各種行事の機会を利用した登録受付出張サービスの実施や、在外公館所在地近郊の日系企業等に対する個別訪問サービスを実施し成果を上げた。在留邦人からも領事サービス改善の一環として高い評価を得ており、利用者も年々増加している。なお、平成19年度の制度改革に加えて、平成21年8月に衆議院選挙及び10月に補欠選挙に係る在外選挙が実施されたことから、在留邦人の在外選挙に関する関心も高まり、登録推進事業との相乗効果により登録申請件数が増加した。これは登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスが在留邦人に広く認知されるとともに多数の在留邦人が利用する傾向にあることを示しており、結果として各サービス毎に受け付ける登録申請件数の増加(=登録申請受付の効率化)をもたらしている。また、登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスで受け付けた登録申請件数等は6,638件と新規登録申請者数の32%を占めており、在外選挙人登録を推進する上で有効な手段となっている。

(登録受付出張サービス)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施公館数	101	98	102	97	92
実施回数	746	711	651	465	450
登録申請等件数(A)	4,673	6,101	5,846	4,268	4,084
実施回数1回あたりの平均登録申請等件数(件)	6.26	8.58	8.94	9.19	9.08
(日系企業等個別訪問サービス)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
実施公館数	32	33	31	30	29
訪問企業数	475	626	365	539	348
登録申請件数(B)	3,179	3,077	2,346	1,891	2,554
訪問企業1社あたりの平均登録申請件数(件)	6.69	4.92	6.42	3.51	7.34
登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスによる登録申請件数合計(A)+(B)	7,852	9,178	8,192	6,159	6,638

最近の在留邦人の傾向として、長期出張扱いでの海外赴任や国民健康保険や年金の関係等から住民票を日本に残している（＝国内の選挙人名簿に登録がある）ことを理由に、在外選挙に関心があっても登録申請を断念せざるを得ない在留邦人が多い。また、長期の海外生活により現地志向が顕著であったり、政治ニュースをはじめとした日本情報が入手困難等の理由から選挙自体に関心がないとする在留邦人も少なからずあり、在留邦人の在外選挙に対する関心に相当の温度差が見受けられる。

(2) 在外選挙制度広報

海外においては現地事情や地理的要因等から、すべての在留邦人が共通して視聴・購読できる広報媒体は皆無であり、また、広報対象となる在留邦人が世界各地に広範囲に散在しているため、広報による在外選挙制度の認知効果の評価・検証は困難である。しかしながら、毎年約1.6万人の在外選挙人が帰国等により登録抹消されている一方で、新たに約2万人の新規登録申請者がいることから、新規渡航者及び未登録者への広報を中心に効果を上げているものとする。

平成21年度は、以下の媒体を利用して在外選挙制度の改正及び登録推進について広報を行った。

- (イ) 邦字紙国際衛星版及び現地邦字紙
- (ロ) 日本人会や商工会等邦人団体の会報誌
- (ハ) 現地邦系生活情報誌
- (ニ) 現地日本語テレビ・ラジオ番組
- (ホ) 在外公館のホームページ

(3) 予算配分等

選挙管轄区域内に推定有権者5千人以上を擁する35公館の合計有権者数が全世界の約8割に達する中、数量目標を達成する上でこれらの公館における積極的な登録推進が不可欠であることから、重点的かつきめ細かい査定・予算配分及び事務補助員の配置を行った結果、平成21年度は当該公館における登録申請件数が全体の約49.0%（9,941件）を占めた。

[予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果]

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 ○目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

特定予算科目の不足による事業の停滞を回避するとともに、在外選挙人登録推進のために最大限予算を活用することが出来た。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

本件事業による登録受付出張サービス及び日系企業等個別訪問サービスについては、在留邦人から高い評価を得るとともに年々利用者が増加している。

平成21年度は国政選挙が実施され新規登録者数は増えたものの、新型インフルエンザ等の影響で帰国による登録抹消数が過去最大であり、結果として全体的な登録者数は僅かな伸びとなった。

今期事業においては設定目標を達成することができなかったが、全体的に抹消件数が高い水準で推移してきており、その中で登録者数を堅実に伸ばしてきたことは在外公館における登録推進事業として相当の結果を上げたものと評価される。このため、第3期においても、現状に合わせた目標を策定し、在留邦人が憲法で保障された選挙権行使の機会を逃すことのないように引き続き登録推進事業を拡充・強化していく必要がある。

事務事業名 ④ 海外子女教育体制の強化

事務事業の概要

海外の日本人学校（文部科学大臣が認定）及び補習授業校（現地校等に通う日本人子女のために週末等に国語等の基礎的な科目の授業を行う。）に対し、一定の条件下で校舎借料や現地採用講師謝金等所要の援助を行う。これにより、保護者の負担が軽減され、在留邦人の子どもになるべく日本国内に近い条件下で義務教育を受けさせることを可能とし、憲法第26条（教育を受ける権利と受けさせる義務）の精神にも合致する。

有効性（具体的成果）

平成21年度は、要望があった日本人学校1校及び補習授業校4校に対する新規援助を実現した結果、援助の対象となる日本人学校は88校、補習授業校は204校となり、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない者を差し引いた約60%が政府援助の対象となった。これにより邦人支援策の向上に寄与した。

近年の援助対象学校数の推移は次のとおり。

（1）日本人学校

平成17年度：85校、平成18年度：85校、平成19年度85校、平成20年度：87校、

平成21年度：88校

（2）補習授業校

平成17年度：185校、平成18年度：187校、平成19年度：195校、平成20年度：201校、

平成21年度：204校（当初205校、その後1校が閉校）

予算の効果的・効率的活用

日本人学校、補習授業校に対する援助に当たっては、引き続き各校運営状況の把握に努め、学校間で不平等が生じないように努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

近年、グローバル化の進展に伴う我が国国民の海外進出はめざましく、海外に滞在する日本人は100万人を超え、このうち義務教育相当年齢の子女は6.1万人（平成21年4月15日現在）で5年前に比べると約14%の増加となっている。子女の教育問題は、我が国国民の海外における発展のための環境整備を行う上で極めて重要であり、今後益々の充実・強化を行う必要がある。

事務事業名 ⑤ 領事担当官に対する研修の強化

事務事業の概要

1. 外務本省において、領事局主催の領事初任者研修（2回）、領事中堅研修、外務省研修所主催の研修（在外公館警備対策官研修、在外公館官房要員事務研修、在外公館赴任前研修等）における領事関係講義及び領事担当官として在外公館赴任予定の職員に対する個別ブリーフを行った。
同研修では、本省領事局等の職員による講義、外部の専門家による講義（接遇マナー、メンタルヘルスケア、遺体鑑識等）、関連施設の視察（在京大使館、区役所、民間企業等窓口視察）を実施した。
2. 領事業務に従事する者に対しては、次の理由により、必要な知識・専門性を修得させるための研修を実施することが不可欠であり、必要かつ時宜に応じた研修を実施することによって、領事担当官の能力が向上し、的確かつ国民のニーズに即した領事サービスを提供することが可能となり、海外に滞在する邦人の生活・活動基盤の支援につながる。したがって、領事サービスの改善・強化を図るためには、領事担当官に対する的確な研修の実施が不可欠となっている。
(イ) 領事業務の範囲は非常に広範であり、根拠法令や専門知識を習得することなしに業務に従事した結果、的確な処理ができなかった場合、申請・届出等を行った国民に多大な不利益が生じるおそれがあること。
(ロ) 特に邦人援護業務においては、的確な処理を行うためには知識の習得のほか相当の経験・熟練を要すること。
(ハ) 海外在留邦人数・海外渡航邦人数は年々増加傾向にあること。また、邦人の海外滞在先・渡航先の多様化や生活様式の多様化などの要因により、領事サービスに対するニーズは増加とともに刻々と変化しており、時宜に応じた知識の習得が必要であること。
3. なお、上記1.の研修のうち領事初任者研修は、領事業務経験の浅い（又は経験のない）職員（他省庁からの出向者等を含む。）に対し基礎知識を取得させることを目的としている。また、領事中堅研修においては、相当の領事業務経験を有する中堅職員の専門性を向上させることにより、在外公館において領事業務の実施体制に遺漏なきを期すとともに、将来指導的役割を果たす職員を養成することを目的としている。このように、研修の実施に当たっては、職員の領事業務に対する習熟度にあわせてきめ細かく対応している。

有効性（具体的成果）

研修の実施により、受講者の領事業務に関する基礎知識やより高度な知識・専門性の修得・向上が図られた。また、知識・専門性の向上等により、受講者の間で領事業務に対する意欲の高まりが見られた。主な研修の実施結果は次のとおり。

1. 領事初任者研修（領事局主催）
年2回実施。受講者数合計約60名。対象者は領事業務経験のない（又は経験の浅い）若手職員が中心（他省庁出向者を含む。）。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より有益であったとの回答があった。ただし、個々の講義について改善の余地ありとの意見もあり、カリキュラムの改善、各講義内容の見直しを図る等今後の改善のための参考としていく。
2. 領事中堅研修（領事局主催）

2年に1回実施。受講者数18名。対象者は相当の領事業務実施経験を有し、今後在外公館において領事担当官として指導的役割を果たすことが期待される中堅職員。受講者アンケートの結果、研修全般に対してはほぼ全員より有益であったとの回答があった。ただし、個々の講義については改善の余地ありとする意見もあり、カリキュラムの改善、各講義内容の見直しを図る等今後の改善のための参考としていく。

3. 在外公館警備対策官研修（外務省研修所主催）

年1回実施。受講者数約70名。対象者は在外公館警備対策官として近く在外公館に赴任することが予定されている者（警察庁、防衛省、民間企業等からの出向者。）。在外公館において警備業務のほか領事業務を担当する機会が多いため、警備業務等に係る研修のほか、領事局による領事初任者研修と同等の内容の講義を実施した。

予算の効果的・効率的活用

外務本省において実施する領事初任者研修及び領事中堅研修では、休暇等を利用し一時帰国している在外公館職員について、受講希望・必要性があれば優先的に同研修に参加させ、より多くの在外公館職員が参加できるようにした。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

海外在留邦人数、海外渡航邦人数は今後も増加することが予想され、領事業務のニーズはますます増加・多様化することが見込まれる。一層多岐にわたる領事業務に的確に対応し、国民のニーズに即した領事サービスを提供していくためには、個々の領事担当官の能力を向上させることは不可欠であるので、講義内容等の改善を図りつつ、今後も継続して研修を実施する必要がある。

事務事業名 ⑥ 国際標準に準拠したIC旅券の発給・管理

事務事業の概要

国際民間航空機関（ICAO）の標準に準拠したIC旅券（平成18年3月20日の申請分より導入）の適切な発給・管理を行う。また、ICAOが主催する国際会議等に参加し、日本旅券が国際標準からはずれないよう適宜働きかけるほか、諸外国の渡航文書の国際標準化・偽変造防止対策に対する国際協力を実施する。

我が国での不法就労等を目的とした日本旅券の不正取得・不正行使事案は世界各地で毎年200件前後発覚している。テロリスト等国際犯罪人の国家間の移動を制限するため、旅券等渡航文書の偽変造対策及びなりすましによる不正取得防止の強化が必要不可欠であるところ、名義人の生体情報を記録したIC旅券を適切に発給・管理するとともに、よりセキュリティ仕様の高い次世代のIC旅券の導入に向け検討を重ねていくことにより、日本旅券の信頼性を確保していく。

有効性（具体的成果）

平成21年は、401万5470冊のIC旅券を発給し、IC旅券の発給を開始した平成18年3月20日から平成21年末までのIC旅券の発行総数は、1546万5104冊となった（いずれも一般旅券のみ。ただし、在外公館での発行分を除く。）。

ICAO及び国際標準化機構（ISO）が開催する次世代IC旅券仕様策定のための標準化会議に参画し、IC旅券のセキュリティ強化のための提言を行い、我が国の提言が国際標準仕様の改訂版に反映される等、IC旅券の国際的なセキュリティ強化に貢献した。

平成21年11月26日及び27日の両日、アジア諸国間の旅券政策・運用に関する活発な意見交換を通じた知見の共有を促進するため、東京において第6回アジア旅券政策協議を主催した。同協議においては、アジアの旅券の信頼性向上に繋がる取組として、参加各国の機械読取式旅券（MRP）又はIC旅券導入経緯や課

題の共有を通じ、今後の各国における旅券の高度化に向けた取組に有益な情報・意見交換を行うとともに、なりすましや偽変造等の各国の旅券犯罪の動向やその防止に向けた対応策につき意見交換を行った。

平成22年2月8日から26日にかけて、警察庁の協力を得て「なりすましによるパスポート不正取得防止のための審査強化期間」を実施し、各都道府県の旅券窓口において、申請者の厳重な本人確認を通じ、旅券の不正取得防止対策を強化した。期間中、過去のなりすましによる不正取得の手口分析に基づく不正取得が疑われる類型に該当する申請者に対し身分証明の追加提出や追加質問を行い、不審と認められる者については警察に通報し捜査を依頼した。

予算の効果的・効率的活用

アジア旅券政策協議において、被招聘者の航空賃日本側負担を東チモールに限定し、その他の国については滞在費のみとすることにより、可能な限り多くの国から関係者（今次協議では6か国から担当課長及び専門家の計12名）を招聘して議論の充実が図られるようにした。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAOの標準に準拠したIC旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的なIC旅券の高度化・標準化作業へ参加し、対応する必要がある。

成果重視事業

事務事業名 **⑦ 領事業務の業務・システムの最適化事業**

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

1. 各種端末・作成機の統合（査証・旅券統合作成機の221公館への展開（設置・据え付け調整））。これにより平成22年度より（平成17年度予算比較）年間1.6億円の運用経費削減を見込む。
2. 現行の領事業務の業務・システム最適化計画を見直す。

【目標設定の考え方】

1. 平成21年度中に上記統合作成機を221公館（駐在官事務所を含む）に展開することにより、合理化・効率化を達成する。
2. 平成18年度策定の現行の領事業務の業務・システム最適化計画を改定する。

【事業計画期間及び平成21年度予算額】

（期間） （予算額）

1. 4月から平成22年3月末まで 186,039千円
2. 4月から平成22年3月末まで 22,397千円

【手段と目標の因果関係】

1. 各種端末・作成機の在外公館への展開

現在、査証作成機は予備を含め1公館あたり2台構成となっているが、旅券作成機は1台配備であり故障の際の予備機がない。統合機を配備することによりスペースの確保、旅券作成の継続性を確保しつつ、旅券の高度な偽変造防止印刷技術を採用した新型査証シールを作成可能とする（ただし、査証又は旅券を大量に発給する公館においては、業務を行う執務室等が別々になっていること

から、両作成機を統合することは、逆に作業効率、サービスの低下となるため、これまでどおり別々に運用・管理する）。

2. 領事業務の業務・システム最適化計画を見直し

現在平成 18 年 3 月に決定した領事業務の業務・システム最適化計画に基づき、業務・システムの最適化を推進しているところであるが、その後の領事業務を取り巻く環境の変化や技術動向を踏まえ、更なる業務の効率化・国民サービスの向上を目指す必要があることから平成 21 年度中に本計画を以下のとおり一部改定する。

(1) 旅券システム刷新

- ・ 現行計画のオープンシステムへの移行に併せ、ソフトウェアの部品化（SOA の導入）等を図る
- ・ 定型処理は、統合プラットフォームの市販データ分析ソフト等（BI ツール、ETL 機能等）を利用
- ・ WEB ブラウザを用いたダウンロードによる旅券申請書の作成

(2) 在留届の精度向上

- ・ 転出・帰国等取扱基準の明確化
- ・ インターネットを利用した提出者自身による届出内容確認
- ・ 他業務・情報との連携強化、広報の推進

(3) 領事サービスの向上

- ・ 証明申請様式等の統一及びダウンロード可能化
- ・ 在外公館ホームページでの均一な領事手続情報の提供
- ・ 領事手数料管理のシステム化検討
- ・ 電話対応業務の効率化検討

(4) 査証審査業務の高度化

- ・ 査証大量発給公館の定型業務外部委託
- ・ 査証関係問い合わせ記録の蓄積と活用
- ・ システムへのアクセス・管理強化

(5) 領事業務情報システムとしてのシステム統合

- ・ 既存旅券システム、領事関連データ（在留届他）管理システム、査証システムの設備・機器・機能等の統合、統合プラットフォーム構築
- ・ 在外メールマガジン機器の外務省統合 WEB 環境への集約

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

上記 2 つの構成要素それぞれの目標達成度合いは以下のとおりである。

1. A, 2. B

(判定方法)

1. 平成21年度中に221公館への展開を終了したか。
2. 平成21年度中に最適化計画の改定を終えたか。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分

E	25%未満	進展していない
<p>有効性（具体的成果）</p> <p>1. 予定していた公館全てにおいて展開を完了した。</p> <p>2. 平成21年度中の改定には至らなかったものの、既に総務省との調整、パブリックコメント等を概ね終了し、平成22年4月には最適化計画を改定する見込である。</p> <p>〔予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果〕</p> <p>○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 <input checked="" type="checkbox"/> 目の大括り化 ○目間流用の弾力化 （上記措置による効果）</p> <p>特になし。</p>		
<p>事業の総合的評価</p> <p>○拡充強化 <input checked="" type="checkbox"/> 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止 （理由と今後の方針）</p> <p>平成18年度より推進してきた「領事業務の業務・システム最適化計画」については、平成21年度に上記の通り最近の領事業務・システムを取り巻く環境の変化等を反映して見直し作業を実施しているところ、今後は改定後の最適化計画に沿って引き続き業務改善を推進する。</p> <p>〔目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策〕</p>		

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/g_system/index.html）

領事業務

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成21年8月24日）（PDF）

最適化効果指標・サービス指標一覧（平成21年8月24日）（PDF）

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成20年8月21日）（PDF）

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成19年8月24日）（PDF）

業務・システムの最適化実施評価報告書（平成18年8月24日）（PDF）

業務・システム最適化計画（平成18年3月30日）（PDF）

業務・システム見直し方針（平成17年6月30日）（PDF）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>）のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV-2 海外邦人の安全確保に向けた取組

(施策レベル評価版：361頁)

事務事業名 ①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化

事務事業の概要

- (1) 安全情報の収集体制の強化
- (2) 海外安全ホームページ等の情報発信基盤の強化・改善等により各種啓発媒体へのアクセス率を高め、もって安全対策情報の適切かつ的確な提供・普及に努力
- (3) セミナー、キャンペーン、講演会を通じた啓発事業の展開により、国民・企業の安全対策及び危機管理のための意識・体制への取組を促進

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、国民の安全意識を啓発し、安全対策、危機管理への国民・企業の努力を促進した。ホームページへのアクセス数、海外安全相談センターへの相談件数などを含め、総合的に勘案すれば、事業は有効であったと考えられる。

(1) 安全情報収集体制の強化

在外公館がない兼轄国を中心に、海外邦人の安全対策に欠かせない情報を収集するために、安全対策関係団体・個人等への業務委嘱を通じて、より漏れのない適切な安全情報収集を図った。また、こうして収集した情報を基に、各在外公館では在留邦人に向けた情報の提供を行った。

(参考1) 平成21年度の情報収集業務委嘱件数：35公館50件

(前年度からの改善：情報内容の見直しを通じて5件を廃止、新たに2件追加。)

(参考2) 平成21年度の情報収集業務の成果：報告数413件

(主な活用方法：犯罪件数の推移・傾向等の把握を通じて、よりの確な安全対策を策定するとともに、在留・渡航邦人等に提供。)

(2) 多様な情報のきめ細やかな発信

海外におけるテロ・誘拐、騒擾、犯罪、治安、自然災害、感染症等の多様な情報を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報（危険情報、テロ概要、スポット情報、広域情報、安全対策基礎データ）及びテロ概要に分類し、あるいは、危険をより身近に感じてもらうため、「海外事件簿」を作成し、邦人の安全な渡航、滞在のための情報をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。

(参考) 平成21年度の主要情報発信（回数）

- ・危険情報（渡航先別総合的安全情報）：209回改訂・発信
- ・スポット情報（渡航先別事件・事故速報）：294回改訂・発信
- ・広域情報（複数国にまたがる事件・事故速報）：14回改訂・発信
- ・安全対策基礎データ（滞在先の各種危険情報、渡航手続等）：57か国・地域

(3) 情報発信基盤の強化及び認知度の向上

海外安全ホームページは、渡航情報等の最も有効な発信手段であることから、この認知度を高め、利用者の利便性の向上を図ることが肝要である。このため、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう、内容の整備・改善を図るとともに、携帯版海外安全ホームページでは機能を拡充し、これまでの渡航情報の検索機能に加え、短期渡航者を対象にトップページに緊急メッセージを掲載し、緊急メッセージに従って最寄りの在外公館等、直接緊急連絡先を検索出来るようにしている。また、海外安全ホームページ及び渡航情報の認知度を高めるため、海外渡航者の多い年末年始及び卒業前の海外旅行シ

ーズンに合わせて、平成 21 年 12 月 14 日～平成 22 年 3 月 20 日まで、「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」を実施した。キャンペーンでは、オリジナルキャラクター「トラ吉」による「トラベルのトラブルにご注意を」の呼びかけを広め海外安全ホームページ及び携帯版渡航情報の特別サイト及びポスター等の各種媒体を通じて、海外における安全対策及びパスポート管理の重要性を訴えた。

(参考 1) 海外安全ホームページアクセス数 (通年)

平成 21 年度 36,522,728 回 (月平均約 304 万回) <前年度比 28%減>

平成 20 年度 50,968,134 回 (月平均約 425 万回)

(参考 2) 携帯版海外安全ホームページアクセス数 (通年)

平成 21 年度 4,158,244 回 (月平均約 35 万回) <前年度比 13%減>

平成 20 年度 4,818,490 回 (月平均約 40 万回)

(参考 3) 海外安全キャンペーンの実施期間における国民のアクセス件数

(平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月)

海外安全 HP アクセス数 : 9,704,035 回 (前年同時期 : 約 1,368 万件。前年比 29%減)

携帯版 HP アクセス数 : 1,117,656 万回 (前年同時期 : 約 120 万件。前年比約 6%減)

(4) 海外安全相談業務の実施

領事サービスセンター (注 : 平成 21 年 10 月 1 日に海外安全相談センターから改名) においては、ホームページの運営・管理のほか、国民からの相談窓口として、安全対策に関する電話照会に直接対応した。

(参考) 平成 21 年度の相談件数 : 7,134 件 (月平均約 595 件)

平成 20 年度の相談件数 : 8,656 件 (月平均約 722 件)

(5) 危機管理セミナー・講演会等の実施

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外の各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー・講演会を実施したほか、平成 20 年度に引き続き、危険な地域で活動・進出する NGO 等を対象とした安全セミナーを実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。

(参考 1) 平成 21 年度の危機管理セミナー／NGO 安全セミナー開催実績

海外 : 4 か所 (デュッセルドルフ, アテネ, バルセロナ, ヨハネスブルク) (対象者 : 94 名)

国内 : 3 か所 (名古屋, 東京 (NGO 対象), 大阪) (対象者 : 233 名)

(参考 2) 平成 21 年度における講演会の実施

・平成 21 年 5 月 19 日

主催者 : 大分県立 竹田南高等学校

テーマ : (海外安全を含む) 異文化体験, 異文化理解

・平成 21 年 5 月 20 日

主催者 : 大分県立 大分東高等学校

テーマ : (海外安全を含む) 国際理解について

・平成 21 年 6 月 19 日

主催者 : (社) 海外邦人安全協会

テーマ : 国際治安・テロ情勢

・平成 21 年 6 月 29 日

主催者 : 東京外国語大学

テーマ : 海外生活安全管理

・平成 21 年 9 月 16 日

主催者 : 京都府立亀岡高等学校

テーマ：(海外安全を含む) 国際情勢, 外交官の職務・体験談について

・平成 21 年 9 月 17 日

主催者：京都府立北陵高等学校

テーマ：(海外安全を含む) 国際情勢, 国際的な仕事に必要なこと等について

・平成 22 年 1 月 8 日

主催者：(社) 日本在外企業協会

テーマ：昨年の回顧と 2010 年の展望

平成 22 年 2 月 12 日

主催者：(社) 海外邦人安全協会

テーマ：2010 年 国際情勢

・2 月 23 日, 25 日

主催者：(財) 公共政策調査会

テーマ：海外在留邦人を取り巻く環境と安全対策

(6) 政府広報との連携

多角的かつ効果的な広報・啓発の一環として、政府広報との連携の下、海外安全対策に関する広報・啓発を実施した。

(参考) 平成 21 年度 政府広報

・平成 21 年 7 月 9 日 政府広報オンライン (インターネット)

(渡航前も渡航中もチェックしよう! 外務省の海外安全ホームページ)

・12 月 14 日 政府広報オンライン (インターネット) トラブル事例から学ぼう! 世界の旅の作り方

・平成 22 年 2 月 12 日 ナッ得! ニッポン (テレビ朝日)

(トラベルのトラブルのご注意を! ~旅券管理の重要性~)

・2 月 25 日 海外安全に関する意識調査

予算の効果的・効率的活用

海外安全・パスポート管理促進キャンペーンでは、オリジナルキャラクターを含めた企画募集を行い経費の節減を図り、啓発活動の拡大に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

危険情報や安全対策基礎データの改訂、スポット情報の発出のほか、新たな脅威として新型インフルエンザの予防・対応策に関する情報の提供を行うなど、時代、社会情勢の変化に応じた情報提供が的確に行われた。また、海外安全キャンペーン及び危機管理セミナーの実施、海外安全ホームページ及び携帯版海外安全ホームページ等を通じて企業や NGO を含む国民に安全対策の必要性につき累次啓発に努めた結果、国民の安全対策・危機管理意識の醸成・強化に効果があったと判断される。今後も海外における国民の安全確保に向け、効果的・効率的な安全情報の収集及び国民のニーズに合致した情報の提供を行うとともに、海外安全キャンペーン等を通じて、国民に安全対策の重要性を啓発するとともに、海外安全ホームページの利便性の向上に努める。

事務事業名 **②在外公館援護体制の更なる強化**

事務事業の概要

(1) 海外における様々な危険・危機に効果的かつ効率的に対応し得るよう、在外公館における領事担当官の能力向上を図りつつ、時間・場所の制約なく迅速かつ的確に対応すると同時に専門的対応を必要とす

る事態へも適切に対応し得るよう、体制並びにシステムの強化・拡充を図る。

(2) 新型インフルエンザ等の新たな脅威への対応に向けた対策の策定等を行う。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、多様な状況下における在外公館援護体制を強化するとともに、事務の効率化のためのアウトソーシングを進めた。こうした事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は在外公館援護体制の強化に有効であったと考えられる。

(1) 閉館時緊急電話対応サービスの拡充

夜間・休日等在外公館閉館時においても、海外邦人からの緊急連絡に可能な限り確実かつ的確に対応し得るよう、在外公館閉館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成21年度には導入公館を平成20年度の78公館から15公館追加して93公館に拡充するとともに、邦人援護件数及び邦人渡航者数の多い中南米、欧州、中東及びアフリカ公館への更なる拡充に向け、引き続き必要な予算を確保した。

(2) 兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行いよう、初動の際の協力者の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事担当官が可能な限り迅速に現場に赴くための旅費について、必要な措置を講じた。なお、平成21年度には領事担当官の兼轄国及び遠隔地への出張を38件実施した。また、領事担当官が直ちに対応できない案件等で現地協力者に対応を依頼し、右協力者に遠隔地邦人保護謝金を支出したケースは3件あった。

(3) 多様なトラブルに遭遇した邦人への援護体制の強化

平成21年（暦年）に在外公館が扱った邦人援護案件は約1万5000件であり、延べ約1万6500名に対する援護を実施した。

海外で精神的障害を発症した邦人事案が増加していることを踏まえ、平成21年度においても、在タイ大、在シドニー総、在ニューヨーク総、在バンクーバー総、在英国大、在フランス大の6公館で精神科顧問医制度を継続し、拠点地域における精神科医との顧問契約を通じ、的確な支援の提供を図った。また、精神科顧問医契約を行っていない公館においても、精神障害者に対する援護事案が発生した場合に必要な応じて専門家の支援が得られる制度を構築した（平成20年（暦年）中に2件の利用例があった）。（参考）平成21年（暦年）における各公館の精神科顧問医が取り扱った精神障害者対応実績は次のとおり。

公 館 名	件 数	取扱人数
在 タ イ 大	29	29
在 シ ド ニ ー 総	29	27
在 ニ ュ ー ヨ ー ク 総	18	18
在 バ ン ク ー バ ー 総	14	14
在 英 国 大	24	22
在 フ ラ ン ス 大	9	9

新型インフルエンザ（A/H1N1）の出現という世界的規模での新たな脅威に対して、関係府省庁との連携をも図りつつ、省内に緊急対策本部を立ち上げ在外公館に対して抗インフルエンザ・ウィルス薬等必要な資機材の追加送付に努めた。また、感染症危険情報の発出等により、外務本省（海外安全ホームページ）及び在外公館ホームページにおいて、右新型インフルエンザの予防、対策に関する情報提供を行った。引き続き世界的に発生している鳥インフルエンザのヒトへの感染についても、同様に情報提供を行った。

(4) 領事担当官を対象とする研修等の実施

領事担当官が海外での多様な危機に的確に対応するための能力向上を目的として、平成21年度においては、以下の研修等を実施した。

【本邦】

平成21年6月及び平成22年1月の領事初任者研修（在外公館から計29人参加）において、邦人援護に関する研修を行った。

【在外】

平成21年11月9日～12日、ロンドンにおいて「危機管理要員研修」を開催し、在外公館から参加した16名が、同地所在の危機管理企業による最先端の理論の研修を受けた。この他、平成22年3月3日～10日、ドイツ・デュッセルドルフ、ギリシャ・アテネ、スペイン・バルセロナ及び南アフリカ・ヨハネスブルクにおいて危機管理セミナーを開催し、在外公館の職員に対する研修を実施した。

危機管理につき高い知見を有する国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）が開催している危機管理要員研修（一部を独立行政法人国際協力機構（JICA）と共催）について、6月、7月、10月の研修に在外公館から5名、本省から1名がそれぞれ参加した。

平成22年3月2日及び3日の両日、サウジアラビアにおいて中東地域領事担当官会議を開催し、同地域所在の在外18公館の領事担当官が参加した。同会議ではテロ・誘拐事件における邦人援護、緊急事態対応を含む領事業務全般に係る討論・情報交換が行われた。

予算の効果的・効率的活用

閉館時緊急電話対応サービスについては、公館毎の契約から国・地域単位での契約に移行し一公館あたりの契約単価を引き下げることにより経費節減に努め、導入公館数の拡充を図った。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
（理由と今後の方針）

本事務事業の取組を総合的に勘案すれば、本件事務事業は、在外公館の邦人援護体制の強化に向けて相応な効果を上げた。今後とも、新型インフルエンザ等世界における新たな脅威の出現、変化を慎重に見極めつつ、本件事業における各種取組を継続するとともに、危険・危機の世界的広がりに対応すべく、以下の諸点について更なる充実を図って行く。

（1）閉館時の緊急電話対応サービスの拡充・強化。

（2）多様化した邦人援護案件に対応していくため、（イ）遠隔地保護謝金や担当官の出張旅費等の予算確保、（ロ）精神科顧問医や医務官等専門的知識を有する者との一層の連携強化。

（3）精神科顧問医契約のない公館に対し、精神障害者にも柔軟な対応ができるよう、医務官の活用や突発的に発生する精神障害案件に対応するための制度の拡充を図り、費用対効果や受益者負担の原則等も念頭におきつつ、制度の効果的かつ効率的な運用を検討。

（4）邦人海外渡航者の渡航形態の多様化に伴い、我が国在外公館の所在しない国や地域、又は遠隔地で邦人援護案件は増加していくと考えられることから、今後にも必要な措置を講じる。また、在外公館相互の連携（円滑な応援出張等）にも意を用いる。

事務事業名 ③海外邦人の安全対策・支援に向けた多様な取組

事務事業の概要

海外における邦人の安全対策及び邦人援護を効果的に実施するためには、政府による事業の実施のみならず、広く官民の知見や経験を集め、相互の協力関係を構築することが重要であることから、国内外の関係団体等との協力関係を構築・強化し、安全対策上の連携（ネットワーク化）を図る。また、過去のテロ事件等の被害者家族等と必要に応じ会合等を行うことによって、過去の邦人援護・保護案件の教訓を今後の施策に活かす。危険国・地域への支援・協力という政策的要請と邦人の安全確保が両立するように、省内内外の議論に積極的に関与する。

有効性（具体的成果）

海外邦人の一層の安全確保に向けて、在外公館の限りある物的・人的資源を補完するため、以下の事業を通じ、内外関係団体・機関との連携・協力を推進した。こうした事業の実績等を総合的に勘案すれば、それぞれの事業は海外邦人の安全確保に向けた多様な取組に有効であったと考えられる。

（１）海外で活躍する民間の企業・団体と外務省（在外公館）との間で相互の情報・意見交換を深め、海外邦人の活動の環境・対策の整備・向上に向けて、204 公館において安全対策連絡協議会を設置し、平成 21 年度においては 143 回の会合を開催した。また、本邦においては海外安全官民協力会議を設置し、平成 21 年度には、本会合の開催に加え、実務者会合である幹事会を 5 回開催した。

（参考）平成 21 年度 海外安全官民協力会議開催実績

・平成 21 年 4 月 17 日（第 30 回）

テーマ：最近の治安情勢及び年次報告準備状況報告、最近のテロ情勢（イエメン等）、新型インフルエンザ対策：外務省・在外公館の取組

・平成 21 年 7 月 24 日（第 31 回）

テーマ：中国ウイグル情勢と今後の動向について、最近のテロ情勢（イラク、アルジェリア、インドネシア等）、新型インフルエンザ対策：外務省・在外公館の取組

・平成 21 年 10 月 9 日（第 32 回）

テーマ：最近の事件・事故情勢について（危機管理一般（含むインドネシア地震）、最近のテロ情勢（インドネシア・バリ島における邦人誘拐・殺害事件）、邦人援護統計に関する解説

・平成 21 年 12 月 11 日（第 33 回）

テーマ：最近の事件・事故情勢について（韓国における火災事故等）、最近のテロ情勢（イエメンにおける邦人誘拐事件、パキスタン情勢）、「海外安全・パスポート管理促進キャンペーン」について

・平成 22 年 2 月 19 日（第 34 回）

テーマ：最近の事件・事故について（ハイチでの震災、マチュピチュでの地滑り）、最近のテロ情勢（イエメン情勢・米旅客機爆破テロ未遂事件等）、NGO セミナー概要報告

（２）邦人の海外旅行における安全対策への取組を支援するため、旅行業界との意見交換の場である外務省・トラベルエージェンシー会合を設置し、平成 21 年度においては 6 回会合を開催し、治安情勢等についての情報提供を行うとともに、意見交換を行った。

（３）新型インフルエンザ（A/H1N1）という新たな脅威への対策に関しては、国内にあっては、内閣に設置された新型インフルエンザ対策本部において、厚生労働省始め関係府省庁及び感染症関係機関等とも連携しつつ、省内の緊急対策本部において在外における邦人の安全対策を検討し、また感染症危険情報の発出等関係団体に情報提供と注意喚起を行った。また、在外にあっては、各国政府との連携を図りつつ、邦人感染者への支援を行うとともに、各館ホームページや安全対策連絡協議会等を通じ現地の邦人社会との間で感染状況・防止策等の情報交換・共有を図った。

（４）外務省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護に関連して寄せられる地方自治体からの照会を受けて、情報提供、対策策定に際する協力等を行った。

（５）海外で邦人が事件・事故あるいはテロ・誘拐等のトラブルに巻き込まれないための対策及び巻き込まれた際の的確な支援の実施に向けて、在外公館と現地治安関係機関との連携・協力関係を強化するため、平成 21 年度は、中国（上海）から公安局幹部、ドイツから外務省の危機管理担当局長を招へいし、我が国事情の説明、邦人安全に係る協力依頼、自国民保護上の諸課題や治安情勢に関する情報・意見交換等、協力関係の構築・増進を図った。

（６）邦人被害者及びその家族からの教訓や要望の聴取については、例えば、米国同時多発テロ事件の一部被害者家族との意見交換や、別の事件における邦人被害者が所属する NGO 等の関係者との意見交換を行

った。また、危険国・地域への支援協力と邦人の安全確保という観点では、NGO危機管理セミナー（平成22年2月17日）等で意見交換を行った。

（7）精神医療分野においては、各地でネットワーク化の動きが進んでいる。シアトルにおいては、現地で活躍する邦人カウンセラーやソーシャルワーカーらで組織するJSSN（Japanese Social Service Network of Seattle）と在シアトル総との間で情報交換が行われ、在ニュージーランド大では、医療以外の分野において現地治安関係機関との間でネットワークが構築されるなど、邦人援護に関する様々な関係団体との連携の構築、強化が進められている。

予算の効果的・効率的活用

招へい事業者の決定に際して、一般競争入札を実施し、経費節減を図った。

事業の総合的評価

○拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

平成21年度においては、国内外における官民の取組を継続的に推進し、危険・危機の変容及び新たな脅威の出現に関する危機感を共有し、相互かつ相関的な連携・協力を推進した。本件事務事業は、海外における邦人の安全対策及び援護体制の強化に効果があったと判断され、今後とも、本件事業における各種取組を継続するとともに、海外におけるより有効なネットワーク構築に向けた具体的な取組に着手する。

事務事業名 ④緊急事態対応の強化

事務事業の概要

世界的規模で、テロ・誘拐の脅威、自然災害の大規模化、急激な政情悪化等が顕在化し、また、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生するとともに今後も急速かつ大規模な流行を伴う新たな新型インフルエンザ出現の脅威が指摘される。かかる状況下で、いかなる大規模緊急事態の発生に際しても、本省及び在外公館の限りある資源を効率的に活用し、迅速かつ的確に邦人援護・支援を行い得るよう、各在外公館の実施体制を整備するとともに、右に必要なシステム及び体制を構築・拡充する。

有効性（具体的成果）

以下の事業を通じ、大規模緊急事態対応の強化を図っており、それぞれの事業の実績等を総合的に勘案すると、緊急事態対応の強化に効果があったと考えられる。IT技術の進展を見極めつつ漏れのない海外邦人の援護・支援体制を確立するために、これまでの事業を更に拡充・強化すべく、事業の見直しを行った。

（1）安否確認システムの整備・拡充

海外において、テロ、大規模自然災害、クーデター等の大規模緊急事態が発生した際には、本人及び関係者からの大量の安否照会が集中的に外務本省及び関係在外公館になされる。このような場合に、外務本省及び在外公館が、援護・支援業務を行う上で、効率性を保ちつつ、安否を心配する関係者にできる限り丁寧に対応することが課題となっている。

また、安否確認は、一般的には在留届等を通じて行うことになるが、短期の個人旅行者については連絡先の把握が困難であることから、既存の緊急連絡先に依らず災害関連情報を提供し、また本人と本邦家族との間で安否確認が円滑に行えることが重要である。

このため、平成21年度においては、以下のシステムの円滑な運用のために必要な措置を講じた。

平成16年12月26日に発生したスマトラ島沖大地震・インド洋津波への対応の経験を踏まえ、同様の大規模災害等緊急事態発生時に際して、邦人及びその家族等からの安全確認の問い合わせに、確実に効率よく対応できるよう、外務本省と在外公館との間の連携と情報共有を目的に、WEBサイト上でオンライン安否情報確認システムを構築している（平成16年度開始）。以後、本システムが常時確実に使用し得るよ

う必要な維持・管理を行った。

また、全世界の約 40%の海外邦人が在留・滞在し、緊急事態発生時の安否確認が最も困難となる北米地域においては、平成 18 年 9 月にニューヨークをベースに設置した、北米地域における邦人用災害伝言ダイヤル「全米・カナダ邦人安否確認システム」がいざという時に有効に利用され、かつ、国民の間に馴染み深いものとなるよう、平成 21 年 12 月 24 日から平成 22 年 1 月 5 日までの間、一般国民向けのテスト運用を実施した。

(2) 大規模緊急事態対応要員・機材整備

大規模緊急事態が発生した際の即応体制の整備として、平成 20 年度に、外務本省・拠点公館における現場作業用資機材（通信機器、作業服、携帯型 X 線装置等）の配備を行うとともに、遺体鑑定、心のケア等の専門家を含む邦人援護要員の派遣等の現場での機動的な対応を可能とするための体制の構築を図ったが、この体制を更に拡充すべく、必要な措置を講じた。

緊急事態発生時、特に有線通信回線の崩壊時には不可欠となる緊急無線の有効的な運用・管理を図るため、平成 20 年度に策定した運用ガイドラインを改めて在外公館に周知徹底した。

更に、新型インフルエンザ (A/H1N1) の発生に対応し、医療事情の悪い途上地域に在留及び短期滞在する邦人用として、同地域の在外公館に備蓄した抗インフルエンザ・ウィルス薬の追加送付を行った。

(3) 緊急事態邦人保護対処マニュアル等の整備

在外公館の危機管理・緊急事態対応を強化すべく、緊急事態邦人保護対処マニュアル作成指針を改定し、在外公館に対して、同マニュアルの更新（新設公館に対しては作成）を指示した。平成 21 年度中に 120 の在外公館が同マニュアルを更新した。

(4) 緊急事態対応要員の育成・派遣

平成 16 年のインド洋津波及びその後の大規模緊急事態の経験を踏まえ、大規模緊急事態に際して、より迅速かつ確実な体制の立ち上げと適切な運営を可能とする知識と経験を有した担当官を養成するため、平成 21 年 6 月及び平成 22 年 1 月に、領事初任者研修（在外公館から 29 人参加）を実施し、大規模緊急事態対応の研修を行った。また、ムンバイにおける連続テロ事件の経験等を踏まえ大規模緊急事態発生に際し、発生地における邦人援護を混乱なく、迅速かつ的確に行いうるよう、知見を有する職員及び専門家並びに近隣公館からの対応要員を緊急に展開するための取組を進めた。

(5) 邦人テロ・誘拐事件に際しての職員の国外及び国内出張

邦人テロ・誘拐被害事件が発生した場合、被害者所属団体及び被害者家族との連絡・調整、被害者家族に対する事件中の支援及び被害者帰国時及びその後の支援（報道対応支援を含む）のため予算を確保し、平成 21 年度は、職員のべ 6 人が国内出張した。また、特に危険な地域への渡航を希望する邦人に対し、渡航事由の聴取及び渡航回避の説得のため職員 1 人が国内出張した。

(6) 国際ニュースモニタリングサービス及びテロ誘拐事件対応体制強化

国内モニタリング業者に対し、海外主要通信社の外電や米国等欧米主要国の渡航情報の 24 時間監視を依頼し、当該外電等を和訳の上データベース化して専用ホームページに掲載・蓄積して閲覧・検索利用を可能にした。特に重要な情報については、外務省幹部等の携帯電話に外電の和訳をメール送信するサービスを前年度に引き続き実施し、記事 38,689 本を和訳し、632 本をメール送信した。世界の誘拐に関するデータベースへのアクセスを確保し、また、事件対応時の助言等を得られるよう、危機管理会社と契約した。

(7) GPS を利用した邦人保護業務支援機器の配備

テロ・誘拐事件等における領事の安全確保及び邦人保護業務支援のため、平成 21 年度に旧システムを見直し、GPS を利用した邦人保護業務支援機器を、特に危険度が高い 16 か国に配備した。

予算の効果的・効率的活用

平成 21 年度の緊急備蓄品配備先公館に対し、現地調達を推進させた結果、86 公館中 49 公館において保存

飲料水を現地にて調達できた。また館員用緊急備蓄品と短期渡航者用緊急備蓄品については一般競争入札を行い無駄な予算支出を抑え経費節減し、ハイチ大地震における隣国のドミニカ（共）大宛緊急備蓄品の再配備及びチリ大の緊急備蓄品（保存飲料水）の購入経費に当てるなど適切に対応した。

GPSを利用した邦人保護業務支援機器に関し、平成13年度から、独自の「GPSを利用した邦人保護システム」の開発を外部に委託し、複数の在外公館に配備してきたが、平成20年度にGPS機能を内蔵した可搬性が高い市販の衛星携帯電話機を用いて上記システムとほぼ同様のサービスを提供する民間事業者が新たに現れたことが判明したため、それまでの独自の「GPSを利用した邦人保護システム」関連機器を廃止し、平成21年度から、より安価なGPSを利用した邦人保護業務支援機器を導入した。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

平成21年度においては、緊急事態対応要員の養成に加え、全米・カナダ邦人安否確認システムを始め安否確認体制の強化を進めたこと、新型インフルエンザ発生に応じた抗インフルエンザウィルス薬の追加送付等、緊急展開用備品の整備が行われたこと等を総合的に勘案すると、本件事務事業は大規模緊急事態への対応の強化に向けて、効果があったと判断される。

しかしながら、かかる大規模緊急事態への対応は未だ緒に就いたばかりであり、世界いずれの地においても、機動的かつ適時適切な邦人保護業務を行い得るよう、引き続き、人材の育成、安否確認システムの整備、新たな新型インフルエンザ等の新たな脅威への対策を図って行く必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 外務省海外安全ホームページ（渡航情報）：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・ 同上携帯サイト：<http://www.anzen.mofa.go.jp/i>
- ・ 危機管理セミナー：http://www.anzen.mofa.go.jp/seminar/relay_seminar.html
- ・ 内閣府ホームページ（政府広報）：<http://gov-online.go.jp/>
- ・ 外務省海外安全ホームページ（鳥・新型インフルエンザQ&A）：
http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/influ_qa.html
- ・ 海外安全官民協力会議：http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/karminkyo.html
- ・ 全米・カナダ邦人安否確認システム：<http://www.cgj.org/jp/p/01.html>
- ・ 海外安全・パスポート管理促進キャンペーンサイト：<http://www.kaijai-anzen.jp>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

IV-3 外国人問題への対応強化

(施策レベル評価版：368頁)

事務事業名 ① 適正な査証審査の実施

事務事業の概要

- ・諸外国との幅広い分野での人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証取得の面で便宜を図る。
- ・我が国社会の安全・安心のため、査証審査を適切に行うことにより、我が国の利益を害する行為を行うおそれがある外国人の入国を未然に防止する。

有効性（具体的成果）

(1) 政府の規制改革や観光立国への取組を踏まえ、査証申請者に対し種々の便宜を図っている。問題が少ない国・地域に対しては、短期滞在査証を免除しているところ、平成21年9月から、ルーマニアに対する査証を免除した。これにより、査証免除国・地域は63となった。近年訪日者数が急増している中国においては、観光客や企業関係者に対する査証取得の面で便宜を図っているところ、平成21年7月から一部の公館（北京、上海、広州）において、これまでの団体観光客に加えて個人観光客に対しても査証を発給している。平成21年においては、226公館において1,398,111件の査証を発給した。景気後退や円高、新型インフルエンザの影響により、外国人入国者数の減少とともに、査証発給数は対前年比約7%減少したが、中国人観光客に対する査証発給数は405,149件と、対前年比約13%増加した。

(2) 我が国社会の安全・安心のため、不法就労を企図する者や、犯罪歴のある者について、査証審査を厳格に行っている。また、外国人女性等の人身取引被害を防止するため、関連する査証申請に対する審査を厳格に行っている。また、外国人研修生らを低賃金労働者として扱うなど、一部の受入れ機関による不適正な受入れが行われている研修・技能実習制度については、不適正な受入れを未然に防止するため、関連する査証申請に対する審査を厳格に行っている。これらを背景として、我が国における外国人の不法残留者数は91,788人（平成22年1月1日現在）と、対前年比約19%減少するとともに、我が国における来日外国人犯罪の総検挙人員は13,257人（平成21年）と、対前年比約5%減少した。

予算の効果的・効率的活用

国際会議への出席者を最小限にとどめ、旅費の効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

査証取得の面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図るとともに、査証審査を適切に行うことにより、我が国社会の安全に貢献している。今後も、同様の取組を継続する。

事務事業名 ② 査証WANシステムの拡充

事務事業の概要

査証WANシステムは、査証審査、発給情報のデータベース管理及び偽変造対策を強化したMRV（機械読取式査証）の作成を行うシステムを在外公館に配備し、本省及び在外公館等をオンラインで結び、査証審査・発給情報等を即時共有するためのネットワークシステムの確立を図るものである。この査証WANシステムを拡充する。

有効性（具体的成果）

（１）平成21年度は、新たに在バンガロール、青島、グルジア、トンガ、ブルキナファソ各大使館・総領事館にMRV作成システムを配備した。

（２）また、平成17年度に策定された「領事業務の業務・システム最適化」計画に則り、偽変造対策をより強化した査証作成機及び右に対応した業務アプリケーションの運用を開始した。これにより更に強固な偽変造対策を施した査証の発給が可能となった。

予算の効果的・効率的活用

技術者派遣に際しては、目的地や渡航経路等を考慮し、可能な限り安価な航空券を使用する等予算の節約に努め、効率的に活用している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

新設公館の速やかな体制整備を行うとともに、今後も中国人観光客を中心に入国者数の増加が予想される中、適正な査証審査・発給体制を維持するため、業務の効率化に繋がる改善を図っていく。

事務事業名 ③ 在日外国人問題の啓発活動等

事務事業の概要

日本における外国人の在留者数は221万人を超えており、習慣、言葉等の違いから地域社会との摩擦等の深刻な問題が発生している。外国人を日本社会の構成員として受け入れていくための総合的な取組が喫緊の課題となっているところ、外務省としては、外交的な観点から本課題に取り組んでいく。

有効性（具体的成果）

（１）平成22年2月20日、多くの外国人住民を抱える神奈川県において、外務省、神奈川県及び国際移住機関（IOM）の共催により、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を開催した。内外の有識者・実務者、企業、自治体、国会議員、県会議員、外交・領事団構成員等約210名の出席を得て、外国人受入れや社会統合・情報提供の在り方につき、内外における先進的事例を踏まえつつ検討し、成果の発表を行った。右発表を行うため、国内の有識者・実務者で構成される2つの分科会を設け議論を重ね、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に係る提言、入国前の外国人に対する情報提供の具体的なコンテンツを作成することができた。また、本ワークショップの発表内容は、関係省庁、外国人集住都市等に配布するほか、インターネット上にも掲載し、広く関係者及び一般への普及を図るのみならず、作成したコンテンツの多言語版を在外公館において訪日を予定している外国人に実際に配布することとした。

（２）平成22年3月25日、東京において、ブラジル政府との間で領事当局間協議を開催し、昨今の経済情勢悪化を受け雇用、教育、日本語、住宅等のさまざまな面で問題を抱える在日ブラジル人に対する支援及び在日ブラジル人の犯罪問題等に対する両国政府の対応をレビューし、当該問題に両国政府が緊密に連携して対処していくことを確認した。

（３）関係省庁が共同で取り組んでいる定住外国人支援策や高度人材受け入れ等の議論に参加し、情報の提供や意見の提出を行うとともに、外国人集住都市に出張し、在日外国人問題について意見交換等を行った。

予算の効果的・効率的活用

国際ワークショップの開催に当たっては、一般競争入札を行っているほか、地方自治体や国際移住機関（IOM）と共催で実施することにより、共催者間で開催に必要な諸作業（ロジ支援要員の提供を含む）を分担するなど経費削減に努めている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 **○今のまま継続** ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

在日外国人問題は中長期的な取組が必要であることから、今後も、関係省庁及び外国人集住都市を始めとする地方自治体と緊密に連携しつつ、諸外国の取組に関する情報提供を行うと同時に、健全な人的交流の促進、各国との友好関係及び相互理解を深めるとの観点からさまざまな意見を提起していく。

評価をするにあたり使用した資料

- ・ 平成21年における外国人入国者数及び日本人出国者数について
(法務省入国管理局：平成22年3月)
- ・ 本邦における不法残留者数について(平成22年1月1日現在)
(法務省入国管理局：平成22年3月)
- ・ 来日外国人犯罪の検挙状況(平成21年)
(警察庁：平成22年4月)

資料を御覧になる場合は、外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をしていただくか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策（具体的施策）

V-1	外交実施体制の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・	277
V-2	外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革・・・・・・・・	280

V-1 外交実施体制の整備・強化

(施策レベル評価版：375頁)

事務事業名 ① 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構の整備

事務事業の概要

外務省が直面する新規業務に対応するための人的資源の確保や機構を整備することにより、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制を整備・強化する。

有効性（具体的成果）

現在、外務省は、定員・機構の増強に努めているが、大使館数において米国が167、中国が166であるのに対し、我が国は133（平成22年4月時点）と世界の他の主要国に比しても依然として少ない。平成21年度においても、外務省の業務がますます増大している中で、国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な外交実施体制の実現に向け、定員を増強し、機構を整備した。具体的な成果は次のとおり。

定員の増強では、100の定員純増を達成するとともに、定員外の人員増と併せて実質235人のマンパワーの増を実現した。

機構の整備では、喫緊の外交課題に対応し、外交実施体制の基盤を強化する目的で、5大使館（パラオ、エストニア、キルギス、ベナン、ルワンダ）を設置するとともに、近年の厳しい財政事情も踏まえ、現地の業務量等を考慮した上で、2総領事館（レシフェ、ジュネーブ）を廃止した。

その一方で、行政刷新会議の事業仕分けにおいて、大使館・総領事館のコンパクト化等、在外公館の運営・維持に係るさらなる経費節減が求められたことを受けて、限られた在外公館のリソースを再配分し、それぞれの在外公館に求められる機能を十分に発揮できる体制を確保しつつ、一層効率的・効果的な運営を目指すべく検討を進めた。

予算の効果的・効率的活用

定員では、169の増員を行いつつ、69の合理化等の減員を行う形で、合理化に努めた。

機構の整備では、限られた予算の範囲内で効果的かつ効率的な在外公館の体制を整備できるよう、2総領事館を廃止して、合理化に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大している。一方、近年の厳しい財政事情も踏まえ、政府全体の予算編成方針にのっとり、それぞれの在外公館に求められる機能を十分に発揮できる体制を確保しつつ、外交実施体制を引き続き整備・強化する必要がある。

事務事業名 ② 在外公館の警備体制の一層の強化

事務事業の概要

過去、在ペルー日本大使公邸占拠事件（平成8年）、在瀋陽総領事館事件（平成14年）、イラクにおける外務省職員殺害事件（平成15年）などの在外公館及び館員を対象とした事件が発生している。在外公館は外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、在外公館及び館員の生命・身体の安全を確保し、また、在外公館に対する不法な攻撃を未然に抑止する等、警備体制の強化を通じて外交実施体制の整備・強化を図る。

有効性（具体的成果）

平成21年度においても、上記のような事件の発生を防止すべく、在外公館に対する各種の人的及び物的

な警備措置を強化するとともに、館員の移動中の安全確保のための警備体制強化を推進した。

在外公館警備の要となる警備対策官及び警備専門員に対し、在外公館警備に関する専門的知識を充実させる研修を拡充し、館長を含む在外公館館員の警備意識の向上を図るべく、赴任前研修等様々な機会を捉えて、警備関係講義を実施した。特に危険度の高い公館に赴任する者に対しては、当該国の脅威等に関する情報につき、正しい理解と知識に基づく対策を習得させることを目的に個別に研修を実施した。また、在外公館においては警備訓練を実施するとともに、大規模行事実施に際しても、その安全な実施に万全を期すべく警備措置を講じた結果、全ての行事を無事終了することができた。

予算の効果的・効率的活用

経費を要する警備対策に当たっては、必要性を適切に判断するとともに、可能な限り合い見積もりを取得する等して予算の効率的執行に努めている。また、警備専門員の業務委嘱契約について、随意契約から指名競争入札に変更した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

在外公館に対する脅威は、年々威力を増すテロリストの攻撃をはじめ、その形態も極めて多様化しており、当該脅威の度合いに応じた適切な強化措置を施さなければ甚大な人的・物的被害を被る危険性が高くなる。これらの攻撃から我が国の在外公館の安全を確保するためには、テロ対策を主体とし、多様化する脅威に耐え得る在外公館警備体制の整備・強化を更に推進する必要がある。

事務事業名 ③ 外交を支える情報防護体制の多面的な強化

事務事業の概要

平成16年の上海総領事館における事案を契機に、秘密保全を含む情報防護（以下「情報防護」という。）の重要性が改めて認識された。また、政府機関からの情報流出が絶えない状況を踏まえ、外交活動を支える上で、死活的に重要である情報の防護について、制度面、意識面、物理面など多面にわたる体制強化を図る。

有効性（具体的成果）

これまで、本省及び在外公館の双方において研修の強化、諜報活動の対象となった際の対処要領の制定等により、情報防護には細心の意を用いてきたが、平成19年度に意識面、制度面、物理面等、多面にわたる取組を着実に進めていくため、大臣官房総務課の下に設置された情報防護対策室において本省及び在外公館における情報防護対策の総合的な企画・立案を行うとともに、関連内規の整備、研修の拡充、電子情報漏洩対策等の取組を積極的に実施してきた。

予算の効果的・効率的活用

在外公館への出張については必要性を適切に判断しつつ、可能な限り1回の出張で複数公館を回るとともに出張者数を必要最低限にしぼる、また秘密保全に関する器材について可能な限り見積もりを取得する等して予算の効率的執行に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

平成20年1月には、在京ロシア大使館員による内閣情報調査室職員に対する工作が明るみになるなどの事案が発生し、政府機関からの情報流出は現在も相次いでいる。また、平成19年8月に決定された政府全体の統一基準である「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を受け、外務省を始め各省庁では、特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認（セキュリティクリアランス）制度等の施行（平

成 21 年 4 月) に基づき、省内の情報防護体制の強化に取り組んだ。

こうした政府全体の取組について外務省としても積極的に関与していくと同時に、制度面では関連内規の整備、意識面では職員の研修、教材の充実等、物理面では本省・在外公館の建物・施設における防護対策、情報・通信機器等の防護対策をはじめとした多面にわたる取組を更に強化する。また、各種工作等に関する情報収集や脅威に対する対抗策の検討を行っていく。

今後とも強力な外交を進めていくための体制整備の一環として、上記の情報防護対策を不断に行い、体制強化に努めていく。

評価をするにあたり使用した資料

○平成22年版（第53号）外交青書：「第4章 国民と共にある外交 第1節 外交実施体制の強化と日本人の活躍」

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した事業改革

(施策レベル評価版：379頁)

事務事業名 ① 外務省情報ネットワーク最適化事業

事務事業の概要

「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」に則り現行のネットワークを見直し、外交活動を効果的に実施できるよう、政府機関統一基準に沿った情報セキュリティを保ちつつも他の政府機関や国際機関との連携を可能とするネットワークと、極めて高い情報セキュリティを持つ外部からのアクセスが不可能な内部専用のネットワークを2系統整備・運用する。

本計画完了時には年間1億7000万円の経費削減、及び1万7000時間の業務時間短縮が見込まれる。

なお、平成21年度については、本最適化計画の基本要件である基幹通信網、国際IP電話の整備を行った。

有効性（具体的成果）

平成21年度までに整備対象230公館中の228公館に基幹通信網及び国際IP電話を整備した。また、外務本省においては2筐体パソコン及びプリンタを配備し、最適化の整備を完了した。

予算の効果的・効率的活用

基幹通信網、国際IP電話、ネットワーク基盤及び基本業務システムの構築・運用については入札を実施し、競争原理の導入による効率化を行った。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

情報ネットワークの整備は外務省の情報通信業務及び業務のIT化の基盤となるものであり、新たなIT技術動向を踏まえつつ、優先的に取り組むことが業務の合理化にとっても不可欠である。

平成22年度においては在外公館情報ネットワークをよりスリム化し更なる効率化を実現するための検討を行う。また、22年度以降においては、可能な限り早期にネットワーク最適化事業を完了させる。

成果重視事業

事務事業名 ② 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築

事務事業の概要

【成果重視事業の目標】

- ・ 「ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画」に則り、ホストコンピュータ上で運用している各種業務システムをオープンなシステムに移行させることを前提として再構築を行うことにより、システム維持経費を年間3億円削減する。
- ・ また、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム（人給共通システム）」を導入・移行することにより、業務処理時間を年間1500時間削減する。

【目標設定の考え方】

ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了し、ホストコンピュータから脱却した後の平成22年度当初において、システム維持経費の削減を実現する。

また、ホストコンピュータ上で運用している「人事・給与等業務・システム（当省人給システム）」については、平成22年度以降に、「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務処理時間の削減を実現する。

なお、最適化計画の実施が完了する時期を当初平成 19 年度末としていたが、「人給共通システム」の最適化計画改定により、平成 22 年度以降に変更する。

【事業計画期間及び平成 21 年度予算額】

(期間) 平成 17 年度から平成 24 年度まで

(予算額) 425 百万円

【手段と目標の因果関係】

IT 技術の進展に応じて、プラットフォームのオープン化、パソコン等で利用可能な汎用パッケージの利用や「人給共通システム」を導入・移行することにより、業務システムの再構築を行い、目標を達成する。

【目標の達成度合いの判定方法・基準】

A

(判定方法)

・「当省人給システム」の再構築が完了し、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築が完了した（平成22年度当初において、システム維持経費の削減が可能となった）。

・なお、業務処理時間の削減目標の達成度合いは、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後、改めて判定する。

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

平成21年度末までに「当省人給システム」の再構築が完了したことにより、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築が完了し、平成22年度当初においてシステム維持経費の削減が可能となった。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

○国庫債務負担行為 ○繰越明許費 ○目の大括り化 目間流用の弾力化

(上記措置による効果)

平成21年度末までに、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築を完了することができた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

「ホストコンピュータの業務・システム最適化計画」では、平成19年度までに、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築及び「人給共通システム」の導入・移行を完了することとしていたところ、「人給共通システム」の最適化計画改定により、「人給共通システム」の導入・移

行の完了が平成22年度以降となった。平成21年度末まででは、ホストコンピュータ上で運用しているすべての業務システムの再構築が完了し、平成22年度当初におけるシステム維持経費の削減が可能となった。平成22年度以降では、「人給共通システム」の導入・移行が完了した後において、業務処理時間の削減目標を達成することが見込まれる。

〔目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策〕

成果重視事業

事務事業名 ③ 在外経理システムの整備(最適化計画を含む)

事務事業の概要

〔成果重視事業の目標〕

平成21年3月に策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」を実施することにより、外務本省及び在外公館の会計担当者の負担軽減及び業務支援機能の強化による在外経理業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。

〔目標設定の考え方〕

月間勤務時間が250時間以上(サンプリング調査による推定値)となっている各在外公館の会計担当者の業務量は、「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づく業務・システムの最適化完了後(平成24年度以降)は、月間で約38時間の時間削減(15.2%の削減率、いずれも試算値)が見込まれる。また経費については平成24年度以降、年間延べ約5300万円の経費の低減に相当する効果が見込まれる。

〔事業計画期間及び平成21年度予算額〕

(期間) 平成18年度～平成23年度

(予算額) 259百万円

〔手段と目標の因果関係〕

1. 次期在外経理システムの設計・開発

「在外経理システムの業務・システム最適化計画(改定版)」に基づき、次期在外経理システムを設計・開発することにより、平成23年度末までにサーバ本省集約化を実現し、業務の省力化を図る。

2. 物品管理システム、現地職員管理システムの機能拡充

各在外公館会計担当者等の利便性を向上させるため、入出力帳票の修正、エラーチェック、検索・集計などの機能を拡充することにより、在外公館の業務の効率化を図る。

〔目標の達成度合いの判定方法・基準〕

(判定方法)

B

(基準)

ランク	達成度合	評価
A	100%	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成

C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

有効性（具体的成果）

「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づき、次期在外経理システムの設計・開発を開始し、平成23年度末までに在外公館に設置しているサーバを本省に集約することとした。「物品管理システム」「現地職員管理システム」の機能拡充を行ったことにより、今後在外経理業務の効率化が見込まれる。

【予算執行の効率化・弾力化措置及び当該措置によって得られた効果】

国庫債務負担行為 繰越明許費 目の大括り化 目間流用の弾力化

（上記措置による効果）

平成19年度において、各在外公館の在外経理サーバ賃貸借予算を国庫債務負担行為としたことにより、平成19年度から平成22年度末までのシステム維持・運用経費の計画的な予算執行が可能となった。

平成21年度において、次期在外経理システム開発予算を国庫債務負担行為としたことにより、平成21年度から平成23年度末までの間のシステム開発を可能とし、サーバ本省集約化による業務の省力化等が実現することになった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

在外公館の会計担当者の業務は、経理手続き等の一層厳格な運用や予算執行改善のための追加的な調査が求められる等新たな業務が増えており、在外経理システムの一層の最適化を図る必要がある。そのため、「在外経理システムの業務・システム最適化計画（改定版）」に基づいた次期在外経理システムの構築を推進する。

【目標達成状況が芳しくない場合の原因分析及び今後の方策】

評価をするにあたり使用した資料

電子政府構築計画（平成16年6月14日改訂 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省電子政府構築計画（平成15年7月17日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

外務省情報ネットワークの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定）

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画書（平成18年3月30日 外務省情報化推進委員会決定）

在外経理システムの業務・システム最適化計画書（平成21年3月31日改訂 外務省情報化推進委員会決定）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標VI 經濟協力

施策VI—1 經濟協力

具体的施策

VI-1	經濟協力	287
------	----------------	-----

VI-1 経済協力

(施策レベル評価版：385頁)

事務事業名 ①ODAの理解促進

事務事業の概要

我が国のODA事業に対する国民の理解と支持を促進するとともに、国民に対する説明責任を果たすことを目的として、インターネットやテレビ番組等を通じ、不特定多数の国民に向けた発信を行うとともに、国際協力局職員を講師として派遣する「ODA出前講座」を開催するなど、相手を特定した草の根レベルの広報にも取り組んだ。

有効性（具体的成果）

平成21年度のODA広報は、実施した施策のほぼ全てにおいて、前年度よりも参加者数ないし視聴世帯数等が増加し、成果が向上した。

(1) 外務省ODAホームページ（日本語版）のアクセス数（ページビュー数）／年は、その充実化等をはかったことにより、前年度比約11%増の約3,674万件となった。また、ODAメールマガジンの登録者数は、テキスト版・HTML版共に増加し、16,000人以上となった。

(2) ODA広報テレビ番組（関東、関西、東海地域で放映）においては、前年度に引き続き、国際協力にも造詣が深く、女性の間で人気も高いタレントの知花くららさんがナビゲーターを務め、平成21年度の平均視聴率は5.7%（関東地域）を記録（同地区の約100万世帯（推計）が視聴していることになる）、番組HPへのアクセス数も前年度比約12%増の231,178件となった。また、全国での放映を望む声に応え、衛星放送や北海道及び九州での地上波単発番組の放映も実現させた。後述のグローバルフェスタJAPANでも、同番組ブースに対する反響は大きく、放送効果が浸透していると言える。

(3) ODA出前講座は、教育機関、企業、NGO、地方自治体等からの要請に応じて、外務省国際協力局職員を講師として派遣する一般国民との直接対話の機会である。平成21年度は43回開催し、前年度（18回）より大幅増となった。受講者からは、「今までほとんど知らなかったODAについて知ることができて良かった」「日本の援助が役立っていることが分かった」といったコメントが多く寄せられ、ODAに対する理解が深まったことがうかがえる。

(4) 日本最大の国際協力イベント「グローバルフェスタJAPAN」（平成21年10月3日、4日開催）では、初日の雨にもかかわらず、前年同程度となる約96,000人が来場し、参加団体数でも昨年を7団体上回る275団体と過去最高になった。イベントの様子は、新聞、雑誌など各種マスコミに大きく取り上げられた。

(5) 開発教育の素材を募る「開発教育／国際理解教育コンクール」については、平成21年度から、「グローバル教育コンクール」と、内容を見直した上で、より親しみやすい名称に変更した。その結果、応募総数は、840作品（平成20年度の約3倍増）となった。

(6) ODA広報の複合事業である「国際協力プラザ事業」では、広報センターへの来場者（東京、大阪）が約1.4万人、修学旅行生の受入れを61校1,616人、HPへのアクセス数（ページビュー数）／年は約300万件、月刊紙「国際協力NEWS」を24,000部発行した。なお、平成21年度は、HP及び月刊紙をリニューアルし、閲覧者／読者からは「非常に見やすくなった」との評価を得た。

(7) 現地における広報を強化するために、日章旗マークを英語版36,871枚、アラビア語版2,500枚、ODAマークを英語版44,964枚、フランス語版10,697枚、スペイン語版6,643枚、アラビア語版2,091枚、ポルトガル語版900枚を配布し、「日本の顔が見えるODA広報」を在外においても徹底させた。

予算の効果的・効率的活用

平成21年度は、政府全体としての広報経費削減の傾向を踏まえ、影響力の大きいODAホームページの充

実を図り、また月刊誌「国際協力NEWS」や「開発教育／国際理解教育コンクール」をリニューアルするなどの工夫を行い、予算の効果的・効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○そのまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

現在、岡田外務大臣の指示の下、「ODAのあり方」見直しが進められており、ODAに対する国民の理解支持促進についても、本件「見直し」の中心テーマとして省内で議論が進められている。

平成22年度より、月刊誌「国際協力NEWS」を廃止してODAプロジェクトの可視化プロジェクトを立ち上げることとしている。また、広報テレビ番組を刷新し、放送地域、時間をそれぞれ倍増するとともに内容・キャストを変更し、クロスメディア化を図った。

今後は、この「見直し」の結果を踏まえ、広報活動を更に見直していく。

事務事業名 ②NGOの活動環境整備

事務事業の概要

国際協力における政府の重要なパートナーであるNGOが、その能力をさらに向上していけるよう活動環境を整備し、NGOの能力向上を側面支援する。

有効性（具体的成果）

平成21年度は以下の諸事業をNGOと連携の上実施し、日本のNGOの能力向上を支援した。

- (1) NGO相談員（NGO活動及び国際協力に関する理解促進、我が国NGOの能力向上のため、全国の主要なNGOの職員が一般市民、NGO関係者からの質問・照会に対応。）：19団体に相談員業務を委嘱。
- (2) NGO専門調査員（NGOが抱える課題に対処するため、国際協力活動に関する専門性を有する人材をNGOに派遣し、調査・研究業務に従事し、改善策等を提言。）：9名の専門調査員を9団体に派遣。
- (3) NGOによるテーマ別能力向上プログラム
NGO自身の企画・実施による課題に応じた能力向上を目的として以下の事業を実施した。
 - (イ)NGO研究会（NGOの知見の向上、NGO間の知識の共有を目的として、開発協力における専門分野をテーマにNGOが調査、ワークショップ、シンポジウム等を実施。）：「企業との連携」、「政府（ODA）との連携」、「ネットワークNGOのあり方」、「受益者の権利に配慮した援助活動のあり方」の4テーマにつき研究会を実施。
 - (ロ)効果検証プログラム（NGOによる日本NGO連携無償（日本のNGO向けODA無償スキーム）の事業実施後の自己モニタリングの定着を目指し、検証ツールの開発と改善、普及を図るプログラム）：NGO関係者、外務省員による合同調査団をフィリピンに派遣し、農業支援及び生計向上支援事業を対象に検証ツールを適用したモニタリングを実施。地方都市も含め、国内においてNGO関係者を対象に上記調査の報告も含めたモニタリングの方法論等に関する説明会を実施。
 - (ハ)NGO国際競争力強化プログラム（日本のNGOの国際競争力の強化を目指し、重要テーマに関する諸外国の先進的事例等に関する調査を実施し、成果を国内NGOと共有する事業）：スーダンにおける事例調査、国内NGOへの聞き取り調査等を踏まえた「平和構築活動における民軍関係に関するレファレンスガイド」を作成。
- (4) 海外NGOとの共同セミナー（海外の主要なNGOの知見の共有を目的に海外NGOから講師を招き、日本のNGOが課題とする分野に関するセミナーを実施）：「平和構築」をテーマに東京でセミナーを開催。
- (5) NGO長期スタディ・プログラム（日本のNGOの中堅職員を海外の大規模なNGO、国際機関、研修

機関に最長6か月間派遣し、所属する国内NGOの課題に応じた研修(実務研修、座学研修)を実施。) : 9団体から9名を派遣。

- (6) アカウンタビリティ強化指導委託(NGOが様々なステークホルダーの支持・支援を得て活動を拡充させていくための基礎となるアカウンタビリティの向上に向けた取組を支援するべく、ノウハウ共有等を目的としたセミナー等を実施) : 平成21年度はNGOが計画的に自団体のアカウンタビリティ向上に取り組むための「アカウンタビリティガイド」を作成・配布するとともに説明会を実施。

予算の効果的・効率的活用

NGO専門調査員(上記(2))による海外調査制度を廃止した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

NGOの活動環境整備支援事業については、NGOとの間で緊密に意見交換を行いながらその内容を拡充・強化してきた。各事業の有効性についてはNGO側からの高い評価を得ており、日本のNGOの能力強化という観点から所期の成果を上げてきたものと考えられる。引き続きNGOとの連携を強化し、NGOの能力向上に効果的な事業内容とすべくNGOと意見交換を行い、より日本のNGOのニーズに則した事業を柔軟に運用していけるよう、事業内容の見直し・改善を図っていくこととしている。

事務事業名 ③経済協力評価

事務事業の概要

ODAの実施改善を図るとともに、国民に対する説明責任を果たすことを目的として、主に政策レベルのODA評価を実施する。評価の結果はODAの政策立案や実施を担当する部局や機関、ならびに被援助国にフィードバックするとともに、外務省ホームページ等を通じ公表する。

有効性(具体的成果)

ODA評価の客観性・透明性を確保するため、外務省は主に政策レベルの第三者評価を実施している。第三者評価では、国内調査、現地調査、年間を通じた検討会等を経て、最終報告書を作成している。評価により得られた教訓・提言は、ODA実施上の問題点の改善や次の政策の策定に役立てるよう、担当部局のみならず在外公館や実施機関に伝達され、対応策やフォローアップを検討・実施しており、ODAの実施改善に役立てられている。また、評価結果は、外務省ホームページなどを通じて一般に公開され、国民に対する説明責任を果たすと同時にODAへの理解促進の一助となっている。平成21年度は7件の評価案件を実施した。

この他、アジア・大洋州諸国を中心とする被援助国におけるODA評価の共通認識を認め、評価体制を強化することを目的に、毎年ODA評価ワークショップを開催している。平成21年度は、平成22年2月に東京で開催し、アジア・太平洋諸国から約20か国が参加した。平成21年度は「アジアにおけるODA評価の動向」をテーマに、アジア・太平洋地域における評価能力及びオーナーシップの向上、「パリ宣言」に基づく開発援助の効率化等について活発な議論が展開され、有意義なワークショップとなった。

予算の効果的・効率的活用

外部コンサルタントによる現地調査の際に可能な限り安価な航空賃(ディスカウント・エコノミー)を利用することを義務づけるなど、予算の効率的活用に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

(理由と今後の方針)

極めて厳しい財政状況の中、ODAに対する国民の理解を得るためには、援助の「質」の向上や実施手法の改善による援助効果の向上が必要である。

ODA全体の見直しの一環として、ODA評価体制についても見直しを行う。具体的には、ODA評価有識者会議を廃止するとともに、評価対象にメリハリをつけ、これまで以上に評価結果を確実にフィードバックする体制を整備する。また、ODA資金が効果的に使われていることを国民に説明し、ODAに対する国民の理解を深めるために、評価結果を広く活用する。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ODAホームページ

経済協力評価報告書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

施策VI—2 地球規模の諸問題への取組

具体的施策

VI-2-1	人間の安全保障の推進と我が国の貢献	293
VI-2-2	環境問題を含む地球規模問題への取組	297

VI—2—1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

(施策レベル評価版：397 頁)

事務事業名 ① 人間の安全保障の推進（概念の普及、プロジェクトの支援）

事務事業の概要

人間の安全保障とは、国境を越えて人々に直接的な影響を及ぼす様々な脅威に対して、①包括的に対処すること、②従来独立して活動していた政府、国際機関、NGO、市民社会等が連携して対処すること、③持続可能性の観点から保護と能力強化の双方に取り組むこと、を重視する考えである。我が国は、同概念を外交の柱の一つと位置付け、概念の普及やプロジェクトを通じた支援を行い、その推進に努めている。

国際社会において人間の安全保障の概念を普及させるため、国連総会や我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」における協議、各種シンポジウムの開催、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるための各国・国際機関等への働きかけを行う。

また、人間の安全保障の現場における実践のため、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じた支援を実施する。

有効性（具体的成果）

概念の普及

平成 18（2006）年 10 月に我が国主導で立ち上げた「人間の安全保障フレンズ」会合を平成 21 年度も引き続き開催した。フレンズ会合への参加国・国連機関数は急速に増加しているほか（第 1 回の約 30 か国に対して、平成 21（2009）年に開催された第 6 回、7 回会合には国際機関から約 100 か国・国際機関以上が参加）、同会合での議論が、人間の安全保障に関する国連事務総長報告の作成・発表（平成 22 年（2010 年）4 月）、国連総会において初めての人間の安全保障に関する公式討論の開催（同年 5 月）につながるなど、人間の安全保障に関する議論の活性化及び普及に大きな進展が見られた。今後ともフレンズ会合や国連総会等の場を通じて対話を継続していく予定である。

また、G8、APEC、太平洋・島サミット、世界金融・経済危機に関する世界会議、日本・メコン地域諸国首脳会議等の多数国間会合や EU、メキシコ、トルクメニスタン、ラオスとの二国間首脳会合の協力文書においても人間の安全保障への言及を確保し、同概念に対する国際的な支持が急速に拡大した。

さらに、国際機関等の長を含む幹部の訪日の際の各種会談においても国際機関側より人間の安全保障の重要性について触れられるなど、国際機関における同概念の普及に進展が見られた。

国内における同概念の普及に関しても、平成 22（2010）年 2 月に東京大学と共催で実施したシンポジウムには政府関係機関、外交団、国際機関、研究機関、NGO、報道関係者、多数の一般市民が参加するなど同概念に係る議論の活性化及び普及において相当な進展があったほか、研究機関との連携強化についても進展が見られた。

プロジェクトの支援

我が国が平成 11 年度に国連に設置した人間の安全保障基金を通じ、累計で国連機関が 119 か国地域において実施する 200 件の案件に対し約 327 百万ドルを支援した。平成 21 年度は、8 件のプロジェクトに対し計約 23 百万ドルを支援した。

平成 21 年度に承認したプロジェクトには、幅広い分野への包括的な対処が必要な平和構築関連のプロジェクトが 3 件、支援が届きづらい少数民族を裨益対象としたプロジェクトが 3 件含まれるなど、人間の安全保障の概念を実現する支援スキームである同基金ならではのプロジェクトが多くを占めたことは、現場で活動する国連機関関係者の中に同概念が浸透してきていることを示すものといえる。

また、基金を通じて支援した事業をモデルケースとして、他の支援スキームが面的拡大を図る例が増え

てきている（エルサルバドル等）ことは、基金プロジェクトが効果的なプロジェクトであることを示すものといえる。

さらに、引き続き審査プロセスに要する時間の短縮や優良案件の発掘に向けたセミナーの開催等を行ったことは、今後より効果的・効率的な案件形成、適時の案件の実施につながるものとする。

予算の効果的・効率的活用

人間の安全保障に関する調査経費については、真に必要な経費のみに厳選して予算要求を行うことにより経費の削減が可能となった。

また、人間の安全保障シンポジウムを他団体と共催で実施することにより、謝金・会場関連経費等の削減が可能となった。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

人間の安全保障概念の普及及び現場での実現に向けた我が国の積極的な働きかけにより、我が国が立ち上げた人間の安全保障フレンズ会合への参加国・国際機関が急増し、人間の安全保障に関する国連事務総長の作成・発表、国連総会における人間の安全保障に関する公式討論の開催等、人間の安全保障に対する国際社会の関心は一層高まってきている。

一方で、一部に人間の安全保障概念に対して懐疑的な国も残っており、平成22（2010）年9月に開催予定のMDGs関連国連首脳会合に向けてこれまで以上に同概念の普及を進め、実践につなげていく必要がある。また、同首脳会合後も、我が国は同概念の推進を積極的に主導してきた国として、そのフォローアップを行い、人間の安全保障の推進・実現を進めていくことが適当である。

我が国が外交の柱として位置付けている人間の安全保障の推進のためには、人間の安全保障基金を通じた支援を積極的に実施し、人々が直面する課題に効果的に対処することが重要であり、これにより人々の人間の安全保障の実現に寄与するのみならず、我が国の国際的な評価の更なる向上にも寄与することとなる。よって、人間の安全保障基金を通じた支援を拡充強化していくことは極めて重要である。

事務事業名 ② 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じたNGO等市民社会のプロジェクトの支援

事務事業の概要

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援対象である、途上国における草の根レベルの支援ニーズは多岐に亘り、その数も増加していることから、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の支援案件数も年々増加している。平成15（2003）年に、草の根レベルにおいても、「人間の安全保障」分野における取組の推進を目的に、従来の「草の根無償資金協力」を「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に改称した（平成15年度：150億円を計上）。これを通じて、引き続き個人や地域社会等、草の根レベルでの住民が裨益する案件に対して支援を実施する。

有効性（具体的成果）

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、「人間の安全保障基金」の供与対象でないNGO、地方公共団体、単独の医療・教育機関等を支援の対象としている。また、我が国の在外公館による直接実施のため、迅速な執行が可能であることから、原則1千万円以下の案件を中心に、比較的急を要する案件への支援に対応できる。

平成21年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施件数は1228件、総額約119億円であった。対ウガンダ「ワキソ県における小学校施設整備計画」等、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会

の自立に資する支援を行っている。これらの支援は、途上国において、草の根レベルのニーズに合致し、人々が直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得ている。

予算の効果的・効率的活用

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による支援は、一件当たり原則1千万円以下とその予算規模に限りはあるものの、開発途上国の草の根レベルに直接裨益するきめの細かい援助として各国で高い評価を得るなど、費用対効果が高く、効率的に活用されている。

事業の総合的評価

○拡充強化 ○内容の見直し・改善 今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による支援を通じて、現場において「人間の安全保障」が着実に推進されている。世界各地において、同スキームに対する支援ニーズは引き続き大きいため、今後も同スキームによる支援の継続が適当である。

事務事業名 ③ 世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じた三大感染症対策支援

事務事業の概要

世界基金は、途上国におけるHIV/エイズ患者に対する抗レトロウィルス薬及びマラリア予防用の長期残効型殺虫剤処理済蚊帳の配付、結核患者に対する直接服薬確認療法（DOTS）の推進等三大感染症対策のための資金供与を行っている。

有効性（具体的成果）

平成21年の第9ラウンド（第9次公募事業）において、90件の新規事業に対し約26億ドルを上限とする資金供与が承認された（ただし、一部事業については、十分な財源が確保された後に正式に承認されることとされた）。また、既存事業で新たなフェーズに移行する92件の案件が承認された。これにより、途上国等における三大感染症対策が更に強化されることが見込まれる。

世界基金の資金供与を受けた事業実施により、これまで490万人の命が救われた（基金設立（平成14年）からの累計）。また、一部の途上国では、三大感染症の感染者数が低下した。

予算の効果的・効率的活用

世界基金では、専門家により選定されたインパクトのある事業に資金供与を行っており、治療薬等の調達の共同実施、価格情報の共有により資金の効率的利用に努めている。また、事務局経費についても、理事会及び各委員会での検討を通じ節減に努めている。

事業の総合的評価

拡充強化 ○内容の見直し・改善 ○今のまま継続 ○縮小 ○終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

二国間及び多国間の援助機関などの技術支援により途上国等の事業形成・実施能力が向上したこともあり、平成21年の第9ラウンド承認額（約26億ドル）は、過去最大規模である平成20年のラウンド8承認額（約27億ドル）と同等の規模となった。このような取組により、途上国の三大感染症対策は確実に進展しているが、三大感染症対策は引き続き途上国の保健分野の主要課題であり、世界基金を通じた三大感染症対策を引き続き支援していく必要がある。

事務事業名 ④ 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による、現地のニーズに基づいた人道支援の実施

事務事業の概要

- (1) 国連総会、経済社会理事会等における人道支援政策に関する審議への参加。
- (2) 人道支援関連国際機関を通じた難民、国内避難民等への人道支援の実施。
- (3) 人道支援関連国際機関の関係者との意見交換。人道支援関連国際機関の各種会合への参加。
- (4) 国内における人道支援関係セミナーの開催。

有効性（具体的成果）

(1) 難民、国内避難民等に対する人道支援の実施は国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべきとの立場としての我が国の責務である。この観点から、平成21年度は、国連人道問題調整部（UNOCHA）、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、国際赤十字、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等を通じ難民、国内避難民等に対し積極的な支援を実施した。

(2) また、人道支援を行う国際機関の関係者との意見交換（ベネマンUNICEF事務局長、グテーレス国連難民高等弁務官、ワルストロム国連事務次長補（防災担当）、スイング国際移住機関（IOM）事務局長等の日本訪問等）を通じて、我が国が人道支援を行っていく上での根本的な理念である「人間の安全保障」について国際機関側の理解の促進を図った。また、人道支援関係の各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化を図った。

(3) 更に、赤十字国際委員会（ICRC）と共催で人道支援シンポジウム「紛争下における人道支援」を開催し、国内における人道支援に対する理解の促進に努めた。

予算の効果的・効率的活用

人道支援関係国際機関においてミレニアム開発目標の達成を目指し、我が国拠出が適正に執行され、無駄のない効果的・効率的な支援を実現するよう、我が国として取り組んだ。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

(1) 地球規模で発生している人道危機に対する人道支援は、我が国が国際社会の一員として果たすべき責務である。また、人道支援は、人間の個人としての生存の尊厳を守り、能力強化を図るという「人間の安全保障」の考えに基づいた具体的な取組として、我が国が今後も重視していくべき課題である。

(2) 近年の我が国の厳しい財政事情により国際機関に対する拠出金は大幅な減額を余儀なくされており、今後もこの傾向が続くと考えられる。しかしながら、国際社会においては依然人道危機への対応が必要とされており、対応の遅れは国際社会の平和と安定そのものを脅かしかねないことから、我が国が今後も拠出金の大幅な削減を続けていくことは我が国が人道支援分野を重要視していないとのメッセージを人道危機に瀕している人々、また国際社会に対して与える可能性がある。そのため、適切かつ効果的な人道支援の実施を確保し、多くの人々に対し支援が行われるよう目を配りつつ、国際社会の一員としての責務及び積極的な姿勢を示すためにも、国際機関を通じた人道支援の拡充強化を図っていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

2009年版ODA白書（外務省、平成22(2010)年3月）

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

VI-2-2 環境問題を含む地球規模問題への取組

(施策レベル評価版：403 頁)

事務事業名	① 国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組
事務事業の概要	<p>(1) 生物多様性保全のための取組</p> <p>(2) UNEP/IETC による具体的活動への支援</p> <p>(3) オゾン層保護のための支援</p> <p>(4) 酸性雨対策への貢献</p> <p>(5) 化学物質の国際的規制に対する貢献</p> <p>(6) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献</p> <p>(7) 気候変動対策のための取組(京都議定書に定めのない 2013 年以降の次期枠組みの構築に向けた国際交渉に参画し、交渉をリードする。)</p>
有効性(具体的成果)	<p>(1) 生物多様性保全のための取組 生物多様性条約第 10 回締約国会議(平成 22 年 10 月、於：愛知県名古屋市)において決定される予定の「ポスト 2010 年目標」につき、平成 22 年 1 月、我が国は、議長国として積極的な貢献を行うべく、有識者、NGO 等との意見交換や、国民からの意見募集を行いつつ、独自の提案を作成し条約事務局に提出した。また、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)については、平成 20 年の COP9(於：ドイツ)で決定された作業行程に基づき、平成 21 年 4 月、11 月および平成 22 年 3 月にそれぞれ作業部会が開催され、国際的枠組みの策定のための具体的なテキスト案が示される等、交渉が大きく進展した。</p> <p>(2) UNEP/IETC による具体的活動への支援 国連環境計画・国際環境技術センター(UNEP/IETC)が実施する「廃プラスチックからのディーゼル燃料生成による資源保全及び温室効果ガス削減プロジェクト」に対する財政的支援を行い、技術概要集の作成やワークショップの開催等を通じ、途上国に対する技術移転に貢献した。</p> <p>(3) オゾン層保護のための支援 オゾン層保護に関し、モントリオール議定書多数国間基金のもとで、オゾン層破壊物質削減に資する技術の開発途上国における導入を支援した。また、代替フロン(HCFC)の削減スケジュールの実施に向けて、対途上国支援活動のガイドライン策定等に関する検討に貢献した。</p> <p>(4) 酸性雨対策への貢献 酸性雨対策に関し、東アジア酸性雨モニタリング・ネットワーク(EANET)関連会合を通じて、EANET の活動基盤強化のための文書の策定作業に積極的に参加した。その結果、平成 21 年 11 月の第 11 回政府間会合において同文書の最終テキストが作成され、各国が署名に向けて国内手続に付すことで一致する等、東アジア地域の大気環境管理のための枠組み作りに貢献した。</p> <p>(5) 化学物質の国際的規制に対する貢献</p>

国境を越える化学物質の規制・管理に関し、ストックホルム条約での附属書への新規物質の追加に関する検討プロセスにおいて、我が国の技術的知見を提供して審議に貢献した。UNEPのもとでの水銀に関する条約策定交渉開始に向けた議論に貢献した。また、化学物質及び廃棄物関連条約間の協力及び連携の強化を目的としたバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約の拡大合同締約国会議において、条約の実施体制の強化と予算の効率的使用を推進するべく議論に貢献した。

(6) 南極地域の国際協力・環境保全に対する貢献

南極条約採択 50 周年を契機に、同条約及び環境保護に関する南極条約議定書の遵守状況や科学的調査における国際協力の現状について、我が国で初めて南極地域査察団を編成し、6 か国基地の査察を行い、その概要を協議国会議で報告した。

(7) 気候変動対策のための取組

- ① G8 ラクイラ・サミットにおいては、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも 50%削減するとの目標を再確認するとともに、この一部として、先進国全体として、2050 年までに 80%又はそれ以上削減するとの目標を支持した。
- ② 同サミットの際に開催された「エネルギーと気候に関する主要経済国フォーラム」において、中国やインド等も含めた参加国の間で、世界全体で「相当の量」(substantially)の排出削減に協力して取り組むことが合意された。
- ③ 気候変動枠組条約第 15 回締約国会議 (COP15) において、30 近くの国・機関の首脳レベルの協議・交渉の結果「コペンハーゲン合意」が作成され、ほぼすべての国の賛同を受け、全体合意において同合意に「留意」することが決定された。

予算の効果的・効率的活用

効率的な会議の運営、出張体制や課内体制の構築等により、無駄を省いた業務運営を達成した。具体的には以下のとおり。

1. 平成 22 年 3 月に、遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関する国際専門家会議を、経済産業省等と共に開催 (於：東京) し、ABS 国際的枠組交渉に関する見解、期待、懸念を共有することができた。当省は、専門家招へいに関し、在外公館を通じて渡航費の支援手続きを行い、割安な航空券を手配することにより予算の節約に努めた。
2. 平成 21 年 10 月に、「低炭素社会を実現する科学技術と政策の推進」をテーマとした国際会議を、地球環境行動会議 (GEA) 事務局、環境省等と共に開催 (於：東京) し、環境省が会議運営全体を管理の上、当省は、招へい費を支出した。本件会議運営支援業務委託業者を選定するにあたり、一般競争入札 (一括して環境省が実施) を行い予算の節約に努めた。また、本件会議開催に伴う外務副大臣主催レセプションを開催し、官民一体となって環境問題に取り組んでいる我が国の姿勢を積極的にアピールするとともに、環境分野における人脈構築、信頼関係を醸成することができた。右レセプションを開催するにあたり、ケータリング、装花、招待状作成、バス借り上げを行ったところ、見積もり合わせを適正に行い業者を選定したことにより予算の節約に努めた。
3. 平成 21 年 12 月に、北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 政府間会合を、ホスト国として開催 (於：富山) し、会議運営等に支障がないよう準備を進めるとともに、会議運営支援業務委託業者を選定するにあたり、一般競争入札を行い予算の節約に努めた。
4. 多数国間環境条約遵守問題検討会において有識者の意見を聴取し活発な意見交換を行ったことにより、当省を始め関係省庁が条約遵守と密接に結びつく条約の責任と救済の問題につき認識を深めること

ができた。なお、本件検討会への有識者の参加の有無を適切に把握し、遅滞なく有識者へ謝金を支弁した。

5. 平成 22 年 3 月に、第 8 回「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合を、ホスト国として開催（於：東京）し、会議運営等に支障がないよう準備を進めた。なお、当初の想定よりも多くの国の参加を得たが、会議運営支援業務委託業者を選定するにあたり一般競争入札を行うなど、予算の節約に努めた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

地球環境問題の緊急性と重要性がますます高まっており、引き続き取組を強化していくことが必要である。

事務事業名 ② 持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組

事務事業の概要

森林保全・違法伐採対策・持続可能な森林経営のための取組として、国際熱帯木材機関（ITTO）の取組を主導する。

有効性（具体的成果）

平成 21 年 11 月に横浜において、第 45 回国際熱帯木材理事会（国際熱帯木材機関の最高意思決定機関）が開催された。我が国は、「2006 年の国際熱帯木材協定」の未締結国に対して早期の締結を呼びかけ、2006 年協定の早期発効を求める決議案を理事会に提出し採択された。また、10 件の個別プロジェクトへの拠出が表明された。

予算の効果的・効率的活用

平成 21 年 11 月に、国際熱帯木材機関理事会が横浜に於いて開催された際、林野庁と共に日本政府代表団作業室の借り上げを行ったことにより、頻繁に開催されたドナー会合、非公式コンタクト・グループ会合等に遺漏なく対応することができた。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

気候変動対策および生物多様性保全の観点から、森林保全・持続可能な森林経営の重要性がますます高まっており、引き続き取組を強化していくことが必要である。

事務事業名 ③ 気候変動の次期枠組みづくりにおける取組

事務事業の概要

すべての主要国による公平かつ実効的な国際枠組みを構築するため、国連の下での交渉やバイ会談等に積極的に参画し、交渉をリードする。

有効性（具体的成果）

平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会合において、我が国の温室効果ガス排出削減の中期目標（2020 年までに 1990 年比で言えば 25%削減）を表明し、また同会合において途上国支援に関する鳩山イニシアティブを表明し、その後の COP15 において鳩山イニシアティブの具体策を表明等することを通じて、国際交渉の進展に勢いを与えた。

予算の効果的・効率的活用

効率的な出張体制や課内体制の構築等により、無駄を省いた業務運営を達成した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

気候変動対策の緊急性と重要性がますます高まっており、引き続き取組を強化していくことが必要である。

事務事業名 ④ 防災分野における国際協力の推進，我が国の考え方の発信

事務事業の概要

「兵庫行動枠組」の世界的実施の推進を通じた持続可能な開発の実現

有効性（具体的成果）

(1) 「兵庫行動枠組2005-2015」の世界的な実施に向けて、国連内の主たる推進機関であり、防災に関する情報・知見を普及する役割を担う国連国際防災戦略（UNISDR）事務局に対して引き続き財政的支援を実施した。

(2) 上記支援により、平成21年6月にジュネーブにおいて、各国政府、国際機関、NGO、有識者等の参加のもと防災グローバル・プラットフォーム会合が開催された。我が国は、コミュニティ防災に係わるパネル・ディスカッションにおいて我が国の「自助・公助・共助」の考え方に基づいたコミュニティ能力強化のための取組を発信するとともに、阪神・淡路大震災の教訓等を紹介した。

予算の効果的・効率的活用

支出した資金の使途や進捗状況について、理事会・総会等の加盟国が参加する会議、報告書、我が方大使館や代表部を通じた定期的連絡等により詳細に確認している。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

防災・災害対策は、人間の安全保障、持続可能な開発の確保という観点のみならず、気候変動への適応という観点からも益々重要性を増している分野である。これを反映して、兵庫行動枠組担当国連事務総長特別代表も任命された。世界中で大規模自然災害が続く中、「兵庫行動枠組」を採択した国連世界防災会議の主催国として、また、防災に関する優れた知見・技術を有する国として、我が国は、「兵庫行動枠組」の更なる世界的な実施の推進に努めていく必要がある。

評価をするにあたり使用した資料

平成22年版外交青書

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

施策（具体的施策）

VII-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	303
VII-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	305
VII-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	307

Ⅶ－１ 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

(施策レベル評価版：411頁)

事務事業名 ①国際刑事裁判所（ICC）分担金

事務事業の概要

我が国が支払う分担金により、ICCの目的である国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の処罰を通じた国際の平和と安全の維持への貢献を実現した。

有効性（具体的成果）

我が国が支払う分担金により、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフル地域、中央アフリカ共和国及びケニアにおける集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪の捜査・訴追が可能となっている。我が国は、ICCの最大の財政貢献国（予算の22%を負担。平成22年度は18.6%。）であり、我が国が必要な支払いを行わなければ、ICCの活動は大幅に縮小せざるを得ないほど大きな影響力を有している。

予算の効果的・効率的活用

ICCの予算を決定する締約国会議の場で他の主要財政拠出国等と連携しつつ、裁判所の組織運営の効率化を積極的に推進しており、また、締約国会議の下に設置された予算財務委員会(CBF)に我が国の委員を送り込むことにより、間接的に、裁判所の予算・財務面での問題点を指摘し、効率的な組織運営を促進している。これらの取組の結果、組織を年々増大化させる成長路線から、現行の規模・資源を維持しつつ運営を効率化させる安定路線への転換を図ることに成功しつつある。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

ICCは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪（未定義））を犯した個人を、国際法に基づいて訴追・処罰するための、唯一の常設の国際刑事裁判機関であり、国際社会が協力して、こうした犯罪の不処罰を許さないことで、犯罪の発生を防止し、国際の平和と安全の維持に貢献している。具体的には、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン・ダルフル地域、中央アフリカ共和国及びケニアで発生した戦争犯罪等の訴追・処罰を行っており、これらの国・地域における犯罪の再発防止に貢献しているとともに、犯罪発生地における法の支配の確立、すなわち、犯罪被害者の法に対する信頼の回復及び社会秩序の回復に重要な役割を果たしている。

我が国は、国際社会における法の支配の確立が国際社会における長期的な平和と安全の維持の観点から極めて重要であると考えており、今後も引き続きICCの活動を支援していくため、所要の分担金に対する予算要求を行っていく。

評価をするにあたり使用した資料

外務省HP 国際刑事裁判所部分

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/index.html>

国際刑事裁判所HP

<http://www.icc-cpi.int/>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅶ－２ 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

(施策レベル評価版：415 頁)

事務事業名 ① 経済協力開発機構分担金

事務事業の概要

OECD は、経済・社会等多岐にわたる分野において、加盟国間の政策調整、情報・ノウハウの交換、非加盟国・地域への協力を行う国際機関であり、特に、経済政策・分析、規制制度・構造改革、貿易・投資、環境・持続可能な開発、ガバナンス（統治）、非加盟国協力などの分野において活発な活動を行っている。OECD は、これらの活動経費一般を、我が国を含む加盟国が拠出する分担金により賄っている。

有効性（具体的成果）

分担金の拠出を通して、我が国は先進的な国際的ルール作り及び政策協調に積極的に参画してきているが、OECD への拠出は、我が国の考えを国際的ルールに反映させることにつながるだけでなく、OECD の分析・政策提言機能を活用することにより、我が国の各分野における政策立案の参考とすることもできる。

例えば、平成 21 年度 OECD 閣僚理事会においては、「結論文書」及び「グリーン成長に関する宣言」を採択し、「分野横断的なプロジェクトとして、経済の回復と環境・社会的に持続可能な経済成長を達成するために、グリーン成長戦略を策定する」ことを決定したが、我が国を含む加盟諸国の金融・経済危機の克服とその後の持続的成長実現に向けた強い決意を国際社会に向けて表明する機会となった。

G20 ロンドン・サミット（平成 21 年 4 月）及び G20 ピッツバーグ・サミット（同 9 月）の際には、OECD は、世界的な金融・経済危機からの回復に向けた政策等に関し提言等を行うことにより知的貢献をした。

その他、平成 21 年 9 月、OECD による対日経済審査の結果が公表されたが、OECD による同審査を通じて、金融・経済危機以降我が国が行った迅速な政策対応や、我が国の医療政策、低炭素化社会に向けた取組等が、OECD 並びに加盟各国に認識されることとなった。その他、OECD からは様々な経済・社会分析に関する定期刊行物の他、日本に対する提言として、『対日経済審査』、『日本の政策課題達成のために：OECD の貢献』や「『新成長戦略（基本方針）』に関する OECD 事務局のコメント」等が示された。

予算の効果的・効率的活用

平成 20 年に OECD 分担金の算定方法を見直す改革が合意に至り、長期的に見て日本の分担金は減少する見通しとなった。また、我が国としても、限られた予算をより効果的・効率的に活用できるよう、OECD における活動内容の優先順位付けに積極的に取り組んでいる。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止
(理由と今後の方針)

OECD への分担金拠出が加盟国としての義務であるだけでなく、OECD の諸活動への貢献を通して、国際社会において我が国にとって好ましい国際環境づくりを行いながら、我が国のプレゼンスの向上も目指すことが可能となるため、今後も分担金の拠出を継続する。

評価をするにあたり使用した資料

外務省ホームページ (OECD) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/index.html>
OECD 東京センターホームページ <http://www.oecd-tokyo.org>
OECD ホームページ <http://www.oecd.org>

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

Ⅶ－３ 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(施策レベル評価版：419頁)

事務事業名 ① 国際連合教育科学文化機関（UNESCO:ユネスコ）分担金及び世界遺産基金分担金，無形文化遺産基金分担金

事務事業の概要

ユネスコへの分担金はユネスコ憲章に規定された加盟国の義務であり，ユネスコの組織運営や教育，科学，文化，情報・コミュニケーション分野におけるユネスコ諸活動の主な財源となっている。また，世界遺産基金および無形文化遺産基金については，それぞれ，「世界遺産条約」第16条1及び「無形文化遺産条約」第26条1に基づき締約国会議で決定された各締約国の分担金であり，各条約の運用や締約国への支援等の主たる財源となっている。

有効性（具体的成果）

我が国は第2位の財政貢献国であり，ユネスコ分担金に関しては，ユネスコ本部の運営や，教育，科学，文化，情報・コミュニケーションの各分野における諸活動の実施に貢献している。さらに，決められた分担金を確実に支払いユネスコの予算を支えていることは，ユネスコにおける日本のリーダーシップ及びプレゼンスの確保にも役立っている。

例えば，平成21年度には，我が国も委員国を務める執行委員会（193か国の加盟国から選挙によって選出された58か国から構成される）としては，第181回執行委員会及び第182回執行委員会が，また，全加盟国が参加する第35回ユネスコ総会（2年に1度）が開催されたが，我が国はそのいずれにも積極的に関与し，教育，文化等の関連議題に関する議題をリードしたり，意見の合わない国々との調整を行った。特に平成21年度は次期2か年予算の決定という大きな課題があったが，同課題においても我が国の意向を反映させることが可能となった。さらに，10年の任期を終えて退任する松浦事務局長（当時）の後任となる事務局長の選出選挙においても，我が国の動向が選挙戦を左右するとして注目を浴びるなど，大きな存在感とリーダーシップを発揮することができた。

また，教育，科学，文化，情報・コミュニケーション分野において通常予算によって実施される国際協力はもとより，世界遺産基金および無形文化遺産基金分担金への拠出を通じて，「世界遺産条約」および「無形文化遺産条約」に基づく締約国会議等の開催や有意義な国際協力及び援助の実施を促進しているほか，これらの国際協力体制の運営に関する我が国の発言力を確保することにも役立っている。

例えば，平成21年10月にアブダビにおいて開催された第4回無形文化遺産保護条約政府間委員会においては，条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への初回記載が行われ，我が国からは「雅楽」，「小千谷縮・越後上布」，「京都祇園祭の山鉾行事」等，13件に上る案件の記載が行われ，「人類の口承及び無形文化遺産に関する傑作宣言」（2001-2005）から統合された3件とあわせ，現在まで16件が記載されている。

予算の効果的・効率的活用

我が国として，これら分担金の拠出を通じ，ユネスコの諸活動が円滑に進むよう貢献した。

事業の総合的評価

拡充強化 内容の見直し・改善 今のまま継続 縮小 終了・中止・廃止

（理由と今後の方針）

ユネスコは，教育，文化，科学，コミュニケーションの各分野における諸活動を通じて国際的な知的交流や国際協力を推進し，心に平和の砦を築くという目的を有しているが，その目的への強い親近感もあり，

日本が第二次大戦後に最初に加盟し国際社会への復帰の第一歩を記した国連機関である。

その目的を果たすために、ユネスコは広い分野において、知識・観念の創設、国際法規範設定機能、クリアリング・ハウス機能、各分野における加盟国の能力開発、国際協力における触媒的機能という機能を果たすべく多岐に亘る活動を展開しており、また、地球規模的な課題への対応の観点からも、国際社会において、教育、科学、文化等でユネスコに対して期待される役割も大きい。我が国は、第2位の分担金拠出国として、それらの活動に財政面で貢献するとともに、ユネスコを通じた国際協力・国際貢献を進展させていくことが必要であり、引き続き所要の分担金に対する予算要求を行っていく。

評価をするにあたり使用した資料

- ・平成22年版外交青書
- ・ユネスコホームページ (<http://www.unesco.org>)
- ・外務省広報文化交流部関連ホームページ

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>) のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

外務省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>